

令和元年度

包括外部監査結果報告書

大阪府包括外部監査人

松葉知幸

目 次

第1章 包括外部監査の概要.....	1
第1 監査の種類.....	1
第2 選定した特定の事件及び監査対象期間.....	1
1 選定した特定の事件（監査テーマ）.....	1
2 包括外部監査対象期間.....	1
第3 事件を選定した理由.....	1
第4 包括外部監査の方法.....	1
1 監査の要点.....	1
2 主な監査の実施手法.....	2
第5 監査の対象機関.....	5
第6 監査の実施体制.....	5
第7 往査等の状況.....	5
第8 包括外部監査の実施期間.....	6
第9 利害関係.....	7
第10 報告書の構成及び記載方法.....	7
1 留意した事項.....	7
2 構成.....	7
3 監査結果の書き分け.....	7
4 監査の結果及び意見の記載方法.....	7
第2章 包括外部監査対象の概要.....	8
第1 大阪府補助金等事業の概要.....	8
1 補助金等の根拠.....	8
2 補助金等交付事務について.....	9
(1) 「会計事務の手引」に基づく支出ルール.....	9
(2) 大阪府における補助金・負担金・交付金の意義（定義）.....	10
(3) 大阪府における補助金交付事務の概要.....	10
3 負担金及び交付金交付事務の流れ.....	12
4 補助金等（一般会計及び特別会計）に関する歳入・歳出状況.....	12
(1) 大阪府全体の歳入・歳出状況.....	12
(2) 補助金等（一般会計及び特別会計）に係る歳出決算の推移.....	14
(3) 補助金等の件数.....	17
5 大阪府における補助金等の見直しの状況.....	17
(1) 財政再建プログラム（案）（平成20年6月策定）.....	18
(2) 財政構造改革プラン（案）（平成22年10月策定）.....	18
(3) 平成26年度行財政改革の取組みについて（平成26年2月策定）.....	18
(4) 行財政改革推進プラン（案）（平成27年2月策定）.....	19
第2 地方独立行政法人の概要.....	20
1 地方独立行政法人とは.....	20
2 対象業務（地独法第21条）.....	20
3 役職員.....	21
4 中期目標等による管理と評価の仕組み.....	21
5 財務及び会計.....	21
6 地方独立行政法人設立の特色.....	22
7 大阪府が設立した地方独立行政法人.....	23

第3	基金の概要	24
1	大阪府の基金の状況（平成30年度）	24
2	基金の意義と分類	25
3	基金の管理と処分	25
4	大阪府における基金の運用	26
5	大阪府の基金の全体像と監査対象基金について	27
	(1) 基金の全体像	27
	(2) 監査対象について	30
第3章	包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）	31
第1	全般的事項に係る監査の結果及び意見	31
1	統括部署の設置及び全庁的な管理体制の整備	31
	【意見1】統括部署の設置及び全庁的な管理体制の整備	31
2	補助金交付要綱等のホームページでの公表	38
	(1) 概要	38
	(2) 【意見2】補助金交付要綱等のホームページでの公表	39
3	補助金の事業費補助への転換	39
	(1) 概要	39
	(2) 【意見3】運営費補助の見直し	40
4	補助金の定期的な見直し	40
	(1) 概要	40
	(2) 【意見4】継続的検討の仕組みの設定	41
5	独占禁止法違反、前科の確認	41
	(1) 概要	41
	(2) 【意見5】独占禁止法違反、前科の確認	42
6	暴力団員等の排除	44
	(1) 概要	44
	(2) 【意見6】暴力団員等の排除の仕組み	44
7	消費税仕入額控除	46
	(1) 概要	46
	(2) 【意見7】消費税仕入額控除に関する要綱上の記載不備等	48
第2	府民文化部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見	50
1	公益財団法人大阪国際平和センター補助金	50
	【意見8】補助金交付要綱の作成	50
	【意見9】実績に基づいた数値目標による予算要求の必要性	52
	【意見10】予算書の正確な作成、提出された予算書のチェック	52
2	大阪観光局運営事業費負担金	53
	【意見11】大阪観光局による各事業ごとの経済効果等の測定及び事業報告書や事業報告参考資料への記載	54
	【意見12】大阪府による各事業ごとの効果検証及び検証結果の記録化	54
3	台風21号における大阪国際会議場修繕工事業負担金	55
	【意見13】修繕工事の実施方法	55
	【意見14】指定管理者による修繕工事業の金額の妥当性の検証	57
4	大阪・光の饗宴実行委員会負担金	57
	【意見15】実行委員会の議事概要における議決結果の記載	58
5	水都大阪コンソーシアム事業負担金	59
6	大阪ストーリープロジェクト事業補助金	61
	【意見16】補助金の制度設計の見直しの検討	61
	【意見17】補助事業年度の翌年度以降の成果報告書のチェック方法	63
	【意見18】補助事業の目的に沿った成果指標の設定	64
7	大阪マラソン開催業務に係る負担金	65
	【意見19】組織委員会や組織委員会の他の構成員との協定書の締結	66
	【意見20】募集方法Ⅰ（分割発注を検討すべき）	67
	【意見21】募集方法Ⅱ（開催準備業務及び開催運営業務を含めて、受託事業者を公募すべき）	

	69
	【意見 22】 募集方法Ⅲ（負担金の削減）.....	75
8	輝け！子どもパフォーマー事業補助金.....	76
	【意見 23】 検査調書の検査評価欄の記載方法.....	77
	【監査の結果 1】 簿冊ファイルの保存期間の記載の誤り.....	77
9	恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金.....	78
	【意見 24】 補助金の制度設計の見直しの検討.....	78
	【意見 25】 補助事業年度の翌年度以降の成果報告書のチェック方法.....	79
	【意見 26】 補助事業の目的に沿った成果指標の設定.....	80
	【監査の結果 2】 簿冊ファイルの保存期間の記載の誤り.....	81
第 3	福祉部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見.....	82
1	介護保険苦情処理業務支援事業費補助金.....	82
	【意見 27】 補助事業費の実態に則した積算.....	84
	【意見 28】 大阪府国保連合会における事業費の検証.....	85
2	軽費老人ホーム事務費補助金.....	86
	【意見 29】 実地調査の実施.....	87
3	保育士修学資金貸付等事業補助金.....	88
	【意見 30】 当初予算での計上.....	89
4	大阪府母子・父子福祉センター運営補助金.....	89
	【監査の結果 3】 補助金必要額の実態と異なる積算.....	91
	【意見 31】 物件費負担の妥当性の検討.....	91
	【意見 32】 補助金交付要綱の作成.....	92
5	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金.....	93
	【意見 33】 当初予算での計上.....	94
	【意見 34】 検査時における証憑の確認.....	95
6	福祉活動指導員設置事業費補助金.....	95
	【意見 35】 定額補助の見直し.....	96
	【意見 36】 補助金交付要綱の作成.....	97
7	福祉施設経営指導事業費補助金.....	97
	【意見 37】 定額補助の見直し.....	98
8	社会福祉施設職員等研修事業費補助金.....	99
	【監査の結果 4】 経費配分承認申請書の入手漏れ.....	100
	【意見 38】 実態に則した実績報告書の入手.....	101
9	社会福祉施設職員福利厚生基金.....	102
	【意見 39】 補助金の継続可否の検討.....	104
	【意見 40】 検査方法の見直し.....	104
	【意見 41】 補助金交付要綱の作成.....	104
	【意見 42】 基金のあり方の検討.....	105
第 4	健康医療部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見.....	107
1	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金.....	107
	【意見 43】 目的積立金に関する厳密な検討.....	107
	【意見 44】 統合効果の最大化.....	109
2	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金.....	109
3	腎移植組織適合検査事業補助金.....	110
	【意見 45】 交付額の算定基準の策定.....	111
4	夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金.....	112
	【意見 46】 交付申請書及び実績報告書の詳細かつ具体的な記載.....	113
5	大阪府障がい児者歯科診療施設補助金.....	114
6	大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金.....	115
	【監査の結果 5】 補助金申請団体の審査について.....	116
	【意見 47】 補助対象事業者の団体性要件について.....	117
	【監査の結果 6】 補助対象経費の審査について.....	118
7	がん診療施設設備整備事業補助金.....	119
	【監査の結果 7】 契約手続の確認.....	119
8	大阪府周産期緊急医療体制整備事業補助金.....	120
	【監査の結果 8】 経費の内訳の報告.....	121

	【監査の結果9】補助対象経費への該当性.....	122
9	泉州救命救急センター運営費補助金.....	122
	【意見48】補助金の上限額に関する協議のあり方.....	123
	【監査の結果10】上限額を超えた補助金を交付する際の慎重な検討.....	124
	【意見49】補助事業者に対する意見表明の場の設定.....	125
	【監査の結果11】仕入控除税額報告書の提出の求め.....	125
	【監査の結果12】寄附金の按分.....	126
10	大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金.....	127
	【監査の結果13】補助金交付要件の遵守.....	128
11	大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金.....	129
	【意見50】実績報告書の記載内容の充実.....	130
	【意見51】より詳細な検査の実施.....	130
12	大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金.....	131
	【監査の結果14】補助金額の再算定及び精算.....	132
13	大阪府病床転換促進事業補助金.....	133
14	大阪府看護師等養成所運営費補助金.....	134
	【監査の結果15】交付要綱の訂正.....	135
	【監査の結果16】補助基本額の減額割合の明記.....	135
15	大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金.....	136
	【監査の結果17】契約締結方法に関する資料の取得.....	136
16	大阪府病院内保育所運営費補助金.....	138
	【意見52】交付決定の迅速化.....	138
17	大阪府新人看護職員研修事業補助金.....	139
18	健康医療部所管補助金についての共通意見.....	140
	【意見53】申請書類の収支計画における「寄附金その他収入」の計上.....	140
	【意見54】補助事業検査調書の記載内容について.....	141
19	地方独立行政法人大阪府立病院機構への運営費負担金等.....	142
	【監査の結果18】運営費負担金算定基準の改訂.....	147
20	地域医療介護総合確保基金.....	149
	【監査の結果19】見積書の一式表記について.....	150
	【意見55】履行確認内容の記録化.....	151
	【監査の結果20】印紙の貼付漏れ.....	152
	【監査の結果21】履行確認その他検査内容の記録.....	152
	【監査の結果22】人件費の適切な把握.....	153
	【意見56】履行確認及び検査方法の記録について.....	154
第5	商工労働部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見.....	155
1	西成労働福祉センター補助金.....	155
	【意見57】財政的関与のあり方の検討.....	156
	【意見58】交付要綱の作成.....	157
	【監査の結果23】退職給付引当金の積立.....	158
2	あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金.....	159
	【意見59】交付要綱の作成.....	160
	【意見60】実績報告書の添付書類の記載.....	160
	【意見61】購入物品の把握.....	162
3	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金.....	163
	【意見62】大阪ホームレス就業支援センター運営協議会に対する財政的関与のあり方.....	164
	【意見63】ホームページの適宜の更新.....	165
4	大阪起業家スタートアップ補助金.....	165
	【意見64】効果指標に関する交付要綱等への明記.....	167
	【意見65】補助対象経費に関する変更申請.....	168
5	ものづくりイノベーション支援助成金.....	169
	【意見66】効果測定からのフィードバック.....	171
	【意見67】実績確認時の検査記録への記載.....	171
	【監査の結果24】取得財産の把握、定期的な所在確認.....	172
6	大阪府企業立地促進補助金.....	172
	【監査の結果25】申請手続書類の記載の整備.....	174

	【意見 68】 撤退事例に関する把握と PDCA の確保.....	174
7	大阪府中小企業取引振興事業費補助金	175
	【意見 69】 合理的な成果目標の設定.....	176
	【意見 70】 概算払の必要性及びタイミングの検討.....	177
	【意見 71】 仕入税額控除に関する報告の徴収.....	178
	【意見 72】 大阪産業局に対する財政的関与のあり方.....	179
8	大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金	180
	【意見 73】 倒産比率の算定方法.....	181
9	公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金	183
	【意見 74】 交付要綱の作成.....	184
	【意見 75】 概算払の必要性及びタイミングの検討.....	184
	【意見 76】 補助金交付開始当時の交付理由に関する検討.....	185
	【意見 77】 大阪産業局に対する財政的関与のあり方.....	185
第6	環境農林水産部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見.....	187
1	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所運営費交付金	187
	【意見 78】 目的積立金の承認手続の記録化.....	187
2	農業近代化資金利子補給金・漁業近代化資金利子補給金	189
3	大阪府環境保全活動補助金	190
4	大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金	191
	【意見 79】 補助対象経費の適正性確保のための相見積り	192
5	大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金	192
	【意見 80】 補助対象経費の適正性確保のための相見積り	193
6	大阪府林業関係補助金（木とふれあう木育推進事業）	194
	【意見 81】 補助金のあり方の再検討.....	195
	【監査の結果 26】 実施要領と運用との不整合.....	196
7	大阪府自然環境保全活動推進事業費	196
	【意見 82】 趣旨目的を踏まえた PDCA サイクルの構築.....	199
8	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金	200
9	こまわり産地野菜価格安定事業補助金	201
10	大阪府地域農政推進対策事業費補助金	202
	【意見 83】 交付要綱の文言の明確化.....	203
	【意見 84】 契約書等における委託業務の範囲及び内容の明確化.....	204
11	大阪型農地貸付協力金	205
12	大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金	206
	【監査の結果 27】 補助事業の進捗状況の把握及び適切な対処.....	207
13	大阪府みどりの基金事業補助金	208
	【監査の結果 28】 処分対象財産の判断基準の遵守.....	209
14	子育て施設木のぬくもり推進事業	210
15	持続的な森づくり推進事業（基盤づくり）	211
	【意見 85】 補助事業の効果を最大化するための働き掛け.....	213
16	環境保全基金	214
	【意見 86】 人件費積算の見直し.....	215
17	みどりの基金	216
	【意見 87】 予定価格の検証.....	218
	【意見 88】 効果指標の設定等について.....	219
第7	住宅まちづくり部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見.....	221
1	大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金	221
	【意見 89】 入居者について暴力団排除の実効性を図る仕組みの導入.....	222
	【意見 90】 概算払を行うか否かの実質的な検討.....	223
2	大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金	225
	【意見 91】 補助金交付要領における暴力団排除条項の定め.....	226
3	府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金	226
	【意見 92】 要綱における暴力団排除条項の導入.....	228
	【意見 93】 補助金の効果測定及び補助事業の効果達成のための取組.....	229
第8	教育庁の個別補助金等に係る監査の結果及び意見.....	231

1	大阪府産業教育フェア負担金	231
	【意見 94】大阪府の果たすべき役割・根拠の明確化	232
	【意見 95】実績報告書, 検査調書の作成	232
	【意見 96】議事録の有無の把握	233
	【監査の結果 29】交付方針の記載の誤り	234
2	国民体育大会近畿ブロック大会分担金	234
	【意見 97】分担金支出の根拠の明確化	235
3	近畿高等学校種目別体育大会運営補助金	236
	【意見 98】補助金支出の根拠の明確化	236
4	公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金	237
	【意見 99】補助事業の効果測定および評価	238
	【監査の結果 30】実績報告書の正確な記載の徹底	239
	【意見 100】国民体育大会への派遣に関する旅費の補助の見直し	239
5	大阪府国民体育大会派遣事業交付金	240
	【意見 101】事業実績報告書の記載	240
6	大阪府育英会運営費等補助金	241
	【意見 102】大阪府育英会に対する財政的関与のあり方	242
7	私立専修学校高等課程経常費補助金	244
	【意見 103】交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準による要綱記載の要件の明確化	245
	【意見 104】ガバナンス向上取組係数における公表資料のチェック	246
8	私立外国人学校振興補助金	247
	【意見 105】要綱や交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準における要綱記載の要件の明確化	248
9	私立高等学校等経常費補助金	249
	【意見 106】配分基準における生徒 1 人当たりの授業料負担額, 高等学校全体の収支及び財務状況の考慮	250
	【監査の結果 31】財務情報等非公表調整配分における公表書類の未改訂	251
	【監査の結果 32】実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の変更	252
	【意見 107】検査調書の記載方法	252
10	私立幼稚園経常費補助金	254
	【監査の結果 33】研修参加者の職及び氏名の報告	255
	【意見 108】学校関係者評価における学校関係者委員会の構成	256
	【監査の結果 34】実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の変更	257
11	私立幼稚園等特別支援教育費補助金	258
	【監査の結果 35】実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の変更	258
第 4 章 最後に		260

本監査結果報告書に記載した数値の多くは概数であるため、表等に記載した合計数値が、その内訳の単純合計と一致しない場合があることにご留意いただきたい。

また、令和元年 5 月 1 日以降の年月日を表示する際、便宜上「平成」の元号を使用した部分があるので、ご了承ください。

第1章 包括外部監査の概要

第1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び包括外部監査契約に基づく特定の事件に関する監査

第2 選定した特定の事件及び監査対象期間

1 選定した特定の事件（監査テーマ）

補助金等及び基金に関する財務事務の執行について

2 包括外部監査対象期間

平成30年度（自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）

ただし、必要に応じて過年度及び令和元年度の事務についても監査対象とした。

第3 事件を選定した理由

監査テーマの選定にあたっては、大阪府の施策としての重要度、財政への影響度、大阪府民の関心の高さ、過去の包括外部監査のテーマとの重複の有無などを考慮した。

大阪府は、いわゆる給付行政の一環として、様々な種類の補助金を交付している。また、補助金と類似するものとして、負担金及び交付金が存在する（以下、補助金、負担金及び交付金を総称して「補助金等」という）。大阪府の平成30年度の補助金等の件数は1,200件以上、金額は一般会計において8,391億円に達しており、財務に与える影響は極めて大きい。このため、補助金等の存在意義を確認し、その趣旨目的に照らして財務事務の執行が効率的かつ効果的になされているか否かについて検証することには重要な意義がある。

また、補助金等の財源として、基金が用いられているケースが相当数ある。平成30年度財務諸表の基金附属明細表によれば、大阪府は同年度末時点で合計34の基金を有し、その残高は8,251億円に達している。このため、基金の趣旨目的に照らして効率的かつ効果的に管理・活用されているか否かについて検証することには意義がある。

以上の理由から、補助金等及び基金に関する財務事務の執行を監査対象として選定することとした。

第4 包括外部監査の方法

1 監査の要点

具体的な監査対象として選定した補助金等及び基金についての関係部局による財務事務の執行について、以下の基本的視点から監査を実施した。

- ① 適法性（地方自治法第2条第16項）、経済性、効率性、有効性（同法第2条第14項）。
- ② 住民の福祉に寄与するものであるか（同法第2条第14項）。
- ③ 組織及び運営の合理化が図られているか（同法第2条第15項）。

上記基本的視点を基として、補助金等及び基金について、特に以下の観点に留意して監査を実施した。

- ① 補助金等及び基金の目的は、現在の社会情勢に照らして合理性を有しているか、大阪府民の理解を得られるものとなっているか。

- ② 補助金等及び基金に関する財務事務の執行は、適法になされているか。経済性・効率性・有効性の面で改善すべき点はないか。
- ③ 補助金等及び基金について、PDCA サイクル（「Plan＝計画」「Do＝実行」「Check＝評価」「Action＝改善」）が機能しているか。

2 主な監査の実施手法

(1) 監査の方法

監査手続きは概ね以下の手法で行った。

- ① 大阪府の財政状況，特に補助金等及び基金に関する資料の収集検討を行った。
- ② 予備調査段階で，全ての知事部局及び行政委員会事務局等に対して補助金等及び基金の有無とその概要を示す資料の提供を求めた。
- ③ 多数の補助金等の中から，過去の定期監査又は包括外部監査の対象となっているかどうか，金額，開始時期，国費の有無，交付対象が基礎自治体か否か，などを総合的に勘案して対象とする補助金等を絞り込んだ。また，基金に関しては，監査対象とした補助金等と関連するものを重点的に監査した。
- ④ 監査対象とした補助金等及び基金の担当部局に対して，質問事項を作成し質問を行うとともに，資料提供ないし閲覧を求めた。
- ⑤ 対象部局からの回答及び資料提供を受けた後にヒアリングを行った。なお，資料の量が膨大となったため，一定の日時に監査人及び監査人補助者が府庁内で資料を閲覧する手法を多用した。
- ⑥ 上記手続きの後に，各部局に対し，再度の質問をし，資料提供を求めあるいは資料閲覧を行った。
- ⑦ 監査の結果・意見の概要案を作成した段階で各部局に示し，誤りがないか等について意見を聴取した。

(2) 監査手続きで留意した事項

- ① 対象とする補助金等及び基金の絞り込みについては前記の要素を考慮したが，各補助金等に共通する課題がないか等，横断的な視点を意識した。
- ② 監査対象補助金等及び基金の絞り込みに当たって，7名の監査人補助者により有効に実施しうる対象範囲，数を考慮し，3班体制で主に実施することとし，頻繁に全体の会議を行うことで情報と問題意識の共有化を図った。
- ③ 本調査質問後の追加質問や資料提供，資料閲覧等については，主に各部局の窓口担当者と監査人補助者とが電話やメールなどで直接連絡を取るようすることで効率的な監査を実施するよう心掛けた。
- ④ 包括外部監査人補助者の経験がある公認会計士2名（うち1名は地方自治体における職員の経験を有する）が補助者として加わり，会計的視点からの監査を心掛けた。

(3) 対象とした補助金等の一覧

	部局	補助金等の名称
1	府民文化部	公益財団法人大阪国際平和センター補助金（運営費・長期修繕）
2	府民文化部	大阪観光局運営事業費
3	府民文化部	台風 21 号における大阪府立国際会議場修繕工事事業負担金
4	府民文化部	大阪・光の饗宴実行委員会負担金
5	府民文化部	水都大阪コンソーシアム事業負担金
6	府民文化部	大阪ストーリープロジェクト事業補助金
7	府民文化部	大阪府ナイトカルチャー発掘・創出事業補助金
8	府民文化部	大阪マラソン開催業務に係る負担金
9	府民文化部	大阪府芸術文化振興補助金
10	府民文化部	輝け！子どもパフォーマー事業補助金
11	府民文化部	恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金
12	福祉部	介護保険苦情処理業務支援事業費補助金
13	福祉部	老人福祉施設等整備費補助金
14	福祉部	地域医療介護総合確保基金事業費補助金
15	福祉部	軽費老人ホーム事務費補助金
16	福祉部	保育士修学資金貸付等事業補助金
17	福祉部	大阪府母子・父子福祉センター運営補助金
18	福祉部	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金
19	福祉部	児童福祉施設整備費補助金
20	福祉部	日常生活自立支援事業費補助金
21	福祉部	福祉活動指導員設置事業費補助金
22	福祉部	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金
23	福祉部	福祉施設経営指導事業費補助金
24	福祉部	社会福祉施設職員等研修事業費補助金
25	福祉部	一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金
26	健康医療部	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金
27	健康医療部	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金
28	健康医療部	腎移植組織適合検査事業補助金
29	健康医療部	夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金
30	健康医療部	大阪府障がい児歯科診療施設補助金
31	健康医療部	大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金
32	健康医療部	がん診療施設設備整備事業補助金
33	健康医療部	大阪府周産期緊急医療体制整備事業補助金
34	健康医療部	泉州救命救急センター運営費補助金
35	健康医療部	大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金
36	健康医療部	大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金
37	健康医療部	大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金
38	健康医療部	大阪府病床転換促進事業補助金
39	健康医療部	大阪府看護師等養成所運営費補助金
40	健康医療部	大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金
41	健康医療部	大阪府病院内保育所運営費補助金
42	健康医療部	大阪府新人看護職員研修事業補助金
43	健康医療部	地方独立行政法人大阪府立病院機構運営費負担金
44	商工労働部	西成労働福祉センター補助金
45	商工労働部	公益社団法人大阪府シルバー人材センター協議会補助金
46	商工労働部	大阪府中小企業取引振興事業費補助金
47	商工労働部	大阪起業家スタートアップ補助金
48	商工労働部	小規模事業経営支援事業費補助金

49	商工労働部	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金
50	商工労働部	あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金
51	商工労働部	ものづくりイノベーション支援助成金
52	商工労働部	大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金
53	商工労働部	大阪府企業立地促進補助金
54	商工労働部	大阪産業振興機構人件費補助金
55	環境農林水産部	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所運営費交付金
56	環境農林水産部	農業近代化資金利子補給金・漁業近代貸金利子補給金
57	環境農林水産部	大阪府環境保全活動補助金
58	環境農林水産部	大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金
59	環境農林水産部	大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金
60	環境農林水産部	大阪府林業関係補助金（木とふれあう木育推進事業）
61	環境農林水産部	大阪府自然環境保全活動推進事業費補助金
62	環境農林水産部	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金
63	環境農林水産部	こまわり産地野菜価格安定事業補助金
64	環境農林水産部	大阪府地域農政推進対策事業費補助金
65	環境農林水産部	大阪型農地貸付協力金
66	環境農林水産部	大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金
67	環境農林水産部	みどりの基金みどりづくり推進事業
68	環境農林水産部	大阪府林業関係補助金（子育て施設木のぬくもり推進事業）
69	環境農林水産部	大阪府林業関係補助金（持続的な森づくり推進事業（基盤づくり））
70	住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設等資金借入に対する利子補給
71	住宅まちづくり部	大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業補助金
72	住宅まちづくり部	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金
73	住宅まちづくり部	大阪府サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金
74	住宅まちづくり部	大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金
75	教育庁	大阪府産業教育フェア負担金
76	教育庁	国民体育大会近畿ブロック大会分担金
77	教育庁	近畿高等学校種目別体育大会運営補助金
78	教育庁	公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金
79	教育庁	大阪府国民体育大会派遣事業交付金
80	教育庁	大阪府育英会運営費等補助金
81	教育庁	私立専修学校高等課程経常費補助金
82	教育庁	私立外国人学校振興補助金
83	教育庁	私立高等学校・専修学校高等課程等授業料支援補助金
84	教育庁	私立高等学校等経常費補助金
85	教育庁	私立幼稚園経常費補助金
86	教育庁	私立幼稚園等特別支援教育費補助金

(4) 対象とした基金の一覧

部局	基金の名称
府民文化部	御堂筋イルミネーション基金
府民文化部	文化振興基金
府民文化部	なみはやスポーツ振興基金
府民文化部	大阪ミュージアム基金
府民文化部	日本万国博覧会記念公園基金
福祉部	社会福祉施設職員福利厚生基金

福祉部	介護保険財政安定化基金
福祉部, 健康医療部	地域医療介護総合確保基金
健康医療部	がん対策基金
環境農林水産部	環境保全基金
環境農林水産部	みどりの基金
教育庁	大阪教育ゆめ基金
財務部	公共施設等整備基金

第5 監査の対象機関

知事部局, 教育庁

第6 監査の実施体制

包括外部監査人	弁護士	松葉知幸
補助者	弁護士	安部将規
	弁護士	板野充倫
	弁護士	和田義之
	弁護士	東 尚吾
	弁護士	片山裕介
	公認会計士	道幸尚志
	公認会計士	浦野清明

第7 往査等の状況

監査手続きにおいては、主に、監査人事務所や補助者事務所における会議や記録精査・報告書起案に関する業務と、大阪府庁に赴いてのヒアリング、資料閲覧などの業務を実施した。平成31年4月から令和2年1月までの10か月間に、個々人による業務のほか、ほぼ全員による監査人事務所での会議を19回行い、補助者を中心とした担当班による会議も多数回開催した。

往査等の概要は以下のとおりである。なお、資料閲覧及びヒアリングについて、監査人及び補助者が各所属事務所において電話又は電子メール等により行ったものは含んでいない。

<往査等の状況>

年月日	場所・対象部局	内容	監査人	補助者
R1.5.17	大手前庁舎	資料閲覧		4
R1.5.17	大手前庁舎	予備調査ヒアリング	1	6
R1.5.21	大手前庁舎	資料閲覧		1
R1.5.22	大手前庁舎	資料閲覧	1	7
R1.6.10	大手前庁舎	監査委員事務局との協議	1	2
R1.6.10	大手前庁舎	資料閲覧		1
R1.7.23	咲洲庁舎・環境農林水産部	資料閲覧		2
R1.7.23	咲洲庁舎・府民文化部	資料閲覧		3
R1.7.23	咲洲庁舎・商工労働部	資料閲覧		2

R1. 7. 23	大手前庁舎・福祉部	資料閲覧		2
R1. 7. 25	咲洲庁舎・環境農林水産部	資料閲覧		2
R1. 7. 25	咲洲庁舎・商工労働部	資料閲覧		1
R1. 7. 26	大手前庁舎・健康医療部	資料閲覧		3
R1. 7. 30	咲洲庁舎・府民文化部	資料閲覧		1
R1. 7. 30	咲洲庁舎・住宅まちづくり部	資料閲覧		3
R1. 7. 30	大手前庁舎・健康医療部	資料閲覧		2
R1. 7. 31	咲洲庁舎・環境農林水産部	資料閲覧		1
R1. 8. 1	咲洲庁舎・環境農林水産部	資料閲覧		2
R1. 8. 1	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		3
R1. 8. 1	大手前庁舎・福祉部	資料閲覧		2
R1. 8. 2	大手前庁舎・福祉部	資料閲覧		2
R1. 8. 2	咲洲庁舎・商工労働部	資料閲覧		1
R1. 8. 6	大手前庁舎・福祉部	資料閲覧		1
R1. 8. 8	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		3
R1. 8. 9	大手前庁舎・健康医療部	資料閲覧		2
R1. 8. 9	咲洲庁舎・府民文化部	資料閲覧		2
R1. 8. 9	咲洲庁舎・住宅まちづくり部	資料閲覧		1
R1. 8. 9	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		1
R1. 8. 15	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		2
R1. 8. 16	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		2
R1. 8. 21	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		1
R1. 8. 21	大手前庁舎・教育庁	資料閲覧		1
R1. 9. 4	咲洲庁舎・商工労働部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 6	咲洲庁舎・環境農林水産部	ヒアリング		3
R1. 9. 6	大手前庁舎・福祉部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 9	咲洲庁舎・府民文化部	ヒアリング		3
R1. 9. 9	咲洲庁舎・商工労働部	ヒアリング		2
R1. 9. 9	大手前庁舎・福祉部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 13	咲洲庁舎・環境農林水産部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 19	咲洲庁舎・府民文化部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 20	咲洲庁舎・環境農林水産部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 20	中部農と緑の総合事務所	ヒアリング		2
R1. 9. 24	咲洲庁舎・住宅まちづくり部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 24	咲洲庁舎・府民文化部	資料閲覧		1
R1. 9. 25	大手前庁舎・健康医療部	資料閲覧		2
R1. 9. 25	大手前庁舎・健康医療部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 26	大手前庁舎・健康医療部	資料閲覧		2
R1. 9. 26	大手前庁舎・健康医療部	ヒアリング	1	2
R1. 9. 27	大手前庁舎・教育庁	ヒアリング	1	2
R1. 9. 30	大手前庁舎・健康医療部	ヒアリング	1	2
R1. 10. 2	大手前庁舎・教育庁	ヒアリング	1	2
R1. 12. 5	大手前庁舎	ヒアリング	1	7
R1. 12. 12	大手前庁舎	ヒアリング	1	7

第8 包括外部監査の実施期間

平成31年4月1日から令和2年1月31日まで

第9 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第10 報告書の構成及び記載方法

1 留意した事項

監査結果報告書は大阪府へ提出するものであるが、公表が予定されているため、大阪府民にとって少しでもわかりやすい記載となるよう努めるとともに、監査の結果及び意見が所管課をはじめとする関係者にとって対応しやすいものとなるよう、可能な限り具体的な記載をするよう心がけた。

2 構成

本報告書は、目次のとおりの構成としている。

監査の結果及び意見は、全体に共通する問題を第3章の冒頭にまとめて記載し、次に各部局毎に当該部局にかかる個別補助金等及び基金に関する監査の結果及び意見を記載することとした（なお、監査の結果及び意見は、各部局に対するヒアリング等を通じて把握した事実関係に基づくものであるが、大阪府全体に対するものであるため、必ずしも所管部局のみでの対応を求める趣旨ではない）。

3 監査結果の書き分け

監査結果については、原則として次のとおり書き分けている。

【監査の結果】	適法性、合規性、経済性、効率性、有効性の観点から、是正・改善を求めるもの。
【意見】	監査の結果には該当しないが、監査人が必要ありと判断したときに、大阪府の組織及び運営の合理化に資するために述べる見解。

4 監査の結果及び意見の記載方法

監査の結果及び意見については簡単な見出しを記載し、見出しの前に監査の結果・意見の別を記載した。監査の結果及び意見については、それぞれ通し番号を付した。

第2章 包括外部監査対象の概要

第1 大阪府補助金等事業の概要

1 補助金等の根拠

(1) 地方自治法

地方自治法第232条の2により、「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」と規定されており、これにより、普通地方公共団体は、公益上の必要がある場合に、補助金の交付をすることができる。

(2) 大阪府補助金交付規則・「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」

地方自治法第15条第1項により、「普通地方公共団体の長は、法令に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。」と規定されており、これにより、普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務に関し、規則を制定することができる。

大阪府では、補助金に係る予算の執行の適正化を図ることを目的として、大阪府知事が、大阪府補助金交付規則を制定している。大阪府補助金交付規則では、「府が府以外の者に対して交付する補助金の交付の申請、決定等に関する事項その他補助金に係る予算の執行に関する基本的事項を規定」（規則第1条）している。

また、大阪府補助金交付規則の施行に係る留意事項に関し、昭和45年10月1日付（平成28年3月30日改正）の総務部長による「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）（昭和45年10月1日付総務部長）」が定められている。

(3) 個別の補助金ごとの補助金交付要綱

個別の補助金ごとの補助金交付要綱は、行政機関の職員が事務手続きを進めるための行政機関の内規として定められるものである。

個別の補助金ごとの補助金交付要綱が定められている補助金の交付については、同要綱及び大阪府補助金交付規則の定めるところによるものとされている。

他方で、大阪府では、全ての補助金について、個別の補助金ごとの補助金交付要綱が定められているわけではないが、個別の補助金ごとの補助金交付要綱が定められていない補助金の交付についても、大阪府補助金交付規則の定めるところによらなければならない。

(4) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金適正化法」という。）の適用対象となる「補助金等」とは、国が国以外の者に対して交付する、①補助金、②負担金（国際条約に基づく分担金を除く。）、③利子補給金、④その他相当の反対給付を受けない給付金であって政令で定めるもの、のことであり（補助金適正化法第2条第1項）。この法律は国が交付する補助金等についてのものであり、原則として、大阪府が交付する補助金等は、補助金適正化法の適用対象となるわけではない。

もっとも、補助金適正化法第2条第4項では、「間接補助金等」として、「国以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金等を直接又は間接にその財源の全部又

は一部とし、かつ、本補助金等の交付の目的にしたがって交付するもの」(同項第1号)が定められている。したがって、大阪府が交付する補助金等の財源の全部又は一部に、補助金適正化法で定義するところの「補助金等」(同報第2条第1項)が含まれており、かつ、当該「補助金等」の交付の目的にしたがって、大阪府が補助金等を交付する場合は、補助金適正化法第2条第4項第1号の「間接補助金等」として、補助金適正化法の適用対象となる。

補助金適正化法が、同法の「間接補助金等」について適用される場面では、「間接補助金等」の他の用途への使用の禁止(同法第11条第2項)、補助事業者等に対する「間接補助金等」に係る補助金交付決定の取消(同法第17条第2項)、「間接補助事業者等」に対する立入検査(同法第23条第1項)等が適用される。

2 補助金等交付事務について

(1) 「会計事務の手引」に基づく支出ルール

大阪府会計局作成の「会計事務の手引」によれば、大阪府が支出する補助金等は、全て、以下のルールにより支出される。なお、地方自治法についての補足が必要な箇所は、「別冊法学セミナーno.211 新基本法コンメンタール 地方自治法」(村上順・白藤博行・人見剛編、日本評論社)を参照した。

ア 予算に基づく支出

支出とは、地方公共団体がその事務を処理するための経費、あるいはその他法令により地方公共団体の負担に属する経費を支弁する現金の支払をいう(地方自治法第232条)。地方公共団体の一切の支出は、予算の調製及び予算を定める議決、知事への送付及び会計管理者への通知の諸手続を経て、会計年度の始期の到来によって、歳出予算の執行の権限が与えられることにより可能になるものであり、支出は、全て歳出予算に基づかなければならず、また、歳出予算の目的に反して、あるいはその金額を超えて支出することは許されない。

イ 支出負担行為

支出負担行為とは、地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為をいい、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ(地方自治法第232条の3)。ここでいう「法令に従い」とは、予算執行において法律・政令、普通地方公共団体の条例、規則等に基づいて、手続きその他の処理をすることであり、「予算の定めるところに従い」とは、支出の原因となる行為を裏付ける支出科目が設定されていることをいう。

支出負担行為は、地方公共団体が支出の義務を負う予算執行の第1段階の行為をいうものであるため、支出の原因となるべき一切の行為が含まれる。工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような私法上の債務を負担する行為や、補助金交付決定のような公法上の債務を負担する行政行為が、支出負担行為に該当する。

ウ 支出命令

支出命令とは、地方公共団体の長が、当該団体の歳出予算を執行するために、会計管理者に対してその支出を命令することをいう。

支出命令と支出負担行為は、それぞれ独立した行為であり、支出負担行為の履行確認により、初めて支出命令を行うことができる。

(2) 大阪府における補助金・負担金・交付金の意義（定義）

「会計事務の手引」によれば、大阪府における補助金等は、次のとおり定められている。
＜補助金等の定義＞

「補助金」

一般的には、特定の事業、研究等を育成、助長するために、府が公益上必要があると認めた場合に支出するものをいう（国等の施策に基づき国等から補助を受け間接的に補助する場合を含む）。なお、補給金等の名称を用いるものであっても、その実質が補助金と同様のものはこれに該当する。

「負担金」

一般的には、法令上特定の事業等について、府が当該事業等から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担するもの、又は府が構成又は加入している各種団体の必要経費に充てるため、当該団体が取り決めた費用を支出するものをいう。

「交付金」

一般的には、法令又は条例・規則等により、市町村あるいは組合等に対して府の事務を委任又は委託している場合において、当該事務処理等の報償として支出するものをいう。

※補助金と負担金の区分

補助金は、元来、地方公共団体の意思によって交付するか否かを自由に決め得る恩恵的な給付金であるが、負担金は、法令の根拠により自己の経費として、支出する義務的経費である点において、その性質を異にする。

※交付金と委託料の区分

委託料が法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託であるのに対し、交付金はもっぱら報償として一方的に交付される点において異なる。

（「会計事務の手引」から引用）

(3) 大阪府における補助金交付事務の概要

ア 大阪府補助金交付規則による補助金交付事務の流れ

大阪府補助金交付規則による補助金交付事務の流れの概要は、下記のとおりである。なお、大阪府補助金交付規則には、補助金額の補助事業者への通知（下記⑥）の後の補助事業者への補助金の支払手続については規定されておらず、補助金の支払手続については、「会計事務の手引」によることになる。

- ①申請者からの補助金交付申請（規則第4条）
- ②知事による補助金交付決定、経費支出伺書の起案・決裁（規則第5条）
- ③知事から申請者への補助金交付決定の通知（規則第7条）
- ④補助事業者による補助事業の執行（規則第9条）
- ⑤補助事業者による実績報告（規則第12条）
- ⑥知事による補助事業の検査及び補助金額の確定、補助金額の補助事業者への通知（規則第13条）
- ⑦補助事業者による請求書の提出（「会計事務の手引」）
- ⑧支出命令伺書の起案・決裁、支出命令の審査、支払（「会計事務の手引」）

イ 概算払・前金払

大阪府補助金交付規則によれば、**補助事業者による補助事業の執行**→**補助事業者による実績報告**→**補助金額の確定** という流れにより、補助金の交付事務がなされることになっている。

しかし、大阪府では、地方自治法施行令第 162 条第 3 号や同施行令第 163 条第 2 号を根拠に、補助金額の確定前に概算払（支払うべき債務金額の確定前に概算をもって支出をすること）や、支払うべき事実の確定以前又は時期の到来以前に前金払（金額の確定した債務に対して、支払うべき事実の確定又は時期の到来以前において、その債務金額を支払うこと）の方法により補助金を交付するという補助金交付事務が行われる場合がある。

概算払をした場合は、その債務の額が確定した後 30 日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならないこととされている（大阪府財務規則第 47 条）。前金払をした場合は、債務が確定しているため、精算は必要ない。

「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」では、補助金の交付が、概算払又は前金払の方法でなされるのは、特に必要がある場合に限られ、原則的には、補助金の交付は、補助金額が確定した後に行われるべきものであることが確認されている。

ウ 補助事業者の欠格事由

次の者は、補助金の交付対象となる補助事業を行う補助事業者となることができないとされている（規則第 2 条第 2 号）。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者
- ② 法人にあつては罰金の刑、個人にあつては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- ③ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

エ 補助金交付決定の取消、補助金の返還

次の場合は、知事は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとされている。補助金交付決定を取り消した場合において、補助事業の取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、知事は、期限を定めてその返還を命ずるものとされている（規則第 16 条第 1 項）。下記②ないし④（規則第 15 条第 1 項）による取消の場合、補助事業者は、補助金受領の日から返還の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を大阪府に納付しなければならない（規則第 17 条第 1 項）。

- ① 補助金交付決定後の事情変更により特別の必要が生じた場合（この場合は、補助金交付決定の取消だけではなく、補助金交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することもあり得る。規則第 8 条第 1 項）
- ② 補助金の他の用途への使用をし、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき（規則第 15 条第 1 項第 1 号）。

- ③ 補助事業者が、補助事業者の欠格事由①ないし③のいずれかに該当することになったとき、又は補助金交付申請をしたときに補助事業者の欠格事由①ないし③に該当していたことが判明したとき（規則第 15 条第 1 項第 2 号）。
- ④ 補助事業者が、補助事業者の欠格事由②又は③に掲げる者と同等以上の重大な不正行為をしたと知事が認めるとき（規則第 15 条第 1 項第 3 号）。

オ 間接補助金について

大阪府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、本補助金の交付の目的にしたがって交付するものを、間接補助金という（規則第 2 条第 3 号）。間接補助金の交付の対象となる事業を行う者を間接補助事業者という。

大阪府補助金交付規則においては、①補助事業者に対して、間接補助事業者が当該間接補助金の交付の目的に従い善良な管理者の注意をもって間接補助事業を行うように努力義務を課す規定や（規則第 9 条第 2 項）、②間接補助事業者が、間接補助金の他の用途への使用をし、その他間接補助事業に関して法令等に違反した場合や、暴力団員等を排除する規定等に反する場合などに、知事が、補助事業者に対し、当該間接補助金に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消す規定がある（規則第 15 条第 2 項）。このことから、大阪府は、間接補助事業者に対しては、直接の規制ではなく、補助事業者を通じた規制を及ぼしている。

3 負担金及び交付金交付事務の流れ

負担金及び交付金の交付事務に関しては、補助金交付事務における大阪府補助金交付規則のような一般的なルールは制定されていない。もっとも、「会計事務の手引」によれば、負担金や交付金の交付事務は、「必要に応じて補助金に準ずる」、とされている。

また、個別の負担金や交付金において、交付要綱が定められている場合がある（例：地方独立行政法人大阪府立病院機構運営費負担金交付要綱、大阪府国民体育大会派遣事業交付金交付要綱）。この場合、同要綱に定めるところにより、交付事務が行われる。

個別の負担金や交付金の交付要綱が定められていない場合、当該事業に係る経費の積算、予算書の確認、団体の規約等をもとに、①経費支出伺書の起案・決裁、②事業者による請求書の提出、③支出命令伺書の起案・決裁、支出命令の審査・支払、がなされている（「会計事務マニュアル」）。

4 補助金等（一般会計及び特別会計）に関する歳入・歳出状況

(1) 大阪府全体の歳入・歳出状況

平成 30 年度の大阪府全体の予算決算額及び平成 26 年度から平成 30 年度までの歳出決算額の推移は以下の状況である。

平成 30 年度における一般会計の歳出決算額は 2,447,739 百万円となり、決算規模は、地方消費税清算特別会計の設置などにより前年度と比較し縮小している。

特別会計においては、これに加え、国民健康保険制度改革に伴う国民健康保険特別会計の設置などにより、歳出決算額が 2,803,259 百万円となり、その決算規模は拡大している。なお、流域下水道事業特別会計は平成 30 年 4 月 1 日より地方公営企業法に基づく企業会計に

移行している。

＜平成 30 年度予算決算額＞

(単位：百万円)

区分	予算現額	歳入決算額 A	歳出決算額 B	歳入歳出差 引額 (形式 収支) C=A-B	翌年度へ繰 り越すべき 財源 D	実質収支額 (純剰余 金) C-D
一般会計	2,512,983	2,463,099	2,447,739	15,360	10,432	4,927
特別会計	2,823,620	2,822,666	2,803,259	19,407	5,742	13,664
合計	5,336,603	5,285,765	5,250,998	34,767	16,174	18,592

(大阪府提供資料に基づき作成)

＜平成 26 年度～平成 30 年度 歳出決算額 (一般会計) の推移＞

(単位：百万円)

款	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
議会費	2,965	2,541	2,528	2,480	2,519
総務費	154,154	118,605	108,630	101,386	106,960
福祉費	459,801	482,880	494,907	503,673	496,236
健康医療費	73,068	83,967	110,485	84,446	73,155
商工労働費	376,256	353,065	292,659	277,039	260,959
環境農林水産費	15,938	16,314	18,961	18,069	16,127
都市整備費	155,951	151,421	159,321	157,720	155,087
住宅まちづくり 費	7,106	6,952	6,375	5,463	6,245
警察費	261,497	266,244	263,794	265,167	265,402
教育費	685,485	675,190	677,897	529,577	530,769
災害復旧費	649	342	133	2,031	4,918
諸支出金	775,521	1,025,570	925,122	1,053,076	529,356
合計	2,968,395	3,183,097	3,060,819	3,000,133	2,447,739

(大阪府提供資料に基づき作成)

＜平成 26 年度～平成 30 年度 歳出決算額 (特別会計) の推移＞

(単位：百万円)

款	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
流域下水道事業特 別会計	74,433	75,710	76,779	78,986	-
箕面北部丘陵整備 事業特別会計	6,936	8,724	4,113	12,969	16,529
港湾整備事業特別 会計	8,152	8,914	9,602	9,474	10,141
母子父子寡婦福祉 資金特別会計	426	426	950	491	637
関西国際空港関連 事業特別会計	21,383	9,456	5,961	13,011	17,212
林業改善資金特別 会計	0	6	0	15	0
沿岸漁業改善資金 特別会計	37	28	8	16	3
就農支援資金等特 別会計	29	14	15	15	12
中小企業振興資金	3,070	2,301	3,636	19,297	2,783

款	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特別会計					
日本万国博覧会記念公園事業特別会計	4,306	4,489	4,770	5,119	3,961
証紙収入金整理特別会計	10,280	10,103	10,327	10,280	5,253
市町村施設整備資金特別会計	18,260	17,059	18,644	17,537	12,019
公債管理特別会計	1,119,970	1,213,285	1,159,745	1,014,819	972,047
大阪府営住宅事業特別会計	103,975	131,616	132,459	122,865	115,634
不動産調達特別会計	5,566	4,007	5,446	10,348	5,859
地方消費税清算特別会計	-	-	-	-	804,231
国民健康保険特別会計	-	-	-	-	836,929
合計	1,376,830	1,486,146	1,432,461	1,315,248	2,803,259

(大阪府提供資料に基づき作成)

(2) 補助金等（一般会計及び特別会計）に係る歳出決算の推移

一般会計及び特別会計の歳出決算額の内、補助金等の推移は以下のとおりである。平成 30 年度においては、補助金等の額の総額は一般会計 839,148 百万円、特別会計 840,352 百万円でそれぞれ一般会計の 34.3%、特別会計の 30.0%（国民健康保険特別会計を除くと 0.3%）を占めている。

なお、福祉費には介護保険法に基づく介護給付費の市町村への交付額が計上されており、諸支出金には地方税の市町村に対する交付金が計上されている。また、平成 30 年度に設置された国民健康保険特別会計における補助金等は、そのほとんどが市町村に対する保険給付費等交付金である。

「款」に記載されている費目と、各部局は対応せず、例えば「福祉費」の項目に記載された金額と「福祉部」の補助金支出額は同一ではない。部局ごとの補助金支出額については、大阪府においてデータが存在しなかったため、ここでは記載していない。

<平成 26 年度～平成 30 年度 補助金等（一般会計）の推移>

(上段：補助金等支出額，下段：歳出に占める割合)

(単位：百万円)

款	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
議会費	750	623	619	612	620
	25.3%	24.5%	24.5%	24.7%	24.6%
総務費	25,271	31,187	24,463	25,890	24,829
	16.4%	26.3%	22.5%	25.5%	23.2%
福祉費	408,936	425,830	449,147	456,955	411,147
	88.9%	88.2%	90.8%	90.7%	82.9%
健康医療費	19,726	21,939	19,682	20,244	19,962
	27.0%	26.1%	17.8%	24.0%	27.3%
商工労働費	9,087	8,409	6,963	7,442	7,068
	2.4%	2.4%	2.4%	2.7%	2.7%

款	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
環境農林水産費	4,800	5,732	6,430	5,071	4,569
	30.1%	35.1%	33.9%	28.1%	28.3%
都市整備費	24,584	18,406	23,740	18,420	30,925
	15.8%	12.2%	14.9%	11.7%	19.9%
住宅まちづくり費	2,633	2,535	2,191	1,677	2,222
	37.1%	36.5%	34.4%	30.7%	35.6%
警察費	208	273	246	223	217
	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
教育費	116,556	122,303	123,666	121,788	120,683
	17.0%	18.1%	18.2%	23.0%	22.7%
災害復旧費	293	132	72	36	249
	45.2%	38.8%	53.8%	1.8%	5.1%
諸支出金	158,897	233,396	203,386	277,196	216,653
	20.5%	22.8%	22.0%	26.3%	40.9%
合計	771,746	870,772	860,610	935,559	839,148
	26.0%	27.4%	28.1%	31.2%	34.3%

(大阪府提供資料に基づき作成)

<平成 26 年度～平成 30 年度 補助金等（特別会計）の推移>

(上段：補助金等支出額，下段：歳出に占める割合)

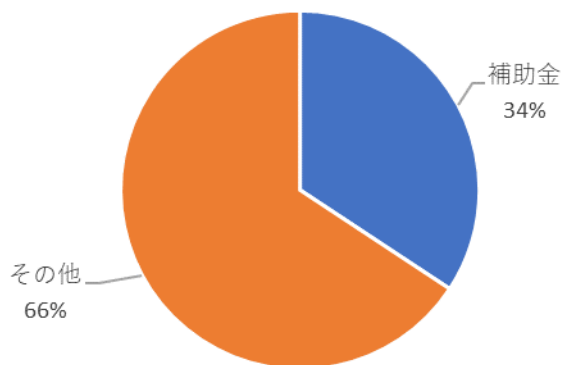
(単位：百万円)

款	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
流域下水道事業特別会計	189	184	167	158	-
	0.3%	0.2%	0.2%	0.2%	-
箕面北部丘陵整備事業特別会計	37	30	57	75	96
	0.5%	0.3%	1.4%	0.6%	0.6%
港湾整備事業特別会計	703	1,023	901	1,255	991
	8.6%	11.5%	9.4%	13.3%	9.8%
中小企業振興資金特別会計	43	27	24	24	14
	1.4%	1.2%	0.7%	0.1%	0.5%
日本万国博覧会記念公園事業特別会計	80	2	230	226	225
	1.9%	0.1%	4.8%	4.4%	5.7%
公債管理特別会計	0	0	0	0	0
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
大阪府営住宅事業特別会計	4,729	4,569	4,651	4,250	4,313
	4.5%	3.5%	3.5%	3.5%	3.7%
国民健康保険特別会計	-	-	-	-	834,711
	-	-	-	-	99.7%
合計	5,784	5,837	6,033	5,989	840,352
	0.4%	0.4%	0.4%	0.5%	30.0%

(大阪府提供資料に基づき作成)

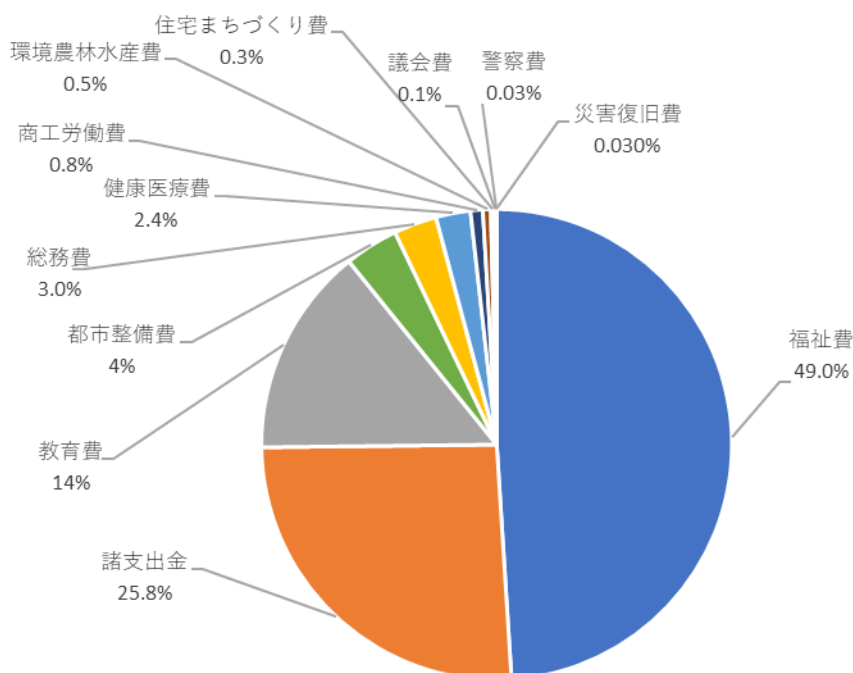
平成 30 年度一般会計に占める補助金等の割合、及び平成 30 年度における補助金支出額（一般会計）中の各費目の割合を円グラフで表せばそれぞれ次のとおりとなる。

平成30年度一般会計に占める補助金等の割合



(大阪府提供資料に基づき作成)

平成30年度補助金等に占める各費目の割合



(大阪府提供資料に基づき作成)

円グラフから見ても分かるとおり、諸支出金を除けば、補助金等のうち大部分が福祉費、教育費、健康医療費等によって占められている。

(3) 補助金等の件数

平成30年度の補助金等の総件数については、大阪府において全庁的に把握している部局が存在しないため、監査人において、大阪府の各部局から提供を受けたデータをもとに集計したところ総件数1,300件程度であった。そのうち、部局ごとの件数を集計すれば、次のとおりとなる。

なお、補助金等の件数については、同一の補助金等で複数の交付先があるものは1件と集計した。

<平成30年度の補助金等の部局別件数>

部局名	補助金等の件数
政策企画部	69
総務部	38
財務部	29
府民文化部	60
I R推進局	1
福祉部	143
健康医療部	166
商工労働部	55
環境農林水産部	212
都市整備部	147
住宅まちづくり部	196
会計局	0
議会事務局	7
教育庁	80
監査委員事務局	3
人事委員会	4
公安委員会	43
合計	1,253

(大阪府提供資料に基づき作成)

上記補助金等の件数については、各部局から提供を受けたデータの様式にばらつきがあるため、正確な件数ではない可能性がある。また、補助金の種類によって、1件あたりの規模についても大きな差異がある。

5 大阪府における補助金等の見直しの状況

大阪府では、長期にわたる税収の低迷、経常的な歳出の増加に加え、地方交付税等の削減や税制の見直しなどにより、厳しい財政環境が継続してきた。そこで、大阪府では、数次にわたり、補助金等も対象とした行財政計画を策定してきた。以下、これまでの行財政改革計画のうち、補助金等に関する主な取組み部分について触れておく。

(1) 財政再建プログラム（案）（平成 20 年 6 月策定）

府が独自に取り組んでいる事業，セーフティネット的な事業であっても所得制限や自己負担額を見直す必要がある事業，高コストになっている事業，市町村や民間との適切な役割分担の観点から事業を見直す必要がある事業について個別に精査するとともに，建設事業については原則 2 割程度（一般財源ベース）の縮減をするなど，全事業を見直すこととした。また，そのうち 38 事業を主要検討事業とした。

財政再建プログラム（案）では，平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間で集中改革期間とされており，上述の事務事業の見直しを含めた歳出改革全体の効果額（※全体の改革効果額から，人件費及び歳入の確保に係る効果額を除いた額）は，平成 20 年度で 319 億円，平成 21 年度で 399 億円，平成 22 年度で 440 億円とされている。

(2) 財政構造改革プラン（案）（平成 22 年 10 月策定）

平成 22 年 4 月に，大阪府と他府県との比較の観点等により，約 400 事業を分析対象とした「大阪府の財政構造等に関する調査分析報告書」が取りまとめられた。平成 22 年 10 月に策定された「財政構造改革プラン（案）」では，「大阪府の財政構造等に関する調査分析報告書」において他府県と比較した約 400 事業のうち，法令による義務負担で府に裁量の無いもの，平成 22 年度までに終了するものなどを除いた約 220 事業について，先の調査結果を踏まえて新たに類似府県等との比較の視点で評価・検討を行うとともに，財政再建プログラム（案）と同様の視点から再点検を行い，廃止する事業，見直す事業，課題付きで継続する事業，継続する事業に分類した。

また，事業費の規模や増加傾向など財政構造への影響が大きい，以下の 10 分野（21 事業）を，主要分析事業として，詳細な検討を加えた。

10 分野【市町村振興補助金，市町村施設整備資金貸付金，私学助成（経常費助成など），大阪府育英会助成費，福祉医療費助成制度，中小企業向け制度融資，小規模事業対策・経営力向上緊急支援事業，公営（公的）住宅への行政投資のあり方，警察職員待機宿舎，公共施設（インフラ）関連】

「大阪府財政構造改革プラン（案）」では，平成 23 年度から平成 25 年度までが計画期間とされており，歳出改革全体の効果額（※全体の改革効果額から，人件費，歳入確保及び予算編成における取組みなどに係る効果額を除いた額）は，平成 23 年度で 94 億円，平成 24 年度で 121 億円，平成 25 年度で 131 億円とされている。

(3) 平成 26 年度行財政改革の取組みについて（平成 26 年 2 月策定）

「財政構造改革プラン（案）」により見直しに取り組んでいる 136 事業に加え，「財政構造改革プラン（案）」策定時に事業継続とした 110 事業と，「財政構造改革プラン（案）」策定後の新規事業 42 事業を合わせた 288 事業の点検をするるとともに，点検結果を踏まえて，新たに以下の 9 事業について，平成 26 年度の取組みが取りまとめられた。また，「財政構造改革プラン（案）」による 10 分野（21 事業）の主要分析事業の平成 26 年度の取組みについても取りまとめられている。

- 9 事業【大阪府立大学運営費交付金，公的病院運営緊急対策資金貸付金，国民健康保険事業費補助金，在宅重度障がい児（者）介護手当，監察医事務所費，障がい者就労支援強化事業費，大阪府立病院機構運営費負担金，モノレール道整備費，学校教職員産休長欠等補充費】

(4) 行財政改革推進プラン（案）（平成 27 年 2 月策定）

「財政構造改革プラン(案)」による 10 分野（21 事業）の主要分析事業，及び「平成 26 年度行財政改革の取り組みについて」による 9 事業に関する財政改革の取組みの点検がされるとともに，これまでの数次にわたる改革の取組みを継承しつつ，将来の府の財政状況に影響を与える可能性のある主要事業等について，再点検された。その結果，以下の 7 分野（18 事業）について，平成 27 年度以降の取組みが取りまとめられている。

- 7 分野【地方独立行政法人に対する運営費交付金，中小企業向け制度融資，福祉医療費助成制度，私学関係（育英会含む），市町村交付金等，インフラ整備，特別会計（繰出金）】

「行財政改革推進プラン（案）」では，平成 27 年度から平成 29 年度までが計画期間とされているが，過去の取り組みにおいて徹底した行財政改革を推進し，特定の事務事業や組織・人事上の課題については見直しを行う余地が少ないとのことで，要対応額について，個別の事業見直し等の取組みとあわせ毎年度の予算編成における取組みを通じ対応するという手法を取っており，最終決算額が「行財政改革推進プラン（案）」の成果になるとのことである。大阪府一般会計・特別会計歳入歳出決算の概要によれば，平成 27 年度の一般会計は，歳入・歳出ともに決算規模は 3 年連続の増であったとされ，平成 28 年度の一般会計は，貸付金や補助費等の減などにより決算規模は縮小したとされ，平成 29 年度の一般会計は，府費負担教職員に係る給与負担の政令市への移譲などにより，決算規模は歳入・歳出ともに縮小した，とされている。

第2 地方独立行政法人の概要

1 地方独立行政法人とは

地方独立行政法人は、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施される必要のある事務・事業のうち、地方公共団体自身が直接実施する必要はないものの、民間の主体に委ねては確実な実施が確保できないおそれがあるものを効率的・効果的に行わせるため、地方公共団体が設立する法人である（地方独立行政法人法（以下「地独法」という）第1条）。

地方公共団体は、地方独立行政法人を設立しようとするときは、その議会の議決を経て定款を定め、総務大臣又は都道府県知事の認可を受けなければならない（地独法第7条）。

本年度の監査においては、地方独立行政法人に対する補助金、運営費交付金及び運営費負担金等についても監査の対象としたので、ここで地方独立法人制度の概要について述べる。

2 対象業務（地独法第21条）

地方独立行政法人は、次の業務のうち定款で定めるものを行う。

- ① 試験研究を行うこと。
- ② 大学又は大学及び高等専門学校を設置及び管理を行うこと並びに当該大学又は大学及び高等専門学校における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うこと。
- ③ 主として事業の経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てる事業で、次に掲げるものを経営すること。
 - イ 水道事業（簡易水道事業を除く。）
 - ロ 工業用水道事業
 - ハ 軌道事業
 - ニ 自動車運送事業
 - ホ 鉄道事業
 - ヘ 電気事業
 - ト ガス事業
 - チ 病院事業
 - リ その他政令で定める事業
- ④ 社会福祉事業を営むこと。
- ⑤ 市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長その他の執行機関に対する申請、届出その他の行為（以下「申請等」という。）の受理、申請等に対する処分その他の申請等の処理に関する事務であって定型的なもの及びこれらと一体的に処理することが効率的かつ効果的である事務であって定型的なもののうち、別表に掲げるもの（以下「申請等関係事務」という。）を当該市町村又は当該市町村の長その他の執行機関の名において処理すること。
- ⑥ 公共的な施設で政令で定めるものの設置及び管理を行うこと（第2号から前号までに掲げるものを除く。）。
- ⑦ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 役職員

(1) 地方独立行政法人に、役員として、理事長1人、副理事長、理事及び監事を置く。ただし、定款で副理事長を置かないことができる（地独法第12条）。

(2) 理事長及び監事は設立団体の長が任命し、その他の役員及び職員は理事長が任命する（地独法第14条、第20条）。なお、公立大学法人については特例があるが、本年度の監査の対象としていないため、特に記載しない（以下も同様である）。

(3) 業務停滞が住民の生活、地域社会又は地域経済の安定に直接かつ著しい支障を及ぼす法人又は中立性・公正性を特に確保する必要がある法人の役員及び職員には地方公務員の身分を付与する（地独法第2条第2項、特定地方独立行政法人）。

4 中期目標等による管理と評価の仕組み

(1) 設立団体の長は、3年以上5年以下の期間において中期目標を定め、地方独立行政法人に指示する（地独法第25条第1項）。

(2) 地方独立行政法人は中期目標に基づく中期計画を作成し、設立団体の長の認可を受ける（地独法第26条第1項）。

(3) 地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、中期計画に基づく年度計画を定め、設立団体の長に届け出る（地独法第27条第1項）。

(4) 地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後3月以内に、当該事業年度の業務の実績及び中期目標の達成状況等について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出する（地独法第28条第2項）。

(5) 設立団体の長は、毎事業年度の終了後、当該事業年度における業務の実績を評価する（地独法第28条第1項）。

(6) 設立団体の長は、中期目標の最後の事業年度の直前の事業年度については評価委員会の意見を聴いた上で中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績についても評価を行う（地独法第28条第1項、第4項）。

(7) 設立団体の長は、中期目標の期間の最後の事業年度については、中期目標の期間における業務実績についても評価を行う（地独法第28条第1項）。

(8) 地方独立行政法人は、設立団体の長の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに業務運営の改善に適切に反映させる（地独法第29条）。

なお、大阪府においては、大阪府地方独立行政法人評価委員会条例第3条に基づき、上記(5)及び(7)についても、評価委員会の意見を聴くことができるとされている。

5 財務及び会計

(1) 原則として企業会計原則による（地独法第33条）。

(2) 地方独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他設立団体の規則で定める書類及びこれらの附属明細書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に設立団体の長に提出し、その承認を受けなければならない（地独法第34条第1項）。

(3) 地方独立行政法人は、毎事業年度、利益が生じたときは、繰越損失を埋め、なお残余

があるときは積立金として整理する（地独法第 40 条第 1 項）。ただし、地方独立行政法人は、設立団体の長の承認を受けて、残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる（地独法第 40 条第 3 項、目的積立金）。

目的積立金として整理することができるのは、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じた額である（地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第 72）。

(4) 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（地独法第 42 条第 1 項、運営費交付金）。

(5) 地方独立行政法人で第 21 条第 3 号に掲げる業務（水道事業、鉄道事業、病院事業など）を行うもの（以下「公営企業型地方独立行政法人」という。）は、住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に資するよう努めるとともに、常に企業の経済性を発揮するよう努めなければならない（地独法第 81 条）。

公営企業型地方独立行政法人については、設立団体の長の承認を得ることなく、毎事業年度の残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る中期計画に定める剰余金の使途に充てることができる（地独法第 84 条）。

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担する（地独法第 85 条第 1 項、運営費負担金）。

- ① その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

公営企業型地方独立行政法人の事業の経費は、前項の規定により設立団体が負担するものを除き、原則として当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てなければならない（地独法第 85 条第 2 項）。

(6) 地方独立行政法人は、解散した場合（合併により解散した場合を除く）において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、地方独立行政法人に出資した地方公共団体に対し、これを定款で定めるところにより分配しなければならない（地独法第 88 条第 2 項）。

設立団体は、地方独立行政法人が解散した場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない（地独法第 105 条）。

6 地方独立行政法人設立の特色

(1) 地方行財政改革の推進

地方公共団体から政策実施部門を分離することにより、地方公共団体の業務を都市整備や福祉などの地域的課題に対応するための政策企画・立案部門に重点化することが可能となる。

地方独立行政法人においては、独立した法人として自律的運営と業務遂行を求められることから、運営体制及び職員の意識の改革が必要となり、より効率的・効果的に業務を実施できるようになることが期待できる。

(2) 事業運営の柔軟性

法人の長に権限が集中しているため、迅速な意思決定が可能である。

毎年度の予算に関し、地方公共団体の議会の議決が不要となる。このため、急な支出が生じた場合等においても、中期計画に定められた範囲内であれば、予算の流用や前倒しによる執行が可能である。これらにより、ある程度、年度内の予算消化という拘束から脱することが可能となる。

年度末に利益が生じ、これを目的積立金として整理した場合には、中期計画で定めた剰余金の使途に充てることができるため、地方独立行政法人には利益を生み出そうとするインセンティブとなる。

(3) 人事の柔軟性

地方独立行政法人の役職員は地方公務員ではないため（役員及び職員が地方公務員の身分を有する特定地方独立行政法人を除く）、地方公共団体の一組織である場合と比較すると柔軟な人事を行うことが可能となる。

(4) その他

上記のようなメリットはあるが、中期計画の策定、年度計画の策定及び評価のプロセスや、運営費交付金の申請手続等を通じ、地方公共団体による厳重なコントロールが及んでおり、地方独立行政法人の事務的な負担は比較的大きなものとなっている。特に、複数の地方公共団体が設立団体である場合は、上記のような地方独立行政法人の負担は二重になる。

このため、地方公共団体による必要かつ十分なコントロールを維持しつつも、地方独立行政法人の事務的な負担を軽減し、柔軟な事業実施を可能とする工夫が求められる。

7 大阪府が設立した地方独立行政法人

(1) 大阪府は、次の5つの地方独立行政法人を設立している。

- ① 公立大学法人大阪（大阪市と共同設立）
- ② 地方独立行政法人大阪府立病院機構
- ③ 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所（大阪市と共同設立）
- ④ 地方独立行政法人大阪産業技術研究所（大阪市と共同設立）
- ⑤ 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所

いずれも特定地方独立行政法人ではない。②は公営企業型地方独立行政法人である。①、③及び④は大阪市との共同設立である。

(2) 今年度の監査においては、次の運営費負担金及び運営費交付金を対象とした。

健康医療部所管

- ・ ②の地方独立行政法人大阪府立病院機構に対する運営費負担金
- ・ ③の地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対する運営費交付金

環境農林水産部所管

- ・ ⑤の地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に対する運営費交付金

以上に加え、上記各地方独立行政法人に対する補助金の一部についても監査対象とした。

第3 基金の概要

1 大阪府の基金の状況（平成30年度）

大阪府が、平成30年度時点で創設している基金は以下のとおりである（合計34基金）。

<平成30年度財務諸表 基金保管状況明細表（平成31年3月31日現在）>

【各会計合算】								(単位：百万円)
区 分	現金・預金	一般会計繰替運用 ※1		有価証券※2	土 地	そ の 他	合 計 (貸借対照表価額)	
		(現金・預金)	(有価証券)					
財 政 調 整 基 金		148,890					148,890	
減 債 基 金	794	450,376	68,568				519,738	
そ の 他 の 基 金		127,197	17,780	9,790		1,785	156,554	
大阪府立国際会議場基金		2,613	398				3,011	
用品調達基金		5				5	10	
災害救助基金		3,923	597			1,780	6,300	
社会福祉施設職員福利厚生基金		119	18				137	
福 祉 基 金		3,262	497				3,759	
小 口 支 払 基 金		45					45	
公 共 施 設 等 整 備 基 金		38,310	5,833				44,143	
み ど り の 基 金		555	84				639	
文 化 振 興 基 金		30	5				34	
環 境 保 全 基 金		1,579	240				1,819	
女 性 基 金		10	1				11	
府 営 住 宅 整 備 基 金		17,802	2,710				20,513	
なみはやスポーツ振興基金		47	7				55	
介護保険財政安定化基金		7,733	1,177				8,910	
国民健康保険広域化等支援基金							-	
後期高齢者医療財政安定化基金		2,684	409				3,093	
大阪ミュージアム基金		22	3				25	
大阪教育ゆめ基金		305	46				352	
消費者行政活性化基金		7					7	
安心こども基金		10,346					10,346	
御堂筋イルミネーション基金		35	5				40	
医療施設耐震化臨時特例基金							-	
障害者雇用促進基金		21	3				24	
がん対策基金		19	3				21	
農業構造改革推進等基金		8					8	
日本万国博覧会記念公園基金		2,241	341	9,790			12,373	
地域医療介護総合確保基金		19,134	2,913				22,048	
国民健康保険財政安定化基金		15,810	2,407				18,217	
地 域 防 災 基 金		19	3				22	
子ども輝く未来基金		52	8				60	
動物愛護管理基金		9	1				10	
グローバル人材育成基金		454	69				523	
合 計	794	726,464	86,348	9,790		1,785	825,181	

※1 「大阪府基金条例」及び「大阪府会計管理者保管金における繰替使用及び繰替運用に関する要領」に基づき、基金に属する現金を一般会計に繰り替えて運用しているものを表示。

※2 基金に属する現金を一般会計に繰り替えて運用する「※1」を除き、有価証券の形態で保管しているものを表示。

(大阪府提供資料)

2 基金の意義と分類

地方公共団体は、条例の定めるところにより、①特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるための基金、又は②特定の目的のために定額の資金を運用するための基金、を設けることができる（地方自治法第 241 条第 1 項）。①の基金のことを特定目的基金、②の基金を定額運用基金と呼ぶことがある。

①の特定目的基金は、特定の目的の経費に充てられる財源を確保するために設けられるもので、例えば、施設の建設の資金を確保するための積立金、地方債等の償還のための積立金等がこれに該当する（「要説地方自治法第十次改訂版」（松本英昭著、ぎょうせい）578 頁）。

他方、②の定額運用基金は、特定の事務又は事業の運営の手段として設けられるものであり、例えば、物品の集中購買のための基金、資金の貸付のための基金等が該当する。これらは、条例で定める目的にしたがって原資金の範囲内で行われ、例えば、当該物品の売り払い代金又は貸付金の償還元金は再び当該基金の収入とされ、新たな物品の購入又は貸付けのための資金として順次回転して運用される（上掲 579 頁）。

大阪府は、大阪府基金条例や個別基金の設置条例により、各基金を創設している。そのうち、②に分類されるのが、用品調達基金、小口支払基金であり、そのほかは①に分類されるものである。

3 基金の管理と処分

基金の管理については、基金に属する財産の種類に応じ、収入もしくは支出の手続き、歳計現金の出納もしくは保管、公有財産もしくは物品の管理もしくは処分又は債権の管理の例による。そのほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、条例で定めるとされている（地方自治法第 241 条第 7, 8 項）。管理及び処分については、大阪府基金条例や個別基金に関する条例が詳細を定める。

さらに、基金の管理・処分については、大阪府は、下記のとおり、大阪府資金保管・運用方針その他規程を設け、基金に関する管理・処分方針を定めている。

記

大阪府資金保管・運用方針

大阪府資金運用事務取扱要領

大阪府会計管理者保管金運用事務取扱細則

大阪府会計管理者保管金における繰替使用及び繰替運用に関する要領

大阪府会計管理者保管金における運用利息の配分に関する要領

大阪府会計管理者保管金、公営企業会計管理者保管金繰替使用要領

大阪府資金管理指針

大阪府資金管理指針実施要領

大阪府資金管理会議設置要綱

上記のうち、大阪府資金保管・運用方針のうち基金に関する定めは以下のとおりである。

<大阪府資金保管・運用方針（抜粋）>

本方針は、平成14年4月の定期性預金等のペイオフ解禁を受けて府資金の保管及び運用方針を定めてきたところであるが、低金利状況が続く中で、平成17年4月のペイオフ全面解禁後の、流動性預金の取扱い等について定める。

1. 総則

1-1 目的

本方針は、府資金の確実かつ有利、効率的な保管及び運用を図るための基本方針として、必要な事項を定める。

1-2 適用範囲

本方針は、府の一般会計、特別会計及び公営企業会計に係る歳計現金、歳入歳出外現金並びに基金に適用する。

(中略)

4-1 基本原則

基金及び府営住宅等の使用者保証金は、法令で定める特定の目的に応じ、及び確実かつ効率的な運用を図るため、設置目的に応じた管理に支障をきたさない範囲内で、歳計現金への繰替運用又は次の点に留意した資金運用を行う。

- ① 安全性
 - ・ 元本保全が確実であること
- ② 流動性
 - ・ 設置目的に応じた管理（取崩し等）に支障をきたさないよう、十分な流動性を確保すること
- ③ 効率性
 - ・ 安全性及び流動性を前提とした上で、運用対象商品の選択、運用期間の設定、運用資金量の配分等を通じた運用収益の向上を図ること

4-2 歳計現金への繰替運用

基金等は、歳計現金に不足が生じる場合、効率性を勘案の上、歳計現金への繰替運用を行う。

4-3 資金運用方法

基金等は、歳計現金に繰り替えて運用しない場合、原則として次の方法により運用する。

- ① 借入債務との相殺等により保全されている確実な預金
- ② 国債等の確実な債券

(大阪府提供資料)

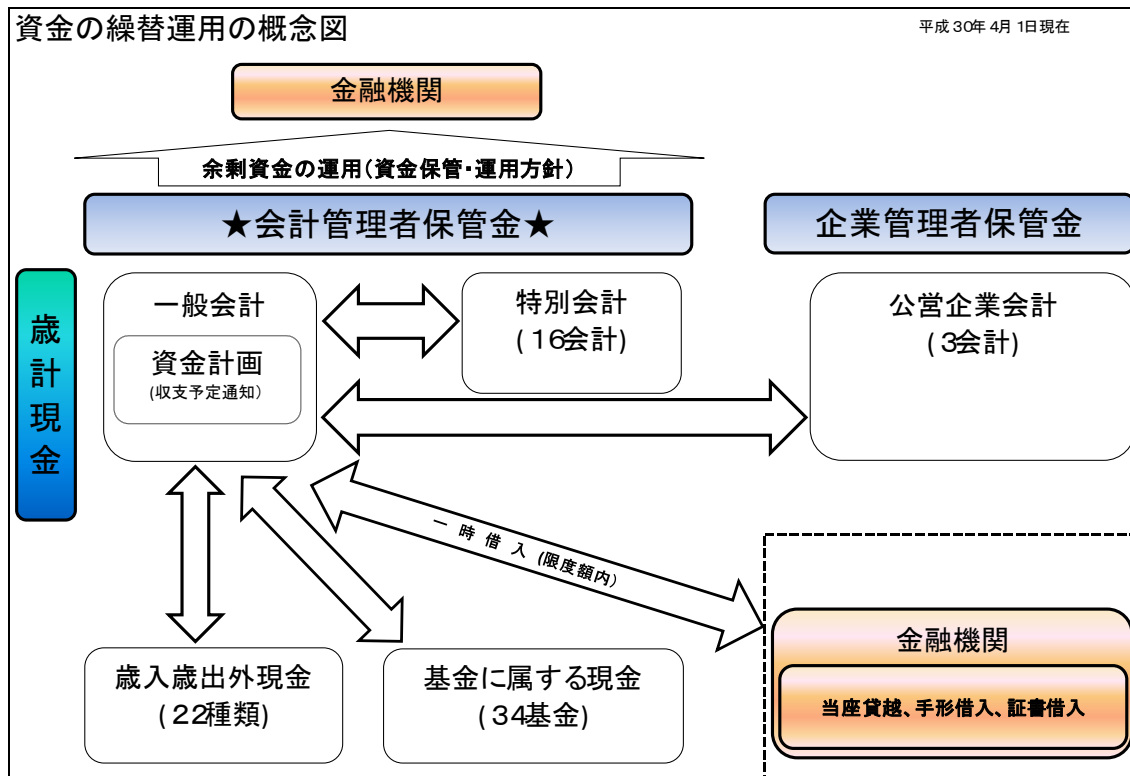
4 大阪府における基金の運用

基金の運用については、基金ごとに個別に運用する場合と、基金全体として一括で運用する場合があるが、大阪府の場合、運用上のスケールメリットを活かし、また運用事務の集約による事務の効率化を図るために、一括運用の手法を用いている。

大阪府基金条例は「知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。」(第4条)との規定を設け、大阪府会計管理者保管金における繰替使用及び繰替運用に関する要

領の規定により、会計管理者保管金（一般会計，特別会計，基金等）の資金を一般会計に全額繰り替え，翌営業日に繰り戻すこととしている。

<基金の運用 概念図>



(大阪府提供資料)

5 大阪府の基金の全体像と監査対象基金について

(1) 基金の全体像

大阪府において、金額規模の大きな基金は財政調整基金及び減債基金であり，そのほか，特定目的基金が多数存在する。その概要は以下のとおりである。

ア 財政調整基金（平成31年3月31日現在残高1,489億円）

財政調整基金は，年度間の財源の調整を図り，財政の健全な運営に資するための積立金であり，将来の負担リスク，災害などへの突発的な事態への対応に備え，資金を確保しておくものである（地方財政法第4条の4）。平成22年度以降，大阪府財政運営基本条例（平成23年12月28日大阪府条例第136号）第19条に基づき，令和9年（2027年）度末積立目標額を1,400億円として，決算余剰金の2分の1相当額を財政調整基金に編入している。

<財政調整基金の積立目標額>

(単位:億円)

区分 (算出の考え方)	名称	発生 時期	平成29年度末試算		(参 考) 平成26年度末試算
			想定されるリスク	積立目標額 に積算する額	積立目標額 に積算する額
1 税収の急減・ 災害等の発生	過去の発生 状況から算出		600 (*1)	600	600
2 出資法人債務に 係る損失補償等	育英会		20	20	51
	産業振興機構	平成27年度末に事業終了		—	225
	住宅供給公社		54	54	79
3 その他	道路公社	S62~H59	現時点では更なる 負担は見込まれない	+α	—
	港湾 特別会計	H元~H40			—
	箕面 特別会計	H13~H35	141 (*2)	-α	—
	まちづくり 会計	H35~	1,027		640 (*3)
合 計				1,314	1,383
			積立目標額	1,400	1,450

(*1) 税収の急減・災害等の発生 (600 億円)

○税収の急減 (540 億円)

過去 20 年間の最大の税収の減収幅 (2,171 億円) のうち、交付税措置で補完できない 25%相当分を算入。

○災害等の発生 (60 億円)

(*2) 箕面特別会計 (141 億円)

○箕面森町事業の府費負担限度額 (603 億円) から 28 年度末までの支出済み額 (462 億円) を除いた額を想定されるリスク (141 億円) に算入し、粗い試算等に織り込み済み。

(*3) まちづくり会計 (640 億円)

○保有地に係る起債償還額の財政負担分(1,027 億円)を想定されるリスクに算入。そのうち、土地売却に関わらず、現時点で、財政負担が見込まれる取得価格と評価額の差 (387 億円) は、粗い試算に織り込

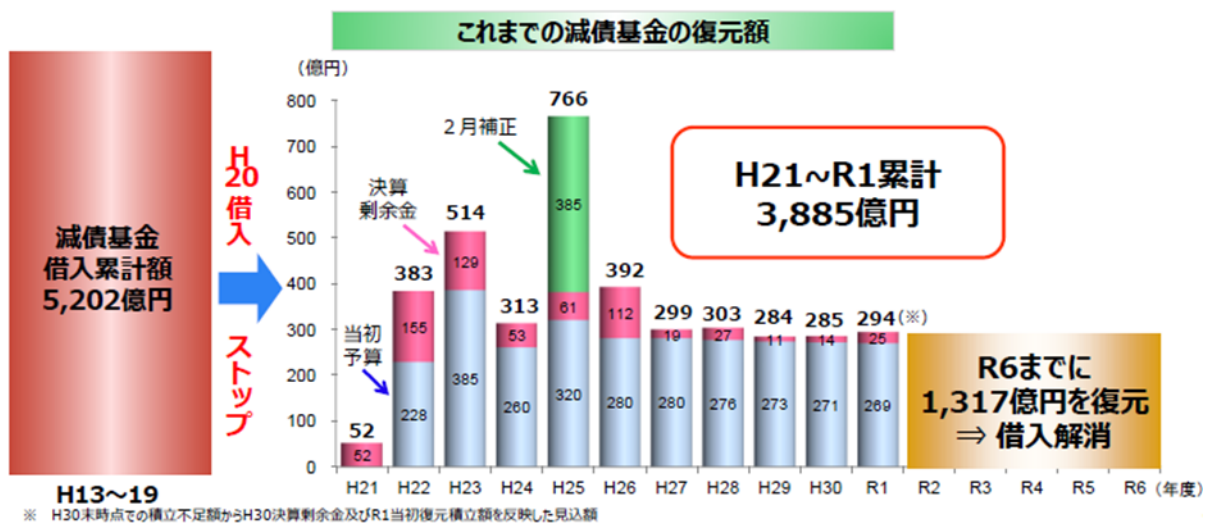
(「財政状況に関する中長期試算〔粗い試算〕の策定について【平成 30 年 2 月版】」より引用)

イ 減債基金 (平成 31 年 3 月 31 日現在残高 5,196 億円)

減債基金は、府債の満期一括償還に備えて蓄える積立金で、府債を購入する投資家への償還準備金であり、将来にわたり府債の償還を支障なく行えるよう、残高を確保しておく必要がある。大阪府は、かつて平成 13 年度から平成 19 年度の間、減債基金から 5,202 億円の借入を行ったため、減債基金に積み立てておくべき額と比べ基金残高が不足しており、大阪府財政運営基本条例に基づき、決算余剰金の 2 分の 1 相当額を減債基金への返済に充て、減債基金の復元を計画的に実施し、令和 6 年度には復元が完了する見通しとなっている。

<減債基金の復元計画>

➤ 財源不足を補うために借り入れた5,202億円について、平成21年度から計画的に復元



(大阪府ホームページより)

ウ その他特定目的基金

財政調整基金，減債基金の目的以外にも特定の目的のために財産を維持し，資金を積み立てるために設置される基金が多数ある。府の財源から積み立てるものだけでなく，国の施策に応じ国の財源が含まれるものもある。その他，寄附金を財源とするものもあり，大阪府では以下の基金について，ホームページにおいても積極的に寄附を募集し，これらの寄附はふるさと納税の対象となる。

<寄附金を募集する基金> (順不同)

御堂筋イルミネーション基金	がん対策基金
大阪ミュージアム基金	大阪ハートフル基金（障害者雇用促進基金）
大阪教育ゆめ基金	福祉基金
なみはやスポーツ振興基金	日本万国博覧会記念公園基金
文化振興基金	地域防災基金
女性基金	動物愛護管理基金
みどりの基金	子ども輝く未来基金
環境保全基金	グローバル人材育成基金

(大阪府ホームページより引用)

積み立てられた基金を活用し，基金の目的に沿った様々な基金事業が実施されており，そのなかには委託事業や補助事業等も含まれる。

エ 定額運用基金

定額運用基金は，特定の目的のために定額の資金を運用するための基金であり，上述のとおり，大阪府は用品調達基金及び小口支払基金がある。地方自治法上，定額運用基金の運用状況については毎年度監査委員による審査の対象となっている（同法第241条第5項）。

(2) 監査対象について

本監査においては、予備調査段階では、財政調整基金や減債基金についてヒアリングや資料提供を受けるとともに、その他特定目的基金については、まずは財源や基金事業の性質等の異なる4基金の全体像を把握した。さらに、追加として、府費や寄附金を財源とするものや、基金事業として補助金等事業を行っているものを中心に、さらに6基金を抽出し、特に、それらの基金を財源として実施される補助金等事業や委託事業が基金の目的に照らして適切に執行されているかに留意し監査を実施した。なお、基金を財源とする補助金事業については、補助金等の監査結果の項のなかで触れているものもある。

定額運用基金は上述のとおり監査委員による審査対象であるため調査対象からも除外した。

<予備調査対象基金>

公共施設等整備基金

大阪教育ゆめ基金

日本万国博覧会記念公園基金

介護保険財政安定化基金

<予備調査対象（追加）基金>

社会福祉施設職員福利厚生基金

みどりの基金

文化振興基金

環境保全基金

大阪ミュージアム基金

地域医療介護総合確保基金

<本調査に関連して検討した基金>

御堂筋イルミネーション基金

なみはやスポーツ振興基金

がん対策基金

第3章 包括外部監査の結果（監査の結果及び意見）

第1 全般的事項に係る監査の結果及び意見

1 統括部署の設置及び全庁的な管理体制の整備

【意見1】統括部署の設置及び全庁的な管理体制の整備

大阪府は、

(1) 補助金等に関する全庁的な管理体制を整備すべきである。その方法として、統括的な管理部署を設けるか、既存の部署のいずれかに統括的な機能を担わせる等すべきである。

(2) その統括的管理部署において、以下の事項を含めた検討を行うべきである。

- ① 補助金等の全庁的把握
- ② 補助金等に関する基本方針の策定
- ③ 補助金・負担金・交付金・委託事業・直営事業の整理
- ④ 交付要綱作成のガイドラインの策定
- ⑤ 効果測定機能の充実に資する効果検証方法の検討
- ⑥ 検査調書記載方法に関する指針の改良

（理由・・・(1)及び(2)①）

ア いわゆる給付行政の主要な部分を占める補助金等は、府民あるいは国民が支払う税金等を原資とする一方で、特定の者に対して金員を供与することを内容としていることから、その適正な執行の検証は欠かせない。そして、補助金等の執行の適正性を担保するためには、例えば、以下の基本的な原則（考え方）は重要であると考え（整理にあたっては、「公的資金助成法精義」（碓井光明著，信山社）を参考にした）。

A 公共目的（公益性）の原則

補助金等の交付に関する行政庁の裁量は無制限のものではなく、根拠法の趣旨目的に照らし、公益上必要な場合及び必要な限度に制約される。地方自治法第232条の2の「公益上の必要性」は、この原則の内容として扱われており、「公益上の必要性」があるか否かは、当該地方公共団体の長及び議会が個々の事例に則して認定するが、客観的に公益上必要であると認めなければならないとされる（行政実例昭和28年6月29日自行発186号）。

B 有効性の原則・比例原則

公益目的が存在することを前提として、それを達成するために補助金等の交付が有効であり、また、その投与量（交付額）が効果に見合ったものであることが求められる。

C 補充性の原則

補助金等の交付は一般納税者の負担において行われる以上、交付を受ける者が自らの財源のみでは対象事業を達成できない場合又は自ら事業費を調達することを不適当とする場合にのみなされるべきである。

D 平等・公平原則

日本国憲法第14条は法の下での平等を定めるところ、地方公共団体における補助金等交付事業の場面においても、平等原則や公平原則が適用されるべきであり、合理的な理由なく補助金等交付につき特定の者を優遇し、あるいは拒否するなどの差別的扱いをすることは許されない。

E 公正決定原則

補助金等交付の決定は、公正になされなければならない。決定権を有する者があたかも自己の資金を用いて助成するかのような錯覚に陥って、自らの都合に沿った相手方を恣意的に選択するようなことはあってはならない。公正決定原則を担保するためには、補助金等交付の法令等の根拠や交付対象者を選択する際の手続規定の整備が必要とされる。

地方公共団体において補助金等に関する財務事務を行うにあたっては、これらの原則に照らして、その執行が適切に行われることが必要である。

イ 大阪府の交付する補助金等の総額は、前述のとおり平成30年度において歳出総額の3割を超える膨大なものである。しかし、どこの部局がどのような種類の補助金等を交付しているのか、何本の補助金等を交付しているのか、部局ごとの補助金等金額の合計など、大阪府全体として補助金等の基本情報を統計的に把握している部局はない。

今回、監査人が大阪府の交付する補助金名、補助金交付要綱名、補助金交付額、補助金交付先、交付開始時期などを明らかにすべく、大阪府に回答を求めたが、一覧性のある全体についての資料はなかった。そのため、全庁の各部局への個別の照会によらざるをえなかった。

しかし、各部局によって管理方法（集約方法）が様々であったほか、補助金、負担金、交付金の分類に関する不統一などもあり、補助金等の全貌を把握することも容易でない状況であった。

ウ 部局横断的に補助金等が管理されていないということは、補助金等交付に関する具体的業務に関し、部局での取扱いが統一的に管理指導されないことにつながる。大阪府補助金交付規則は一定の手続きを示してはいるが、具体的な詳細まで記載されているものではない。実際、交付要綱の有無も補助金毎に様々であり、要綱がある場合でも、その体裁や要綱をホームページに掲載するか否かの統一的な基準は存在しない。また、検査調書の記載の方法、効果測定の方法等についても部局ごとに違いが認められた。

エ 財務部が予算編成過程において個別の補助金等の額について検討することはあっても、これまで、補助金等全般がどうあるべきかという視点から、各補助金の存廃、補助金の交付方法、効果測定方法等も含め、全庁的に補助金等のあり方について検討する仕組みはない。

かつて、平成28年度までは、大阪府は、補助金調（補助金名・金額・交付先数・補助率等を整理した一覧表）を作成し、ホームページで公表していたが、平成29年度以降はなされていない。大阪府では、前述のとおりこれまで財政再建プログラム（案）平成20年6月策定）、大阪府財政構造改革プラン（案（平成22年10月策定））、平成26年度行財政改革の取組みについて（平成26年2月策定）、行財政改革推進プラン（案）（平成27年2月策定）が策定され、財政の健全化に向けて様々な取組がなされていることがうかがえるが、これらプログラムやプランは特定事業に関する補助金等をも対象に含んでいたものの、補助金等の全体そのものに関するあり方を検討するものではなかった。

オ よって、大阪府は、大阪府における補助金等に関する財務事務の執行が上記各原則を踏まえたものとなるよう、補助金等に関する統括的の部署を設け、あるいは既存の部署がその役割を果たすようにするなどして、補助金等の全庁的把握を行うべきである。

(理由・(2)②から⑥)

ア 上記の補助金等の統括的把握を行ったうえで、補助金等事業の財務事務の執行を上記各原則に沿った適切なものとするために、少なくとも下記の事項の検討を行うべきである。

イ (2)② 補助金等に関する基本方針の策定)

補助金等の全庁的把握や適正化に関しては、例えば東京都においては、補助金関係事業の執行体制等を改善するために設置された「補助金関係事務適正化委員会」の提言により、平成16年度以降、財務局において補助金一覧が取りまとめられるようになっている。かかる取りまとめは、それぞれの部局が、補助金を前例踏襲的に継続させるのではなく、それを存続させる意味を常に吟味し、必要に応じて整理する契機にもなると思われる。

さらに、補助金等全般がどうあるべきかについては、統一的な観点からの検討が必要であり、補助金等支出に関する大阪府としての全体戦略の策定を検討すべきである。具体的には、補助金等の全庁的把握、補助金等に関する基本方針の策定、補助金・負担金・交付金・委託事業・直営事業の整理、交付要綱作成のガイドラインの策定、効果測定機能の充実に資する効果検証方法の検討、検査調書記載方法に関する指針の策定、等の作業が求められると言える。

この点、大阪市は、平成19年3月に「補助金のあり方に関するガイドライン」を策定し、補助の必要性、補助の妥当性、補助の有効性、補助の公正性を、補助金見直しの基本的な4つの視点とした上で、あるべき補助金への転換を図る基準として、団体運営費補助から事業費補助への転換、委託事業への切り替えの検討、補助金交付先団体が効率的な運営を行う努力を十分に行っているかの検証、長期補助金等への廃止や終期設定を含めた検討、固定された特定団体に対する補助に関する市民に対する説明責任、ゼロベースからの積算基準の見直し、少額補助金について補助等の有効性の観点からの検証、財政基盤が安定していて資金的に余裕のある団体への補助等について廃止を含めた検討等の必要性が記載されている。また、見直しのための仕組みとして、各補助金等について「見直しチェックシート」を作成し、上記検証を継続するシステムを構築した上で、「見直しチェックシート」を全て公開することにより、市民に対する積極的な情報公開を行っている。大阪府としても十分参考にするべき取組であると思われる。

大阪府では、平成27年11月に「ファシリティマネジメント基本方針」を制定し、公の施設に関して、「維持」、「建替え」、「有効活用」、「撤去・廃止」の4つに区分して廃止や存続を検討したことがある。その後も指定管理者制度におけるモニタリング（点検）の方針として、管理運営の状況について点検・評価を行い、その結果を公表することで施設設置者としての説明責任を果たすとともに、以降の年度の事業計画等に反映させることにより、府民ニーズに合致したサービスの提供と効率的な施設運営の一層の推進を目指している。

同様の取組を補助金等においても実施することも検討すべきである。

ウ (2)③ 補助金・負担金・交付金・委託事業・直営事業の整理)

地方公共団体が事業を行う手法は様々である。

地方公共団体が直接事業を行う直営事業、外部の団体や法人等に委託して行う委託事業、そして地方公共団体として事業を行うのではなく、資金助成をすることで外部の団体や法人

等の事業を支援する場合がある。さらに資金を助成する場合でも、補助金、負担金、交付金の区別がある。

補助金、負担金、交付金、委託事業、直営事業のいずれをどのような基準で行うことが適切か、それぞれの在り方を整理したうえで、それぞれの事業の見直しが行われるべきである。

例えば、教育庁教育振興室高等学校課所管の大阪産業教育フェア実行委員会に対し交付する、同委員会が実施する大阪産業教育フェアに関する資金について、平成29年度までは補助金として整理していたが、平成30年度からは分担金（負担金）として位置付けを見直した。

同様に、教育庁教育振興室保健体育課所管の近畿高等学校種目別体育大会運営補助金についても、所管課によれば、分担金に位置付けを変更することを検討している（ただし、分担金の性質は必ずしも明確でない）。

商工労働部が所管する大阪ホームレス就業支援センター運営協議会への金銭的支出は、大阪府が同協議会の構成員であるにもかかわらず、負担金ではなく、管理運営補助金と位置付けられているが、これについても位置付けの見直しが必要であろう。

また、教育庁私学課が所管する大阪府育英会や商工労働部が所管する西成労働福祉センターに対する運営費については、補助金として支出されているが、現実に行われている事業は、大阪府が本来行うべき事務を外部の団体が担っており、大阪府が自由に資金助成を取りやめることは考え難いと評価できる事業である。しかしながら、前記「会計事務の手引」においては、補助金が、地方公共団体の意思によって交付するか否かを自由に決め得る恩恵的な給付金とされており、現在の実態とは相容れないと考えられる。

府民文化部が所管する大阪府国際会議場は、平成30年9月に発生した台風21号により窓ガラスが割れるなどの損傷が生じたところ、その修繕について、施設所有者である大阪府が自ら工事業者に発注等するなどして修繕するのではなく、指定管理者に対し工事代金相当額を負担金として交付し、修繕を行った。

これらは一例であるが、「会計事務の手引」における補助金・交付金・負担金の定義にかかわらず、監査の過程において実際の各拠出を補助金・交付金・負担金のいずれに位置づけるべきか明確でないと思われる事例が散見された。また、上記の大阪府育英会や西成労働福祉センターのように、そもそも、補助金等の方法によるのではなく、大阪府が自らの事業として自ら実施し、あるいは外部の事業者に委託等する方法により実施することも視野に入れて検討されることが望ましいと思われる事例もあった。

事業手法にかかわらず、事業の必要性や効果を検証すべきことは何ら変わるものではない。しかし、その実施の方法が補助金・交付金・負担金、あるいは委託のいずれによるかによって、進める事業の責任主体、大阪府としての支出先や金額決定等に必要手続き、管理・監督のあり方などは変わるのであって、それらを総合的に考え、大阪府としてどういう仕組みで実施していくことが、より効率的効果的な事業推進のために適切かを検討することが必要である。

したがって、大阪府は、補助金・交付金・負担金の概念整理を行ったうえで、各補助金等が補助金・交付金・負担金のいずれに位置づけられることが適切か、また当該事業を委託により実施し、あるいは大阪府が直接実施することが適切といえるものがないか、を見直すべ

きである。

エ (2)④ 交付要綱等の作成及び交付要綱等作成ガイドラインの策定)

調査対象とした補助金等のうち、補助金交付要綱や交付要領等が制定されておらず、また交付先との間で協定等が締結されていない補助金等は以下のとおりである。

所管部局	補助金等の名称
府民文化部	公益財団法人大阪国際平和センター補助金（運営費・長期修繕）
府民文化部	大阪マラソン開催業務に係る負担金
福祉部	大阪府母子・父子福祉センター運営補助金
福祉部	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金
福祉部	児童福祉施設整備費補助金
福祉部	福祉活動指導員設置事業費補助金
福祉部	社会福祉施設職員等退職手当共済事業給付費補助金
福祉部	一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金
健康医療部	腎移植組織適合検査事業補助金
商工労働部	西成労働福祉センター補助金
商工労働部	あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金
商工労働部	大阪産業振興機構人件費補助金
環境農林水産部	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金
教育庁	国民体育大会近畿ブロック大会分担金
教育庁	近畿高等学校種目別体育大会運営補助金

大阪府は、補助金等について、特定少数の補助事業者を対象とするものであっても、原則として補助金毎に交付要綱等を制定し、また交付先との間で協定書等を締結すべきである。そして、そうしたルール整備のため、交付要綱策定ガイドラインを策定すべきである。

大阪府は、大阪府補助金交付規則の施行に伴い、総務部長通知「大阪府補助金交付規則の施行について」（昭和45年10月1日、財第 236 号、財内第737号）を各部局等に発している。

同通知は、「個々の補助金ごとに制定せられるべき要綱については、次の点に留意すること。」として、「(1) 原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること。」とする。

かかる通知を根拠として、前記のとおり、個別の補助金等について、交付要綱が定められていない補助金が複数存在している。また、補助金によっては、交付要綱という名称ではなく、交付要領として定められているものも認められた。

同通知は、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについて、例外的に交付要綱に拠らないことを許容するものの、あくまでも原則としては交付要綱を定めることを求めている。

また、交付金及び負担金については、そもそも大阪府補助金交付規則に相当する規則が存在しないが、「会計事務の手引」において、これらについても必要に応じ補助金に準じるものと定められている。

大阪府補助金交付規則において、一般的抽象的に補助金の交付に関するルールが定められているとはいえ、各補助金について個別に交付要綱が定められることは、本補助金の趣旨目的を明らかにし、また補助金受給の要件や条件違反等があった場合のルールが明確化されることとなり、補助金交付事務の適正性を担保するためにも必要である。さらには、府民への説明責任を果たし、府民に対する補助金の「見える化」に資するとともに、補助対象事業者にとっても要件等が明確化されるメリットがある。

特に、長期間にわたって交付が継続する補助金については、その趣旨や目的があいまいになるおそれもあることから、たとえ特定少数の補助事業者を対象とする補助金であっても、要綱を制定することが望ましい。

様々な場面で、官民協働の各種実行委員会が構成され、大阪府がその団体の一員となりつつ、負担金等の名目で資金助成する例がみられる。例えば、府民文化部が所管する、大阪マラソン開催業務に係る負担金においては、大阪府がこれらの各団体の構成員であり、各団体の決議に基づき負担金を支出しているが、協定書の締結はされていない。それゆえ、大阪府が支出すべき金額算出、用途、資金助成の趣旨に反した使用がなされた場合の返還等のルールは明確でない。また、資金助成を受ける各種団体の、事業遂行にあたっての各構成員の役割や責任も明らかではない。そのような状況で、大阪府が負担金等を支出すること自体も大きなリスクとなりうる。負担金や交付金についても、大阪府がこれらを支出する根拠その他ルールを明確化することが、府政の透明化・適法性の確保の観点から望ましい。

したがって、大阪府は、補助金等について、特定少数の補助事業者を対象とするものであっても、原則として補助金等ごとに交付要綱等を制定し、また交付先との間で協定書等を締結すべきである。また、各部署においてこれらの手続きが整合性をもって行われるためにも、統括的部署において交付要綱作成ガイドラインを策定すべきである。

オ (2)⑤ 効果測定機能の充実に資する効果検証方法の検討

補助金等は、府民等の負担による資金を、地方公共団体が一定の目的を達成するために支出するものであり、その支出金額に応じた成果が認められることが必要である。したがって、ある目的のための助成行為の量と、それによる成果との間には比例関係がなければならない（有効性の原則・比例原則）。

例えば、サービス業務に対する補助金にあつては、サービス業務の実施量と質に着目する必要がある。質に差がないときにわずかな業務に対して不相当な補助金を交付することは比例原則違反である。なかには、単年度での効果の評価が困難な事業もあるが、効果を検証しないということは許されない。そのような事業においても、その事業の特徴に着目して、比較的長期間の推移の検証や、他の自治体との比較、あるいは関係者からのヒアリングなど、評価方法を工夫する必要がある。こうした効果測定のあり方については担当部署だけでなく、横断的視点で検討されるべきである。

例えば、環境農林水産部所管の子育て施設木のぬくもり推進事業補助金が、定性的な事業報告のみならず、定量的な指標を用いて効果検証を実施していたことは、他の補助金の効果検証においても参考となると思われる。

カ (2)⑥ 検査調書記載方法に関する指針の改良

大阪府では、昭和49年4月25日、大阪府出納長及び大阪府総務部長の名義で、「府補助金

に係る予算の執行等の適正化について（依命通達）」（審第 31 号，財第 51 号）が発せられ，これを改正するものとして，平成 18 年 9 月 29 日，大阪府出納長及び大阪府総務部長の名義で，「補助事業検査調書の改正について（通知）」（財第 1747 号）（以下，「平成 18 年通知」という）が発せられた。

平成 18 年通知では，「検査内容の記載例」として，次の記載がなれている。

■運営（事業）費補助金

「（履行の確認）

平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間，〇〇（運営・事業の実施の確認方法を記載）により，交付要綱・交付申請書・交付決定等の内容どおり，〇〇の運営（事業）が完了していることを確認した。

（実績報告書に基づく確認）

〇〇（検査場所）において，運営（事業）実績額については，実績報告書や収支計算書及びその根拠資料（契約書，領収書等）により，適正に執行していることを確認した。

■整備費補助金（施設・設備）

「（履行の確認）

〇〇（検査場所）において，平成〇〇年〇〇月〇〇日に設置された〇〇（施設・設備名）について，現場確認及び〇〇（仕様書，設計書，図面等施設・設備の内容を示す書類名）により，交付要綱，交付申請書，交付決定等の内容どおり，施設・設備が整備されていることを確認した。

（実績報告書に基づく確認）

整備実績額については，実績報告書や収支計算書及びその根拠資料（契約書，領収書等）により，適正に執行していることを確認した。」

今回の監査でも，上記記載例に従った検査調書が数多く確認された。しかるに，かかる記載方法だと，どのような検査項目においてどのような検査が行われたのか判然としない。補助金は，府以外の団体に公金を支出するものであり，補助金交付の相手方の履行が完全に確保されなければ，補助金交付の目的を達成することができない。そして，検査調書は，その履行が達成されているか，補助事業に要した費用が経費配分や経費の使用法の点で交付決定時の条件どおりに支出されているかを検査し記録するものであり，補助金の効果を判断する上でもその起点となるものである。

したがって，補助金の使途について，府がどのように把握したのかが分かる程度に具体的に記載されなければならない。実際の検査内容については，記載した担当者のみが把握していれば良いのではなく，例えば，引継ぎがあった際に同一の検査水準が担保されるようにする必要があり，その意味でも，検査の際の記録は，検査内容が明瞭になるように具体的に記載させるべきである。この点，平成 18 年通知は，「※現地調査を行っている場合は，その名称や，その他検査内容について特記すべき事項などがあれば適宜，記載すること」とあるが，

検査内容については、上記のとおり、どのような項目についてどのようにチェックしたのかを常に記載させるべきであり、「特記すべき事項があれば記載すべき」との通知では不十分と言わざるを得ない。

平成 18 年通知は、全庁的に補助事業検査金の記載内容を統一しようとした点は評価できるが、上記の視点から補助金ごとに実際に担当者が行った検査内容を具体的に記載させるように指導すべきであり、改良の余地がある。

この点、いくつかの補助金においては、検査調書の記述を上記記載例よりも具体的に記載するという工夫した対応がなされていた。例えば商工労働部の企業立地促進補助金においては、補助事業検査調書において、「その他参考事項」の中で具体的に検査項目と検査手法を列挙して記載していた（大阪府内常用雇用者の雇用期間、住所、雇用保険加入状況等）。また、環境農林水産部所管の大阪府環境保全活動補助金においては、合計 51 項目からなる「領収書等チェックリスト」を整備し、具体的なチェックの視点を示している。これらは参考になるものと思われる。

また、交付先が多数に渡る補助金について、多数の補助事業者ごとに補助事業検査調書が作成されている例以外に、複数の補助事業者につき 1 通の補助事業検査調書が作成されている例（例えば健康医療部所管の補助金には多く見られた）が存在した。補助事業者数や検査の規模によって取扱いが異なることは理解できるが、交付先が多数に渡る場合に、いかなる手法で検査し、検査調書を作成すべきであるか、統一的な基準を策定しておくべきである。

2 補助金交付要綱等のホームページでの公表

(1) 概要

調査対象とした補助金等のうち、補助金交付要綱や交付要領等を制定しているものの、これを大阪府のホームページにおいて公表していない補助金等は以下のとおりである。

所管部局	補助金等の名称
府民文化部	平成 30 年度大阪観光局事業の実施に関する協定書
府民文化部	台風 21 号における大阪府立国際会議場修繕工事に関する覚書
府民文化部	平成 30 年度大阪・光の饗宴実行委員会実施事業協定書
府民文化部	水都大阪コンソーシアム事業の実施に関する協定書
福祉部	大阪府介護保険苦情処理業務支援事業費補助金交付要綱
福祉部	大阪府保育士修学資金貸付等事業補助金交付要綱
福祉部	日常生活自立支援事業費補助金
福祉部	福祉施設経営指導事業費補助金交付要綱
福祉部	社会福祉施設職員等研修事業費補助金交付要綱
健康医療部	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金
健康医療部	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金
健康医療部	腎移植組織適合検査事業補助金
健康医療部	泉州救命救急センター運営費補助金
健康医療部	地方独立行政法人大阪府立病院機構運営費負担金
商工労働部	(公社)大阪府シルバー人材センター協議会補助金
商工労働部	大阪府中小企業取引振興事業費補助金交付要綱
商工労働部	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金交付要綱
商工労働部	大阪府小規模企業者等設備貸与事業費補助金要綱
環境農林水産部	大阪府立環境農林水産総合研究所運営費交付金

環境農林水産部	大阪府立環境農林水産総合研究所施設設備整備事業補助金
環境農林水産部	大阪府農業近代化資金融通措置要綱
環境農林水産部	大阪府漁業近代化資金融通措置要綱
環境農林水産部	自然環境保全活動推進事業費補助金交付要綱
環境農林水産部	大阪府こまわり産地野菜価格安定事業補助金交付要綱
住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設等資金借入に対する利子補給要綱
住宅まちづくり部	大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領
住宅まちづくり部	大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業費補助金交付要領
住宅まちづくり部	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領
住宅まちづくり部	大阪府サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金交付要領
教育庁	公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金
教育庁	大阪府国民体育大会派遣事業交付金
教育庁	大阪府育英会運営費等補助金

(2) 【意見2】 補助金交付要綱等のホームページでの公表

大阪府は、交付要綱等を制定している補助金等について、その交付要綱等を大阪府のホームページにおいて公表すべきである。

(理由)

本年度監査対象とした補助金等のうち、大阪府のホームページにおいて交付要綱等が公開されていないものが複数存在した。

補助金等について、ホームページ等において公表することは、補助金を受給できる立場にある者がその機会を逸することがないようにし、公平性を確保する観点から重要である。

これに対し、補助事業者が特定の事業者である等の場合には、当該事業者に対し個別に要綱等が開示されていれば、機会の逸失のおそれはない。ただし、どのような補助金が存在し、どのような要件のもとで補助事業者が補助金を受給することができるかを広く公開することは、府政の「見える化」を促し、情報公開を進める観点から重要である。

したがって、大阪府はホームページにおいて補助金等の交付要綱等を公表すべきである。

3 補助金の事業費補助への転換

(1) 概要

調査対象とした補助金のうち、団体の人件費や事務費などの一般管理的な経費も補助対象とする運営費補助の性質を有するものは以下のとおりである。

所管部局	補助金の名称
府民文化部	公益財団法人大阪国際平和センター補助金（運営費・長期修繕）
福祉部	軽費老人ホーム事務費補助金 ※
福祉部	大阪府母子・父子福祉センター運営補助金
健康医療部	泉州救命救急センター運営費補助金
商工労働部	西成労働福祉センター補助金
商工労働部	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金
教育庁	近畿高等学校種目別体育大会運営補助金
教育庁	大阪府育英会運営費等補助金
教育庁	私立専修学校高等課程経常費補助金 ※
教育庁	私立外国人学校振興補助金 ※
教育庁	私立高等学校等経常費補助金 ※

※ 私立専修学校高等課程経常費補助金，私立外国人学校振興補助金，私立高等学校等経常費補助金，私立幼稚園経常費補助金及び軽費老人ホーム事務費補助金については，所管課の理解とは異なるが，監査人は，運営費補助として分類している。

(2) 【意見3】運営費補助の見直し

大阪府は，運営費補助の性質を有する補助金について，運営費補助を行うことができる統一的な基準等を設け，事業費補助とすることが可能な補助金については事業費補助へ転換することを検討すべきである。

(理由)

大阪府においては，補助金について運営費補助ではなく，事業費補助とすべきであるといった一般的抽象的な方針は設けられていない。平成20年6月策定の「財政再建プログラム(案)」では，「出資法人見直しの基準」として，「運営補助は原則禁止」との記載がなされているが，あくまで出資法人に対し自立化を促進する観点から記載されているものであり，補助金一般に関する指針とは言えない。

地方公共団体が補助金を交付する場合，補助対象事業を特定し，補助事業者が行う特定の事業における事業費の全部又は一部を補助対象とするのが通常である。

これに対し，補助対象事業者に対し，その団体の運営費を補助対象とする場合も存在する。

補助事業者の性質等によっては，運営費補助とすることが相応しいものもある。しかし，運営費補助の場合，団体の人件費や事務費などの一般管理的な経費も補助対象となることから，補助基準や効果検証があいまいになりがちである。また，特定の団体に対し長期にわたって毎年度運営費補助が継続すると，補助金等が既得権的になり，また補助金等への依存度も高くなり，団体としての自立のインセンティブが小さくなることがある。そのような事態となれば，補助金の効果測定を行い，補助金制度の見直しを行うことが困難となることも懸念される。

したがって，大阪府は，運営費補助の性質を有する補助金について，運営費補助を行うことができる統一的な基準等を設け，事業費補助とすることが可能な補助金については事業費補助へ転換することを検討すべきである。

4 補助金の定期的な見直し

(1) 概要

調査対象とした補助金等のうち，終期（存続期限）が設定されている補助金等は以下のとおりであり，それ以外のものには終期の設定がなく，また，全庁的に，定期的に補助金等の存続をゼロベースで検討する仕組みはない。

所管部局	補助金の名称
環境農林水産部	大阪型農地貸付協力金
環境農林水産部	大阪府林業関係補助金（子育て施設木のぬくもり推進事業補助金）
環境農林水産部	大阪府林業関係補助金（持続的な森づくり推進事業（基盤づくり））
住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設等資金借入に対する利子補給
住宅まちづくり部	大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金

住宅まちづくり部	大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業費補助金
住宅まちづくり部	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金
住宅まちづくり部	大阪府サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金
住宅まちづくり部	大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金

(2) 【意見 4】 継続的検討の仕組みの設定

大阪府は、補助金等について、漫然と補助金等の支出が継続することがないように、定期的に、全ての補助金等の要否を見直すなど、全庁的に検討する仕組みを設けるべきである。

(理由)

補助金は元来、公益性がある場合（地方自治法第232条の2）に、地方公共団体の意思によって交付するか否かを自由に決め得る恩恵的な給付金であるとされ、大阪府が交付を義務付けられるものではないが、いったん補助事業が始まると、その継続について深い検討がなされないまま漫然と補助事業が継続する懸念がある。時代や環境の変化に合わせて補助金支出の目的や必要性に変化がないか検討することが求められる。

交付金は、事務処理等の報償としての性質を有するところ、法令の規定又は私法上の契約による行政事務執行上の委託の対価である委託料に近い面がある。これもいったん交付金事業が始まると、事務を委託することの当否や交付金額の算定方法などについて十分な検証がなされないまま交付金事業が継続する懸念がある。大阪府が市町村や組合等の団体に交付金を交付する方法で事務を行うことの是非を見直すことが必要である。

負担金は、いったん特定の事業から恩恵を受け、また団体の構成員となるなどした場合には、恩恵を受けることをやめたり、団体等から脱退することについて十分な検討が行われないうままとなる懸念がある。一定の金額を負担して他の団体等の事業から特別の利益を受ける必要性、各種団体を構成し又は加入することの是非について見直しをすることが必要である。

すなわち、補助金等については、いったん補助事業等が開始した場合にその後の見直しが十分になされないまま慣例となる可能性もある。

本監査の対象とした補助金等のうち、補助事業の開始時期が不明であり、かつ補助金交付要綱も制定されていないが、50年以上継続している補助金もあった。補助金等については、その補助事業等の効果測定や必要性の検討を行い、補助事業等の継続の是非や制度の見直しを不断に検討すべきであるが、その区切りとするためには、補助金等については、全庁的に、例えば3年ないし5年といった周期で、定期的に補助金等の存続をゼロベースで見直すルールを設けたり、終期（存続期限）を設定すること等が有益であると考えられる。

5 独占禁止法違反、前科の確認

(1) 概要

大阪府補助金交付規則によれば、以下の者は、補助事業者となることができない。

- | |
|--|
| <p>ロ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から一年を経過しない者</p> <p>ハ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第四十九条に規定する排除措置命令又は同法第六十二条第一項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から一年を経過しない者</p> |
|--|

(2) 【意見5】独占禁止法違反，前科の確認

大阪府は，全ての補助金について，事業者が補助金を申請する時点あるいは大阪府が補助金を交付する時点等の一定の時点で，補助事業者が補助金の独占禁止法違反及び前科の有無に関する受給資格を満たしていることを確認する方策を講じるべきである。

(理由)

調査対象とした補助金のうち，補助事業者に対し補助金を交付するにあたって，事業者から要件確認申立書を提出させる等の方法により，上記ロ（前科要件）及びハ（独占禁止法違反）の該当性について確認していない補助金は以下のとおりであった。

所管部局	補助金の名称
府民文化部	公益財団法人大阪国際平和センター補助金（運営費・長期修繕）
教育庁	近畿高等学校種目別体育大会運営補助金
教育庁	大阪府育英会運営費等補助金
商工労働部	西成労働福祉センター補助金
商工労働部	大阪府中小企業取引振興事業費補助金
商工労働部	あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金
商工労働部	大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金
商工労働部	大阪産業振興機構人件費補助金
環境農林水産部	大阪府立環境農林水産総合研究所施設設備整備事業補助金
環境農林水産部	大阪府農・漁業近代化資金利子補給金
環境農林水産部	大阪府林業関係補助金（木とふれあう木育推進事業）
環境農林水産部	自然環境保全活動推進事業費補助金
環境農林水産部	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金
環境農林水産部	大阪府こまわり産地野菜価格安定事業補助金
環境農林水産部	大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金
環境農林水産部	大阪府林業関係補助金（持続的な森づくり推進事業（基盤づくり））
健康医療部	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金
健康医療部	腎移植組織適合検査事業補助金
健康医療部	泉州救命救急センター運営費補助金
住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社賃貸住宅建設等資金借入に対する利子補給要綱
住宅まちづくり部	大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領
住宅まちづくり部	大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業費補助金
住宅まちづくり部	高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領
住宅まちづくり部	大阪府サービス付き高齢者向け住宅家賃減額補助金
住宅まちづくり部	府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金

これに対し，例えば，教育庁教育振興室保健体育課所管の大阪府国民体育大会派遣事業交付金交付要綱においては，交付対象者に対し，上記ロ（前科要件）及びハ（独占禁止法違反）の該当性について誓約する内容を有する要件確認申立書を提出させており，その他多くの補助金においても，同様の申立書を提出させ，補助金交付規則の遵守を担保する仕組みが取り入れられている。

<大阪府国民体育大会派遣事業交付金交付要綱に定める要件確認申立書の様式>

要件確認申立書

大阪府教育委員会教育長 様

大阪府補助金交付規則（以下「規則」という。）第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪府国民体育大会派遣事業交付金交付要綱にかかる交付申請を行うにあたり、私（当団体）は、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府教育委員会が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。）
- 2 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。）
- 3 暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第50条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

年 月 日

所 在 地
名 称
代 表 者 名

印

(大阪府提供資料)

上記ロ（前科要件）及びハ（独占禁止法違反）に該当する者は、補助金交付規則上、補助事業者となることができない以上、全ての補助金について、事業者が補助金を申請する時点あるいは大阪府が補助金を交付する時点等の一定の時点で、要件確認申立書を提出させ、あるいは、さらに独占禁止法違反については公正取引委員会のホームページ等で情報収集するなど、補助事業者が補助金の受給要件を満たしていることを確認する方策を講じるべきである。

6 暴力団員等の排除

(1) 概要

大阪府補助金交付規則第2条第2号においては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者」（以下「暴力団員等」という）を補助事業者となることができる者から除外している。

大阪府は、昭和45年1月10日付（平成28年3月30日最終改正）の「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」と題する総務部長による通知文書（以下「本件総務部長通知」という）において、補助金の交付申請書と共に要件確認申立書（暴力団員等に該当しない旨を自認する文書であり、上記5で掲載した書式によるもの）及び暴力団等審査情報（申請者及び役員の氏名、生年月日及び住所を記載した文書）の提出を受け、これにより取得した情報を政策企画部青少年・地域安全室治安対策課制定の「大阪府の事務事業から暴力団を排除するための指針」に基づき、大阪府警察本部に照会し、暴力団員等に該当しないことを確認した上で交付決定を行うこととしている。

上記「大阪府の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」は、平成23年3月（平成29年3月改定）、青少年・地域安全室治安対策課が定めたものである。同指針は、補助金の交付を含む大阪府の事務事業全般に適用されるものであり、次の場合について、暴力団の排除措置を行わないものと定めている。

- ① 事務事業の対象が国、地方公共団体、大阪府指定出資法人、特定の公共的団体などであり、暴力団が関与する可能性がないもの。
- ② 事務事業の内容から暴力団を利するものとならないもの。
- ③ 法令等に基づく許認可、登録などの事務で、要件や欠格事由が明確に限定されており、府の裁量により排除対象者であることを理由に排除ができないもの。
- ④ 事務事業の各種届出で、行政手続上、形式的要件に合致すれば、排除対象者であるか否かを問わず受理しなければならないもの。
- ⑤ 排除措置を行うことが、事務事業の目的、趣旨を大幅に逸脱するもの又は基本的人権を侵害するおそれがあるもの。

このうち、①の「特定の公共的団体など」の例として、独立行政法人、国立大学法人、特殊法人（特殊会社）、地方独立行政法人、公立大学法人、公益社団法人、公益財団法人、認定特定非営利活動法人及び特例認定非営利活動法人が列挙されている。

(2) 【意見6】暴力団員等の排除の仕組み

大阪府は、補助金の交付申請があった場合、「大阪府の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」において排除措置を不要としている団体が申請者である場合を除き、全件、要件確認申立書及び暴力団等審査情報を提出させ、これに基づき大阪府警察本部に対し、暴力団員等に該当するか否かを照会し、該当しないことを確認した上で交付決定をなすべきである。

（理由）

ア 監査人が、今年度の監査対象とした補助金等について、補助事業者が暴力団員等で

あるか否かに関し、どのような確認作業を実施したかを各部局に問い合わせたところ、「a 要件確認申立書及び暴力団等審査情報を大阪府へ提出させ、大阪府警察本部への照会を実施したケース、b 要件確認申立書及び暴力団等審査情報の提出を受けているが、大阪府警察本部への照会を実施していないケース、c 要件確認申立書のみを提出させ、大阪府警察本部への照会を実施していないケース、d 要件確認申立書及び暴力団等審査情報のいずれの提出も受けておらず、大阪府警察本部への照会も実施していないケース」に分類された。

イ 上記bからdまでの運用については、本件総務部長通知に抵触するものではないかと思われたため、その理由を確認したところ、政策企画部青少年・地域安全室治安対策課長及び大阪府警察本部刑事部捜査第四課暴力団対策室長の連名で大阪府の各部局の企画担当課長宛に平成29年11月9日付で「大阪府の事務及び事業からの暴力団排除にかかる照会及び回答について」と題する文書が交付されていることがわかった。同文書には「必要と認められるものについてのみ、照会いただきますようよろしくお願い致します」と記載されていた。また、補助金に関する各部局からの個別の照会に対し、青少年・地域安全室治安対策課から「暴力団を利する事業とは思われないので、今後、照会は必要ない」との回答がなされた事例が多く存在することがわかった（なお、同回答に際し、青少年・地域安全室治安対策課は、大阪府警察本部の意見を聴取しているとのことであった）。このような扱いは、上記「大阪府の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」において、排除措置が不要なものとして列挙された中の「②事務事業の内容から暴力団を利するものとならないもの。」に該当することを理由としたものである。上記運用がなされている背景には、照会先である大阪府警察本部の事務負担が相当大きいという事情があることがうかがわれた。

また、補助金の交付申請に際し、要件確認申立書及び暴力団等審査情報の一方又は双方の提出を受けないという運用がなされていることについては、上記「大阪府の事務及び事業からの暴力団排除にかかる照会及び回答について」と題する文書が交付され、各部局からの個別の照会に対し、照会が不要である旨の回答がなされたことが原因であることがわかった。ただし、政策企画部青少年・地域安全室治安対策課によれば、大阪府警察本部に対する照会を実施しない場合でも、要件確認申立書及び暴力団等審査情報の取得を省略してもよいとは考えていないとのことであった。

ウ 確かに、補助事業者の中には、上記「大阪府の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」が「①事務事業の対象が国、地方公共団体、大阪府指定出資法人、特定の公共的団体などであり、暴力団が関与する可能性がないもの。」として列挙した団体のように、典型的に暴力団員等が関与する可能性が極めて低い団体や、暴力団員等を排除していることが設立・存続の基礎をなす団体が存在しており、こうした団体に関し、大阪府警察本部への照会を不要とすることには、一定の合理性がある。

しかしながら、大阪府に対し、補助金の交付申請を行う者の中には、これに該当しない団体等が多数存在する。

上記のとおり、大阪府は、大阪府警察本部への照会を不要とする根拠として、「暴力団を利する事業とは思われない」としている。たしかに、大阪府による補助は、公益上必要がある場合に限ってなされるものであるから（地方自治法第232条の2）、程度の差はあれ、補助事業が公益性を伴うものであることは疑いのないところである。しかし、仮に公益性を伴う

事業であったとしても、補助事業者に暴力団員等が含まれている場合など補助事業に暴力団員等が関与している場合には、結果として暴力団員等を利することとなる事態が十分に生じ得る。したがって、補助事業に関しては、事業の性質が「一般に暴力団を利する事業とは思われない」という理由により、大阪府警察本部への照会を不要とすることは不合理である。特に、申請者が株式会社である場合や、法人格のない団体又は個人であるような場合には、大阪府警察本部への照会を実施しないという扱いは是認できない。

また、照会を受けた大阪府警察本部の事務負担の大きさについては軽視できないものの、事務負担の大きさを理由に重要な要件の確認が疎かになってよいとするのは本末転倒である。地方自治法第232条の2が「その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定するとおり、補助することは義務ではないから、重要な要件の確認を疎かにしてまで補助をする必要はない。

所管課によれば、万が一にも補助金交付後に暴力団の関与が発覚した場合であっても、刑事罰や課税通報制度の利用により、結果的に暴力団を利する行為に該当することはないとのことである。しかし、そうであっても、大阪府が暴力団員等の関与する団体等に補助をしたという事実自体が消失するわけではなく、また、補助金の返還を命じて確実に回収できる保証があるわけでもない。そうであれば、事前に照会を行うことにより、十分な確認をしておく方が効率的であるといえる。

エ 政策企画部青少年・地域安全室治安対策課による説明のとおり、大阪府警察本部に対する照会を実施しない場合でも、要件確認申立書及び暴力団等審査情報の取得を省略するという運用は想定されていない。したがって、「大阪府の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」が排除措置を不要としている団体以外の補助金の申請者については、要件確認申立書及び暴力団等審査情報を提出させることを徹底すべきである。このような申請者について、上記bからdまでの取扱いをすることは適切でない。

オ よって、大阪府は、補助金の交付申請があった場合、「大阪府の事務及び事業から暴力団を排除するための指針」において排除措置を不要としている団体が申請者である場合を除き、本件総務部長通知に従い、全件、要件確認申立書及び暴力団等審査情報を提出させ、これに基づき大阪府警察本部に対し、暴力団員等に該当するか否かを照会し、該当しないことを確認した上で交付決定をなすべきである。

7 消費税仕入額控除

(1) 概要

ア 消費税の仕組み

消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く課税される税で、消費者が負担し、事業者が納付する間接税である。

消費税は、生産、流通などの各取引段階で課税されるが、税が累積しない仕組みが採られている。具体的には、消費税の申告時において、消費税の課税対象となる資産の譲渡等（課税売上）に係る消費税額から、消費税の課税対象となる資産の譲り受け等（課税仕入）に係る消費税額を控除（仕入税額控除）する仕組みとなっている。

<算式で示すと、以下のようになる。>

商品の売上等の課税仕入に係る消費税（以下、「仮受消費税」という）	-	材料の仕入及び固定資産の取得等の課税仕入に係る消費税（以下、「仮払消費税」という）	=	納税額
----------------------------------	---	---	---	-----

補助金対象事業者が行う補助対象の費用の支出や固定資産の取得は、課税仕入に該当するため、消費税の課税事業者が補助金を受領して課税仕入を行った場合、補助金事業に係わる課税仕入の仮払消費税額分だけ、補助金事業を行わなかった場合に比して、納税額が減少する。

(具体的計算例)	
「ケース1 補助金がない場合」	
課税売上高	1,100 (内消費税 100)
課税仕入高	550 (内消費税 50)
人件費等非課税仕入高	300 (内消費税 0)
納付税額	100 - 50 = 50
「ケース2 補助金がある場合」	
課税売上高	1,100 (内消費税 100)
課税仕入高	550 (内消費税 50)
人件費等非課税仕入高	300 (内消費税 0)
補助金の受領	220 (内消費税 0)
補助金による課税仕入高	220 (内消費税 20)
納付税額	100 - (50+20) = 30
ケース2は、補助金交付を受けなかった場合に比べ、納税額が20減少している。	

このことから、消費税仕入税額控除を受けることができる事業者にとっては、仕入税額控除額相当額は補助事業に必要な経費とはなり得ないため、補助対象とすべきではない。この考え方に基づき国からは補助金事業における取扱いの通知が発せられている。例えば、「住宅局所管補助事業における消費税相当額の取扱いについて」(平成17年9月1日国住総発第37号住宅局長通知)においては、仕入税額控除を受ける事業者に対して想定される3つのパターンについての対応を以下のように示している。

- | |
|---|
| 1. 補助金の交付決定前の段階で本補助金に係る消費税仕入控除税額(補助対象事業費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。)が明らかになる場合は、交付決定は、消費税仕入控除税額を除いた額について行う。 |
|---|

2. 補助事業の実績報告の段階で消費税仕入控除税額が明らかになる場合
 - (1) 交付決定は、消費税仕入控除税額の見込額を除いた額について行う。
 - (2) 実績報告及び補助金の額の確定は、確定した消費税仕入控除税額を除いた額について行うものとする。
3. 補助金の額の確定後、消費税の申告により消費税仕入控除税額が明らかになる場合
 - (1) 交付決定は、返還条件を付した上で消費税仕入控除税額を含めて行う。
 - (2) 実績報告及び補助金の額の確定は、消費税仕入控除税額を含む額について行う。
 - (3) 消費税仕入控除税額が確定した段階でその額を返還する。

以上のように、補助金の交付段階で仕入税額控除見込額を控除すること又は補助金交付後仕入税額控除額の確定時にその金額を返還させることが求められている。

(2) 【意見7】消費税仕入額控除に関する要綱上の記載不備等

大阪府は、補助事業者が消費税の課税事業者である場合、消費税仕入税額控除の取扱いについて国の取扱方針を参考に、補助金交付規則又は交付要綱に明記するなど統一して取り扱うべきである。また、大阪府が消費税込みで補助金を支給した事業者については、仕入税額控除を受けたかどうかについて必ず大阪府に報告させるべきである。

(理由)

概要に記載のとおり、消費税の課税事業者が補助金を消費税込みで受領して課税仕入を行った場合、補助金事業に係わる課税仕入対応する仕入税額控除額については経済的負担がないことから補助対象とすべきではない。

消費税仕入税額控除の取扱いについて、確認したところ、住宅まちづくり部所管の「府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金」については、消費税の課税事業者である場合、仮払消費税を除いた額を交付決定しているとのことであるが、交付金額の決定に大きな影響を与える仕入税額控除の消費税相当額について、交付要綱上は何ら記載がない。

また、商工労働部中小企業支援課所管の「大阪府中小企業取引振興事業費補助金交付要綱」は第6条第2項で、「大阪産業局は、前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。」とし、同第14条1項は「大阪産業局は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7による速やかに知事に報告しなければならない」としている。しかしながら、大阪府では、過去3年において、同第14条1項に関する報告を受けたことはない。

前述の通知が示すように、①消費税仕入控除が確実に見込まれる場合は、消費税仕入控除税額を除いた額を交付額とし、②消費税仕入控除が可否について不明な場合には、消費税の申告により消費税仕入控除税額を確認し、場合によっては補助金を返還させる必要がある。

このことは消費税の課税事業者に補助金を交付する場合には、消費税仕入控除の可能性が内在するため、補助金交付規則又は該当する補助金交付要綱には、この旨を記載すべきである。その上で、過大な補助金の交付となっていないことを確実に確認するため、大阪府が消費税込みで補助金を支給した事業者については、仕入税額控除を受けたかどうかについて必ず大阪府に報告させるべきである。

第2 府民文化部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見

1 公益財団法人大阪国際平和センター補助金

(1) 概要

補助金等の名称	公益財団法人大阪国際平和センター補助金（運営費・長期修繕）					
所管部署	府民文化部人権局					
補助金制度等の目的・概要	大阪国際平和センターの管理・運営を行うとともに、展示等事業を推進することにより、戦争の悲惨さ及び平和の尊さを次世代へ伝え、世界の平和に貢献する。					
補助開始年度	平成3年度					
平成30年度の交付先 （交付先の件数）	公益財団法人大阪国際平和センター（1件）					
根拠規定等	なし					
補助金等の推移 （単位：千円）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	175,705	42,044	44,192	84,307	70,853
	交付実績	171,279 （うち施設補修 5,138）	39,149 （うち施設補修 1,188）	41,593 （うち施設補修 2,049）	65,036 （うち施設補修 25,725）	70,306 （うち施設補修 28,129）
財源	一般財源					

※ 各補助金等における(1)概要の表中の「当初予算」は、補正予算を反映したものではない。そのため、表中の交付実績の金額が、当初予算の金額を上回る例がある。以下、本報告書の各補助金等における(1)概要の表に関し、同様である。

(2) 補助金等の内容の説明

公益財団法人大阪国際平和センター（以下「大阪国際平和センター」という。）は、戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴え、世界平和に貢献することを目的として、大阪府と大阪市の出捐により、平成元年に設立された。

大阪国際平和センターの運営費の概ね9割に府市の補助金（府市の補助金交付額は同額である）が充てられ、残りについては、高校生以上の者が支払う入館料収入（小中学生や65歳以上等は無料）や基本財産運用収入といった大阪国際平和センター自らの収入が充てられている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見8】 補助金交付要綱の作成

大阪府は、大阪国際平和センター補助金（運営費・長期修繕）について、支出の根拠となる個別の補助金交付要綱を作成するか、伺い定めの中に、要綱に記載すべきとされている事

項を記載すべきである。

(理由)

大阪府は、本補助金について、個別の補助金交付要綱を設置せず、経費支出伺書の決裁によって補助金を交付している。

この点、平成28年度定期監査において、「公益財団法人大阪国際平和センターの運営及び運営費補助金について」という監査テーマにより、以下の意見が出されている。

「補助金に係る予算執行の適正性の確保及び府民への説明責任の観点から、要綱の制定を検討されたい。また、要綱を制定しない場合は、総務部長通知により要綱に規定すべきとされている事項について伺い定めの中に明記されたい。」

「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」（財第236号，財内第737号，昭和45年10月1日，総務部長）により、要綱に記載すべきとされている事項は、おおむね次のとおりであるとされている。

- ア 補助金の名称及び交付の目的又は趣旨
- イ 補助金の交付の対象となる経費及び補助率又は補助額
- ウ 補助金交付申請書の様式及び提出期限
- エ 補助金交付申請書に添付すべき書類の様式及び提出部数
- オ 規則第6条第2項の規定により附する補助金の交付の条件
- カ 補助事業に要する経費の配分を変更する場合における軽微な変更の範囲
- キ 補助事業の内容を変更する場合における軽微な変更の範囲
- ク 申請の取下げをすることができる期間
- ケ 補助事業の遂行の状況に関する報告をとる場合には、その内容と報告書の様式
- コ 補助事業実績報告書の様式及び提出期限並びにこれに添付すべき関係書類の種類及び様式
- サ 補助金交付請求書の様式及び提出期限
- シ 処分を制限する財産の指定及び処分を制限する期間

上述のとおり、大阪府は、大阪国際平和センター補助金交付要綱を制定していない。その場合、上記定期監査の意見によれば、上記総務部長通知によって要綱に記載すべきとされている、上記ア～シについての事項が、伺い定めの中に記載されるべきである。

しかし、経費支出伺書及び交付決定通知（伺い定め）には、上記ア、イ、オ、カ、キの事項の一部しか記載されていなかった。

したがって、大阪府は、その義務内容を明確にするためにも、要綱を制定し、補助金の対象となる経費の内容、及び補助金の額の定め方（大阪府と大阪市の負担比率が原則として5対5になる）等を記載することによって、大阪府が果たすべき役割、その内容及び根拠を明確化すべきである。また、要綱を制定しない場合は、伺い定めの中に、上記ア～シについての本補助金について必要な事項を記載すべきである。

なお、大阪国際平和センターに対して、大阪府と同額の運営費補助金を支出している大阪市では、「大阪国際平和センター運営費補助金交付要綱」が整備されており、補助金の対象となる経費の内容、及び補助金の額の定め方（大阪府と大阪市の負担比率が原則として5対5になる）が記載されていることから、大阪府が、大阪市と同様の補助金交付要綱を作成す

ることも可能であると思われる。

【意見9】実績に基づいた数値目標による予算要求の必要性

大阪府は、大阪国際平和センター補助金（運営費）に係る予算要求に際して、実績に基づいた入館者数及び入館料予測を前提として、予算要求をすべきである。

（理由）

大阪国際平和センターに対する運営費補助金の前提となる大阪府の予算要求総括表においては、入場料が有料である高校生以上の者の人数を推計して入館料収入を算出している。そして、大阪府は、支出見込額から、入館料収入などの収入見込額を控除した額の2分の1を、大阪府における、大阪国際平和センターに対する運営費補助金として予算要求をしている。すなわち、本補助金においては、目標入館者数と予算要求額が連動するようになっていた。

この予算要求総括表では、平成30年度の入館料収入の算出根拠となる目標入館者数が9万人と設定されていた。しかし、平成27年度の入館者数は約7万5000人、平成29年度は7万人弱であったため、平成30年度の9万人という目標入館者数の設定は、従前の実績からすると実現可能性が低い数値であった。

所管課の説明によれば、9万人という数値は、平成26年度に大阪国際平和センターが作成した5か年の中期経営計画の目標入館者数のうち、有料入館者数を想定して設定した数値であるとのことであった。大阪国際平和センターが、経営目標として、5か年計画の目標入館者数を実績数よりも多く設定すること自体は問題ないとするが、大阪府が予算要求を行うに際しては、実績に基づいた数値目標を前提とした上で、予算要求をすべきである。

【意見10】予算書の正確な作成、提出された予算書のチェック

大阪府は、大阪国際平和センターに対して、予算書を正確に作成させるべきである。また、大阪府は、大阪国際平和センターから提出された予算書を、過年度に提出された実績報告書等と対比の上、予算書の項目に誤りが無いかをチェックすべきである。

（理由）

大阪国際平和センターの運営費補助金の予算書では、役員報酬額が11,366,000円とされていた。この点、役員報酬に当てることとされている入館料等自主収入5,388,673円、及び実績報告書における役員報酬額3,225,227円の合計8,613,900円が、実際に役員報酬として支出された金額であったとのことであり、予算書との間で、約275万円弱の乖離が見られた。

所管課の説明によれば、予算書において、本来であれば職員給料手当等の費目に計上すべき嘱託職員の報酬を、誤って役員報酬の費目に計上してしまったことが、予算書と実績報告書との間で、数値の乖離が生じた原因であるとのことであった。

大阪府は、大阪国際平和センターに対して、予算書を正確に作成させるべきである。また、大阪府は、大阪国際平和センターから提出された予算書を、過年度に提出された実績報告書等と対比の上、予算書の項目に誤りが無いかをチェックすべきである。

2 大阪観光局運営事業費負担金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪観光局運営事業費負担金				
所管部署	府民文化部 企画・観光課				
補助金制度等の目的・概要	海外および国内から大阪への来訪者，宿泊者を増加させることによって，新たな観光関連産業の振興や地域経済の活性化などにつなげ，交流促進による府民生活の質的向上に寄与することを目的とする。				
補助開始年度	平成25年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人大阪観光局 (1件)				
根拠規定等	平成30年度大阪観光局事業の実施に関する協定書				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	250,000	250,000	320,118	320,000	320,000
交付実績	250,000	250,000	320,118	320,000	320,000
財源	一般財源，国				

(2) 補助金等の内容の説明

平成15年4月に，大阪府・大阪市・経済界によって，効果的に観光集客に取り組むための組織として，公益財団法人大阪観光コンベンション協会が設立された。平成25年2月18日，大阪府・大阪市・経済界（関西経済連合会・大阪商工会議所・関西経済同友会）のトップ会議により，平成25年4月から，公益財団法人大阪観光コンベンション協会を実施母体として，大阪観光局事業が開始された。平成27年4月から，公益財団法人大阪観光コンベンション協会の名称は，公益財団法人大阪観光局（以下「大阪観光局」という。）に変更されている。

大阪観光局の事業目的は，大阪府及び大阪市の歴史的，文化的及び経済的特性を活かし，大阪府及び大阪市における観光事業の振興並びにコンベンションの誘致及び支援等に関する事業を行うことにより，地域経済の活性化を図り，もって，世界に開かれた国際観光都市としての発展に寄与するとともに，国民の生活，文化及び経済の向上発展並びに国際親善に寄与することとされている。

大阪観光局事業の実施に要する費用は，大阪観光局が別途負担するものを除き，大阪府及び大阪市が負担することとされている。平成28年度より，本負担金の一部に，地方創生推進交付金が財源として組み込まれている。

大阪府・大阪市・大阪観光局は，毎年度，三者間で協定書を締結し，同協定書には，大阪府及び大阪市が支出する予算額も記載されている。本事業に対する大阪府と大阪市の負担割合は，1対1である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 11】大阪観光局による各事業ごとの経済効果等の測定及び事業報告書や事業報告参考資料への記載

大阪府は、大阪観光局に対し、各事業ごとの経済効果等を測定させるとともに、事業報告書や事業報告参考資料にその測定した結果を記載させるべきである。

(理由)

大阪観光局は、年度ごとに事業報告書及び事業報告参考資料を作成し、ホームページ上に公開している。事業報告書では、当年度に実施した各事業が詳細に列挙され、事業報告参考資料には、各事業の実施日や参加者数等が詳細に記載されているものの、大阪観光局が実施した各事業がもたらす経済効果等に関する記載は無かった。

本事業の目的には、地域経済の活性化や、国民の生活、文化及び経済の向上発展といった経済効果等の側面が含まれていることから、各事業を実施したことにより生じた経済効果等を把握する必要がある。

この点、大阪観光局は、理事会や評議員会に対して提出する議事資料においては、経済効果等（例えば外国人旅行者の観光収入について）を記載した自己評価書面を提出しているが、これについては、大阪観光局事業全体の事業評価であり、各事業ごとの経済効果等は測定が困難であるため、測定していないとのことであった。

しかし、各事業の経済効果等の有無の把握や府民への情報公開という観点からは、大阪観光局は、可能な限り、各事業ごとの経済効果等を測定するとともに、大阪観光局のホームページ上に公開される事業報告書や事業報告参考資料に、各事業ごとの経済効果等の数値を記載するなどして、府民が、各事業による経済効果等を容易に把握できるようにすべきである。

したがって、大阪府は、大阪観光局に対し、各事業ごとの経済効果等を測定させるとともに、事業報告書や事業報告参考資料に、その効果測定の結果を記載させるべきである。

【意見 12】大阪府による各事業ごとの効果検証及び検証結果の記録化

大阪府は、大阪観光局が実施した各事業ごとの効果検証を行うとともに、各事業の効果検証をした結果を記録化すべきである。

(理由)

大阪府は、大阪観光局に対して負担金を支出する以上、大阪観光局により実施された各事業の効果検証をし、負担金が本事業の目的達成に資する使途に使用されたか、負担金額が適正であったか、大阪観光局事業を今後も継続するか、といった事項について、大阪府としての判断をすることが求められる。

この点、所管課によれば、大阪府による本事業の効果検証の記録化はしていないが、①大阪観光局から提出された資料を基に、所管課が、大阪観光局により実施された事業全体の効果を検証している、②所管課が、大阪観光局の理事会や評議員会の構成員である大阪府の役職者に対して、理事会や評議員会の前に、所管課による事業全体の効果検証結果を伝えて、この大阪府の役職者を通じて、理事会や評議員会の場面において、所管課による効果検証についての意見を述べている、とのことである。なお、所管課においても、各事業ごとの効果

検証は行っていないとのことであった。

しかし、大阪府が大阪観光局に対して負担金を支出する以上、負担金が本事業の目的達成に資する使途に使用されたか、負担金額が適正であったか、大阪観光局事業を今後も継続するか、といった観点から、大阪府が各事業ごとの効果検証をしなければならないことは当然の前提である。加えて、理事会や評議員会は、大阪観光局が公益財団法人である以上、制度的に設置しなければならない、いわば“内部”の機関であり、また、多数の構成員から成る理事会や評議員会の議事進行の中で、大阪府による効果検証の結果が、必ずしも、理事会や評議員会の決議内容として採用されるとも限らない。

したがって、大阪府は、大阪観光局が実施した各事業ごとの効果検証を行うとともに、各事業の効果検証をした結果を記録化すべきである。

3 台風 21 号における大阪国際会議場修繕工事事業負担金

(1) 概要

補助金等の名称	台風21号における大阪国際会議場修繕工事事業負担金				
所管部署	府民文化部 企画・観光課				
補助金制度等の目的・概要	台風21号の被害により発生した修繕工事の遂行を図ることを目的とする。				
補助開始年度	平成30年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	株式会社大阪国際会議場 (1件)				
根拠規定等	台風21号における大阪府立国際会議場修繕工事に関する覚書				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	当初予算	—	—	—	—
	交付実績	—	—	—	6,166
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

平成30年9月4日に発生した台風21号による大阪府立国際会議場の修繕工事に関し、大阪府が、大阪府立国際会議場の指定管理者である株式会社大阪国際会議場に対して、損傷箇所の修繕工事費を負担するものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 13】 修繕工事の実施方法

大阪府は、台風21号による大阪府立大阪国際会議場の修繕工事の実施について、指定管理者に対して負担金を支出するという方法により実施すべきではなく、一般競争入札による委託をすべきであり、一般競争入札の方法が困難である場合は、緊急随意契約により実施すべ

きである。

(理由)

平成30年9月4日に発生した台風21号により、大阪府立国際会議場のエントランスガラスや掲示板等の修繕が必要となった。修繕工事は、指定管理者である株式会社大阪国際会議場が、請負業者に対して、各損傷箇所に対する修繕工事を発注することで実施され、大阪府が、指定管理者に対して、各修繕工事費の合計額を負担金として支払った。所管課によれば、同修繕工事の実施に際して、住宅まちづくり部公共建築室に問い合わせをしたところ、大阪府自らが又は大阪府が委託して工事を実施するためには時間を要するため、大阪府が指定管理者に対して負担金を支出するという方法により実施することが可能という助言があったとのことであった。そのため、大阪府は、指定管理者に対して負担金を支出するという方法を採用したとのことであった。

しかし、平成26年4月1日に、大阪府と株式会社大阪国際会議場との間で締結した大阪府立国際会議場管理運営業務契約書（指定管理契約書）によれば、天災による修繕は、指定管理者ではなく、大阪府が担うことになっている。すなわち、天災である台風21号による修繕工事は、大阪府が委託者となり、一般競争入札で受託者を決定の上で、実施しなければならない工事であった。一般競争入札の場合は、大阪府にて積算→入札→事業者による工事実施→大阪府による検査という過程を経る必要がある。大阪府が委託をする場合において、緊急の必要により競争入札に付することができない場合は、①天災地変その他の客観的理由の急迫を要する場合であって公告の期間等を短縮してもなお競争入札に付する暇がないようなときであること、②競争入札に付しては契約の目的を達成できないこと、という2つの要件を満たした場合に限り、例外的に、緊急随意契約をすることが許容されている（地方自治法施行令第167条の2第5項、大阪府随意契約ガイドライン）。なお、緊急随意契約を含む随意契約は、単に相手方の選定方法について、競争入札の特例を定めたものにすぎないものである。

しかし、本件では、大阪府は、一般競争入札や緊急随意契約による委託契約ではなく、指定管理者に、請負業者を選定させて各修繕工事を実施させ、指定管理者に対して、各修繕工事費の合計額を負担金として支払うという処理を行っている。

大阪府において、「負担金」は、次のとおり定義づけられている。

「一般的には、法令上特定の事業等について、府が当該事業等から特別の利益を受けることに対して、一定の金額を負担するもの、又は府が構成又は加入している各種団体の必要経費に充てるため、当該団体が取り決めた費用を支出するものをいう。」

（「会計事務の手引」）

大阪府立大阪国際会議場は、大阪府の所有施設であり、かつ、管理運営業務契約書上も、天災による修繕は大阪府の負担となっていた。したがって、同施設の修繕事業は、大阪府が自ら行うべき事業であり、同施設の修繕によって大阪府が特別の利益を受けることは無い。また、同施設の修繕事業は、負担金の後者の定義にも該当しない。

本件においては、たまたま、指定管理者制度を採用している府有施設（大阪国際会議場）が損傷したことから、指定管理者が請負業者を選定して各修繕工事を実施させている。しかし、指定管理制度を採用していない府有施設や、指定管理制度を採用している府有施設であ

っても大阪府が同施設の修繕義務を負う場面では、大阪府が委託によって、修繕工事を実施しなければならない。

したがって、大阪府は、本来は、本事業を、一般競争入札による委託により実施すべきであった。また、台風21号によって他の府有施設も被害を受けていたため、大阪府が積算や入札に時間を要するという事情があるとしても、緊急随意契約により実施すべきであった。

【意見 14】 指定管理者による修繕工事事業の金額の妥当性の検証

大阪府は、指定管理者が行った台風21号による大阪府立大阪国際会議場の修繕工事の金額の妥当性の検証を行うべきである。

(理由)

指定管理者である株式会社大阪国際会議場は、台風21号による大阪国際会議場の修繕工事を実施するに際して、工事の種類ごとに請負業者を自ら選定していた。この際、指定管理者は、請負業者の選定の際に相見積もりを取っていなかった。大阪府は、指定管理者が、請負業者に各修繕工事をさせた後、指定管理者に対して、指定管理者からの請求額（指定管理者と各請負業者との請負契約金額の合計額と同額）を、負担金として支払っている。

しかし、【意見 13】 修繕工事の実施方法 で述べたとおり、台風21号による大阪国際会議場の修繕工事は、本来は、大阪府が行わなければならない事業である。また、仮に本件を緊急随意契約によって委託した場合、緊急随意契約では比較見積書の省略ができるとされているものの、緊急随意契約の契約相手方選定に係る要件を満たす必要がある。すなわち、緊急随意契約で実施した場合は、契約相手方を大阪府が選定することができるため、契約相手方の選定段階において、大阪府によるコントロールが一定程度及ぶ。

しかし、本件では、実際に工事を実施したのは、指定管理者が選定した各請負業者であり、各請負業者の選定や各請負業者の各修繕工事費に対する大阪府の直接のコントロールは及んでいない。

したがって、大阪府は、事後的であれ、指定管理者と指定管理者が選定した請負業者との間の請負工事の金額を、大阪府自らが同工事を委託する場合の積算額と対比するなどして、同工事の金額の妥当性を検証すべきである。

4 大阪・光の饗宴実行委員会負担金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪・光の饗宴実行委員会負担金
所管部署	府民文化部 魅力づくり推進課
補助金制度等の目的・概要	大阪のシンボルストリート御堂筋を彩る御堂筋イルミネーション事業を実施する。
補助開始年度	平成25年度
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪・光の饗宴実行委員会 (1件)
根拠規定等	平成30年度大阪・光の饗宴実行委員会実施事業協定書

補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	117,666	236,234	199,960	246,960	237,260
交付実績	167,833	183,396	191,336	244,207	235,974
財源	一般財源，御堂筋イルミネーション基金				
備考	平成20年度より「御堂筋イルミネーション」開始，平成25年度より「大阪・光の饗宴」のコアプログラムとして，大阪市や府内各所で開催する様々な光のプログラムと連携し実施。				

(2) 補助金等の内容の説明

大阪・光の饗宴実行委員会（以下、本項において「実行委員会」という。）は、大阪の特性を活かした夜間景観の創出を通じて、魅力と賑わいに満ちた大阪の実現に取り組み、もって大阪全体の活性化を図ることを目的として設立された。実行委員会のもとに、御堂筋事業部（御堂筋イルミネーション事業に関する事務，広域連携業務）及び中之島事業部（OSAKA 光のルネサンス事業に関する事務，民間連携業務及び広報業務）が設置されている。

実行委員会規約によれば、実行委員会の委員は、大阪府府民文化部都市魅力創造局長，大阪市経済戦略局理事，関西経済連合会産業部長，大阪商工会議所地域振興部長，関西経済同友会企画調査部長，大阪観光局専務理事，光のまちづくり推進委員会事務局事務局長といった各団体の役職者が就任することとされている。なお，同規約は，平成30年9月7日に一部改正があり，実行委員会の委員にも変更が生じているため，本文に記載した委員は，平成30年4月1日の年度当初のものである。

実行委員会は，大阪府と大阪市の負担金，民間協賛金，飲食店出店料等，広告収入，その他（募金）を財源としている。

(3) 監査の結果及び意見

本事業に関しては，平成30年5月14日付で，大阪府は，実行委員会の他の構成員との間で，「平成30年度大阪・光の饗宴実行委員会実施事業協定書」を締結している。ただし，同協定書については，次項の水都大阪コンソーシアム事業負担金に関する(3)監査の結果及び意見において言及したのと同様に，令和2年1月16日になって監査人に対する資料提供がなされたものであり，監査の時間的制約の都合上，同協定書の位置付けに関する所管課の認識の当否，同協定書の作成経緯や内容，それに基づく履行状況，あるいは協定書の保管管理状況などについて監査することはできなかった。

【意見 15】 実行委員会の議事概要における議決結果の記載

大阪府は，実行委員会に対して，実行委員会の会議における予算等の議決結果を文書化させるべきである。

(理由)

平成30年3月28日に開催された実行委員会の次第によれば，実行委員会の配布資料として

収支予算案が配布されており、同実行委員会の議事概要によれば、予算案についての質疑がなされている。

所管課によれば、同実行委員会において、大阪・光の饗宴2018事業の事業計画及び予算案が承認された、とのことであり、同実行委員会における議事は録音され、議事内容の概要版として「議事概要」が作成されている。しかし、同「議事概要」には、審議の結果、同予算案が承認を受けたか否かが記載されていなかった。

この点、所管課は、委員会における議事の録音を確認することによって同予算案が承認を受けたか否かを確認できるため、「議事概要」に予算案が承認を受けたか否かが記載されていなくても問題無いと説明する。

しかし、予算案の承認という公金支出の用途や金額に係る事項については、その決定内容を文書化しておくことが当然に求められる。また、録音の確認により、同予算案が承認を受けたか否かを確認することができるかもしれないが、後日に、録音の中から、予算案が承認を受けている該当箇所を探すためには時間を要し、行政の効率的な運営に反する状態となっている。

したがって、大阪府は、実行委員会に対して、実行委員会の会議における予算等の議決結果を「議事概要」に残すなどの方法により文書化させるべきである。

5 水都大阪コンソーシアム事業負担金

(1) 概要

補助金等の名称	水都大阪コンソーシアム事業負担金					
所管部署	府民文化部 魅力づくり推進課					
補助金制度等の目的・概要	水と光のまちづくりに資する。					
補助開始年度	平成29年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	水都大阪コンソーシアム (1件)					
根拠規定等	水都大阪コンソーシアム事業の実施に関する協定書					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	—	—	—	35,500	35,500
	交付実績	—	—	—	34,335	34,601
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

コンソーシアムは共通の目的のもと集まった共同事業体を意味し、その組織形態は多様であるところ、水都大阪コンソーシアム（以下、本項において「コンソーシアム」という。）は、水と光の首都大阪の実現に向けた事業に取り組み、大阪の都市魅力の向上に寄与することを目的として設立された。

コンソーシアム規約によれば、コンソーシアムの構成団体は、大阪商工会議所、関西経済連合会、関西経済同友会、大阪府、大阪市、大阪観光局、大阪シティクルーズ推進協議会、及び学識者とされている。また、コンソーシアムの意思決定機関である総会を構成する委員は、大阪商工会議所常務理事、関西経済連合会常務理事、関西経済同友会常任幹事・事務局長、大阪府府民文化部都市魅力創造局長、大阪市経済戦略局理事、大阪観光局常務理事、大阪シティクルーズ推進協議会会長、及び学識経験者2名となっている。

コンソーシアム事業実施にかかる財源については、大阪府と大阪市からの負担金によるものとされている。

(3) 監査の結果及び意見

本負担金に関する監査の結果及び意見はない。

そのうえで、本負担金に関する監査の経緯等につき補足する。

ア 監査人は、本負担金について具体的な監査を実施するにあたり、本負担金に関する資料を閲覧したうえで、所管課に対し、水都大阪コンソーシアム事業に関し、大阪府が負担金を支出する根拠及び負担額決定の経緯がわかる資料の提供を求めた。これに対する所管課の回答は、「府議会での議決、水都大阪コンソーシアムでの総会による事業計画や収支予算の承認により決定する。」「資料なし」というものであった。

イ 監査人は、「大阪府は、コンソーシアムやコンソーシアムの他の構成員との間で協定書を締結するなどして、大阪府が果たすべき役割、その内容及び根拠を明確化すべきである。」という意見を予定し、事実誤認等がないか所管課に提示したところ、所管課からは、負担金の根拠となる協定書が存在しないことを前提として、その締結の必要がないことについて種々の説明がなされた。

しかし、令和2年1月15日になり、コンソーシアムが当該用途に反した負担金の使用を行った場合の大阪府の対応ルールが定められていないという監査人からの指摘部分に対し、所管課は、その内容に関しては別途協定書を締結していると回答したうえで、監査人の求めに従い、令和2年1月16日、平成30年4月1日付「水都大阪コンソーシアム事業の実施に関する協定書」を提出した。同協定書には、水都大阪コンソーシアム事業の事業内容、事業における各構成員の役割分担、事業の必要経費の負担者及び負担上限額、並びに、事業とは異なる他の用途に金銭を支出した場合の返還ルール等が定められた上で、大阪府を含むコンソーシアムの全構成員の記名押印がされていたが、所管課は、上記の協定書は負担金支出の根拠規定ではない、と説明している。

これを受け、監査人は、予定していた上記の意見を述べないこととしたが、報告書作成の最終段階という時間的制約のため、同協定書の位置付けに関する所管課の認識の可否、同協定書の作成経緯や内容、それに基づく履行状況、あるいは協定書の保管管理状況、監査報告書作成の最終盤に至るまで同協定書について所管課から言及がなかった理由の可否などについて監査することはできなかった。

6 大阪ストーリープロジェクト事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪ストーリープロジェクト事業補助金				
所管部署	府民文化部 魅力づくり推進課				
補助金制度等の目的・概要	インバウンドを含めた来阪旅行者の府域への誘客を促進し、観光産業や地域経済の活性化、地域の魅力あるまちづくりの促進に寄与することを目的とした補助金。複数市町村の観光資源を共通項や視点でグルーピングし、「ストーリー」として取りまとめ、「ストーリー」を構成する観光資源に対し、集中的に魅力の磨き上げや受入環境整備にかかる事業に対する補助を行う。				
補助開始年度	平成29年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	市町村など (6件)				
根拠規定等	大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	—	—	—	45,000	42,000
交付実績	—	—	—	22,521	30,603
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金の補助事業者は、大阪府内の市町村・大阪府内において地域の魅力づくり、魅力発信及び観光集客に資する活動を営む地域住民が構成員となる団体、公共的団体、実行委員会等並びにその構成員である個人又は法人である。また、補助対象事業は、補助事業者が観光集客のために実施する魅力づくり及び受入環境整備に係る事業のうち、①ストーリーを構成する事業であること、②複数年にわたり継続的に観光集客の取組みを実施し、集客効果が期待できる事業であること、③ストーリーを広く周知する取組みを行うことが期待できる事業であること、の全てに該当するものとされている。要綱上、「ストーリー」とは、複数市町村の観光資源を共通項や視点でグルーピングした大阪をより魅力的に発信する周遊テーマや観光コースのことをいう。

補助率は、補助対象経費の2分の1以内であり、1ストーリー当たりの補助上限額は2000万円である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 16】 補助金の制度設計の見直しの検討

大阪府は、事業者にとって、大阪ストーリープロジェクト事業補助金が使いやすいものと

なるよう、本補助金の制度設計の見直しを検討すべきである。

(理由)

ア 平成29年度は、以下の7件の申請があり、全件について補助金交付決定がされている。

<平成29年度補助事業一覧>

事業名称	実施団体	事業概要	交付決定額 (千円)
泉州サイクルルート事業 ※	泉州プロモーション推進協議会	泉州地域の観光資源を自転車で巡るための、泉州地域9市4町をつなぐサイクルルートの整備	1,238
りんくうタウン魅力創出事業	泉佐野市	メインターゲットである若者の誘客を目指した、りんくう公園へのモニュメント設置やPR冊子の作成	6,738
「恋人の聖地」魅力創出事業	泉南市	「恋人の聖地」に選定されているマーブルビーチの魅力創出のための、フォトスポットとなるモニュメント設置及びフォトスポットを掲載したマップの作成	2,006
パブリックアート制作・情報発信事業	和泉市	和泉市久保惣記念美術館におけるパブリックアート制作及びホームページの多言語化等	8,751
見どころ観光形成及び魅力発信事業	高石市	工場夜景の撮影スポット整備及び多言語PR冊子の作成等	2,394
楠公史跡PR事業	河内長野市	府内における楠木正成関連史跡を紹介するパンフレットの作成	244
楠公史跡ブラッシュアップ事業	千早赤阪村	村内における楠木正成関連史跡の解説板の整備及び休憩施設の設置等	3,026

(大阪府提供資料を加工)

※ 平成29年度の泉州サイクルルート事業の実施団体である泉州プロモーション推進協議会は、平成30年4月1日に、KIX泉州国際マラソン実行委員会、及び華やいで大阪・南泉州観光キャンペーン推進協議会とともに、一般社団法人KIX泉州ツーリズムビューロー（平成30年度の泉州サイクルルート事業の実施団体）に統合されている。

イ 平成30年度は、以下の6件（百舌鳥・古市古墳群受入体制整備等事業は3件とカウント）の申請があり、全件について補助金交付決定がされている。

<平成30年度補助事業一覧>

事業名称	実施団体	事業概要	交付決定額 (千円)
パブリックアート制作事業	和泉市	和泉・久保惣ミュージアムタウン内におけるパブリックアートの制作	12,000
楠公史跡PR事業	河内長野市	多言語案内板の整備	329
泉州サイクルルート事業	(一社) KIX 泉州ツーリズムビューロー	回遊ルートの設定及び多言語サインの整備等	3,412

百舌鳥・古市古墳群 受入体制整備等事業	堺市	多言語誘導サインの整備	10,000
	羽曳野市	多言語案内板の整備等	3,925
	藤井寺市地域 文化遺産活性化 実行委員会	多言語解説板の整備，藤の森古墳石室の移 築展示，出土品展示整備	5,500

(大阪府提供資料を加工)

ウ 大阪府は、本補助金について、大阪府下の市町村に対して意向調査や個別訪問を実施したり、報道提供を行ったり、大阪府下の市町村がメンバーとなっている地域づくり団体協議会やおおさか都市魅力・観光ネットワーク会議での説明を実施したりすることなどによって広報活動に努めているものの、本事業は、平成29年度に開始された後、平成30年度に申請件数が減少している。また、所管課によれば、本補助金に対する問い合わせ件数は一定程度はあり、各市町村との調整等における申請なので妥当とのことであるが、実際の申請件数の絶対数は、上記の表のとおり決して多いとはいえない。

本補助金交付要綱上、本補助金は、府内に点在する観光資源をストーリーとして取りまとめ、旅行者ニーズに対応した個々の資源の磨き上げと受入環境整備に集中的に取り組み、観光地としてのポテンシャルの底上げを行うことを目的とする、とされているが、「ストーリー」という一見してわかりにくい事項を補助の中心に据えていることで、事業者が、本補助金の交付申請をしにくい状態になっていることも、申請件数が少ないことの一因と思われる。

大阪府の広報活動にもかかわらず、本補助金の交付申請が少ない状況が継続するのであれば、大阪府は、本補助金が事業者にとって使いやすいものとなるよう、本補助金の制度設計の見直しを検討すべきである。

【意見 17】 補助事業年度の翌年度以降の成果報告書のチェック方法

大阪府は、大阪ストーリープロジェクト事業補助金に関し、補助事業年度の翌年度以降の成果報告書の提出を受けた場合には、速やかにその記載内容を確認し、補助事業の成果を把握するよう努めるとともに、補助事業者に対して成果報告書の記載内容について指導や問い合わせをした場合は、その記録（内容・日時）を残すなど、補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書のチェック方法を改めるべきである。

(理由)

本補助金交付要綱第14条第2項によれば、補助事業者は、補助事業年度の事業実績報告書のみならず、補助事業年度の翌年度から3年間は、成果報告書を提出しなければならない。また、同条第3項によれば、大阪府は、成果報告書の内容を踏まえ、事業の改善の必要がある場合は、補助事業者に対し、指導することができるとされている。

平成29年度に補助金交付決定がされた事業に関して、本要綱第14条第2項に基づき、ある事業者からは、補助事業年度の翌年度の成果報告書が平成31年4月16日付で提出されているところ、同成果報告書では、平成27年の市内観光施設利用者数が103万人とされていたのが、平成30年は85万人とされていた。他方で、この事業は、平成30年度にも本補助金の交付

を受けており、平成30年度の本事業に係る事業実績報告書では、平成30年の市内観光施設利用者数が104万人とされていた。

すなわち、成果報告書と事業実績報告書で、平成30年の市内観光施設利用者数が異なっていた。また、成果報告書の記載上は、平成29年度に補助事業を実施したにもかかわらず、平成30年度は、平成27年と比較して、市内観光施設利用者数が18万人（103万人→85万人）も減少していた。

所管課によれば、大阪府が、この補助事業者に対して問い合わせをしたところ、成果報告書における平成30年の市内観光施設利用者数85万人という数値は誤りであって正しくは104万人であることを確認の上、数値を訂正した成果報告書を再提出させている、とのことであった。

しかし、監査人が大阪府から同成果報告書の資料提供を受けた令和元年7月23日の時点においては、大阪府は、同成果報告書の数値の誤りを認識しておらず、補助事業者に対して、数値を訂正した成果報告書の再提出もさせていなかった。また、上記について、所管課が同補助事業者に対して同成果報告書の数値の問い合わせをし、訂正の指導を行った結果、数値を訂正した成果報告書が再提出されたとのことであるが、その指導の日時についての記録が残されていなかった。

大阪府には、本要綱第14条第3項に基づき、補助事業年度の翌年度以降についても、補助事業者に対する指導権限が認められているのであるから、大阪府は、補助事業者に対して、指導権限を適切に行行使するため、補助事業の翌年度以降の成果報告書の提出を受けた後は、速やかにその記載内容を確認し、補助事業の成果を把握するよう努めるべきである。また、補助事業者に対して成果報告書の記載内容についての指導や問い合わせをした場合は、その記録（内容・日時）を残すなど、補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書のチェック方法を改めるべきである。

【意見 18】 補助事業の目的に沿った成果指標の設定

大阪府は、大阪ストーリープロジェクト事業補助金において、補助事業者に対して、訪問客数や施設利用者数といった人数以外の成果指標も設定するよう予め指導し、多角的に、補助事業の目的に沿った補助事業の効果測定ができるようにすべきである。また、大阪府は、2年連続で同一ストーリーのために同一事業者に対して本補助金が交付されている場合は、補助事業者に対して、各年度の補助事業ごとの効果測定をするよう指導すべきである。

（理由）

ア 本補助金は、①インバウンドを含めた来阪旅行者の府域への誘客を促進し、②観光産業や地域経済の活性化、③地域の魅力あるまちづくりの促進に寄与することを目的とするものである。そのため、事業実績報告書における成果指標は、補助事業を実施したエリアの訪問客数だけではなく、例えば、当該エリアの店舗における売上額の変化や地域住民へのアンケートなども考えられる。

しかし、事業実績報告書の大部分は、訪問客数や施設利用者数といった人数のみを成果指標としており、観光産業や地域経済の活性化、地域の魅力あるまちづくりの促進に寄与、といった観点からの成果指標は設定していなかった。

したがって、大阪府は、補助事業者に対して、人数（訪問客数や施設利用者数）以外の成果指標も設定するよう予め指導し、多角的に、補助事業の目的に沿った効果測定ができるようにすべきである。

イ また、【意見 16】補助金の制度設計の見直しの検討 の、ア平成29年度補助事業一覧とイ平成30年度補助事業一覧の表を対比すると、泉州サイクルルート事業、パブリックアート制作（・情報発信）事業、及び楠公史跡PR事業の3件については、事業概要こそ異なるものの、2年連続で、同一のストーリー（補助事業）のために、同一事業者に対して、補助金が交付されている。

2年連続で、同一のストーリーのために、同一事業者に対して補助金が交付された場合に、例えば、1年間の施設利用者数といった数値のみを測定していれば、その施設利用者数が、当年度の補助事業による補助効果であるのか、前年度の補助事業による補助効果であるのかが不明となる。本要綱第14条第2項によれば、補助事業者は、補助事業年度の事業実績報告書のみならず、補助事業年度の翌年度から3年間の成果報告書を提出しなければならないこととされているが、大阪府は、成果報告書により、補助対象事業が、複数年にわたる継続的な観光集客が期待できる事業であったか否かを事後検証することができる。そのため、2年連続で同一のストーリーのために、同一事業者に対して補助金が交付された場合には、各年度の事業概要ごとの効果測定をすべきである。

したがって、大阪府は、2年連続で同一ストーリーのために同一事業者に対して補助金が交付されている場合は、補助事業者に対して、各年度の事業概要ごとの効果測定をするよう指導すべきである。

7 大阪マラソン開催業務に係る負担金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪マラソン開催業務に係る負担金					
所管部署	府民文化部 文化・スポーツ室 スポーツ振興課					
補助金制度等の目的・概要	ランナーと府民が楽しめる、大阪挙げての「お祭り」を演出することにより大阪の元気や都市魅力を国内外に発信することを目的とする。					
補助開始年度	平成23年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪マラソン組織委員会 (1件)					
根拠規定等	なし					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	90,000	90,000	90,000	97,500	115,000
	交付実績	90,000	90,000	90,000	97,500	115,000
財源	一般財源, なみはやスポーツ振興基金, その他 (宝くじ)					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪マラソンは、約3万2000人のランナーが、大阪が誇る名所を駆け抜けるスポーツの一大イベントである。平成30年度は、平成30年11月25日に、第8回大阪マラソンが開催された。

大阪マラソンは、大阪府、大阪市、及び一般財団法人大阪陸上競技協会が主催者とされているが、大阪マラソンの具体的な開催業務の推進は、大阪マラソン組織委員会（大阪府、大阪市、一般財団法人大阪陸上競技協会のみならず、大阪観光局、大阪商工会議所、関西経済連合会、関西経済同友会、国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局といった多数の委員を構成員とする。以下「組織委員会」という。）が担っている。

そして、組織委員会は、大会開催準備業務及び大会開催運営業務を、受託事業者に委託している。組織委員会から受託事業者に支払われる委託料は、受託事業者が協賛会社から募った協賛金、出走者の参加料、並びに大阪府及び大阪市からの行政負担経費等からなる事業収入を財源として支払われている。

行政負担経費の使途は、広報・イベント関連経費の一部、事務局経費及びコース変更費用とされており、大阪府と大阪市が2分の1ずつ支出している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 19】 組織委員会や組織委員会の他の構成員との協定書の締結

大阪府は、大阪マラソン組織委員会に対して負担金を交付するにあたっては、組織委員会や組織委員会の他の構成員との間で、大阪府が支出する負担金の金額・使途及び協定書からの離脱方法等の基本的事項について、協定書を締結するなどして、大阪府が果たすべき役割、その内容及び根拠を明確化すべきである。

(理由)

ア 大阪府は、大阪府が組織委員会に対して負担金を支出する根拠規定等は存在しないものの、毎年、組織委員会に対して、負担金を支出している。また、大阪府の職員も組織委員会において大阪マラソン開催にかかる業務を行っている。

負担金の交付は、大阪府にとって負担となるものであり、大阪府がこれを負担する場合、その義務内容を明確にするためにも、組織委員会や他の構成員との間で協定書を締結するなどして、大阪府が果たすべき役割、その内容及び根拠を明確化すべきである。

さらに、組織委員会の決議によって大阪府からの負担金の使途を定められていたとしても、協定書が無ければ、組織委員会が、万が一、当該使途に反した負担金の使用を行った場合などにおける大阪府の対応ルールが明確には存在していないことになる。

イ ちなみに、大阪市は、自らが支出する行政負担経費を「分担金」として整理し、毎年、組織委員会との間で、「大阪マラソン開催業務等にかかる分担金に関する協定書」を締結している。同協定書においては、大阪市の分担金の使途を、「本事業開催にあたっての根幹にかかわる広報経費」「関係行政施策にかかわる経費」「組織委員会および事務局運営にかかる経費」と限定した上で、大阪市が負担すべき行政分担金の金額を記載しているため、大阪府としても、組織委員会との間で、協定書の締結をすることが可能と思われる。

ウ 以上より、大阪府は、組織委員会や組織委員会の他の構成員との間で、大阪府が支出する負担金の金額・使途及び協定書からの離脱方法等の基本的事項について、協定書を締結するなどして、大阪府が果たすべき役割、その内容及び根拠を明確化すべきである。

【意見 20】 募集方法 I（分割発注を検討すべき）

大阪府は、大阪マラソン組織委員会に対して、組織委員会が大阪マラソンに係る業務委託をする際に、業務の分割発注を検討させるべきである。

（理由）

ア 『第8回大阪マラソン』開催運營業務、『第9回大阪マラソン』開催準備業務（及び新コース検討に関する業務）の内容

組織委員会は、「Ⅰ. 『第8回大阪マラソン』開催運營業務」、「Ⅱ. 『第9回大阪マラソン』開催準備業務」、及び「Ⅲ. 新コース検討に関する業務」に関し、受託事業者との間で、平成30年4月1日付で、13億6600万円の委託契約を締結し、以下のとおりの多岐に亘る業務を一括して委託している。

I. 第8回大阪マラソン開催運營業務

(1)総務・組織委員会について、(2)広報・告知計画について、(3)大会運営計画について、(4)競技運営計画について、(5)医事・救護計画について、(6)沿道対策に関する計画、(7)安全対策等に関する計画、(8)ボランティア運営計画、(9)チャリティ事業の企画および実施計画、(10)大会盛り上げ事業の企画および運営計画、(11)スポンサー・サポーターに関する計画、(12)マラソンエキスポに関する計画、(13)その他関連事業全般

II. 第9回大阪マラソン開催準備業務

(1)第9回大阪マラソン告知、参加者等募集にかかる業務、(2)第9回大阪マラソン開催計画（案）の策定（チャリティ事業の具体的な取り組み策含む）、(3)第9回大阪マラソン各種実施詳細計画（案）の作成、(4)第9回大阪マラソン大会運営費（収支）の算出

III. 新コース検討に関する業務

(1)新コース詳細設計

イ 他のマラソンとの比較

近時、市民参加のマラソンは各地において行われているが、その中で例えば、東京マラソン、京都マラソン、神戸マラソンの日程、規模、主催者、業務の発注方法は次のとおりである。

<各地のマラソンの日程等>

大会名称	平成30年度開催日	出走者数	主催者	業務の発注方法
東京マラソン	平成31年3月3日	37,952人	(一財)東京マラソン財団	①競技運営等補助業務、②海外ランナー選手村及び輸送・収容・宿泊に関する業務、③警備強化対策運営等業務、④交通規制広報企画運営等業務、⑤大会運営・管理等業務、⑥警備・案内等に関する業務、⑦ランナーエントリー・事務局に関する業務、⑧物流及び輸送業務、⑨スポンサー関連広告媒体等の制作・設営・撤去等業務、⑩大会年度における東京マラソン及び財団事業の広報・制作等業務、⑪東京マラソンEXPO 2019運営業務委託 等の各種業務を分離発注している。
京都マラソン	平成31年2月17日	16,723人	京都市、(一財)京都陸上競技協会	①協賛獲得業務、②大会保険業務、③運営・海外ランナー等対応業務、④ホームページの制作運用業務、⑤警備・沿道住民等合意形成・各種広告物のデザイン及び印刷用データ制作・看板作成及び設置撤去業務、⑥各種広告物の印刷・封入・発送業務、⑦沿道盛り上げ隊に関する業務 等の各種業務を分離発注している。※
神戸マラソン	平成30年11月18日	20,395人	兵庫県、神戸市、兵庫県教育委員会、神戸市教育委員会、(一財)兵庫陸上競技協会	大阪マラソンと同じように、企画・準備・運営等開催業務受託事業者として、一社を募集している。 委託内容には、人の満足度や注目度を高める企画（仕掛け）、全体統括・調整に関すること（受託事業者以外の事業者との調整を含む）、大会の広報に関すること、大会運営に関すること、競技運営に関すること、医事・救護に関すること、安全対策に関すること、エントリー・記録処理に関すること、ボランティアの運営に関すること、大会終了後のデータ収集に関すること、協賛・スポンサーに関すること、EXPO・公式行事・関連イベントに関すること等が含まれている。

(各マラソンのホームページより監査人が作成)

※ 京都マラソンについては、監査報告書の作成時においてホームページ上で確認できた、令和元年度に実施予定の京都マラソン2020に関する各募集情報を参照した。

ウ 大阪マラソンは、神戸マラソンと同様に、事業の大部分を一事業者に対して一括して委託をしている。

他方で、東京マラソンや京都マラソンでは、事業の大部分を一事業者に対して一括委託するのではなく、事業を分割して発注・委託している。

大阪マラソンに係る業務の分割発注をすることにより、一括発注をする場合よりも多くの業者が参入することが可能となり、金額の競争性も確保することができ、事業総額を低く抑えられる可能性がある。

そして、事業総額が低く抑えられた場合には、大阪府が支出すべき負担金の金額も削減できる可能性がある。

もちろん、事業を分離発注するためには、組織委員会の事務量の負担が増大する可能性があるが、組織委員会の事務量の負担の増大にかかるコストと、事業の分割発注による事業総額の減額分を対比・検討することは、大阪府が支出すべき負担金の金額の抑制に繋がる可能性を有する。

エ したがって、大阪府は、組織委員会に対して、組織委員会が大阪マラソンに係る業務委託をする際に、業務の分割発注の検討をさせるべきである。

【意見 21】 募集方法Ⅱ（開催準備業務及び開催運営業務を含めて、受託事業者を公募すべき）

大阪マラソンに係る業務の一括発注が適切であると判断され、さらに、開催準備業務の受託事業者がそれに続く開催運営業務もあわせて受託することが妥当と判断された場合には、大阪府は、大阪マラソン組織委員会に対して、組織委員会が大阪マラソンに係る業務の委託者を公募する際、開催準備業務及び開催運営業務を含めた事業総額及び準備・運営・企画面について公募させるべきである。

（理由）

ア 『第8回大阪マラソン』開催準備業務、及び『第9回大阪マラソン・第10回大阪マラソン』企画業務並びに『第11回大阪マラソン』開催準備業務の受託事業者の公募

組織委員会は、平成29年12月に、公募型プロポーザル方式の募集要項（以下、本項において「本募集要項」という。）により、『第8回大阪マラソン』開催準備業務、及び『第9回大阪マラソン・第10回大阪マラソン』企画業務並びに『第11回大阪マラソン』開催準備業務の受託事業者を募集している。本募集要項では、次のとおり、契約締結日（平成30年2月上旬）から平成30年3月31日までが委託期間とされ、契約金額の上限が1850万円とされているものの、「第9回大会のコース変更及び第10回記念大会へのアプローチを含めた注目度を高める企画の検討など関係機関や沿道との調整に一定期間を要する内容が含まれる」という理由から、続く平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで、及び平成32年4月1日から平成33年3月31日までの契約についても、この募集にかかる受託事業者と契約を締結する予定とされている。

<募集要項の内容抜粋>

4 委託業務名称

第8回大阪マラソン開催準備業務及び第9回大阪マラソン・第10回大阪マラソン企画業務並びに第11回大阪マラソン開催準備業務

（略）

6 委託期間

契約締結日から平成30年3月31日（土）まで

※ 今回の提案募集については、第9回大会のコース変更及び第10回記念大会へのアプローチを含めた注目度を高める企画の検討など、関係機関や沿道との調整に一定期間を要する内容が含まれるため、平成30年4月1日から平成31年3月31日までの契約及び平成31年4月1日から平成32年3月31日までの契約並びに平成32年4月1日から平成33年3月31日までについても、当該受託事業者と締結する予定である。

ただし、当該受託事業者の責に帰さない場合を除き、上記期間の契約に係る企画提案の内容について、履行遅滞がある場合又は契約内容の全部もしくは一部の不履行がある場合には、それぞれの期間に引き続く委託契約を締結しないことがある。

※ 大阪府、大阪市の平成30年度、平成31年度、平成32年度予算が措置されなかった場合、平成30年4月以降の委託契約については、この限りではない。

7 契約金額の上限

平成29年度の委託業務については、開催準備業務の内、広報・告知に関する業務等とする。

金額18,500,000円（消費税・地方消費税額を含む）

※ 大阪府、大阪市の平成30年度予算は、予算審議中。

（参考H30：府・市各 115,000,000円（コース変更2,500万円含む））

（参考H31：府・市各 90,000,000円）

（参考H32：府・市各 90,000,000円）

（大阪府ホームページより引用）

また、同募集要項の別紙として定められた仕様書には、以下のとおり規定されている。

<仕様書の内容>

1 委託業務名称

第8回大阪マラソン開催準備業務及び第9回大阪マラソン・第10回大阪マラソン企画業務並びに第11回大阪マラソン開催準備業務

2 大阪マラソン大会概要

※大会公式ホームページ<http://www.osaka-marathon.com> 参照

3 委託業務内容

1) 業務内容

①大阪マラソン告知、参加者等募集にかかる業務（第8回大会～第11回大会）

ア) 総務・組織委員会について

・事業進行管理

（各部署の連携を促す、プロデューサー職とディレクター職を配置すること）

・組織委員会開催業務補助

・大会要項（案）の策定

イ) 広報について

・広報計画作成

・ランナー募集告知ポスター（大阪の文化芸術・アーティスト等との連携を含む）及びパンフレットの作成及び発送（外国語対応含む）

・新聞・雑誌等広告掲載

・ホームページ作成（外国語対応含む）

・報道提供、報道対応、報道内容の集約

・大会ロゴ使用にかかる管理（ロゴマニュアルの管理）

・他大会でのPR活動（海外大会含む）

・大会広報用DVDの作成

・ノベルティグッズの作成（大阪の文化芸術・アーティスト等との連携を含む）

ウ) ランナー募集準備について

・ランナー申込受付準備（エントリーシステム作成、各種案内、問合せ対応など）

エ) ボランティア募集準備について

・ボランティア申込受付準備（各種案内、問合せ対応など）

オ) 沿道調整関係業務（沿道地域周知用ツール作成など）

カ) スポンサー・サポーターに関する計画作成（チャリティ事業促進方策含む）

キ) その他、関連業務

②大阪マラソン開催計画（案）の策定（チャリティ事業の具体的な取り組み策含む）

（第8回大会～第10回大会）

③大阪マラソン各種実施詳細計画（案）の作成（以下の内容を網羅すること）

（第8回大会～第10回大会）

ア) 総務・式典等計画について

- ・事業進行管理（予算執行管理含む）に関すること
（各部署の連携を促す、プロデューサー職とディレクター職を配置すること）
- ・組織委員会に関すること
- ・大会会期中の式典等に関すること

イ) 広報・告知計画について

- ・各種広報媒体を活用した年間広報計画の作成
- ・ポスター及びパンフレットの作成及び発送に関すること（外国語対応含む）
- ・新聞・雑誌等広告掲載に関すること
- ・ホームページ作成に関すること（フェイスブック、外国語対応含む）
- ・報道提供，報道対応，記者会見に関すること
- ・大会ロゴ使用にかかる管理（ロゴマニュアルの管理）に関すること
- ・他大会でのPR活動（海外大会含む）に関すること
- ・ノベルティグッズ作成に関すること（大阪の文化芸術・アーティスト等との連携を含む）
- ・海外向けの情報発信及び海外からの誘客に関すること
- ・大会のファン拡充に関すること

ウ) 大会運営計画について

- ・ランナー募集に関すること（ランナー等からの問い合わせ等の対応含む）
- ・ランナー等へのサービス向上に関すること
- ・大会に係る設営・設備に関すること
- ・大会に係る輸送，物品に関すること
- ・大会運営マニュアルの策定に関すること

エ) 競技運営計画について

- ・記録に関すること（システム開発または既存システムのカスタマイズを含む。）
- ・競技役員（審判）編成
- ・競技運営計画策定と各種マニュアル策定（骨子）
- ・選手招へいに関する業務
- ・マラソンコースの維持管理に関する業務

オ) 医事・救護計画について

- ・医事・救護スタッフ編成
- ・医事・救護計画策定と各種マニュアル策定（骨子）
- ・安全安心な大会実現のための啓発に関すること

カ) 沿道対策に関する計画

- ・沿道・地域の住民及び企業等への周知並びに協力依頼に関すること
（応援イベント関係含む）

- ・駐車場対策に関すること
- ・交通規制中の自転車等横断対策に関すること
- キ) 安全対策等に関する計画
 - ・自主警備に関すること（会場，コース沿道，応援イベント）
 - ・交通規制（内容検討，協議・調整，資機材準備および実施）に関すること
 - ・道路・交通安全施設の仮設等に関すること
 - ・コース，施設利用に必要な許認可に関すること
 - ・仮設トイレ・救護所等の設置に関すること
 - ・歩行者・自転車・車いす等の横断対策に関すること
 - ・車両のう回対策に関すること
- ク) ボランティア運営計画
 - ・ボランティア運営体制に関すること
 - ・募集・養成に関すること
 - ・ボランティアセンターの運営体制に関すること
- ケ) チャリティ事業の企画および実施計画
 - ・基本スキームに関すること（テーマ，寄付先団体，口数，金額等）
 - ・チャリティ事業の拡充に関すること（定着化，拡充策等）
 - ・チャリティアンバサダー等の活用に関すること
 - ・事務局体制に関すること
- コ) 大会盛り上げ事業の企画および運営計画
 - ・大会盛り上げ事業に関すること（大会の事前・事後イベント，商店街連携事業，大阪の文化芸術・アーティスト等との連携，メディアの活用を含む）
 - ・沿道応援に関すること（ランナー盛り上げ隊，会場調整・整備[草刈り・清掃含む]，7色応援等）
 - ・地域連携事業に関すること
 - ・応援グッズ，ガイドブック等の作成および発送に関すること
 - ・その他関連イベントに関すること
- サ) スポンサー・サポーターに関する計画
- シ) マラソンエキスポに関する計画
- ス) その他関連事業全般
- ④大阪マラソンに関する調査業務
 - ア) 経済波及効果算出・結果検証業務（第9回大会～第10回大会）
 - イ) 関西大学・読売新聞社との協同調査（第8回大会～第10回大会）
- ⑤大阪マラソン大会運営費（収支）の算出（第8回大会～第10回大会）
- ⑥大阪マラソンがより魅力的となる新たな取組み（第8回大会～第10回大会）
- ⑦コース変更に関すること（平成30年度）
 - ア) 新コースロケハン等，コース調査，レーン調査に関する業務（図面作成業務含む）
 - イ) う回路調査（図面作成業務含む）
 - ウ) 輸送計画作成
 - エ) 沿道調整業務（自宅訪問等）

- オ) 沿道調整資料作成業務
- カ) 日本陸連公認申請に関する業務
- キ) 関係機関等協議調整資料作成業務及び会議開催業務
- ク) 所轄警察署申請図書等作成業務

2) その他

(1) 定期的に発注者と打ち合わせを行い、発注者の指示に従い本業務を遂行すること。

(2) 上記委託業務は本仕様にに基づき実施することを基本とするが、本仕様に定めのない事項又は同内容を変更して実施する場合は、発注者と協議のうえ、実施すること。

4 納期及び成果品

1) 成果品1

- ・ 第8回大阪マラソン実施詳細計画案
(概要版カラー：A3版左横2点どめ/5枚程度) 20部

2) 成果品2

- ・ 第9回大阪マラソン実施詳細計画案
(概要版カラー：A3版左横2点どめ/5枚程度) 20部

3) 成果品3

- ・ コース変更に関する図書

4) 成果品4

- ・ 第10回大阪マラソン実施詳細計画案
(概要版カラー：A3版左横2点どめ/5枚程度) 20部

5) 納期

成果品1の納品期限は、平成30年3月31日とする。

その他の成果品は、各業務進捗に応じて、その都度発注者が指示する。

(大阪府ホームページより引用)

イ 『第8回大阪マラソン』開催運営業務及び『第9回大阪マラソン』開催準備業務の受託事業者の非公募

本募集要項による受託事業者は、平成30年4月1日付で、組織委員会との間で、契約金額13億6600万円の『第8回大阪マラソン』開催運営業務及び『第9回大阪マラソン』開催準備業務の委託契約を締結している。本募集要項による受託事業者が、本募集要項の募集対象とされていなかった『第8回大阪マラソン』開催運営業務及び『第9回大阪マラソン』開催準備業務の契約相手方に選定された理由として、「準備業務と実施業務との継続性・連続性を考慮する必要があることから、第8回から第10回の大阪マラソン開催運営、第8回から第11回の大阪マラソン開催準備業務について、公募プロポーザルの最優秀提案者と契約する予定としていた」という特命随意契約理由があげられている。

本募集要項には、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで、及び平成32年4月1日から平成33年3月31日までの契約についても、本募集要項にかかる受託事業者と契約を締結する予定である旨の記載はあるものの、本募集要項では、第8回から第10回の大阪マラソン開催運営や第9回から第10回の大阪マラソン開催準備業務については一切記載されていなかった。

この点、所管課は、本募集要項とあわせて公表される仕様書における委託業務内容として、①大阪マラソン告知、参加者等募集にかかる業務（第8回大会～第11回大会）、②大阪マラソン開催計画（案）の策定（第8回大会～第10回大会）、③大阪マラソン各種実施詳細計画（案）の作成（第8回大会～第10回大会）、④大阪マラソンに関する調査業務（経済波及効果算出・結果検証業務は第9回大会～第10回大会）、関西大学・読売新聞社との協同調査は第8回大会～第10回大会）、⑤大阪マラソン大会運営費（収支）の算出（第8回大会～第10回大会）、及び⑥大阪マラソンがより魅力的となる新たな取組み（第8回大会～第10回大会）が記載されているため、本募集要項により、開催準備業務及び開催運営業務の受託事業者を併せて募集している、と説明する。所管課によれば、上記①が開催準備業務であり、上記②～⑥が開催運営業務である、とのことである。

しかし、委託業務内容や、計画案やコース変更に関する図書を成果品とする納期及び成果品の仕様書の記載からは、上記①が開催準備業務を、上記②～⑥が開催運営業務を指すということを確認することは困難である。

また、『第8回大阪マラソン』開催運営業務、『第9回大阪マラソン』開催準備業務、及び新コース検討に関する業務、の委託契約の契約金額は、13億6600万円であったが、本募集要項に記載された契約金額は、開催準備業務に係る1850万円のみであった。

仮に所管課の説明のとおり、本募集要項に基づき『第8回大阪マラソン』開催運営業務、『第9回大阪マラソン』開催準備業務、及び新コース検討に関する業務がまとめて公募されているとすれば、平成29年度においてこれら業務について債務負担行為として議会において議決される必要があるが、実際にはかかる債務負担行為の議決はなされず、前記のとおり平成30年4月1日付で、組織委員会との間で、特命随意契約により契約金額13億6600万円の『第8回大阪マラソン』開催運営業務及び『第9回大阪マラソン』開催準備業務の委託契約が締結されている。

したがって、本募集要項で、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、平成31年4月1日から平成32年3月31日まで、及び平成32年4月1日から平成33年3月31日までの契約を予定していると認められる業務内容は、『第8回大阪マラソン』開催準備業務、及び『第9回大阪マラソン・第10回大阪マラソン』企画業務並びに『第11回大阪マラソン』開催準備業務のみであって、第8回から第10回の大阪マラソン開催運営や第9回から第10回の大阪マラソン開催準備業務ではなかったと言わざるを得ない。

監査人が資料を遡った限りではあるが、平成25年11月に募集した『第4回大阪マラソン』開催準備業務の受託事業者が、準備事業と実施事業の継続性・連続性を考慮する必要があるという特命随意契約理由により、続く『第4回大阪マラソン』開催運営業務を受託していることが認められた。その後の年度についても、開催準備業務の受託者は公募により決定し、続く開催運営業務については、公募を行わずに開催準備業務の受託事業者を開催運営業務の受託事業者を選定する、という運営が行われていた。また、これまでの年度において、開催準備業務を受託した上で、準備事業と実施事業の継続性・連続性を考慮する必要があるという特命随意契約理由により、続く開催運営業務を受託してきたのは、同一の事業者であった。

ウ 本募集要項には、開催準備業務の受託事業者が、特命随意契約によって、開催準備

業務よりも事業総額が高い開催運営業務を事実上受託できることは記載されていない。より事業総額が高い開催運営業務を事実上受託できるか否かは、開催準備業務への申込をする際の重要な考慮要素であるが、募集要項にはその旨の記載がなく、後日に特命随意契約により契約が締結されている。

この点、所管課は、説明会への参加者に対しては、開催準備業務の受託事業者が、続く開催運営業務も受託できることを説明している、と説明する。

確かに、開催準備業務の受託事業者が開催運営業務も事実上受託できることをこれまで経験してきた一社や説明会の参加者は、本募集要項にその旨が記載されていなくとも、開催準備業務の受託者となれば、続く開催運営業務も事実上受託できることを認識し得た。

しかし、本募集要項は開催準備業務の募集要項であるため、開催運営業務を受託する意思がある業者が、必ずしも、開催準備業務の説明会に参加するとは限らないし、説明会で説明するからといって、開催運営業務について募集要項やその仕様書に記載しないでよいとする理由とはならない。

エ また、開催準備業務の受託事業者が、より金額が高い開催運営業務を受託できる予定であることを知っていれば、開催準備業務への申込の段階において、開催運営業務をも見据えて、金額面及び準備・運営・企画面において、より柔軟な提案がなされる可能性もあった。

しかし、実際には、開催運営業務については公募を経ていないため、開催運営業務についての金額の競争性が確保されておらず、妥当ではない状況となっていた。

大阪府において開催準備業務の受託事業者が、それに続く開催運営業務もあわせて受託することが妥当と予め判断しているのであれば、開催運営業務についても明確に募集対象業務とし、開催準備業務及び開催運営業務の受託事業者を公募すべきである。

したがって、【意見 20】募集方法Ⅰ（分割発注を検討すべき）で述べた分割発注の検討の結果、一括発注の方が適切であるという判断がなされ、さらに、開催準備業務の受託事業者がそれに続く開催運営業務もあわせて受託することが妥当と判断された場合には、大阪府は、組織委員会に対して、組織委員会が大阪マラソンに係る業務の委託者を公募する際、開催準備業務及び開催運営業務を含めた事業総額及び準備・運営・企画について公募させるべきである。

【意見 22】募集方法Ⅲ（負担金の削減）

大阪府は、大阪マラソン組織委員会に対して、組織委員会が開催準備業務の受託者の募集をする際に、行政負担金を下げる提案がなされた場合の審査における配点を見直させるなど、大阪府の負担金が削減される工夫をさせるべきである。

（理由）

組織委員会は、平成29年12月に、公募型プロポーザル方式の募集要項（以下、本項において「本募集要項」という。）により、『第8回大阪マラソン』開催準備業務、及び『第9回大阪マラソン・第10回大阪マラソン』企画業務並びに『第11回大阪マラソン』開催準備業務の委託事業者を募集している。本募集要項では、事業者が、第8回大阪マラソンの大会運営費の算出、並びに、第9回大阪マラソン及び第10回大阪マラソンの概算事業費の提案をする

こととされており、第8回大阪マラソンの大会運営費の算出においては、「大会規模を縮小することなく、行政負担金を下げるアイデアがある場合は、その点についても付記すること」が求められている。

この点、本募集要項における審査基準においては、「大会運営費の積算に妥当性があり、かつ、経費を抑えるなどの工夫が見られるか」という点に配点がされている。しかし、「行政負担金を下げるアイデアが提案されたこと」という点は審査基準とされておらず、配点の割り当ても無かった。そのため、受託事業者において、行政負担金を下げるアイデアを提案することによるメリットは無かった。実際のところ、受託事業者となった事業者が提案した第8回大阪マラソン実施詳細計画案においても、行政負担金を下げる提案は無く、大阪マラソンの予算書の段階から、総事業費14億8700万円のうち、2億3000万円（2分の1である1億1500万円が大阪府負担）が府・市分担金として組み込まれており、最終的にも、大阪府の負担金は、予算上限である1億1500万円のままであり、行政負担金が下げられることは無かった。

したがって、大阪府は、大阪マラソン組織委員会に対して、組織委員会が開催準備業務の受託者の募集をする際に、行政負担金を下げる提案がなされた場合の審査における配点を見直させるなど、大阪府の負担金が削減される工夫をさせるべきである。

8 輝け！子どもパフォーマー事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	輝け！子どもパフォーマー事業補助金					
所管部署	府民文化部 文化・スポーツ室 文化課					
補助金制度等の目的・概要	次代を担う子どもたちの活発な文化活動を促進し、文化活動の発表を通じた子どもたちの感性、創造性、表現力の育成等を目指し、府内の事業者が自主的に行う有意義な事業に対し、補助金を交付する。					
補助開始年度	平成24年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人等の法人，実行委員会など（16件）					
根拠規定等	輝け！子どもパフォーマー事業補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	4,800	4,200	4,800	4,800	4,800
	交付実績	3,442	3,268	4,714	4,798	4,580
財源	文化振興基金					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府市文化振興会議・アーツカウンシル部会（行政と一定の距離を置き、府市文化事業の評価、補助金の審査等を行う、芸術文化の専門家等によって構成された機関）による審査

結果を踏まえ、大阪府が、補助対象事業を決定する。補助金の額は、補助対象経費から、入場料、参加料、寄附金、協賛金、助成金、補助金等の収入を控除した金額以内で、かつ、上限30万円である。ただし、高い波及効果が期待できると認められる事業については、上限100万円とする場合がある。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 23】 検査調書の検査評価欄の記載方法

大阪府は、輝け！子どもパフォーマー事業補助金の検査手続において、不適正な事項が検出されなかったのであれば、検査調書の「証拠書類の整備状況」欄及び「検査評価」欄には、「概ね、適正である。」ではなく、単に、「適正である。」と記載すべきである。

(理由)

大阪府では、本補助金の事業実績報告書の提出を受けた後、検査を行い、検査調書を作成している。監査人が資料を閲覧した限りであるが、本補助金の各検査調書における「証拠書類の整備状況」欄及び「検査評価」欄には、全て「概ね、適正である。」と記載されていた。

すなわち、提出期限内（事業完了日の翌日から30日以内）に事業実績報告書が提出されなかったり、事業実績報告書の補正に時間を要したりしたという場合における「証拠書類の整備状況」欄及び「検査評価」欄に「概ね、適正である。」と記載されている例があったが、他方で、事業実績報告書が期限内に提出され、補正も要さなかった補助事業に係る検査調書の「証拠書類の整備状況」欄及び「検査評価」欄においても、「概ね、適正である。」という記載がされていた。

検査手続において、不適正な事項が検出されなかった場合には、大阪府は、不適正な事項がわずかながら検出されたように読める「概ね、適正である。」という記載ではなく、単に、「適正である。」と記載すべきである。

【監査の結果 1】 簿冊ファイルの保存期間の記載の誤り

大阪府は、輝け！子どもパフォーマー事業補助金の簿冊ファイルの表紙に記載された記録の保存期間を正しく記載すべきである。

(理由)

大阪府行政文書管理規則第17条の別表では、補助金に関する起案文書（国庫補助金に係るものを除く。）の保存期間は、10年とされている。

本補助金に関する起案文書の書面自体には、同書面の保存期間が10年であることが記載されている。

しかし、本補助金に関する起案文書等の書類一式が編綴された簿冊ファイルの背表紙には、保存期間が5年と記載されており、保存期間満了月についても、実際の保存期間満了月よりも5年早い月が記載されていた。

したがって、記録を、正しい保存期間よりも早く廃棄してしまわないように、大阪府は、本事業の起案文書等の書類一式が編綴された簿冊ファイルの保存期間を正しく記載すべきである。

9 恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金					
所管部署	府民文化部 魅力づくり推進課					
補助金制度等の目的・概要	広域的な観点に立ったまちの魅力向上及び景観形成を支援し、住民参加によるまちの魅力向上とホスピタリティの向上に寄与することを目的として実施する。					
補助開始年度	平成21年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	地域住民が構成員となる団体、公共的団体、実行委員会など (2件)					
根拠規定等	恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	15,000	15,000	6,000	6,000	6,000
	交付実績	8,533	11,008	4,821	4,440	3,622
財源	大阪ミュージアム基金					
備考	補助対象団体は、平成21年度から23年度は、市町村であったが、平成24年度からは、府内において地域の魅力づくり、魅力発信及び観光集客に資する活動を営む地域住民が構成員となる団体、公共的団体、実行委員会等に変更となった。					

(2) 補助金等の内容の説明

補助事業は、歴史的な街道や複数の市町村にまたがる広域的なエリア、又は一つの市町村内であっても寺内町や歴史的建造物群、広大な棚田など内外に誇れる地区や地域のシンボルとなるような特定のエリアにおいて地域が主体となって取り組む事業を対象とする。

補助金の額は、事業費の3分の2以内であり、1事業当たりの補助金の上限額は300万円である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 24】 補助金の制度設計の見直しの検討

大阪府は、事業者にとって、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金を使いやすいものとなるよう、本補助金の制度設計の見直しを検討すべきである。

(理由)

平成24年度から平成30年度までの、本補助金の申請件数と採択件数は、以下のとおりである。

<平成24年度から平成30年度までの補助金申請件数と採択件数>

	申請件数	採択件数
平成24年度	30件	11件
平成25年度	10件	6件
平成26年度	7件	6件
平成27年度	6件	6件
平成28年度	6件	5件
平成29年度	3件	3件
平成30年度	3件	2件

(大阪府提供資料を加工)

※ なお、平成30年度は、当初の申請・採択件数が3件であったものの、うち1団体から事業中止(廃止)承認申請がなされたため、最終的な採択件数が2件となっている。

上記の表のとおり、平成24年度以降、申請件数及び採択件数が減少傾向にある。特に、平成26年度以降は、大阪府は、本補助金について、大阪府下の市町村に対して意向調査や個別訪問を実施したり、報道提供を行ったり、大阪府下の市町村がメンバーとなっている地域づくり団体協議会やおおさか都市魅力・観光ネットワーク会議での説明を実施したりすることなどによって広報活動に努めているものの、申請件数と採択件数が同数か、申請件数が採択件数よりも1件多いに過ぎない、という状況が続いている。また、所管課によれば、本補助金に対する問い合わせ件数は一定程度あるとのことであり、平成28年度より2団体を対象として予算措置をしているが、平成30年度は3団体から申請があったため、予算での想定以上の申請があったとのことである。しかし、実際の申請件数の絶対数は、上記の表のとおり少なくなっている。

このような補助金の申請状況からすると、申請団体が、本補助金の有用性や利便性が不十分であると考えており、申請件数が伸びていないものと考えられる。

大阪府の広報活動にもかかわらず、本補助金の交付申請が少ない状況が継続するのであれば、大阪府は、本補助金が事業者にとって使いやすいものとなるよう、本補助金の制度設計の見直しを検討すべきである。

【意見 25】 補助事業年度の翌年度以降の成果報告書のチェック方法

大阪府は、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金の補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書に基づき、補助事業者に対して成果報告書の記載内容について指導や問い合わせをした場合は、その記録(内容・日時)を残すなど、補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書のチェック方法を改めるべきである。

(理由)

本補助金交付要綱第11条第2項によれば、補助事業者は、補助事業年度の事業実績報告書のみならず、補助事業年度の翌年度から3年間は、成果報告書を提出しなければならない。また、同条第3項によれば、大阪府は、成果報告書の内容を踏まえ、事業の改善の必要がある場合は、補助事業者に対し、指導することができるとされている。

平成27年度に補助金を交付した事業のうち、ある事業では、成果報告書において、施設利

用人数が、平成29年度は134,717人、平成30年度は105,064人となっており、施設利用人数が1年間で約3万人減少している事業があった。また、平成28年度に補助金を交付した別の事業については、成果報告書において、平成30年度の事業計画で実施予定とされていた複数の事業が未実施であるとされていた事業があった。

所管課によれば、大阪府が、これらの補助事業者に対して問い合わせをしたところ、施設利用人数が減少した理由や事業を実施しなかった理由を確認でき、その理由がやむを得ないものであることが分かった、とのことであった。

しかし、所管課は、これらの補助事業者に対する問い合わせの内容や日時について、記録化しておらず、問い合わせた担当者限りでその内容を把握していた。

大阪府は、補助事業の翌年度以降の成果報告書に基づく問い合わせをした場合は、問い合わせをした担当者の属人的な理解とならないよう、その問い合わせ内容を記録化しておくべきである。

本補助金は、地域の魅力づくり、魅力発信及び観光集客に資する活動を行ってきた実績が乏しい団体、例えば、補助事業年度の前年に設立されたような団体であっても補助対象となる。そのため、補助事業者が、補助事業年度以降も本補助金を有効に活用できているか否かの事後検証が極めて重要であり、そのため、大阪府には、補助事業年度の翌年度以降の成果報告書に基づく、補助事業者への指導権限が与えられているのである。

したがって、大阪府は、本補助金の補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書に基づき、補助事業者に対して成果報告書の記載内容について指導や問い合わせをした場合は、その記録（内容・日時）を残すなど、補助事業年度の翌年度以降に提出された成果報告書のチェック方法を改めるべきである。

【意見 26】 補助事業の目的に沿った成果指標の設定

大阪府は、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金の補助事業者に対して、地域住民の参加という成果指標を可能な限り設定するよう予め指導し、多角的に、補助事業の目的に沿った補助事業の効果測定ができるようにすべきである。

（理由）

本補助金は、①広域的な観点に立ったまちの魅力向上及び景観形成を支援し、②住民参加によるまちの魅力向上とホスピタリティの向上に寄与すること、を目的とするものである。そのため、実績報告書における成果指標は、上記①②の視点から設定されるべきである。

事業実績報告書においては、イベントへの参加人数や来場者アンケートなどを成果指標としたものが見られたが、補助対象とした地域の住民の参加割合がわかる報告書は少なかった。

大阪府は、本補助金の補助事業者に対して、補助対象とした地域の住民の参加という成果指標を可能な限り設定するよう予め指導し、多角的に、補助事業の目的に沿った補助事業の効果測定ができるようにすべきである。

【監査の結果2】簿冊ファイルの保存期間の記載の誤り

大阪府は、恒常的なまちの魅力向上支援事業補助金の簿冊ファイルの表紙に記載された記録の保存期間を正しく記載すべきである。

(理由)

大阪府行政文書管理規則第17条の別表では、補助金に関する起案文書（国庫補助金に係るものを除く。）の保存期間は、10年とされている。

本補助金に関する起案文書の書面自体には、同書面の保存期間が10年であることが記載されている。

しかし、本補助金に関する起案文書等の書類一式が編綴された簿冊ファイルの背表紙には、保存期間が5年と記載されており、保存期間満了月についても、実際の保存期間満了月よりも5年早い月が記載されていた。

したがって、記録を、正しい保存期間よりも早く廃棄してしまわないように、大阪府は、本事業の起案文書等の書類一式が編綴された簿冊ファイルの保存期間を正しく記載すべきである。

第3 福祉部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見

1 介護保険苦情処理業務支援事業費補助金

(1) 概要

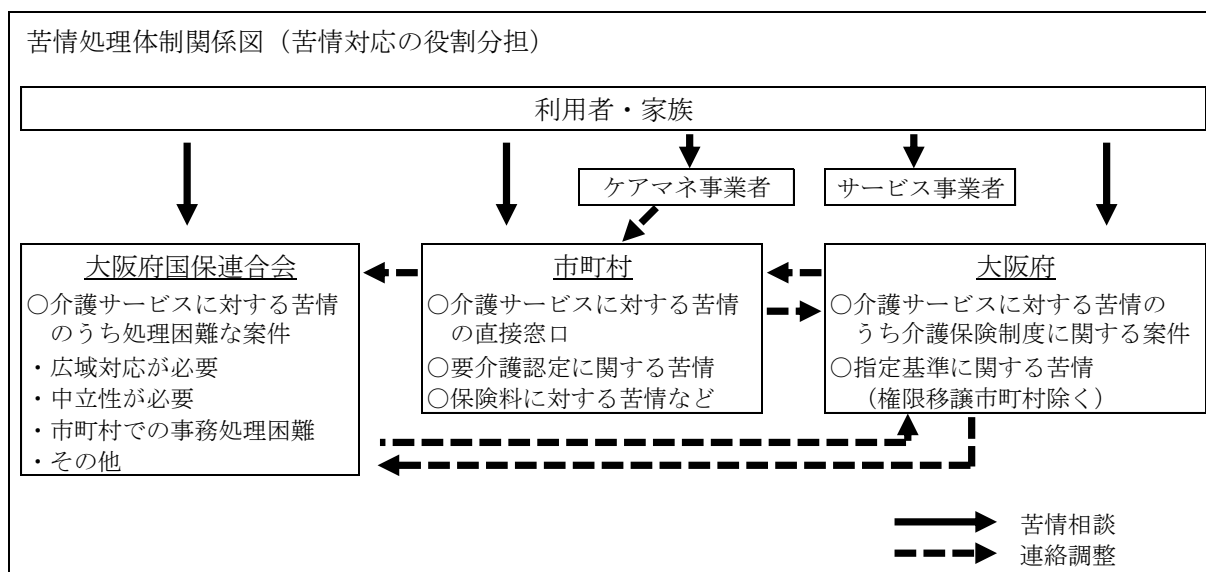
補助金等の名称	介護保険苦情処理業務支援事業費補助金					
所管部署	福祉部 高齢介護室 介護支援課					
補助金制度等の目的・概要	高齢者等の権利保護に向けた苦情処理体制の整備を行うため、介護保険制度におけるサービスに関する苦情処理機関である大阪府国民健康保険団体連合会に対し補助を行う。					
補助開始年度	平成12年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪府国民健康保険団体連合会 (1件)					
根拠規定等	大阪府介護保険苦情処理業務支援事業費補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	9,832	9,714	9,228	9,228	9,228
	交付実績	9,832	9,714	9,228	9,228	9,228
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

ア 介護保険制度における国保連合会の苦情処理業務

介護保険法第176条第1項第3号の規定及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第36条により国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）が行うこととされている苦情処理業務は、介護保険制度が施行された平成12年度に始まった業務である。苦情処理への対応は、市町村が第一次的な処理を担当するが、市町村による対応が困難な場合等において、国保連合会が処理を担当することとなっており、都道府県は、国保連合会に対し、その役割を的確に果たすことができるよう必要な指導を行うことが求められる。

介護保険制度における苦情処理業務に関する大阪府国保連合会、大阪府及び大阪府下の市町村の役割分担は下図のとおりである。



大阪府国保連合会の苦情処理業務の内容及び組織体制は以下のとおりである。

(7) 業務内容

- サービス利用者から申立てのあった相談苦情への対応
- 市町村等に寄せられた苦情処理情報の集積データ処理
- 市町村への助言・研修会の実施，事例集の提供

(4) 組織体制

a 事務局職員

苦情申立ての受付及び苦情の事務処理等

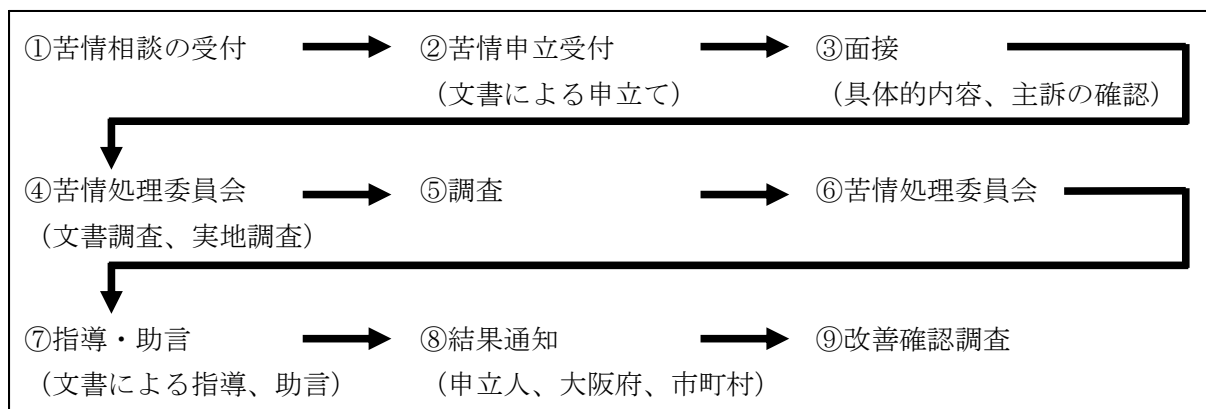
b 介護サービス苦情処理委員

医療，保健，福祉及び法律関係の学識経験者で構成され，分野別に担当委員が処理する。また，苦情に至らない相談業務等にも対応する。

c 調査員

苦情処理委員が相談者からの苦情を処理するにあたって必要となる現地調査，及び苦情に至らない相談であっても事実関係を確認する必要がある案件の調査を行う。

苦情処理業務は苦情・相談処理と苦情申立ての処理があり，苦情・相談処理は電話・来所による相談に対し，申立者への助言・指導や事業者へ調査・指導の実施，申立者と事業者の仲裁などが実施される。苦情申立ての処理の流れは以下のとおりである。



イ 大阪府が補助する理由

同事業は制度創設当初、国庫補助事業とされたが、制度創設後3年が経過し、都道府県の事務として定着したことから、平成15年度より一般財源化されるとともに地方交付税において所要の財源が確保され現在に至っている。

介護給付費の審査支払業務に当たって保険者が国保連合会に支払っている審査支払手数料は、その対象とする業務が介護保険法第176条第1項第1号に規定する各種サービス費の請求に関する審査支払に限定されており、苦情処理業務は含まれない。

国保連合会においては、審査支払手数料以外の収入源が乏しいことから苦情処理業務について補助金が交付されない限り、審査支払手数料の一部を苦情処理業務に要する費用に充てざるを得ない状況となっている。この点、平成26年2月に開催された全国介護保険担当課長会議においても、国から都道府県に対し国保連合会が行う苦情処理業務について財政面も含めた適切な支援及び協力を行うよう要請がなされているところである。

このような状況において、大阪府として一定の財政的支援（補助）を行う必要があると判断し補助金の支出が行われている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 27】 補助事業費の実態に則した積算

大阪府は、介護保険苦情処理業務支援事業費補助金について、実態に則した補助金額の積算を行うべきである。

(理由)

大阪府は補助金額算出にあたり、苦情処理事業の運営に最低限必要な額として、常勤職員1名及び非常勤の調査員報酬等を積算し、前年度予算を踏まえて金額を決定している。

平成30年度予算額9,228千円の積算内訳は以下のとおりである。

<補助金算出内訳>

項目	予算額（千円）	積算根拠
職員給与	7,337	府主査級職員1名分
調査員報酬	2,149	保健師6時間×244日分の人件費
委員報酬	260	24人日分の委員報酬
調査旅費	24	

事務費	20	
合計	9,790	
予算要求額	9,228	前年度と同額

(大阪府提供資料に基づき作成)

これに対し、大阪府国保連合会提出の介護保険苦情処理業務支援事業費補助事業計画書に記載の支出予定額の内訳は以下のとおりであり、大阪府の補助金算出内訳とはその金額が大きく乖離している。

<事業費支出予定額>

項目	予算額(千円)	積算根拠
職員給与	33,351	事務局職員4名分
調査員報酬	9,324	調査員3名分
委員報酬	1,123	39人日分の委員報酬
調査旅費	198	
事務費	2,636	事務所費、需用費等
合計	46,632	

(大阪府提供資料に基づき作成)

本補助金は、大阪府国保連合会における審査支払手数料の苦情処理事業への流用が起きないよう適当と考えられる金額を算出のうえで交付されるべきである。しかし、現状は、予算の確保が可能な前年同額の金額を定額の補助金として支出している。

上述のとおり、大阪府が作成した補助金算出内訳と、大阪府国保連合会提出の事業費支出予定額の金額に大きく乖離があることからすれば、大阪府の補助金算出内訳には、大阪府国保連合会の実情が考慮されていないものと言わざるを得ない。また、予算要求にあたっての積算は近年ほぼ同様の内容で行われているが、直近の実績と大きく乖離した積算を行うのであれば、その乖離内容の把握、要因分析を十分に行ったうえで、大阪府が補助すべき対象は当該積算金額であることを示すことが重要である。この点においても、大阪府が作成した補助金算出内訳では、十分な検討が行われているとは言えない。

よって、大阪府は実態に則した補助金額の積算を行うべきである。

【意見28】大阪府国保連合会における事業費の検証

大阪府は、大阪府国保連合会の現状の苦情処理事業に対応する体制が必要十分かつ適当であるのか、また、物件費の負担割合等、事業費として集計すべき範囲が府の補助対象とすべき範囲と一致しているのかといった点を検証すべきである。

(理由)

大阪府国保連合会は、既述のとおり本事業に対し事務局職員4名及び非常勤職員(調査員)3名の体制を整備し、この人件費が事業費の主な内容となっている。平成30年度の事業費実績は総額40,959千円となっており、当初見込み額よりは抑えられたものの、大阪府の補助金額との間には大きな乖離がある。

また、補助金財源が一般財源化された平成15年度においては、総事業費が30,592千円(補助金額は27,450千円)であり、当時と比較しても大きく増加している。

一方で、主要な活動指標である苦情・相談件数及び苦情申立・処理件数の推移は以下のとおりであり、近年減少傾向にあり、直近の平成30年度における事務局職員一人当たりの苦情・相談件数は年間76件程度である。かかる苦情・相談件数に鑑みると、大阪府国保連合会として本事業について事務局職員4名及び非常勤職員（調査員）3名の体制を今後も維持していく客観的必要性があるのか検証されねばならないとともに、府としては、かかる体制に応じた補助金を交付し続ける必要があるのか検討すべき段階にあるといえる。

<苦情処理件数の推移>

年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
苦情・相談件数	365件	394件	371件	308件	304件
苦情申立・処理件数	4件	6件	6件	7件	9件

(大阪府提供資料に基づき作成)

また、大阪府国保連合会の歳入という観点で検討すると、その介護保険事業関係業務特別会計における歳入内訳（対応する歳出が発生する各種受入金や積立金繰入金、繰越金を除く）は以下のとおりである。審査支払手数料、大阪府補助金を除く、苦情処理業務の経費に充当可能と考えられる収入は2,230千円となっている。このことから審査支払手数料以外の収入で当該事業の事業費実績を賄っていないことが伺える。

<大阪府国保連合会歳入内訳（一部抜粋）>（単位：千円）

項目	決算見込額
審査支払手数料	969,612
大阪府補助金	9,228
積立金運用収入	7
諸収入	2,223

(大阪府提供資料に基づき作成)

なお、大阪府国保連合会の介護保険事業関係業務特別会計における歳出上は、介護サービス苦情処理管理費6,450千円、介護サービス苦情処理委員費603千円（いずれも決算見込額）及び審査支払管理費に含まれる一般管理費から一定の費用を集計し、既述の事業費総額が算定されているとのことである。

このような状況下で、大阪府国保連合会の現状の苦情処理事業に対応する体制が必要十分かつ適当であるのか、また、物件費の負担割合等、事業費として集計すべき範囲が大阪府の補助対象とすべき範囲と一致しているのかといった点を検証すべきである。

2 軽費老人ホーム事務費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	軽費老人ホーム事務費補助金
所管部署	福祉部 高齢介護室 介護事業者課
補助金制度等の目的・概要	軽費老人ホームを利用する老人の利用料を軽減するため、社会福祉法人が運営する軽費老人ホームの運営に対し補助を行う。

補助開始年度	昭和46年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	軽費老人ホームを運営する社会福祉法人 (63件)				
根拠規定等	大阪府軽費老人ホーム事務費補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	2,066,236	2,036,619	2,030,298	1,972,000	1,700,416
交付実績	1,894,616	1,894,116	1,903,302	1,924,016	1,669,865
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

軽費老人ホームとは、無料又は低額な料金で家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な老人を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設である。軽費老人ホーム事務費補助金は、軽費老人ホームに入居する低所得高齢者の経費負担軽減のため施設に対し補助を行うものである。

本補助金の補助額は社会福祉法人等が設置する軽費老人ホームの運営に要する経費のうちサービスの提供に要する費用（職員の俸給、その他の諸手当、旅費、庁費、被服費、修繕費、嘱託医手当、社会保険事業主負担金、利用者保健衛生費等に充当する経費）と事務費基準額（軽費老人ホームの種類、定員、職員の配置状況、併設施設の状況等を勘案し、毎年、大阪府が決定し各施設へ通知する単価に所得階層別の利用人数を乗じて算定したもの）とを比較し、そのいずれか低い金額から事務費本人徴収額を差し引いて算定される。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 29】 実地調査の実施

大阪府は、軽費老人ホーム事務費補助金について、補助事業の検査時又は確定決算書の確認時に、帳簿や証憑の閲覧を含めた実地調査を実施すべきである。

(理由)

大阪府は平成30年度において、63の施設に対し総額1,669,865千円の補助金を支出している。これに関する補助事業の検査においては、実績報告書及び施設の会計決算書（見込書）の提出を受け、書面上で検査を行っている。また、後日確定版の決算書の提出を受け確認を行っている。このような実地調査を含まない検査方法を採用する理由は、各施設の指導監査の際に会計管理についての確認も行っていることから、検査を受ける事業者の負担も考慮したためとのことである。

しかし、補助事業の検査は、事業者が補助事業を適切に行っていること及び補助対象経費が適切に支出・集計されていることを確認するために行われるものであり、各法人の指導監査とは目的を異にするものである。サンプルとして提供を受けた指導監査調書によると、規程類の整備状況や運営体制、決算関係書類の作成状況、主要簿・補助簿の整備状況等幅広い監査が行われていることが伺えた。しかし、帳簿とその根拠となる領収書等の証憑との照合の実施状況や補助対象経費の前提となる勘定科目の選択に関するチェック等が補助金の検査

と同等のレベルで実施されている形跡は見受けられなかった。

以上から、軽費老人ホーム事務費補助金については、補助事業の検査時又は確定決算書の確認時に帳簿や証憑の閲覧を含めた検査を実施すべきである。

3 保育士修学資金貸付等事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	保育士修学資金貸付等事業補助金				
所管部署	福祉部 子ども室 子育て支援課				
補助金制度等の目的・概要	大阪府内での保育士確保を図るため、保育士の修学資金等の貸付を行う事業を補助する。				
補助開始年度	平成28年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 (1件)				
根拠規定等	保育士修学資金貸付等制度実施要綱 大阪府保育士修学資金貸付等事業補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	-	-	0	0	0
交付実績	-	-	3,306,136	28,178	44,410
財源	一般財源 (平成28年度は国庫支出金含む)				
備考	平成27年度以前は制度が無いため「-」、平成28年度以降は当初予算が計上されていないため「0」と記載している。				

(2) 補助金等の内容の説明

保育士修学資金貸付等制度は、保育所入所待機児童の解消策の推進等により保育の需要増加に応え、保育を必要とする全ての子どもたちが質の高い保育を受けられる環境を構築するために国が創設した制度である。大阪府は国の定めた「保育士修学資金貸付等制度実施要綱」に基づき、「大阪府保育士修学資金貸付等事業補助金交付要綱」を定め、保育士修学資金貸付等事業を実施する大阪府社会福祉協議会に対し補助を行っている。

同事業における貸付の種類、補助対象経費、補助率は下表のとおりである。

<貸付の種類、補助対象経費及び補助率>

貸付の種類	補助対象経費	補助率
保育士修学資金貸付	保育士修学資金貸付等事業を実施するために必要な貸付金、報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、旅費、需	1/10
保育補助者雇入費貸付		なお、9/10は国庫負担

未就学児をもつ潜在保育士に対する保育料の一部貸付	用費（消耗品費，燃料費，会議費，印刷製本費，光熱水費及び修繕料），役務費（通信運搬費，広告料，手数料），委託料，使用料及び賃借料並びに備品購入費等
就職準備金貸付	
未就学児をもつ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付	

（大阪府提供資料に基づき作成）

大阪府の補助金額は貸付実績及び貸付事務費の10%として算定され，残りの90%を国が負担（一括で平成28年度に交付）する仕組みとなっている。なお貸付事務費には基準額が定められ，これと実支出額の低い方が補助対象額となる。

（3）監査の結果及び意見

【意見 30】当初予算での計上

大阪府は，保育士修学資金貸付等事業補助金について，当初予算の予算要求時に見込額を計上し，補正予算で貸付実績に応じて補正を行うことを検討すべきである。

（理由）

本補助金については，平成30年度の当初予算では要求を行わず，全て補正予算において予算措置がされている。所管課によれば，その理由としては，平成29年度当初予算の予算要求時の査定において，財政課との協議により貸付実績に応じて計上することとされ当初予算への計上が見送られたことによるとのことであった。

しかるに，予算管理のプロセスとして，支出額の発生が決まっているものについては，その支出予定額を合理的に見積り，当初予算で要求を行うとともに，実績額との差分を補正予算で補正するという事務が必要である。

平成29年度の当初予算策定段階においては，制度開始初年度である平成28年度の実績も未確定であったことから，当初予算における合理的な見積りが困難であった事情はあるとしても，平成30年度においては，平成28年度の実績や平成29年度途中の実績も把握できることから，当初予算で見込みに基づき要求を行うことは出来たと考えられる。今後は当初予算の予算要求時に見込額を計上し，補正予算で貸付実績に応じて補正を行うことを検討すべきである。

4 大阪府母子・父子福祉センター運営補助金

（1）概要

補助金等の名称	大阪府母子・父子福祉センター運営補助金
所管部署	福祉部 子ども室 子育て支援課
補助金制度等の目的・概要	ひとり親家庭及び寡婦が，心身の健康を保持し，生活の向上を図るため，その福祉のための便宜を総合的に供与することを目的として，母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき社会福祉法人が設置する母子・父子福

	祉センターの運営費の一部を補助する。				
補助開始年度	昭和41年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会 (1件)				
根拠規定等	なし				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
	当初予算	8,093	8,093	7,689	7,689
	交付実績	8,093	8,093	7,689	7,689
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

母子・父子福祉センターは、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づき、都道府県、市町村、社会福祉法人等が設置できる母子・父子福祉施設の一つであり、無料又は低額な料金で各種の相談や情報提供等を行うことを目的としている。大阪府では同施設を設置していないため、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会が設置する大阪府母子・父子福祉センターの運営費の一部を補助することで、ひとり親家庭等の福祉の増進に寄与することとしている。

大阪府母子寡婦福祉連合会における平成30年度の母子・父子福祉センター事業の収支の状況は以下のとおりである。

<母子・父子福祉センター事業の収支>

項目	決算額 (千円)	備考
大阪府補助金収入	7,689	
受取利息配当金収入	0	
雑収入	910	自動販売機手数料等
事業活動収入合計	8,599	
人件費小計	4,052	
職員給料	2,877	就業支援事業、貸付事業と按分
職員賞与	459	
法定福利費	715	
事業費小計	1,260	
報償費	660	自主事業分含む
職業紹介事業人件費	600	
事務費小計	6,256	
水道光熱費	1,202	貸付事業と按分
賃借料	4,967	貸付事業と按分
その他	86	
事業活動支出合計	11,568	

(大阪府提供資料に基づき作成)

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果3】補助金必要額の実態と異なる積算

大阪府母子・父子福祉センター運営補助金は、予算要求時には実態に即した積算を行うべきである。

(理由)

大阪府は補助金額算出にあたり、大阪府母子・父子福祉センターの運営費として相談員の人件費や事務補助員の人件費等を積算し、予算要求を行っている。

平成30年度予算額7,689千円の積算内訳は以下のとおりである。

<補助金算出内訳>

項目	予算額 (千円)	備考
相談員人件費	2,408	
事務補助員人件費	3,261	
通信費等	2,020	
合計	7,689	

(大阪府提供資料に基づき作成)

これに対し、大阪府母子寡婦福祉連合会提出の補助対象事業計画書に記載の支出予算額の内訳は以下のとおりであり、大阪府の積算内訳とは異なり、賃借料が大きな割合を占めている。

<事業計画書における支出予算額>

項目	予算額 (千円)	備考
職員人件費	3,645	法定福利費含む
清掃費	20	
賃借料	4,968	
水道光熱費	1,202	
合計	9,835	

(大阪府提供資料に基づき作成)

なお、平成26年度までは、維持管理費負担額として5,403千円、光熱水費として155千円、人件費として2,535千円を合計し、8,093千円の予算要求が行われていたが、平成27年度以降は上記と同様に主に人件費として予算要求が行われている。

予算要求時の必要額は実態から乖離した積算が用いられるべきではないのであり、かかる事務は早急に改める必要がある。施設の賃借料や水道光熱費について、その金額に対する補助の必要性が認められるのであれば、当然にそのように予算要求し査定を受けるべきである。

【意見31】物件費負担の妥当性の検討

大阪府は、大阪府母子・父子福祉センター事業とひとり親家庭職業訓練資金貸付金事業の二つの事業の職員数のみで賃借料総額を按分し各事業の負担とすることが適切であったのか検証すべきである。

(理由)

社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会提出の補助対象事業実績報告書によると、大阪府母子・父子福祉センターの賃借料として4,968千円が計上されている。これは、賃借料総額5,468千円を同じ場所で開催しているひとり親家庭職業訓練資金貸付金事業と常勤職員数で按分(1/11)した結果である。

一方、同センターは、社会福祉法人大阪府母子寡婦福祉連合会の事務局機能を担っており、また、大阪府、東大阪市、高槻市、枚方市、八尾市の5自治体から母子家庭等就業・自立支援センター事業を受託しているなど、他の事業も実施している。

このような状況下で、既述の二つの事業の職員数のみで賃借料総額を按分し各事業の負担とする事が適切であったのか検証すべきである。なお、水道光熱費も同様の按分計算が行われているものの、人件費の一部については、母子家庭等就業・自立支援センター事業も含めて按分が行われている。

【意見 32】 補助金交付要綱の作成

大阪府は、大阪府母子・父子福祉センター運営補助金について、補助対象事業や補助対象経費、補助金交付額の算定方法、その他交付の条件等を明確にするため、要綱を作成すべきである。

(理由)

本補助金は、昭和41年度以降、交付要綱が制定されていないまま、大阪府の補助金交付規則と「伺い定め」によって交付されるという運用がこれまで継続している。「大阪府補助金交付規則の施行について(通知)」(昭和45年10月1日付作成、平成28年3月30日最終改正)一4(1)には、「原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること」との記載がある。本補助金の対象は特定少数といえ、当該通知に従い所管課が交付要綱を作成していなかったことは責められるべきものではない。

しかし、交付要綱には、補助金交付の理由・趣旨、補助対象の事業を明確にし、もって決定された補助金額の合理性を担保し、交付手続きの安定性、公平性、透明性を確保する役割があるところ、これは交付対象が特定少数である場合にも変わらない。また、本補助金は、大阪府母子・父子福祉センターに運営費を補助するものであるが、同センターのいかなる事業内容が公益目的であると認定され補助金交付対象となっているのか補助金交付要綱がないために府民に分かりにくい構造となっている。そのため、例えば同センターの事業内容に変更があった場合に、補助金交付を継続してよいかどうかの判断根拠も存在しない。また、交付要綱によって補助金の交付目的が定められていないため、補助金の効果測定をどのようにするのかも、外部には分かりにくい構造と言える。この結果、既述のとおり、その対象経費について恣意的な予算要求が行われるといった弊害も発生している。

特定少数の補助事業者を対象とした補助金は伺い定めによることが出来るとされているものの、継続的に支出する補助金でその算出方法等が他の規則等で明確に定められていない本補助金については、補助対象事業や補助対象経費、補助金交付額の算定方法、その他交付の条件等を明確にするため交付要綱を作成すべきである。

5 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金				
所管部署	福祉部 子ども室 家庭支援課				
補助金制度等の目的・概要	児童養護施設を退所した者や児童養護施設等に入所中の者等の円滑な自立を支援することを目的とし、保護者がいない等により、住居や生活費などの安定した生活基盤の確保が困難な者等に対し、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行う事業及び児童養護施設等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するための費用の貸付を行う事業を補助する。				
補助開始年度	平成28年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人大阪児童福祉事業協会 (1件)				
根拠規定等	児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業及び児童養護施設等におけるICT化等推進事業分) 交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	当初予算	-	-	0	0
	交付実績	-	-	411,147	1,801
財源	一般財源(平成28年度は国庫支出金含む)				
備考	平成27年度以前は制度が無いため「-」、平成28年度以降は当初予算が計上されていないため「0」と記載している。				

(2) 補助金等の内容の説明

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度は、児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するために国が創設した制度である。大阪府は国が定めた「児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金(児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業及び児童養護施設等におけるICT化等推進事業分) 交付要綱」に基づき、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施する社会福祉法人大阪児童福祉事業協会に対し補助を行っている。

同事業における貸付の種類、補助対象経費、補助率は下表のとおりである。

<貸付の種類，補助対象経費及び補助率>

貸付の種類	補助対象経費	補助率
生活支援費	児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業を実施するために必要な貸付金，報酬，給料，職員手当等，賃金，共済費，旅費，需用費（消耗品費，燃料費，会議費，印刷製本費，光熱水費及び修繕料），役務費（通信運搬費，広告料，手数料），委託料，使用料及び賃借料並びに備品購入費，報償	1/10 なお，9/10は国庫負担
家賃支援費		
資格取得支援費		

（大阪府提供資料に基づき作成）

大阪府の補助金額は貸付実績及び貸付事務費の10%として算定され，残りの90%を国が負担（一括で平成28年度に交付）する仕組みとなっている。なお貸付事務費には4,800千円の基準額が定められ，これと実支出額の低い方が補助対象額となる。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 33】 当初予算での計上

大阪府は，児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金について，当初予算の予算要求時に見込額を計上し，補正予算で貸付実績に応じて補正を行うことを検討すべきである。

（理由）

本補助金については，平成30年度の当初予算では要求を行わず，全て補正予算において予算措置がされている。所管課によれば，その理由は，平成29年度当初予算の予算要求時の査定において，財政課との協議により貸付実績に応じて計上することとされ当初予算への計上が見送られたことによることであった。

しかるに，予算管理のプロセスとして，支出額の発生が決まっているものについては，その支出予定額を合理的に見積り，当初予算で要求を行うとともに，実績額との差分を補正予算で補正するという事務が必要である。

平成29年度の当初予算策定段階においては，制度開始初年度である平成28年度の実績も未確定であったことから，当初予算における合理的な見積りが困難であった事情はあるとしても，平成30年度においては，平成28年度の実績や平成29年度途中の実績も把握できることから，当初予算で見込みに基づき要求を行うことは出来たと考えられる。今後は当初予算の予算要求時に見込額を計上し，補正予算で貸付実績に応じて補正を行うことを検討すべきである。

【意見 34】 検査時における証憑の確認

大阪府は、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業補助金について、補助対象事業費の検査時に領収書等の証憑を確認すべきである。

(理由)

当該補助事業の検査において、実績報告書、決算書の提出を受け内容の確認が行われている。しかし、領収書等の証憑による支出額の確認や、他事業との按分計算による経費について、その妥当性の確認は行われていない。この点、所管課は、監事監査において領収書と帳簿の照合作業を実施されていること及び監査報告書及び評議員会議事録において事務費の実支出額に係る適正を確認していることをかかる運用の理由としている。しかし、監事による会計監査は当該法人の財務関係書類及び財産目録が全ての重要な点において適正に表示されているかという観点で行われており、補助対象事業にかかる経費の按分や補助対象経費の支出額の確認が必ずしも実施されているわけではない。このため、監事監査が行われていることをもって、補助対象経費の検査を一部省略するようなことは認められない。

以上から、現在行われている本補助金にかかる検査は補助対象事業費の検査としては不十分と言わざるを得ない。今後は補助対象事業費について、領収書等の証憑を確認すべきである。

6 福祉活動指導員設置事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	福祉活動指導員設置事業費補助金					
所管部署	福祉部 地域福祉推進室 地域福祉課					
補助金制度等の目的・概要	大阪府社会福祉協議会の活動を促進するため、社会福祉活動の推進方策について、調査、研究及び企画立案や市町村社会福祉協議会の指導、その他の活動に従事する福祉活動指導員の設置に要する経費の一部を補助する。					
補助開始年度	平成21年度（平成20年度以前は運営費補助を実施）					
平成30年度の交付先 （交付先の件数）	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（1件）					
根拠規定等	なし					
補助金等の推移 （単位：千円）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	23,378	23,378	23,378	23,378	23,378
	交付実績	23,378	23,378	23,378	23,378	23,378
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

福祉活動指導員は、国が制定した「福祉活動指導員及び福祉活動専門員設置要綱」によ

り、都道府県社会福祉協議会に置くものとされている。その職務は同要綱において、「福祉活動指導員は、都道府県又は指定都市の区域における民間社会福祉活動の推進方策について調査、研究及び企画立案を行うほか広報、指導その他の活動に従事する。」と定められている。

大阪府では、大阪府社会福祉協議会と大阪府が協力し、公民協働で地域福祉を推進していくため、それに要する経費を双方で負担するとして、福祉活動指導員(9名)の設置に要する経費の一部を補助している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 35】 定額補助の見直し

大阪府は、福祉活動指導員設置事業費補助金について、補助すべき金額をどのように算出すべきか検討し、毎年同額の補助金を交付する取り扱いを見直すべきである。

(理由)

本補助金は、平成21年度予算において補助に対する根拠の考え方を見直し、平成20年度以前に支出されていた大阪府社会福祉協議会に対する運営費補助金を廃止し、福祉活動指導員設置に要する費用に対する事業費補助金へと変更されてきた補助金である。平成21年度において、大阪府社会福祉協議会における福祉活動指導員設置事業の事業費は、当時の福祉活動指導員9名分の人件費総額で53,885千円が見込まれ、大阪府ではこの1/2補助として補助金額を積算し26,943千円の予算要求が行われている。この予算要求に対し、運営費補助を行っていた前年度の予算を参考に査定を受け、24,608千円の予算が確定した。その後、事業費は増加傾向にあるものの、平成22年度に予算要求の際の上限を前年度比95%とするシーリングがかかって以降は同額の予算要求・支出が継続している。

<補助金額及び対象事業費の推移>

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
補助金支出額	24,608	23,378	23,378	23,378	23,378
対象事業費	53,885	50,822	53,222	56,138	53,222
年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
補助金支出額	23,378	23,378	23,378	23,378	23,378
対象事業費	62,055	59,962	61,273	63,716	67,230

(大阪府提供資料に基づき作成)

本来事業費補助としての補助金は、毎年対象経費の積算に対し、補助の必要性・必要額を検討すべき性質のものであるが、本補助金は近年実質的に定額の補助金として取り扱われ毎年同額の予算要求・支出が行われている。

しかるに、補助金額は、本来補助すべき事業およびその必要な金額を明らかにした上で決定されるべきものであり、上記運用は、そもそも補助金交付の必要性さえ検討してないかのような疑義を生ぜしめるものと言わざるを得ず、妥当ではない。大阪府は、補助すべき金額をどのように算出すべきか検討し、毎年同額の補助金を交付している取り扱いを見直すべきである。

【意見 36】 補助金交付要綱の作成

大阪府は、継福祉活動指導員設置事業費補助金について、補助対象事業や補助対象経費、補助金交付額の算定方法、その他交付の条件等を明確にするため、交付要綱を作成すべきである。

(理由)

本補助金は、平成21年度以降、交付要綱が制定されていないまま、大阪府の補助金交付規則と「伺い定め」によって交付されるという運用がこれまで継続している。「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」（昭和45年10月1日付作成，平成28年3月30日最終改正）一4（1）には、「原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること」との記載がある。本補助金の対象は特定少数といえ、当該通知に従い所管課が交付要綱を作成していなかったことは責められるべきものではない。

しかし、交付要綱には、補助金交付の理由・趣旨、補助対象の事業を明確にし、もって決定された補助金額の合理性を担保し、交付手続きの安定性、公平性、透明性を確保する役割があるところ、これは交付対象が特定少数である場合にも変わらない。また、本補助金は、福祉活動指導員設置事業を補助するものであるが、同事業のいかなる事業内容が公益目的であると認定され補助金交付対象となっているのか補助金交付要綱がないために府民に分かりにくい構造となっている。そのため、例えば福祉活動指導員の役割が拡大された場合に、補助金交付を継続してよいかどうかの判断根拠も存在しない。また、交付要綱によって補助金の交付目的が定められていないため、補助金の効果測定をどのようにするのかも、外部には分かりにくい構造と言える。

特定少数の補助事業者を対象とした補助金は伺い定めによることが出来るとされているものの、継続的に支出する補助金でその算出方法等が他の規則等で明確に定められていない本補助金については、補助対象事業や補助対象経費、補助金交付額の算定方法、その他交付の条件等を明確にするため交付要綱を作成すべきである。

7 福祉施設経営指導事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	福祉施設経営指導事業費補助金
所管部署	福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課
補助金制度等の目的・概要	社会福祉施設の運営に対し、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質の向上に資することを目的とする補助金で、社会福祉施設の安定的経営，入所者処遇の向上等への指導・援助事業に対する補助を行う。
補助開始年度	平成17年度
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会（1件）

根拠規定等	福祉施設経営指導事業費補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
	当初予算	6,205	6,205	6,205	6,205
	交付実績	6,205	6,205	6,205	6,205
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

福祉施設経営指導事業費補助金は、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上を図るため、大阪府社会福祉協議会に対し、その実施する福祉施設経営指導事業に要する費用の一部を補助するものである。

福祉施設経営指導事業の主な内容は、以下のとおりである。

ア 入所者処遇、施設経営、職員処遇等に関する助言、指導援助及び巡回相談等

(ア) 経営指導・相談活動

(イ) 啓発・広報活動

(ウ) 研修会・講習会の開催

(エ) 調査研究活動

(オ) その他

イ 福祉施設経営指導員の設置

ウ 福祉施設経営指導連絡協議会の設置

補助金の交付額は対象経費の実支出額又は指導事業の総事業費から収入額（寄附金を除く。）を控除した額と基準額を比較し、いずれか低い金額として算出される。基準額及び対象経費は以下のとおりである。

<基準額及び対象経費>

基準額	対象経費
知事が必要と認めた額	事業の実施に必要な次に掲げる経費 給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、修繕費、食糧費）、使用料及び賃借料、役務費（通信運搬費、手数料）

(大阪府提供資料に基づき作成)

(3) 監査の結果及び意見

【意見 37】 定額補助の見直し

大阪府は、福祉施設経営指導事業費補助金について、補助すべき金額をどのように算出すべきか検討し、毎年同額の補助金を交付する取り扱いを見直すべきである。

(理由)

本補助金の交付額は、既述のとおり福祉施設経営指導事業費補助金交付要綱第2条において、「基準額（知事が必要と認めた額）と対象経費の実支出額又は総事業費から収入額を控除した額のうちいずれか少ない額とする。」と定められている。平成30年度においては、予

算要求時点で見込まれた事業費12,728千円に対して、過年度から確保可能な予算は6,205千円であり、これを知事が必要と認めた額（＝府の予算額）にあたるとして、前年同額の6,205千円の予算要求を行っている。過去からこのような状況となっており、平成22年度以降は同額の補助金が継続している。

<補助金額の推移>

年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
補助金支出額	6,532	6,205	6,205	6,205	6,205
補助対象事業費	11,353	11,439	11,981	9,337	9,361
年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
補助金支出額	6,205	6,205	6,205	6,205	6,205
補助対象事業費	12,733	12,683	13,728	13,249	15,087

(大阪府提供資料に基づき作成)

本来事業費補助としての補助金は、毎年対象経費の積算に対し、補助の必要性・必要額を検討すべき性質のものであるが、本補助金は近年実質的に定額の補助金として取り扱われ毎年同額の予算要求・支出が行われている。

しかるに、補助金額は、本来補助すべき事業およびその必要な金額を明らかにした上で決定されるべきものであり、上記運用は、そもそも補助金交付の必要性さえ検討していないかのような疑義を生ぜしめるものと言わざるを得ず、妥当ではない。大阪府は、補助すべき金額をどのように算出すべきか検討し、毎年同額の補助金を交付する取り扱いを見直すべきである。

8 社会福祉施設職員等研修事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	社会福祉施設職員等研修事業費補助金				
所管部署	福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課				
補助金制度等の目的・概要	社会福祉法人が経営する施設・事業所の職員に対し、施設種別・職種別・階層別等の区分に応じた、職員のキャリア形成を支援する専門研修の実施に対し補助を行うことで、質の高い福祉サービスが提供されるよう優れた人材の確保・育成に資することを目的とする。				
補助開始年度	平成27年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 (1件)				
根拠規定等	社会福祉施設職員等研修事業費補助金交付要綱 地域医療介護総合確保基金管理運営要領				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度

	当初予算	-	6,918	6,918	6,918	6,918
	交付実績	-	6,918	6,918	6,918	6,918
財源	地域医療介護総合確保基金（国2/3，府1/3），一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

社会福祉法人が経営する施設・事業所の職員に対し、施設種別・職種別・階層別等の区分に応じた、職員のキャリア形成を支援する専門研修の実施に対し補助を行う。

補助金交付額は総事業費から研修受講料その他収入額を控除した額と知事が必要と認めた額のいずれか少ない額とされている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果4】経費配分承認申請書の入手漏れ

大阪府は、社会福祉施設職員等研修事業費補助金について、大阪府補助金交付規則及び社会福祉施設職員等研修事業費補助金交付要綱に則り、2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセントを超える配分額の流用を行う場合、経費配分変更承認申請書を入手すべきである。

(理由)

補助金の交付申請から交付にいたるまでの府と大阪府社会福祉協議会のやり取りを時系列で整理すると以下のとおりである。

平成30年5月23日	大阪府社会福祉協議会より府に補助金交付申請書を提出
平成30年5月25日	大阪府より補助金の交付決定を大阪府社会福祉協議会に通知
平成31年3月5日	大阪府社会福祉協議会より大阪府に経費配分変更承認申請書を提出
平成31年3月12日	大阪府より経費配分変更の承認を大阪府社会福祉協議会に通知
平成31年4月26日	大阪府社会福祉協議会より大阪府に補助金実績報告書を提出
令和1年5月15日	大阪府が実績報告書に基づく補助事業の検査を実施
令和1年5月20日	大阪府が補助金額の確定を大阪府社会福祉協議会に通知

本補助金は補助金交付規則第6条及び社会福祉施設職員等研修事業費補助金交付要綱第7条により、2以上の事業費目に係る配分額のいずれか20パーセントを超える配分額の流用を行う場合、知事の承認を受けることとされている。

大阪府社会福祉協議会はこれに基づき、平成31年3月5日経費配分変更承認申請書を提出している。当初の経費配分、変更後の経費配分及び実績報告書における経費内訳を比較すると次の表のとおりとなる。

<経費配分と実績の比較>

(単位：千円)

項目	当初の経費配分 (A)	変更後経費配分 (B)	経費の実績内訳 (C)	差異率 ((C-B)/B)
【収入】				
府補助金	6,918	6,918	6,918	0.0%
研修受講料	9,000	7,168	7,168	0.0%
収入合計	15,918	14,086	14,086	0.0%
【支出】				
人件費	9,479	8,475	8,475	0.0%
事務消耗品費	180	206	140	-31.9%
賃借料	2,210	2,012	1,990	-1.1%
車輛費	6	5	3	-46.2%
諸謝金	2,800	2,379	2,581	8.5%
旅費交通費	2	6	6	-0.7%
印刷製本費	135	108	28	-74.4%
通信運搬費	600	480	340	-29.2%
会議費	30	31	24	-23.6%
業務委託費	93	75	13	-83.3%
手数料	50	44	207	369.5%
租税公課	333	265	265	0.0%
保守料	-	-	15	※
支出合計	15,918	14,086	14,086	0.0%
収支差額	-	-	-	

※ 当初予定されていなかったため差異率は計算できないが、変更承認は必要である。

(大阪府提供資料に基づき作成)

上表のとおり、変更後の経費配分と実績とを比較すると20パーセントを超える配分の変更が多く発生している。これらは本来経費配分変更の承認を受けなければならないにもかかわらず、大阪府社会福祉協議会から経費配分変更承認申請書が提出されておらず、大阪府からも提出の要請がなされていない。

大阪府補助金交付規則に則った事務を徹底すべきである。

【意見 38】 実態に則した実績報告書の入手

大阪府は、社会福祉施設職員等研修事業費補助金について、事業費の実態の把握や今後の補助金額積算の妥当性検討のためにも実態に則した実績報告書の提出を求めるべきである。

(理由)

本事業は下表のとおり、研修受講料が想定を下回ったことにより、実績の収入が減少し、それに伴い経費も減少させたことで収支額が同額となっており、実績報告書上は、収支差額は発生していないこととなっている。

<経費配分と実績の比較>

(単位：千円)

項目	当初見込み	実績
府補助金	6,918	6,918
研修受講料	9,000	7,168
収入合計	15,918	14,086
人件費	9,479	8,475
事務消耗品費	180	140
賃借料	2,210	1,990
車輛費	6	3
諸謝金	2,800	2,581
旅費交通費	2	6
印刷製本費	135	28
通信運搬費	600	340
会議費	30	24
業務委託費	93	13
手数料	50	207
租税公課	333	265
保守料	-	15
支出合計	15,918	14,086
収支差額	-	-

(大阪府提供資料に基づき作成)

しかし、実績報告書の収入額と支出額が全く同じというのは通常あり得ず、収入額の変化にあわせて、経費の支出額を調整した可能性が否定できない。本補助金の額は必要な経費額を踏まえて設定されているのであり、当該経費の金額を恣意的に調整することが出来るのであれば、補助金額の適正性についても問題が生じると考えざるを得ない。本件については、収支差額が発生していないため問題ないと考えるべきではなく、各項目の内容・金額の合理性を大阪府としてより積極的に確認すべきであったと思われる。

これに関し、所管課によれば、大阪府社会福祉協議会において実際の事業費はもっと多額に要しているため、収入金額に合わせた事業費の支出額となるよう実績報告書の数字を調整していると認識しているとのことであったが、大阪府は事業費の実態の把握や今後の補助金額積算の妥当性検討のためにも実態に則した実績報告書の提出を求めるべきである。

9 社会福祉施設職員福利厚生基金

(1) 基金の概要

社会福祉施設職員福利厚生基金は、昭和48年11月22日付け厚生事務次官より通知が発出され、松下電器産業株式会社（現パナソニック株式会社）が、創業55周年及び創業者の松下幸之助氏が会長を引退したことを記念し、社会福祉事業の振興を目的として、当時の厚生省へ

寄附を行い、その一部である137百万円が大阪府へ配分されたことにより、これを原資に設置された基金である。その目的は大阪府基金条例第1条において、「社会福祉施設に勤務する者の福利厚生増進に要する経費にその運用から生ずる収益を充てるため資金を維持すること。」と定められている。

本基金は、毎年度基金から生じた運用利息を社会福祉施設職員福利厚生基金事業に充てており、基金設置以降、追加の積立や取崩しは行われていない。このため、平成30年度末の基金残高も当初積立額の137百万円となっている。また、社会福祉施設職員福利厚生基金事業は一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金の支出のみによって行われており、本補助金の内容は後述の「(2) 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金の概要」のとおりである。

(2) 一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金の概要

補助金等の名称	一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金					
所管部署	福祉部 地域福祉推進室 福祉人材・法人指導課					
補助金制度等の目的・概要	民間社会福祉事業施設等の従事者が相互扶助により、その福祉推進を図ることなどを目的としている一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の事業に対し補助を行う。					
補助開始年度	昭和49年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会 (1件)					
根拠規定等	なし					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	233	137	83	42	69
	交付実績	53	25	12	17	33
財源	社会福祉施設職員福利厚生基金 (基金運用利子)					

(3) 補助金等の内容の説明

本補助金は既述のとおり、社会福祉施設職員福利厚生基金の運用益を補助金として支出するもので、基金設置以降、継続して一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の事業に対し補助を行っている。これは、寄附者の意向が民間の社会福祉施設の整備充実向上及び社会福祉施設に従事する職員の福利厚生増進に充てられたいとのことであったことから、大阪府で補助対象を検討し決定されたものである。なお、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会は民間社会福祉事業施設等の従事者が相互扶助により、その福祉推進を図ることなどを目的とした団体である。

(4) 監査の結果及び意見

【意見 39】 補助金の継続可否の検討

大阪府は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金について、今後も同様の補助金額を継続するか否かについて、その成果という観点から慎重な検討を行うべきである。

(理由)

本補助金の支出額は、平成26年度から平成30年度まで12千円～53千円程度と少額の補助が継続している。この要因は、基金の運用利息を補助金に充てるという性質上、昨今の金利情勢から、運用利息が低迷しているためである。一方、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会の実施する事業のうち、本補助金が対象とする福利厚生事業の平成30年度における事業費の総額は571,536千円であり、本補助金の占める割合（補助率）は0.006%と極めて僅少となっている。

このような状況下で、現在支出している補助金額数万円がその効果を発揮し、社会福祉施設に従事する職員の福利厚生増進という寄附者の意向を踏まえた目的が十分に果たされているのか、大いに疑問である。

今後も同様の補助金額を継続するか否かについて、その成果という観点から慎重な検討を行うべきである。

【意見 40】 検査方法の見直し

大阪府は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金について、当該補助事業の検査においては、事業規模、補助金の性質等を勘案し、効率性、必要性を踏まえてその手法を見直すべきである。

(理由)

既述のとおり、本補助金の補助対象事業の事業費は総額571,536千円となっている。大阪府はこの福利厚生事業への補助金33千円の検査において、対象事業費総額をその対象としており、補助事業検査調書によると、検査内容として、「実績報告と各支出書類及びその他の根拠資料（請求書、領収書等）を照合し、適正に執行していることを確認した」と記載されている。これは、検査が非効率であるだけでなく、検査に応じる補助対象事業者に対しても過度の負担を強いているものと考えられる。そもそも本補助金の金額の算出は大阪府の繰替運用利息によってのみ行われるため、対象事業費の内容や金額をチェックする必要性は他の補助金と比較すると低い。本補助金の検査としては、各支出書類と証憑を照合するといった手続きを経ずに、補助対象事業者の事業が福祉施設に従事する職員の福利厚生増進に資するものであるか、また、補助対象として適切かといった観点のみを効率的に確認する手法が妥当であると考えられる。

以上から、当該補助事業の検査においては、事業規模、補助金の性質等を勘案し、効率性、必要性を踏まえてその手法を見直すべきである。

【意見 41】 補助金交付要綱の作成

大阪府は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会補助金について、補助金交付

先として特定の団体のみが想定されているとしても、府民に対して個々の補助金の合理性、安定性、公平性、公明性を積極的に説明し情報提供するために、本補助金の交付要綱を作成すべきである。

(理由)

本補助金は、昭和49年度以降、交付要綱が制定されていないまま、大阪府の補助金交付規則と「伺い定め」によって交付されるという運用がこれまで継続している。「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」（昭和45年10月1日付作成，平成28年3月30日最終改正）一4（1）には、「原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること」との記載がある。本補助金の対象は特定少数といえ、当該通知に従い所管課が交付要綱を作成していなかったことは責められるべきものではない。

しかし、交付要綱には、補助金交付の理由・趣旨、補助対象の事業を明確にし、もって決定された補助金額の合理性を担保し、交付手続きの安定性、公平性、透明性を確保する役割があるところ、これは交付対象が特定少数である場合にも変わらない。また、本補助金は、大阪民間社会福祉事業従事者共済会の事業を補助するものであるが、同事業のいかなる事業内容が公益目的であると認定され補助金交付対象となっているのか補助金交付要綱がないために府民に分かりにくい構造となっている。そのため、例えばその事業の内容に変化があった場合に、補助金交付を継続してよいかどうかの判断根拠も存在しない。また、交付要綱によって補助金の交付目的が定められていないため、補助金の効果測定をどのようにするのかも、外部には分かりにくい構造と言える。この結果、既述のような十分な効果測定が出来ていないと言えない状況が発生している。

大阪府は、補助金交付先として特定の団体のみが想定されている場合であっても、府民に対して個々の補助金の合理性、安定性、公平性、公明性を積極的に説明し情報提供するために、本補助金の交付要綱を作成すべきである。

【意見 42】 基金のあり方の検討

大阪府は、社会福祉施設職員福利厚生基金について、基金のあり方を抜本的に見直し、特定目的基金への変更等、その目的が果たせる形を検討すべきである。

(理由)

既述のとおり、社会福祉施設職員福利厚生基金の運用利息を補助金に充てるという現在の仕組みでは、その目的である「社会福祉施設に従事する職員の福利厚生増進」の達成が困難な状況にある。そもそも基金には本基金のような条例で維持すべき金額を明記している資金維持型の基金と、取り崩して活用することが想定されている取崩型の基金とがある。基金設置された昭和48年当時においては、その運用益を財源に補助事業を行うことで、永続的な効果を得ることが出来ることから、資金維持型の基金という形が採用されたとしても、その後の年度において、同じ形式を継続するのか否かは不断の検討が必要である。例えば、取崩型の基金であれば、それを取り崩しながら複数年度にわたる継続事業を実施することもできる。また、基金自体を廃止することでまとまった予算を確保し、寄附者の意向のひとつでもある民間の社会福祉施設の整備充実向上に充てるといったことも選択肢として検討に値する

と考えられる。

大阪府は、基金のあり方を抜本的に見直し、取崩型の基金への変更等、その目的が果たせる形を検討すべきである。

この点、大阪府では、他の都道府県及び政令市の同様の寄附金を原資とした基金の設置状況及びその活用状況の調査を行っている。これを踏まえた議論が活発に行われ、有意義な活用策が見いだされることを期待する。

第4 健康医療部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見

1 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金

(1) 概要

補助金等の名称	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金					
所管部署	健康医療部 健康医療総務課					
補助金制度等の目的・概要	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に対し、その業務の財源に充てるため、地方独立行政法人法第42条に基づく運営費交付金を交付する。					
補助開始年度	平成29年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 (1件)					
根拠規定等	地方独立行政法人法第42条 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	-	-	-	1,316,221	1,244,087
	交付実績	-	-	-	1,308,990	1,231,672
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、昭和35年に大阪府立公衆衛生研究所を設置した。平成29年4月1日、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市が設置している大阪市立環境科学研究所の衛生部門とを統合し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が設立された。

本交付金は、地方独立行政法人法第42条に基づき、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所の業務の財源に充てるために必要な運営費交付金を交付するものである。なお、現時点では主に、旧大阪府立公衆衛生研究所が実施していた業務に関する経費を大阪府が負担し、旧大阪市立環境科学研究所の衛生部門が実施していた業務の経費を大阪市が負担している。

本交付金は、主に旧大阪府立公衆衛生研究所が実施していた業務の経費を対象とするものであり、人件費及び事業費に充てられる標準運営費交付金と、退職手当、施設設備改修費及び特殊要因経費に充てられる特定運営費交付金とに分類される。

(3) 監査の結果及び意見

【意見43】 目的積立金に関する厳密な検討

大阪府は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が目的積立金として整理する金額を承認する際、その検討過程が明らかとなるように、具体的な資料の提出を受けて照合すると共に、ヒアリング等で確認した内容を記録化しておくべきである。

(理由)

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない(地方独立行政法人法第40条第1項)。ただし、地方独立行政法人は、毎事業年度、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画において「剰余金の使途」として定めた使途に充てることができる(同条第3項)。積立金のうち、上記設立団体の長の承認を受けたものを「目的積立金」という。

総務省が示す地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第1章第72においては、目的積立金は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額であるとされる。具体的には、①運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること、②費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること(中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。)、③その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であることが要件とされている。

目的積立金は、地方独立行政法人が作成し、設立団体の長の認可を受けた中期計画による使途の制限を受けるものの、地方独立行政法人が一定の裁量の下に比較的自由に使用することができる性質の財産であることから、地方独立行政法人にとって経営努力をすることのインセンティブとして機能している。

平成30年度においては、利益剰余金が約1億5800万円あり、大阪府知事はこのうち約3000万円を目的積立金として整理することを承認した。その内訳は、人件費の節減努力によるものが約2500万円、外部資金の獲得努力による間接経費が約500万円である。人件費の節減努力による約2500万円については、①年度途中退職者が発生した課において人材会社派遣職員で代替したことによる経費節減が約130万円、②年度途中退職者が発生した課において不補充で対応したことによる経費節減が約452万円、③前年度末に予定していなかった退職者が発生した課において非常勤職員で代替したことによる経費節減が約1895万円とこのことである。このうち、外部資金の獲得努力による間接経費約500万円については、財務諸表により確認できるが、人件費の節減努力による約2500万円については、その内容の正確性を確認できる資料は見当たらなかった。

所管課によれば、目的積立金として整理することの妥当性を検討するに際し、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所を訪問してヒアリングを実施したが、その内容は特に記録化しておらず、また、人件費の節減努力による金額の正確性を確認するため、給与台帳等の資料を参照したり、金額の算出過程を確認したりする作業までは実施していないとのことであった。

しかしながら、目的積立金として承認するか否かは、地方独立行政法人の運営に関する極めて重要な事項であることから、金額の正確性を確認するため、具体的な資料の提出を受けると共に、ヒアリングにより確認した内容については記録化しておくことが望ましい。

よって、大阪府は、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が目的積立金として整理す

る金額を承認する際、その検討過程が明らかとなるように、具体的な資料の提出を受けて照合すると共に、ヒアリング等で確認した内容を記録化しておくべきである。

【意見 44】 統合効果の最大化

大阪府は、大阪市と協力し、両地方自治体の機関を統合した効果を定期的に検証すると共に、その効果を早期に最大化するよう今後も努力を継続すべきである。

(理由)

大阪府と大阪市は、かつてそれぞれが運営していた2つの組織を統合し、大阪健康安全基盤研究所という一つの地方独立行政法人を設立した。しかし、依然として、大阪府は主に大阪市東成区に存在した旧大阪府立公衆衛生研究所での事業に関する経費を負担し、大阪市は主に大阪市天王寺区に存在した大阪市立環境科学研究所での事業に関する経費を負担しており、現時点では統合によるシナジー効果を完全に発揮するに至ってはいない（そのこと自体は、ある程度、やむを得ないことである）。

大阪府と大阪市は現在、森ノ宮地区に一元化施設を整備する方向で準備を進めているが、統合による効果を十分に発揮するためには、一元化施設の整備前であっても、これまで以上に協力を推し進め、人材の相互交流を行ったり、設備や備品等についても共有できる部分は共有したりするといった体制の整備が求められる。既に相応の努力を重ねているものと思われるが、統合効果について定期的な検証を行いつつ、統合効果を早期に最大化するよう今後も努力を重ねる必要があると思われる。

2 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金					
所管部署	健康医療部 健康医療総務課					
補助金制度等の目的・概要	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が実施する施設整備事業に関し、補助金を交付する。					
補助開始年度	平成29年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所 (1件)					
根拠規定等	地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所施設整備費補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	-	-	-	6,567	66,747
	交付実績	-	-	-	7,170	62,061
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所運営費交付金の項目で述べたとおり、大阪府立公衆衛生研究所と大阪市立環境科学研究所の衛生部門とを統合することにより、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所が設立された。旧大阪府立公衆衛生研究所は大阪市東成区に、大阪市立環境科学研究所は大阪市天王寺区に、それぞれ拠点を有しているが、将来的には森ノ宮地区（大阪市中央区）に一元化施設を整備する方向で準備が進められている。

森ノ宮地区の一元化施設建設予定地内には、旧大阪府立成人病センターの建物が存在しており、その撤去費用については、大阪府が補助事業者である地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所に補助する形で負担することが、大阪府と大阪市との間で合意されている。また、一元化施設自体の整備費用のうち基本計画策定費用については、大阪府と大阪市が折半することとされている。

平成30年度の本補助金は、次の用途に充てるものとして交付された。

- ① 一元化施設整備に係る基本設計委託費：2629万7000円
- ② 一元化施設整備に係る地質調査委託費：262万2000円
- ③ 一元化施設整備に係る検査機器・備品移転等基本設計策定委託費：683万4000円
- ④ 旧大阪府立成人病センター東館他2棟撤去工事図面作成業務：3090万3000円

なお、上記①から③については、上記合意に基づき、大阪市も同額を補助事業者へ補助金として交付している。

(3) 監査の結果及び意見

本補助金に関し、特段、指摘すべき事項等は見当たらなかった。

3 腎移植組織適合検査事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	腎移植組織適合検査事業補助金				
所管部署	健康医療部 地域保健課				
補助金制度等の目的・概要	公益財団法人大阪腎臓バンクに対し、補助金を交付することにより、腎移植組織適合検査に関する患者の経済的負担を軽減する。				
補助開始年度	昭和57年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人大阪腎臓バンク (1件)				
根拠規定等	なし				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	944	944	897	897	897
交付実績	944	944	897	897	897
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金の補助事業者は公益財団法人大阪腎臓バンク1者のみである。同法人は、腎不全予備疾患及び腎不全に関する学術調査・学術研究、血液浄化法並びに腎移植に関する学術研究助成、腎移植に関する組織型検査、腎不全治療に従事する者に対する教育および訓練、透析患者及び腎移植患者の社会復帰に対する協力、血液浄化法及び腎移植に関する医師・医療機関相互の協力体制の樹立、臓器移植コーディネーターの設置及び臓器の移植に関する法律に定める臓器の移植医療推進のための協力支援などの事業を行っている。

本補助金は、補助事業者が実施する事業のうち、腎臓移植の前提となる組織型の検査（HLA検査）及び摘出腎臓とそれを受ける者との拒絶反応の少ない組み合わせを選定するための検査（クロスマッチ検査）の費用の一部に充当する目的で交付されるものである。事業の性質上、他に同種事業を実施している団体は大阪府内には存在しない。なお、検査自体は、補助事業者が地方独立行政法人大阪府立病院機構の一組織である大阪急性期・総合医療センターに委託して実施されている。

平成30年度におけるHLA検査の費用は5万4000円、クロスマッチ検査の費用は1万0800円である。このうち、患者からは、HLA検査についてのみ、原則として1件あたり4万4000円の負担金を徴収している。HLA検査の費用の残額1万円及びクロスマッチ検査の費用1万0800円については、本補助金を充当し、さらに不足額を補助事業者が負担している。

上記のとおり、検査自体は地方独立行政法人大阪府立病院機構が実施しているが、補助事業者は全国の腎臓移植に関するさまざまな知見やデータを集積しているため、患者や医療機関への情報提供、マッチング等の局面で重要な役割を担っている。

本補助金は、補助事業者である公益財団法人大阪腎臓バンクへ交付されるが、上記のような仕組みを通じて、腎臓疾患により重大な困難を抱えている患者の経済的負担を緩和する機能を果たしている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 45】 交付額の算定基準の策定

大阪府は、腎移植組織適合検査事業補助金に関し、腎移植組織適合検査事業補助金に関する交付要綱を制定し、交付額を算定するための基準を策定すべきである。

(理由)

本補助金については、交付要綱等は制定されておらず、交付額を算定する基準を明記したものは存在しない。このため、少なくとも過去5年度においては、大阪府が定めた予算の額がそのまま補助金の交付額となり、事実上、予算額が補助金額を画するという状況が続いている。

交付要綱を作成していない理由について確認したところ、大阪府からは、「大阪府補助金交付規則の施行について」（平成28年3月30日付け総務部長通知）において、要綱を制定するのが原則ではあるが、「特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができる」旨が記載されているところ、本補助金は「特定少数の補助事業者を対象とするもの」に該当するため、交付要綱を作成していないとのことであっ

た。上記のとおり、本補助金の補助事業者は1者であるため、この点は大阪府の述べるとおりであり、現在までの運用が法令や通知等に抵触しているというわけではない。

他方で、補助事業者の補助金交付申請書添付の収支予算書には、本補助金はHLA検査及びクロスマッチ検査の費用から患者負担額を控除した金額の2分の1に充当するかなのような記載があり、実績報告書添付の決算書にも「HLA検査、クロスマッチ検査の総額の1/2以下」との記載がある。すなわち、補助金額は検査費用から患者負担額を控除した金額の1/2以下でなければならないとの基準のようなものが存在するかなのような外観が存在した。この点について確認したところ、補助金交付決定をする際の決裁資料として、平成22年度までは「補助事業概要」という名の資料が添付されており、そこには「補助額は補助事業に要する経費の2分の1以内とする」との記載がなされていた。すなわち、過去には補助率を2分の1とする運用がなされていたことが確認された。なお、現在は予算額が交付額となる状況が続いており、その額は経費の2分の1を下回っていることから、補助率等が問題となる場面は出てこないとのことであった。

また、本補助金は形式的には概算払により交付されているが、上記のとおり特に交付額を定める基準は存在しないため、交付決定額がそのまま確定額となり、精算の際に過不足は生じていない。この点は、何をもって精算としているのかという疑問を生じさせる。

さらに、特定の年度に予算編成時に想定していた検査件数を実際の検査件数が大幅に下回るという事態が生じた場合、補助金額をいくらするかという困難な問題が生じる可能性も否定できない。

以上の事情を考慮すると、現在の大阪府の運用が必ずしも法令や内規等に抵触するわけではないものの、単に予算のみによって補助金額を画することは必ずしも相当でなく、年度ごとの検査件数の実績等に応じ、交付額の基準を明確にしておく方がより望ましい。

一例として、

$$(\text{HLA検査費用} + \text{クロスマッチ検査費用} - \text{患者負担額}) \times 1/2$$

を基準額とし、予算の範囲内で基準額を交付するといった取扱いをすることが考えられる。

そして、このような交付額を算定するための基準は、大阪府内での取扱いを明確化すると共に、補助事業者に対しても明確に示すことができるという意味において、交付要綱において定めることが適切であると思われる。

したがって、大阪府は、本補助金に関する交付要綱を制定し、交付額を定めるための基準を策定すべきである。

4 夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金
所管部署	健康医療部 保健医療室 健康づくり課
補助金制度等の目的・概要	一般社団法人大阪府歯科医師会に対し、補助金を交付することにより、夜間の緊急時における歯科診療体制を確保する。

補助開始年度	平成26年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	一般社団法人大阪府歯科医師会 (1件)				
根拠規定等	夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
交付実績	16,000	16,000	16,000	16,000	16,000
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金の補助事業者は、一般社団法人大阪府歯科医師会1者のみである。補助事業者は、毎日午後9時から翌日午前3時までの間、夜間における緊急歯科診療を実施している。所管課によれば、大阪大学歯学部附属病院を除けば、大阪府内において、他に同種事業を実施している団体等は存在しないとのことである。

大阪府は、一般社団法人大阪府歯科医師会が夜間緊急歯科診療体制を確保するために必要な経費（報酬、賃金、報償費、旅費、需用費、使用料、賃借料、役務費、委託料）の2分の1について、予算額を上限として本補助金を交付している。現実には、上記必要な経費の2分の1を予算が下回ることから、少なくとも過去5年度においては、予算額がそのまま交付額となっている。

外傷による歯、舌、唇及び顎などの流血を伴う重大な症状に関する診療が多く、これらの症例については緊急の措置が求められる。現実には、本件補助事業の受診者数は毎年度5000人前後にも達しており、頻繁に利用されていることが確認された。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 46】 交付申請書及び実績報告書の詳細かつ具体的な記載

大阪府は、夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金に関し、補助事業者に対し、夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金の交付申請書及び実績報告書の記載内容をより詳細かつ具体的なものとするよう求めるべきである。

(理由)

本補助金の平成30年度の交付申請書には事業計画書が添付されているが、その内容は、診療機関名、診療科目名、診療日及び診療時間に加え、重症患者については別の病院に転送する旨が記載されているにとどまる。交付申請書に添付された歳入歳出予算書抄本においては、人件費7953万7000円、診療経費1878万7000円、運営事務費273万6000円、会議費92万4000円、雑費176万8000円が歳出として記載されているが、こうした記載だけでは、これらの費用をどのように算出したのかを確認することができないため、より具体的な記載が必要である。例えば、最大の支出である人件費については、職種ごとの単価や、どの職種の職員を何名配置するかという程度の記載は事業計画書に記載する必要があるのではないかとと思われるし、運営事務費や雑費等の項目についても、大まかな内訳の記載くらいはあった方がよ

いであろう。

同じく平成30年度の実績報告書においても、人件費、診療経費、運営事務費、会議費及び雑費が歳出として記載されているが、これらについても、やはり金額のみが記載されているにとどまる。これでは、算出過程を確認することができないため、金額の正確性を確認することもできない。

この点について、所管課に確認したところ、交付申請の際には追加資料として収支予算とその内訳を記載した資料を受領し、また、実績報告書が提出された後の検査の際には補助事業者を訪問し、収支決算とその内訳を記載した資料を受領し、証憑類を閲覧して報告内容の正確性を確認しているとのことであった。

しかしながら、上記収支予算、収支決算及びこれらの内訳を記載した資料については、交付申請書、交付決定、実績報告書及び検査調書等が編綴されたファイルとは別に保管されていた（これらの資料は、具体的な支出内容の把握や金額の妥当性の推認のため、同一ファイルに編綴されるべきであると思われる）。

これらの追加提出を受けた資料により、ある程度、具体的な支出内容を把握することができるものの、本来は、交付申請書及び実績報告書の記載内容自体から、具体的な支出内容や金額の妥当性を把握できるようにしておく必要がある。

よって、大阪府は、補助事業者に対し、交付申請書及び実績報告書の記載内容をより詳細かつ具体的なものとするよう求めるべきである。

5 大阪府障がい児者歯科診療施設補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府障がい児者歯科診療施設補助金					
所管部署	健康医療部 保健医療室健康づくり課					
補助金制度等の目的・概要	障がい児者の歯科診療の機会を確保するため、府内の医療機関が障がい児者歯科診療を行ううえで必要な人員配置を行う際の歯科医師、歯科衛生士及び歯科助手に関する経費を補助する。					
補助開始年度	昭和49年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	医療機関 (8件)					
根拠規定等	大阪府障がい児者歯科診療施設補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	14,624	14,624	20,754	20,504	20,944
	交付実績	9,944	9,411	18,333	19,921	20,163
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、障がい児者の歯科診療の機会を確保するため、府内の医療機関が障がい児者歯科診療を行ううえで必要な人員配置を行う際の歯科医師、歯科衛生士及び歯科助手に関する経費を補助するものであり（大阪府障がい児者歯科診療施設補助金交付要綱第1条，第2条），補助金の算定にあたっては，対象経費の実支出額と同交付要綱が定める基準単価に診療時間を乗じた人件費を比較していずれか少ない方の額に一定の補助率を乗じて得た金額としている（同第3条）。

(3) 監査の結果及び意見

特段，検出事項はなかった。

本事業は，地域の歯科医院では治療が困難な状態にある障がい児者に対し，安定した歯科診療の機会を確保することを目的とし，実施機関で有する専門的なスタッフや設備を活かした歯科診療を実施する医療機関に対し施設運営に係る経費のうち歯科医師等の人件費の一部を補助するものである。障がい児者歯科診療は，特化した診療時間の設定や認定歯科医師等の配置に関する医療収入の加算等の仕組みがないことから，民間医療機関において自発的に障がい児者歯科診療の機会を拡大していくインセンティブが働きにくく，本補助金の果たす役割は大きい。また，所管課によれば，他の自治体からも本事業類似制度導入にあたって問合せがある状況とのことである。本事業は昭和49年度から長年継続されている事業であり，その効果検証は不可欠であるところ，かつて，本補助金によって，障がい児者歯科診療を提供する民間医療機関が増加する時期はあったものの，近年は更なる拡大は難しい状況にあり，むしろ，現在の障がい児者歯科診療体制の維持とその質の担保を重要課題として認識しているとのことであった。

長年継続する補助金については，一般に，既得権益化という懸念をはらむものであるが，上記補助事業の制度趣旨に加え，随時，補助金額算定方法等の見直しを行い，交付要綱の改訂も重ねていることからすれば（直近で平成29年度改正），今後も，引き続き，適時，自己点検を重ね，目的との関係でより効率的効果的な制度設計を期待するところである。

6 大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金
所管部署	健康医療部 保健医療室健康づくり課
補助金制度等の目的・概要	がんの予防及び早期発見の推進その他がん対策の推進に資するため，他の模範となるがん対策事業を企画提案型により公募し，採択事業に対して必要な経費の一部を補助する。
補助開始年度	平成25年度
平成30年度の交付先	他の模範となるがん対策事業を自主的に活動する者

(交付先の件数)	(11件)					
根拠規定等	大阪府がん対策基金企画提案型公募によるがん対策貢献事業補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	3,000	2,800	3,800	2,800	2,300
	交付実績	1,091	1,589	1,756	1,255	1,647
財源	がん対策基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は補助金名称のとおり、大阪府がん対策基金を財源とし、企画提案型の公募を行うことにより、がん対策貢献事業を担う事業者を幅広く募るものであり、補助対象事業者の審査にあたっては、大阪府は選定委員会を別途構成し、選定委員会の諮問を経て、補助対象者を決定するという手続きとなっている。

平成25年から補助事業を実施し、一定の成果がある一方で、テーマ別にみると、近年は患者会活動に比べ、がん教育やがん検診の普及啓発事業の応募数が少なかったり、同じ団体かつ同様の申請内容が多くなっているとの課題があったことから、平成30年度からは補助額の増額対象として、小児・AYA世代（Adolescents and Young Adults、思春期・若年成人世代）のがん患者への支援及び就労支援を新たに設定し、平成30年度募集テーマを、①小児・AYA世代のがん患者を対象としたニーズ調査活動（補助上限額50万円）、②小児・AYA世代のがん患者支援活動（補助上限額20万円）、③がん患者に対する就労支援活動（補助上限額20万円）、④がん患者会・がん患者支援団体・がんサロン等活動（補助上限額10万円）として、公募した。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果5】補助金申請団体の審査について

大阪府は、大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかる、がん対策貢献事業補助金に関し、補助金申請団体に対し、団体としての事業遂行体制や責任主体を判断しうる資料の提出を求めるべきである。

(理由)

平成30年度に応募があり、大阪府が補助対象事業者として補助金決定した団体は以下のとおりであった。

<平成30年度の補助対象事業者及び事業テーマ>

団体名 (補助金交付決定書の名称)	事業テーマ (申請段階の事業名)
大阪がん・生殖医療ネットワーク	大阪がん・生殖医療ネットワーク後援会および交流会
ダカラコソクリエイト	小児・AYA世代のがん経験者のためのセミナー&交流会「あしたのためにできること」
一般社団法人がんライフアドバイザー協会	「知っておきたいがんライフ～支えるために、支えてもらうために～(仮)」

どうするBOKS	アクションカード「病気と仕事 知っとこ！カード」の作成と大阪府内がん診療提携拠点病院等への配布
社会医療法人同仁会耳原総合病院	がんサロン ラ・パンジィ 拡大企画 だるまづくり
地方独立行政法人市立東大阪医療センター	たん患者の語り～なぜがん患者会をつくったのか？～
緩和ケアサポートチーム大阪支部	100万人に1人 多発性骨肉腫「病室写真家TAKA」の写真展を開催しよう
地方独立行政法人大阪市民病院機構大阪府立総合医療センター	アロマセラピーを取り入れたがんサバイバーシップ支援～がんサロンでの取り組み～
地方独立行政法人堺市立病院機構	がん患者・家族サロン等におけるアドバンス・ケア・プランニング普及にむけた取り組み～患者と家族，医療者で作る“わたしのノート”～
大阪肝臓友の会	肝炎・肝硬変・肝がん患者サロンとミニ勉強会「肝不全の改善」「進行肝癌に対する化学療法」
大阪国際がんセンターがん対策センター	小児・AYA世代のがん患者を対象としたニーズ調査活動

(大阪府提供資料に基づき作成)

大阪府は以上の団体につき補助対象事業者としたものの、団体の法的性格が判然としないものが散見された。大阪府の説明によれば、必ずしも法人である必要はないとのことであるが、法人格がないとしても、構成員が少数であり、規約上構成員の範囲、地位や責任等も明らかではなく、団体としての実態が判然としないものも含まれる。

本補助金の補助対象事業者の選定においては、選定委員会による審査を経ており、業務遂行体制等につき大阪府としての検討は実施されているとはいえ、上述のとおり、依然として組織体制や責任主体が判然としないものがあるほか、交付申請書類に添付する資料については、その団体の実態を明らかにするものを添付させることにより、選定委員会における検討も、より効率的に実施できるものと思われる。

一例を挙げれば、法人の一部門が事業遂行を担うものとして、法人名称を用いず代表者の個人印のみで申請書を作成し、応募している団体もあったが、そのような申請の場合、いったい本補助事業の責任の所在は法人にあるのか個人にあるのか、外観上、明らかとならないことから、その点は申請時に明確にさせるべきである。

【意見 47】 補助対象事業者の団体性要件について

大阪府は、大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金の補助対象事業者を団体に限るのかどうかを検討のうえ、補助金交付要綱や募集要領において明確にすべきである。

(理由)

平成30年度募集要領は、「府民や事業者で組織された民間団体（以下「団体」という。）の活動に対して、補助金を交付しております。」と冒頭明記している。しかし、本補助金交付要綱においては、補助対象事業者については「他の模範となるがん対策事業を自主的に活動する者」（第1条）とあるのみで、必ずしも団体性を要件としておらず、本補助金が団体性を要件としているかどうかは明らかではない。

なお、本補助金は企画提案型公募により事業化するものであって、広く様々なアイデアを

募ることに意義があり、これまでも府議会において大阪府がん対策基金を積極的に取崩し、幅広い事業を実践していくことが求められてきた経緯があることをも併せ考えれば、あえて、本補助対象事業者を団体に限定する必要はなく、個人であっても補助対象事業者となり得ることを前提に、募集要領その他取扱いを改めることも検討すべきである。

【監査の結果6】補助対象経費の審査について

補助対象経費につき、複数年度にわたって使用可能であることが明らかな備品の購入費については、大阪府がん対策基金企画提案型公募にかかるがん対策貢献事業補助金の目的に必要な範囲を慎重に審査すべきである。

(理由)

上記補助対象事業者のうち、大阪府は、大阪国際がんセンターがん対策センターを補助対象事業者として、小児・AYA世代のがん患者を対象としたニーズ調査活動に対し、補助金50万円を交付している。

補助金交付申請書によれば、その事業内容は、「小児がんは他の世代のがん患者に比べて患者数が少なく、がん種も多種多様であり、がんの種類によって治療内容も様々である。また小児がん患者の治療を実施する医療機関の体制も様々であり、今後の小児がん医療の推進のためには現状把握が必要となる。」「大阪府小児がん連携施設連絡会（府内の9病院）において、小児がん患者及びその家族が実際にどのような医療を提供され、それに対してどの程度満足しているか、また支援が不足していると感じる点等を問い、小児がん患者および家族が必要としている支援を把握する目的に小児がん患者家族ニーズ調査を実施する。」とし、その事業の意義は認められる。

他方で、事業費所要額調書及び収支精算書によれば、支出項目の予算及び精算額は以下のとおりであり、その合計額がいずれも50万円であり、補助金50万円が交付されている。

項目	予算額	精算額	積算内訳
消耗需用費	212,000円	185,072円	事務用品、ノベルティグッズ等
役務費	48,000円	56,432円	郵送費
備品購入費	240,000円	258,552円	パソコン
小計	500,000円	500,056円	

本補助金によって詳細な調査報告書が作成されており、調査業務において、情報分析や報告書作成等のためにパソコンを用いる必要があることは認められるものの、本事業のために購入したパソコンを、補助対象事業年度に限って使用するという考えがたく、年度を超えて他の業務に用いることも十分に可能であって、全額補助であることも踏まえれば、パソコン購入費全額を補助対象経費として認めることは妥当とは言いがたい。例えば、パソコンの耐用年数に対する補助対象事業のための使用期間の割合に応じた金額に限定したり、複数年度にわたり使用できる備品購入費の補助率を工夫するなど、本補助金の目的のために必要な範囲につき、より慎重な審査を実施すべきである。

7 がん診療施設設備整備事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	がん診療施設設備整備事業補助金					
所管部署	健康医療部 健康づくり課					
補助金制度等の目的・概要	外来化学療法室等の施設を整備する事業又は直接がん医療に用いるがんの医療機器及び検査機器等の設備を整備する事業を実施する病院の開設者に補助金を交付することにより、がん医療提供体制の充実を図る。					
補助開始年度	平成27年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	病院の開設者 (22件)					
根拠規定等	地域医療介護総合確保基金運営要領 大阪府がん診療施設設備整備事業補助金交付要領					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	－	486,000	216,000	216,000	214,500
	交付実績	－	208,031	164,783	25,560	125,843
財源	地域医療介護総合確保基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、病院の開設者による①外来化学療法室等の施設を整備する事業又は②直接がん医療に用いるがんの医療機器及び臨床検査機器等の設備を整備する事業に対し、補助金を交付することにより、がん医療提供体制の充実を図ることを目的とするものである。

本補助金は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づいて設けられた地域医療介護総合確保基金（国が3分の2、大阪府が3分の1を負担）を財源としており、同法に基づいて策定された平成30年度大阪府地域医療介護総合確保計画に定められたがん診療施設設備整備事業として実施されている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果7】 契約手続の確認

大阪府は、がん診療施設設備整備事業補助金の交付決定を行う際、補助事業者から、入札や相見積りの結果を確認できる資料を提出させるなどして、府が行う契約手続に準拠しているか否かを確認すべきである。

(理由)

本補助金の財源は地域医療介護総合確保基金であるところ、同基金の管理運営要領（平成26年9月12日付で厚生労働省医政局長、同老健局長及び同保険局長より、各都道府県知事へ通知）においては、「事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都道府県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとす

る」と規定されている。これを受けて、本補助金の交付要領第8条(6)においても、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付すなど府が行う契約手続に準拠しなければならない」と規定されている。

しかし、大阪府から開示を受けた資料からは、補助事業者が契約を締結するに際し、このような手続をとっているか否かを確認することができなかった。所管課によれば、この点を確認する資料の提出は求めていないとのことであった。その理由として、病院の開設者である医療法人等の内規等に則り発注事務を行っているためであるとの説明があった。なお、本補助金の補助率は3分の1であり、残る3分の2は補助事業者の自己負担となるため、補助事業者において契約金額を軽減する努力を当然行っているはずであるとのことであった。

しかしながら、本補助金の額は数百万円程度の比較的高額であるものが多く、交付先によっては2000万円を超える場合もあるから、入札を実施したか否か、あるいはせめて相見積りをしたか否かを確認できる資料を補助事業者から取得し、交付要領に定める手続が遵守されているか否かを厳格に確認する必要があると考えられる。

特に、指定管理者として病院の管理運営を行う医療法人が、同一のグループを形成する一般社団法人から購入する医療機器等の代金に関し、本補助金の交付申請をした例が存在した。このような場合、売買代金が相当な金額であることが典型的に必ずしも期待できない契約形態であることから、交付決定をなす際、補助事業者から契約手続のあり方を確認できる資料を提出させるなどして、その妥当性を検証することが必要である。

以上のとおり、大阪府は、本補助金の交付決定を行う際、補助事業者から、入札や相見積りの結果を確認できる資料を提出させるなどして、府が行う契約手続に準拠しているか否かを確認すべきである。

8 大阪府周産期緊急医療体制整備事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府周産期緊急医療体制整備事業補助金				
所管部署	健康医療部 保健医療室 地域保健課				
補助金制度等の目的・概要	一般社団法人大阪府医師会内が実施する周産期緊急医療体制整備事業に対する補助を行うことにより、周産期緊急医療体制の整備を目的とする。				
補助開始年度	平成3年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	一般社団法人大阪府医師会 (1件)				
根拠規定等	大阪府周産期緊急医療体制整備事業補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
	当初予算	9,800	9,800	9,800	9,800
	交付実績	9,800	9,800	9,800	9,800
財源	一般財源並びに大阪市及び堺市の負担金				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、一般社団法人大阪府医師会内に設置された周産期医療委員会が実施する周産期緊急医療体制整備事業に対する補助を行うことにより、周産期緊急医療体制の整備を目的とするものである。大阪府は、大阪市及び堺市と連携し、府内全域において本件補助を行っている。

補助基準額は、①産科緊急医療活動共通経費が100万円、②新生児緊急医療活動共通経費が100万円、③受入促進事業費が780万円とされている。①及び②は、搬送受入れ連絡のための通信・連絡経費、委員会会議費、研修会会議費等を対象としている。③は、産科又は新生児緊急医療活動を行う病院に対し、受入実績に応じて支払う協力金であり、周産期医療委員会で決定された基準により算定される。

本補助金については、遅くとも平成26年度以降、補助基準額である980万円が当初予算額とされ、執行額も同額である。

本補助金の財源は、大阪府の一般財源に加え、大阪市及び堺市の負担金を財源としている。平成30年度の交付額980万円のうち大阪府の一般財源から支出された金額は約617万円である。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果8】経費の内訳の報告

大阪府は、産科緊急医療活動共通経費及び新生児緊急医療活動共通経費について、補助事業者にその内訳を報告させ、内容を把握しておくべきである。

(理由)

本補助金の交付要綱の別表においては、補助基準額として、産科緊急医療活動共通経費が100万円、新生児緊急医療活動共通経費が100万円とされており、その対象経費は「搬送受入れ連絡のための通信・連絡経費、委員会会議費、研修会開催費等」と定められている。

平成30年度の実績報告書においては、「NMCS会議費」が100万円、「OGCS会議費」が100万円と記載されている（NMCSは新生児診療相互援助システム、OGCSは産婦人科診療相互援助システムを意味する）。大阪府に対し、その内訳について確認したところ、特に補助事業者から報告は受けていないとのことであった。ただし、上記説明を受けた後に、補助事業者から取得した内訳書の開示があり、それぞれ100万円を超える経費が使用されていることが確認できた。当該内訳書によれば、新生児緊急医療活動共通経費として支出された経費の中に60万円の事務局費が計上されていた。監査人からのさらなる質問により、所管課がその内訳を補助事業者に確認したところ、事務局職員の給与及び事務局が賃借する事務所の賃料等の固定経費の一部について、従事割合等に応じ相応分を計上しているとのことであった。

今回、監査人からの質問が契機となり、大阪府が産科緊急医療活動共通経費及び新生児緊急医療活動共通経費の内訳を把握することとなったが、補助対象となる経費であるか否かを十分に確認するためには、本来、補助事業者にこれらの経費の内訳まで報告させ、大阪府はこれを把握しておくべきであったと思われる。

【監査の結果9】補助対象経費への該当性

大阪府は、平成30年度の新生児緊急医療活動共通経費のうち事務局費として計上された60万円について、補助対象経費に該当するか否かを精査し、その結果に応じて適切な対処をすべきである。

(理由)

上記のとおり、平成30年度に新生児緊急医療活動共通経費として支出された経費の中には60万円の事務局費が計上されており、その内実は、補助事業者の事務局の人件費や賃料であるとのことである。しかし、本補助金の補助対象経費は「搬送受入れ連絡のための通信・連絡経費、委員会会議費、研修会開催費等」とされており、人件費や賃料がこれに該当すると言い得るのか、疑問の余地がある（大阪府が定める交付要綱においては、通常、人件費を補助対象経費とする場合、その旨が明記される場合が多い）。

よって、大阪府は、平成30年度の新生児緊急医療活動共通経費について、事務局費として計上された60万円について、補助対象経費に該当するか否かを精査し、その結果に応じて適切な対処をすべきである。

9 泉州救命救急センター運営費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	泉州救命救急センター運営費補助金				
所管部署	健康医療部 保健医療室 医療対策課				
補助金制度等の目的・概要	大阪府から地方独立行政法人りんくう総合医療センターへ移管した泉州救命救急センターの運営に伴い発生する収支差等を補填する。				
補助開始年度	平成25年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	地方独立行政法人りんくう総合医療センター (1件)				
根拠規定等	泉州救命救急センター運営費補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	865,784	623,463	783,039	778,718	853,000
交付実績	988,444	746,463	959,463	809,909	806,869
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、平成6年に泉州救命救急センターを設立し、運営を行ってきたが、平成25年度より、同センターを泉佐野市が設置した地方独立行政法人りんくう総合医療センターに移管した。その際、泉佐野市との間で締結した協定（以下「本件協定」という）により、泉州救命救急センターの収支差（赤字相当額）、備品購入費及び修繕積立金を大阪府が補助金として交付する旨の合意をした。本補助金は、本件協定に基づくものである。大阪府は補助金と

して位置付けているが、収支差等の支払をしなかった場合には本件協定を解除されるおそれがあるため、半ば義務的な性格を帯びた特殊な補助金であるといえる。なお、補助事業者は、会計上、本補助金を負担金として位置付けている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 48】 補助金の上限額に関する協議のあり方

大阪府は、泉州救命救急センター運営費補助金に関し、補助事業者との間で、単年度ごとに泉州救命救急センター運営費補助金の上限額に関する協議を実施するのではなく、補助事業者の中期目標期間を単位として、協議を実施すべきである。また、収支差に係る本補助金の上限額については、補助事業者の中期計画の収支計画における「救命負担金収益」の額を踏まえ、上記協議を実施すべきである。

(理由)

本件協定は、平成25年1月8日、大阪府、泉佐野市及び地方独立行政法人りんくう総合医療センターの三者間で締結された。本件協定第5条第1項においては、補助事業者の最大限の経営努力のもと生じる泉州救命救急センターの運営収支における毎年度の赤字（純損失）相当額について、協議の上、大阪府が全額を負担する旨が定められている。また、同条第2項においては、同センターの建物及び附帯設備の大規模更新又は建替等にかかる費用（資本的支出）があるときは、別途締結する覚書に基づき、協議の上、大阪府が負担するものと定められている。

これを受けて、平成25年4月30日、大阪府と補助事業者との間で、泉州救命救急センターの運営収支等の負担に関する覚書が締結された。同覚書は、平成25年度から平成29年度までの大阪府の負担について定めるものであり、本件協定第5条第1項の補助事業者の最大限の経営努力のもと生じる泉州救命救急センターの運営収支における毎年度の赤字（純損失）相当額は、同センターの運営に係る収益と費用の差額とし、同覚書別紙の収支見通しにより算出された収支差の額を上限とする旨が合意された。また、本件協定第5条第2項で規定する同センターの建物及び附帯設備の大規模更新又は建替え等にかかる費用（資本支出）は、修繕積立金及び備品購入費とし、同覚書別紙の「その他必要となる経費」欄に記載された金額を上限とする旨が合意された。

大阪府と補助事業者とは、平成30年3月23日、「『泉州救命救急センターの運営収支等の負担に関する覚書』の一部を変更する覚書」を締結し、新たに平成30年度に大阪府が負担する収支差、修繕積立金及び備品購入費の上限額について合意した。具体的な上限額は、収支差が6億4800万円、修繕積立金が3000万円、備品購入費が1億円とされた。

さらに、大阪府と補助事業者とは、平成31年3月29日、「『泉州救命救急センターの運営収支等の負担に関する覚書』の一部を変更する覚書」を締結し、令和元年度の大阪府の負担する上限額について、収支差は6億4800万円、修繕積立金を3000万円、備品購入費を1億円とする旨が合意された。

ところで、補助事業者は、地方独立行政法人法第25条に基づき設立者である泉佐野市が作成した中期目標に基づき、同法第26条に定められた中期計画を作成し、これに基づく運営をしている。補助事業者の第1期中期目標期間は平成23年度から平成27年度までの4年間とさ

れ、第2期中期目標期間は平成28年度から令和2年度までとされている。このように、地方独立行政法人は、中期目標及び中期計画に基づいて運営されるため、財務についても中期目標期間ごとに計画が立案される。

大阪府と補助事業者との間では、毎年度の大阪府の負担額に関し、厳しい折衝が繰り返されている。平成30年度、令和元年度の大阪府の負担の上限額については、前年度末に合意に至ったが、令和2年度については、令和元年11月30日時点において、協議中であるとのことである。しかしながら、このように単年度ごとに協議を行うのではなく、補助事業者の中期目標期間を一つの単位として、支出の上限額について協議し、合意する方が、将来の見通しを早期に立てることができ、望ましいと思われる。また、そうすることが大阪府及び補助事業者の事務の効率化にも資することとなる。

また、現状では、大阪府が収支差に係る補助金として交付している金額は、補助事業者の中期計画の収支計画における「救命負担金収益」の額を超えている。この点は、収支差については、補助事業者の最大限の経営努力のもと生じるものを交付対象とする趣旨と抵触していないかという疑問を生じさせるところである。収支差に係る本補助金の上限額については、補助事業者の中期計画の収支計画における「救命負担金収益」の額をベースとした上で、中期計画策定以降にどのような事情の変化があったかを考慮する形で上記協議を実施すべきであると思われる。

よって、大阪府は、補助事業者との間で、単年度ごとに本補助金の上限額に関する協議を実施するのではなく、補助事業者の中期目標期間を単位として、協議を実施すべきである。また、収支差に係る本補助金の上限額については、補助事業者の中期計画の収支計画における「救命負担金収益」の額を踏まえ、上記協議を実施すべきである。

【監査の結果 10】 上限額を超えた補助金を交付する際の慎重な検討

大阪府は、泉州救命救急センター運営費補助金に関し、補助事業者に対し、収支差に係るもの以外の補助金に関し、合意により定めた上限額を超えて交付することが必要となる事態が生じ得るのであれば、その旨を交付要綱に明記すべきであり、実際に交付するに際しては、その必要性を慎重に検討すべきである。

(理由)

上記のとおり、大阪府と補助事業者の間では、平成30年度の収支差の上限は6億4800万円、修繕積立金及び備品購入費の上限は合計1億3000万円と合意された。これに基づき、大阪府は、補助事業者に対し、平成30年4月13日、本補助金として7億7800万円を交付する旨の決定をした。

しかし、大阪府は、平成31年3月19日、交付決定額を8億686万9000円に変更する旨の決定をした。その内訳について確認したところ、収支差が6億4800万円、修繕積立金が3000万円、備品購入費が1億2886万9000円であり、修繕積立金及び備品購入費の合計額は1億5886万9000円となり、上限とされた1億3000万円を大きく超えていた。上限額を超えて備品購入費を交付した理由について確認したところ、当初想定していなかったCT管球の交換や医療ガス設備整備の更新が急遽必要となり、これらを交換等しなければ救命救急センターにおける患者の診療に相当の影響を及ぼすためであるとのことであった。

本補助金の交付要綱第3条では、収支差については、知事が特に必要と認めた場合には上限額を超えて補助金を交付できる旨が定められているが、修繕積立金及び備品購入費については、そのような定めは置かれていない。大阪府によれば、上限額を超えた補助金を支出したのは、交付要綱第8条の「この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める」との規定に基づくものであるとのことであるが、同条は交付要綱に定めのない事項について、別途定めを置くことを可能とする規定に過ぎないから、これに基づいて交付要綱で定められた上限額を超えて補助金を交付するという運用には疑問がある。

そもそも本補助金の上限額を定めたのは、大阪府が負担する補助金の額を予測可能なものとすると共に、補助事業者による最大限の経営努力を促す趣旨であると考えられる。そうすると、万一、備品購入費の上限額を超えて支出せざるを得ない事態が生じた場合には、まずは補助事業者の負担とすることが可能か否かを検討すべきであり、大阪府がこれを支出することには慎重な検討が必要であると思われる。また、備品購入等について、やむを得ず合意により定めた上限額を超えて交付する事態が生じ得るのであれば、その旨を交付要綱に明記すべきである。その場合においても、合意により上限額を定めた事実が変わりはないことから、これを超えて補助金を支出する際には、相当慎重な検討が求められる。

よって、大阪府は、補助事業者に対し、収支差に係るもの以外の補助金に関し、合意により定めた上限額を超えて交付することが必要となる事態が生じ得るのであれば、その旨を交付要綱に明記すべきであり、実際に交付するに際しては、その必要性を慎重に検討すべきである。

【意見 49】 補助事業者に対する意見表明の場の設定

大阪府は、泉州救命救急センター運営費補助金に関し、補助事業者の運営全般に関し、より頻繁かつ積極的に意見を表明する場を設けるよう努めるべきである。

(理由)

大阪府は例年、多額の本補助金を交付している。しかしながら、大阪府の意見を表明できる公式の機会としては、年に1度程度、補助事業者との間で開催されている運営協議会しかない。この他、双方の事務担当者間での協議の場は設けられているが、正式な議事録が作成されるような場としては位置付けられていない。

また、こうした場で協議の対象となる事項は、多くの場合、泉州救命救急センターの業務に限定されている。

しかしながら、大阪府は、補助事業者に対し、毎年度多額の補助金を交付しているのであるから、地方独立行政法人りんくう総合医療センターの運営全般に関し、より頻繁かつ積極的に意見を表明する場を設けるよう努めるべきである。

【監査の結果 11】 仕入控除税額報告書の提出の求め

大阪府は、泉州救命救急センター運営費補助金に関し、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、補助事業者に対し、仕入控除税額報告書を速やかに提出させるよう徹底すべきである。

(理由)

本補助金の交付決定においては、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出することを交付条件とする旨が定められている。これは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を納付させる場合があることを想定した条件である。

同報告書の提出の有無について確認したところ、補助事業者からは、過去に一度も仕入控除税額報告書が提出されたことがないことが分かった。その理由について確認したところ、所管課によれば、仮に提出を受けて補助金の一部の返還を求めたとしても、当該金額分の収支差の悪化が生じることから、結果としては同じになるとのことであった。

しかしながら、仕入控除税額報告書の提出は、本補助金の交付条件として交付決定に明確に記載されている事項であるから、補助金の一部を納付させるか否かはともかくとして、これを省略することは許されない。監査人において、その旨を指摘したところ、大阪府は平成25年度から平成29年度までの仕入控除税額報告書については令和元年12月までに提出を受け、平成30年度の報告書についても令和2年初旬に提出を受けたとのことである。このような事態は、本件補助金の交付条件に反するものであり、再発してはならない。

よって、大阪府は、泉州救命救急センター運営費補助金に関し、補助事業完了後、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、補助事業者に対し、仕入控除税額報告書を速やかに提出させるよう徹底すべきである。

【監査の結果 12】 寄附金の按分

大阪府は、泉州救命救急センター運営費補助金に関し、補助事業者に対し、適切な基準に基づき、寄附金を泉州救命救急センターの収入として按分するよう求めるべきである。

(理由)

本補助金の交付要綱においては、収支差を算定する際、支出から収入を差し引く旨が定められている。その際の収入としては、「入院収益、外来収益、医業外収益及びその他収益」と記載されており、基本的に補助事業に関する全ての収益をいうものと考えられる。

しかしながら、平成30年度の実績報告書に添付された損益計算書においては、寄附金収益372万1400円は全て泉州救命救急センター以外の部門に割り当てられ、同センターの収入としては0円と計上されていた。泉佐野市が独自の工夫と努力により得たいわゆるふるさと納税の寄附金については、泉州救命救急センターに分配する必要まではないと思われるが、それ以外の一般の寄附金については、事業規模等に応じて救命救急センターにも配分されるべきである。

特に、補助事業者への寄附の名目としては、「医療のため」「地方独立行政法人りんくう総合医療センター運営のため」といった泉州救命救急センターを含む補助事業者の事業全般を対象とすると思われるものや、「救命医師及び看護師にお世話になったため」という明らかに泉州救命救急センターを対象とすることが明らかなものが存在しており、泉州救命救急センターへ割り当てられる寄附金収入が0円とされるのは不合理である。

よって、大阪府は、補助事業者に対し、適切な基準に基づき、寄附金を泉州救命救急センターの収入として按分するよう求めるべきである。

10 大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金					
所管部署	健康医療部 保健医療室 医療対策課					
補助金制度等の目的・概要	府内の医療機関が実施する意思の勤務環境の改善の取組及び出産等により休職又は離職した女性医師等の復職支援の取組に資するため、就労環境改善事業等に対し補助する					
補助開始年度	平成22年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	医療機関 (32件)					
根拠規定等	大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金交付要綱 「医療介護提供体制改革推進交付金及び地域医療対策支援臨時特例交付金の運営について」(平成26年9月12日、医政発0912第5号、老発0912第1号、保発0912第2号)別紙地域医療介護総合確保基金管理運営要領					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	168,091	148,685	114,610	124,057	108,428
	交付実績	109,619	101,448	105,382	102,518	97,237
財源	地域医療介護総合確保基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は財源を地域医療介護総合確保基金としており、同基金には国の交付金の一部財源となっていることから(基金負担割合は国費が3分の2、府費が3分の1)、その制度設計や事業評価の枠組みは国が主導的に行ってきたものであるが、本補助金の平成30年度交付実績が約1億円と規模が大きく、大阪府としての財政負担も相応の大きさとなることから、補助金交付に至るまでの手続き面を中心に監査を実施した。

なお、本補助対象事業は、要綱上以下が列挙されているが、近年の運用上、女性医師の休職等に伴う代替医師の人件費を補助する例がほとんどであるとのことであった。

(1) 就労環境改善事業

勤務医の負担を軽減し、仕事と家庭の両立ができる働きやすい職場環境を整備することにより、離職防止と安定的な医師確保に資する取組で次に掲げるもの。

- ア 短時間正規雇用制度の活用
- イ 宿直・日直、時間外勤務の減免

- ウ オンコールの免除
- エ 就労環境の改善策を検討する機関の設置
- オ その他、医師の就労環境の改善に係る取組

(2) 復職支援研修事業

休職又は離職から復職する際に不安を抱える女性医師等に対し、復職を支援するための取組で次に掲げるもの。

- ア 指導医のもとで実施する復職研修の取組

そして、補助金交付額の算定に当たっては、基準額（1医療機関あたり11,140千円）と対象経費の実支給額とを比較して少ない方を選定し、その額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の金額を選定し、さらに補助率2分の1を乗じた金額を交付額とする（本補助金交付要綱第5条）。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 13】 補助金交付要件の遵守

大阪府は、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金に関し、本補助金の補助対象経費となる代替職員経費について、交付要綱に基づく取扱いを徹底すべきである。

（理由）

本補助金の補助対象経費のうち、就労改善事業のための経費は、大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金交付要綱別表第2欄によれば、就労環境改善に取り組むために必要な代替職員経費（謝金、人件費、手当）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、備品購入費、図書購入費、委託料（上記経費に該当するもの）である。そのうち、代替職員経費については、「女性医師等の短時間勤務や宿日直免除等の利用に伴う代替医師の人件費等とし、代替として勤務した部分に限る。また、当該診療科の合計医師数が増加していることを要件とする。」と注記されている。

合計医師数の増加を要件とする趣旨については、所管課によれば、当該診療科に属する他の医師等が代替し残業を増やすことでは全体の就業環境が改善しているとは言い難く意味がないことから、常勤か非常勤かを問わず、医師の増加を要件としているとのことであり、その趣旨は合理的である。

他方、補助対象事業者のなかには、上記交付要綱の定めにも関わらず、事業成果報告書では、当該診療科の合計医師数は増加せず、「在籍する上級医師および同僚医師が代替する形で勤務できる取り組みを実施した」との説明があるにも関わらず、本補助金を交付する例がみられる。当該診療科の合計医師数が増加していない以上、交付要綱が想定する補助対象経費には該当せず補助金交付の対象とはならないはずである。

なお、当該診療科内の他の医師が代替したものの全体の就業環境は悪化していないという実質的な観点から補助金交付を是認する余地を残してしまうと、それは、交付要綱の取扱いからは逸脱し公平性を害するのみならず、大阪府が逐次、実質的な判断を行う必要があり、かつその判断に困難を伴うことも想定され、検査事務の煩雑さを招くことにもなることから、交付要綱の取扱いを徹底すべきである。

1 1 大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金					
所管部署	健康医療部 保健医療室 医療対策課					
補助金制度等の目的・概要	救急搬送が困難となっている症例の患者の救急受入体制を強化するため、医療法に基づき指定を受けた医療機関が行う体制確保に要する経費に対し、補助金を交付する。					
補助開始年度	平成26年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	救急病院等として告示を受けた府内の医療機関 (216件)					
根拠規定等	地域医療介護総合確保基金運営要領 大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	323,755	420,000	440,000	412,024	422,024
	交付実績	104,902	419,895	436,930	411,928	421,957
財源	地域医療介護総合確保基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、救急病院等として告示を受けた大阪府内の医療機関が搬送困難症例の救急受入体制確保のために行う事業に対し、交付されるものである。具体的には、要介護2以上の65歳以上の高齢者、精神疾患患者における119番の要請原因が身体症状による事案、整形外科・脳神経外科の協力を必要とする15歳未満の傷病者及びまもってNET（緊急度が高い傷病者について、5件以上の搬送連絡を行う、或いは、30分以上現場に滞在して搬送連絡を行っても受入れ医療機関が確保できない場合に使用できる緊急搬送要請システム）事案を対象とする。

補助金の額は、「3万円×件数」又は「医療機関において搬送困難症例の受入れのために行う体制確保に要する人件費（報酬、給料、職員手当、賃金、報償費、法定福利費）のうち少ない方から、寄附金その他の収入を控除し、その3分の1（1000円未満はカットする）とされている。

例年、大阪府内の200件近い医療機関に対して交付されており、補助金総額も年間4億円を超えるなど、大規模な補助金である。

本補助金の財源は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づいて設けられた地域医療介護総合確保基金（国が3分の2、大阪府が3分1を負担）であり、同法に基づいて策定された平成30年度大阪府地域医療介護総合確保計画に定められた救急から回復期への病床機能分化促進事業として実施されている。

同事業においては、「大阪府救急情報収集・集計分析システム」のアップデート等システ

ムの改修を行いつつ、救急患者の受入実態に関するビッグデータの収集、分析等を基に救急告示の認定基準の見直しを行うことを通じ、救急搬送から受入後までの一連の医療提供体制の最適化・充実を図ることとされている。このため、本補助金の交付を受けるには、大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システム（ORION）へ搬送例を入力することが条件とされている。所管課によれば、ORIONのデータに基づく搬送件数を府から医療機関に情報提供し、当該数値に基づいて申請がなされるため、受入件数の数値はORIONの数値に一致することである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 50】 実績報告書の記載内容の充実

大阪府は、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金に関し、補助事業者に対し、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金の実績報告書に人件費の内訳と補助事業に従事した時間数を記載させるべきである。

（理由）

本補助金の事業実績報告書の「対象経費の実支出額」欄の記載内容は、補助事業者によってまちまちであり、「給料」と記載するのみで内訳の記載が全くないものなどが複数見受けられた。これでは、実績報告書の記載から、補助事業者がどのような体制を整備し、人件費の単価がどの程度であったかを十分に把握することができず、ひいては人件費の金額の妥当性を検証することが全くできない。

後記のとおり、本補助金については特に実地調査等を実施していないとのことである。このような運用は、補助事業者に対する厚い信頼を前提とするものであり、補助事業者数が非常に多いことを考えると、ある程度、やむを得ない部分もあると思われるが、少なくとも、実績報告書の記載のみから、人件費の内訳と従事した時間を把握できるような記載をさせることにより、記載内容の正確性をある程度把握できるようにする必要があるのではないかと思われる。補助事業に従事した時間数については、他の業務と切り分けることが必ずしも容易でないという事情が存在するようであるが、本補助金の額を算定するに際しては補助事業に要する人件費の算定が必要であることから、補助事業に従事した時間数を特定することは避けて通れない。

よって、大阪府は、補助事業者に対し、実績報告書に人件費の内訳と補助事業に従事した時間数を記載させるべきである。

【意見 51】 より詳細な検査の実施

大阪府は、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金に関し、少なくとも年間数件程度の補助事業者を抽出して訪問し、実績報告の内容と徴憑類との突合を行うなど、より詳細な検査を実施すべきである。

（理由）

本補助金の検査に際しては、特に実地調査は実施していないとのことであるが、本補助金の金額が比較的高額であることを考えると、少なくとも年間数件程度の補助事業者を抽出して訪問し、実績報告の内容と徴憑類との突合を行うなど、より詳細な検査を実施することが

必要ではないかと思われる。そうすることにより、補助事業者にも適度な緊張感が生まれ、より正確な報告等を促すことにもなる。

よって、大阪府は、本補助金に関し、少なくとも年間数件程度の補助事業者を抽出して訪問し、実績報告の内容と徴憑類との突合を行うなど、より詳細な検査を実施すべきである。

1 2 大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金				
所管部署	健康医療部 医療対策課				
補助事業等の目的・概要	産科医等に対し、分娩手当、新生児担当手当及び研修手当等を支給する医療機関に対し、補助金を交付することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とする。				
補助開始年度	平成21年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	医療機関 (85件)				
根拠規定等	地域医療介護総合確保基金運営要領 大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金交付要綱				
補助金等の推移	(単位：千円)				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	133,527	143,202	119,002	126,192	120,088
交付実績	109,989	110,970	108,141	106,076	104,088
財源	地域医療介護総合確保基金				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、地域でお産を支える産科医等に対し分娩手当等を支給するとともに、医療機関におけるNICU（新生児特定集中治療室）において新生児医療に従事する医師に対し新生児担当手当等を支給することにより、処遇改善を通じて周産期医療を実施する医療機関及び医師等の確保を図ること、及び臨床研修修了後の専門的な研修において産科を選択する医師に対し研修手当等を支給することにより、将来の産科医療を担う医師の育成を図ることを目的とするものである。ただし、大阪府は、各医療機関に対し、補助金を交付し、上記各手当は当該医療機関から産科医等へ交付される。

本補助金の財源も、地域医療介護総合確保基金である。

本補助金については、「産科医分娩手当補助金申請書チェックリスト」が作成され、個々の補助事業者ごとに比較的細かく申請時の要件確認がなされている。また、医療機関ごとの分娩手当等の支給に関する規定の提出を受けると共に、担当医師ごとに補助事業に従事した件数や交付した分娩手当の金額についての報告を受けており、大阪府において、各補助事業

者がどのような体制で補助事業を実施したかを把握しやすくなっており、この点は好感が持てる。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 14】 補助金額の再算定及び精算

大阪府は、大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金の交付要綱における算定方法等について、現実の運用に則した内容に変更すべきである。

(理由)

本補助金の金額の算定方法については、交付要綱において次のように定められている。

(交付額の算定方法)			
第3条 交付額の算定方法は次のとおりとする。ただし千円未満の端数が生じた場合には、別表の第1欄に定める事業区分ごとにこれを切り捨てるものとする。			
(ア) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。			
(イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。			
(ウ) (イ)により選定された額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を交付額とする。			

(別表)

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
産科医分娩手当導入促進事業	1 分娩当たり 10,000 円	分娩を取り扱う産科・産婦人科医及び助産師に対して、処遇改善を目的として分娩取扱件数に応じて支給される手当 (分娩手当等)	3 分の 1
産科研修医手当導入促進事業	研修医 1 人 1 月当たり 50,000 円	臨床研修修了後、指導医の下、研修カリキュラムに基づき産科・産婦人科の研修を受けている者に対して、処遇改善を目的として支給される手当 (研修医手当等)	3 分の 1
新生児医療担当医手当導入促進事業	新生児 1 人 当たり 10,000 円 (NICU 入院初日のみ)	NICU において新生児を担当する医師の処遇改善を目的として支給される、NICU に入院する新生児に応じて支給される手当 (新生児医療担当医手当等)	3 分の 1

例えば、産科医分娩手当導入促進事業については、次のように算定される。第一に、①1 分娩当たり 10,000 円として計算した基準額と、②医師や助産師に対して現実に支給した分娩手当等とを比較して少ない方を選定する (以下「選定額 1」という)。第二に、選定額 1 と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する (以下「選定額 2」という)。第三に、選定額 2 に補助率である 3 分の 1 を乗じる。

ところで、一例として、平成 30 年度の補助事業に関し、補助事業者となったある社会福祉法人が提出した実績報告書に別紙 3 として添付された実績報告書によれば、上記①の基準額は 1122 万円であり、②の現実に交付した分娩手当の額は 514 万 0954 円とされており、上記「選定額 1」は 514 万 0954 円とされている。しかし、上記別紙 3 の実績報告書は大阪府が定

めた書式によるものであるにもかかわらず、選定額2を算出するための記載が存在しなかった。そして、選定額1に補助率である3分の1を乗じた171万3000円が補助金の額とされていた。他の補助事業者についても、同様の扱いがなされていた。

このような運用がなされている理由について確認したところ、所管課からは、本事業にかかる総事業費としては人件費のみを想定しており、選定額2はすなわち上記②の医師や助産師に対して現実に支給した分娩手当等の額と一致するためであるとの説明がなされた。しかしながら、このような運用は「総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額」を算定基準とすることを無意味なものとしており、算定基準の解釈として疑問がないわけではないが、大阪府において、現在の運用を今後も継続するのであれば、少なくとも交付要綱で定めた補助金の算定方法や実績報告書等の様式について、実際の運用に則した内容に修正すべきである。

よって、大阪府は、交付要綱における本補助金の算定方法等について、現実の運用に則した内容に変更すべきである。

1 3 大阪府病床転換促進事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府病床転換促進事業補助金					
所管部署	健康医療部 保健医療室 保健医療企画課					
補助金制度等の目的・概要	病床の機能分化・連携を推進するために施設や設備の改修等を行う者に対し補助金を交付する。					
補助開始年度	平成26年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	府内の病院開設者 (7件)					
根拠規定等	大阪府病床転換促進事業補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	—	428,750	172,684	1,726,849	1,731,603
	交付実績	—	20,618	102,571	162,196	405,425
財源	地域医療介護総合確保基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、急性期や慢性期病床を地域包括ケア・緩和ケア・回復期リハビリテーションといった回復期の病床への転換を促進することを目的とするものであり、病院（医療法第1条の5第1項に規定する病院）が行う施設・設備の改修又は新增改築をその補助対象としている。補助対象経費は、以下のとおり、基準額と工事費や設計監督料の実支出額の一定割合とを比較し、少ない方の金額を選定し、さらに、その金額と、総事業費から寄附金その他収入を控除した金額とを比較し、少ない方の金額を選定し、補助率を乗じた額を交付額とする（本補助金交付要綱第4条）。

基準額	補助対象経費	補助率
<p>転換の対象となる1施設（病院）における病床数について、転換後の病床数に次に掲げる1床あたりの単価を乗じて得た額とする。</p> <p>なお、複数年度にわたり行われる事業の場合、前記の額に「当該年度の総事業費/全期間の総事業費」を乗じて得た額の範囲内で知事が必要と認めた額とする。</p> <p>ただし、前年度からこの補助事業を受けているものについては、補助を受けた最初の年度の交付要綱に定める単価を適用する。</p> <p>1 改修 従前の建物の躯体工事に及ばない内部改修にあたる場合 1床当たり3,333千円</p> <p>2 新增改築 従前の建物を取り壊して、これと位置・構造・階数・規模がほぼ同程度のものを建築する場合や、病床部分を含み、敷地内の既存の建物に建て増しをする場合、敷地内に別棟を新築する場合、新たに施設を整備、開設する場合 1床当たり4,540千円</p>	<p>病床の転換のための施設・設備の改修又は新增改築に必要な工事費（改修、新增改築に伴い整備した備品購入費（転換後の病床において使用するものに限る。）を含む。）及び設計監督料（工事費（上記の備品購入費を除く）の2.6%に相当する額を限度額とする。）</p>	1/2

(3) 監査の結果及び意見

後述の共通事項に関するもの以外、特段検出事項は無かった。

1 4 大阪府看護師等養成所運営費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府看護師等養成所運営費補助金					
所管部署	健康医療部 医療対策課					
補助金制度等の目的・概要	保健師，助産師，看護師及び准看護師の学校又は養成所の運営費の一部を補助することにより，養成力の拡充を図る。					
補助開始年度	昭和46年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	看護師等養成所設置者（医療機関等）（57件）					
根拠規定等	地域医療介護総合確保基金管理運営要領 大阪府看護師等養成所運営費補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	847,328	1,048,689	1,020,428	1,118,522	990,496
	交付実績	877,892	1,001,413	1,013,030	1,009,242	975,571
財源	地域医療介護総合確保基金					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府内の医療機関等においては、保健師，助産師，看護師及び准看護師等（以下「看護師等」という）の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という）を設置し、看護師等の

養成に取り組んでいる。本補助金は、看護師等養成所の運営費の一部を補助することにより、その養成立の拡充・強化を図るものである。

看護師等の離職率の高さとそれに起因する人手不足は全国的に顕著であり、社会が一丸となって取り組むべき課題であるといえる。その意味で、本補助金には重要な役割が期待される。実際に、毎年度、多くの補助事業者が本補助金の交付を受け、看護師等の養成に取り組んでいる。

本補助金も、地域医療介護総合確保基金（国が3分の2、大阪府が3分1を負担）を財源としており、同法に基づいて策定された平成30年度大阪府地域医療介護総合確保計画に定められた看護師等養成所運営費補助事業として実施されている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 15】 交付要綱の訂正

大阪府は、大阪府看護師等養成所運営費補助金の交付要綱別表1の「基準額B」との記載を抹消すべきである。

(理由)

本補助金の交付要綱別表1に「基準額B」との記載があるが、その内容に関する記載がなかった。その理由を確認したところ、所管課によれば、過去に基準額Aと基準額Bの双方を使用して補助金額を算定していたが、要綱の改正により、現在は基準額Aのみを使用するようになっており、「基準額B」との記載は削除漏れであるとのことであった。

本補助金交付要綱は、例年、看護師等養成所設置者に対し、交付申請の案内と共に郵送されている。そうであれば、無用な誤解等を招くことのないように、早急に「基準額B」との記載を抹消すべきである。

【監査の結果 16】 補助基本額の減額割合の明記

大阪府は、大阪府看護師等養成所運営費補助金の交付要綱等において、大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業に取り組まない補助事業者に対する補助基本額の減額割合を明記すべきである。

(理由)

「平成30年度大阪府看護師等養成所運営費補助金の交付申請書の提出について（通知）」と題する文書には、「大阪府訪問看護ステーションインターンシップ事業に学年定員の5%～10%の学生を参加させる養成所には補助基本額を補助することとし、取り組まない場合には補助基本額を減額します」との記載がなされている。しかし、具体的に補助基本額をどの程度減額するかについての記載はない。また、補助金交付要綱においても、「学生の訪問看護ステーションにおけるインターンシップを導入した養成所には補助基本額を補助することとし、取り組まない場合は補助基本額を減額して交付する」との記載があるが、やはり具体的な減額割合等に関する記載はない。

この点について確認したところ、所管課からは、10%程度の減額を想定しているが、現在までに全ての補助事業者がインターンシップ事業を導入しているため、過去に減額した事例はないとの回答があった。

上記のとおり、現在までに問題となった事例は存在しないようであるが、今後、インターンシップを導入しない補助事業者が出現した場合、意見の相違等が生じることのないように、減額率を交付要綱等で明記すべきである。

1 5 大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金				
所管部署	健康医療部 医療対策課				
補助金制度等の目的・概要	看護師等養成所の設置に必要な新築，増改築及び改修並びに看護師等養成所の新設に係る初度設備の整備を補助することにより，看護師等の養成力の拡充及び看護職員等の資質の向上を図る。				
補助開始年度	平成26年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	看護師等養成所設置者（医療機関等）（3件）				
根拠規定等	地域医療介護総合確保基金運営要領 大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	88,458	521,096	521,096	290,011	184,642
交付実績	118,561	246,695	316,968	131,657	96,127
財源	地域医療介護総合確保基金				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、看護師等養成所施設整備事業（看護師等養成所の設置に必要な新築，増改築及び改修の整備）並びに看護師等養成所初度設備事業（看護師等養成所の新設に係る初度設備の整備）に必要な費用の一部（原則として2分の1）を補助することにより，看護師等の養成力の向上及び看護職員等の資質の向上を図ることを目的としている。

平成30年度の交付実績は、看護師等養成所施設整備事業が2件，看護師等養成所初度設備事業が1件である。

本補助金は、地域医療介護総合確保基金（国が3分の2，大阪府が3分1を負担）を財源としており，同法に基づいて策定された平成30年度大阪府地域医療介護総合確保計画に定められた看護師等養成所施設整備事業として実施されている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 17】 契約締結方法に関する資料の取得

大阪府は、大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金を交付するに際し、補助事業者

が一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しているか否かを確認できる資料の提出を受けるべきである。

(理由)

上記のとおり、本補助金は、地域医療介護総合確保基金を財源としている。厚生労働省医政局長、同老健局長及び同保険局長の連名による「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」第4(2)では「基金事業を実施する場合の条件」として「事業者が基金事業を実施するために必要な調達を行う場合には、都道府県の助成を受けて行う事業であることに留意し、原則として一般競争入札によるものとする」と定められている。これを受け、大阪府が作成した本補助金の交付要綱第9条(8)においても、「補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。」との規定がある。

ところが、平成30年度の看護師等養成所施設整備事業2件については、交付申請書及び実績報告書のいずれによっても、補助事業者が「府が行う契約手続の取扱いに準拠」した取扱いをしたか否かが確認できなかった。この点について理由を確認したところ、所管課からは、当然、交付要綱で定めた取扱いをしているとの前提で手続きを進めているので、交付決定を行う際には、入札を実施しているか否か、あるいは相見積りをしているか否かといった点の確認まではしていないとの説明があった。補助事業者が支出した金額の妥当性についても、交付要綱で定めた取扱いをしているとの前提であるので、適正な金額であると考えているとのことであった。また、実績報告書の提出を受けた後の検査の際には、補助事業者を訪問し、入札に関する資料の開示を受けるなどして、契約手続が適正であることを確認しているとのことであった。

しかしながら、上記のとおり、原則として一般競争入札に付するとの取扱いは、大阪府が交付要綱により補助事業者に課した要件であるだけでなく、国が一部を拠出した基金の運用に関するルールでもあり、かつ補助金の金額を左右する重要な要素であるから、この点が遵守されているか否かに関し、交付決定を行う段階において、確認しておくことは必須であると思われる。また、本補助金はいずれも比較的高額であることから、確認の際に使用した資料については、補助事業者から提出を受けておくべきである。

なお、看護師等養成所施設整備事業の補助金の額は、整備する施設の面積や構造等により算定される補助基準額と、現実に要した工事費等とを比較し、その少ない方に2分の1を乗じて算定することとされている。平成30年度において、上記2件の例ではいずれも補助基準額の方が少額であったため、現実の工事費は補助金額の算定に際して直接的に影響していない。このことが、大阪府が契約手続のあり方を積極的に確認しない理由となっている可能性は否定できない。しかしながら、工事費の金額が補助基準額を下回る場合もあり得ることから、やはり確認自体は必要であると思われる。

よって、大阪府は、本補助金を交付するに際し、補助事業者が一般競争入札に付する等府が行う契約手続の取扱いに準拠しているか否かを確認できる資料の提出を受けるべきである。

1 6 大阪府病院内保育所運営費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府病院内保育所運営費補助金					
所管部署	健康医療部 医療対策課					
補助金制度等の目的・概要	病院内保育所の運営費の一部を補助することにより、医療従事者の離職防止及び再就業の促進を図る。					
補助開始年度	昭和49年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	府内の医療機関 (102件)					
根拠規定等	地域医療介護総合確保基金運営要領 大阪府病院内保育所運営費補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	
	当初予算	265, 669	605, 244	605, 244	1, 118, 522	446, 472
	交付実績	337, 632	332, 891	339, 342	1, 009, 242	328, 159
財源	地域医療介護総合確保基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、病院内に保育所を設置して運営する医療機関等に対し、その運営費の一部を補助することにより、医療従事者の離職防止及び再就業を促進することを目的とするものである。

本補助金も、地域医療介護総合確保基金（国が3分の2、大阪府が3分1を負担）を財源としており、同法に基づいて策定された平成30年度大阪府地域医療介護総合確保計画に定められた病院内保育所運営費補助事業として実施されている。

例年、多くの補助事業者から本補助金の交付申請がなされており、病院内保育所が活発に利用されていることがうかがわれる。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 52】 交付決定の迅速化

大阪府は、大阪府病院内保育所運営費補助金に関し、今後、交付決定をできるだけ速やかに行うよう留意すべきである。

(理由)

本補助金の交付決定がなされたのは平成31年3月27日である。他方、補助事業の期間は平成30年4月1日から平成31年3月31日までとされている。

地域医療介護総合確保基金が財源となる補助金については、国からの交付金の内示があるまでは大阪府が補助事業者に交付申請を促すことは困難であり、一般財源による補助金と比較するとタイムスケジュールが遅れてしまうことにはやむを得ない面もある。

しかしながら、大阪府補助金交付規則においては、補助事業者が交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合には、これらにしたがって補助事業を遂行するよう命じたり、あるいは補助事業の一時停止を命じたりするなどして一定の監督権限を行使し得る旨が定められているところ、補助金交付決定が補助事業の終了の4日前ということになると、監督権限を行使する余地がほぼ皆無となってしまふ。

よって、大阪府は今後、交付決定をできるだけ速やかに行うよう留意すべきである（審査が拙速であってはならないことは言うまでもない）。

17 大阪府新人看護職員研修事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府新人看護職員研修事業補助金					
所管部署	健康医療部 医療対策課					
補助金制度等の目的・概要	病院等が実施する新人看護職員研修及び医療機関受入研修事業に対して補助金を交付することにより、看護の質の向上及び早期離職防止を図る。					
補助開始年度	平成26年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	府内の医療機関 (162件)					
根拠規定等	地域医療介護総合確保基金運営要領 大阪府新人看護職員研修事業補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	50,232	110,809	110,809	148,212	147,198
	交付実績	32,224	119,593	115,828	118,989	124,058
財源	地域医療介護総合確保基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、免許取得後に初めて就労する保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「新人看護職員」という）が基本的な臨床実践能力を獲得するために実施する新人看護職員研修事業及び医療機関受入研修事業を補助事業とするものである。大阪府は、補助事業の経費の原則として2分の1を補助している（ただし、一定の基準によって算定される基準額と対象経費実額とを比較し、その少ない方から寄附金その他の収入を控除した額の2分の1としている）。

平成30年度の補助事業者の数は162件であり、活発に利用されていることがうかがえる。

本補助金も、地域医療介護総合確保基金（国が3分の2、大阪府が3分1を負担）を財源としており、同法に基づいて策定された平成30年度大阪府地域医療介護総合確保計画に定められた新人看護職員研修事業として実施されている。

(3) 監査の結果及び意見

本補助金に関し、特段、指摘すべき事項等は見当たらなかった。

1 8 健康医療部所管補助金についての共通意見

【意見 53】申請書類の収支計画における「寄附金その他収入」の計上

大阪府は、補助対象事業の収支計画において、収入として「寄附金その他収入」を計上すべき補助金については、計上すべき「寄附金その他収入」の内容について考え方を整理し、文書化し、補助対象事業者に対し周知すべきである。

(理由)

健康医療部が所管する補助金のうち、交付要綱上、補助対象事業の収支計画のうち「寄附金その他収入」を計上することを求め、そのうえで補助対象経費の算出を行うものが多くある。

【交付要綱上「寄附金その他収入」の計上を求める補助金】（名称（交付延べ件数／計上件数）を記載）

- ・大阪府夜間緊急歯科診療体制確保事業補助金（1件／0件）
- ・がん診療施設整備事業補助金（22件／0件）
- ・大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金（32件／0件）
- ・大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金（216件／3件）
- ・大阪府産科医分娩手当導入促進事業等補助金（85件／0件）
- ・大阪府病床転換促進事業補助金（7件／0件）
- ・大阪府看護師等養成所運営費補助金（57件／57件）
- ・大阪府看護師等養成所施設設備整備費等補助金（3件／0件）
- ・新人看護職員研修事業補助金（162件／0件）

医療機関においては、寄附金を広く募る者もあり、補助金交付額を算出する際には当然、医業収入以外の寄附金等の収入を適切に計上させなければ、公平性を欠くことになる。

もともと、実際、上記補助金において平成30年度交付先を確認したところ、合計9補助金、交付先延べ585件のうち、「寄附金その他収入」を計上していた者は延べ60件に過ぎなかった。

もちろん寄附金その他収入はない、あるいは、寄附金その他収入があっても当該収入が当該補助事業との関連性がないゆえ、「寄附金その他収入」を計上する必要のない者も含まれていると考えられるが、大阪府は、基本的に「寄附金その他収入」として計上するか否かは、補助対象事業者である医療機関の判断に委ねるとの姿勢であり、この点について大阪府の審査が十分に及んでいるとは言い難い現状にある。

事業の内容によっては補助対象事業によって収入を得る場合がある。例えば、救急搬送患者受入促進事業補助金に関しては、搬送困難症例の患者を受け入れることにより、医療機関には一定の医業収入が生じているはずである。また、補助対象事業者のなかには、財務諸表等その他資料から寄附金収入を得ていることがうかがえる者が複数見受けられ、ホームページ等で、例えば、医療提供体制整備、医療に関する調査研究、人材育成等の使途を定め、寄

附金を募集する例や、医療機関の運営全般をも目的に掲げる例も確認できる。

また、補助対象事業と寄附金の目的との関連性については、例えば、医療機関の運営全般を目的とする寄附金であれば、補助対象事業のほぼ全てと関連するであろうし、医療提供体制整備に関する寄附金であれば、医療機関における人件費や医療機器購入等に関する事業に幅広く関連するものであり、その点、医療機関の判断のみに委ねれば、寄附金の目的が不当に限定されてしまう懸念もある。

そうすると、各補助金の交付事務においては、原則として、「寄附金その他収入」について、補助対象事業者に対する寄附金の有無を確認し、その寄附金額及び趣旨・目的につき調査のうえ、当該補助対象事業との関連性を検査するとともに、寄附金の趣旨が補助対象団体の運営費全般に充てることをも予定するものであれば、寄附金額のうち、本補助金の補助対象経費算定にあたって計上すべき収入額について、例えば総事業費に対する当該補助事業費の割合に応じた按分額等を計上させるなどして、より正確な収支を把握することが求められる。

しかしながら、健康医療部が所管する補助金の補助対象団体が多数に及ぶ場合が多く、その正確な収支把握を細かに行うことは現実的とは言い難い。そこで、少なくとも、今後、補助対象事業者の判断のみに委ねるのではなく、「寄附金その他収入」計上金額の考え方について、大阪府としての考えを文書等で明らかにし、補助対象事業者に対し周知すべきである。なお、看護師等養成所運営費補助金については、国庫事業の時期に示されていた「寄附金その他の収入額」の計上の考え方の説明資料を補助事業者に交付し周知に努めているとのことであり、他の補助金についても、同様に、「寄附金その他収入」として計上すべき項目を整理のうえ同様の対応が望まれる。

【意見 54】 補助事業検査調書の記載内容について

大阪府は、補助事業検査調書の記載については、証拠書類をより具体的に特定するとともに、サンプリング調査の対象とした補助事業者名を明記するなど、その検査方法が明らかになるよう工夫するべきである。

(理由)

健康医療部所管の補助金の検査においては、複数の補助事業者につき1通の補助事業検査調書を作成しているものが多い。そして、例えば、検査調書に、証拠書類の整備状況の欄には「帳票等関係書類を精査の結果、適正と認める。」、検査内容の欄には「【履行の確認】補助事業者へのヒアリングにより補助金交付要綱、交付申請書及び交付決定の内容どおり、同事業が完了していることを確認した。【実績報告書による確認】補助事業者から提出された完了実績報告書により適正に執行していることを確認した。」とし、検査評価として「補助金交付決定の内容及び条件に適合していると認める。」とある（大阪府障がい児者歯科診療施設整備補助金）。また、大阪府救急搬送患者受入促進事業費補助金のように補助対象事業者数が200件を超える補助金があるなかで、全件につき、根拠資料の確認などの詳細な検査を実施することも困難な補助金もある。

検査調書は、検査員が後日確認するのみならず、検査員以外の職員がみても検査書類（書類の特定）や検査方法（ヒアリングか現地資料確認等）が明らかになるよう検査内容を記録

することで、効率的な検査や業務引継ぎを円滑に進める機能を有するものである。複数補助事業者に対する検査を実施する場合には、全ての補助事業者について補助対象事業に関する帳簿類一切の実物確認をすることもあれば、一部の補助事業者を対象に検査を行うこともあれば、補助事業者保管の多数の書類の一部を重点的にサンプリング調査する場合もあり、その手法は千差万別である。現在の検査調書の記載では、実際に行った検査内容は必ずしも明らかではなく、調書上の情報としては不十分と言わざるを得ない。今後、補助事業検査調書の記載については、証拠書類をより具体的に特定するとともに、サンプリング調査の対象とした補助事業者名を明記するなど、その検査方法が明らかになるよう工夫するべきである。

19 地方独立行政法人大阪府立病院機構への運営費負担金等

(1) 大阪府の財政的関与状況

大阪府の地方独立行政法人大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）に対する財政的関与の状況は以下のとおりである。

<大阪府の財政的関与の状況>

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度 予算	補助金、委託料等の内容
補助金	198,101	125,395	136,340	143,693	
大阪府がん診療拠点病院機能強化事業補助金	30,884	30,884	30,884	30,884	
大阪府総合周産期母子医療センター運営事業補助金	32,593	32,797	60,105	65,516	
大阪府災害拠点病院支援施設整備事業補助金	8,999	9,000	9,000	9,000	
産科医分娩手当導入促進事業補助金	12,752	13,299	15,118	15,565	
大阪府女性医師等就労環境改善事業補助金	4,545	2,830	2,506	5,131	
がん診療施設整備事業補助金	10,800	0	0	0	
大阪府新型インフルエンザ患者入院医療機関設備事業補助金	4,605	4,230	3,072	3,072	
大阪府新人看護職員研修事業補助金	5,151	6,321	5,586	6,439	
その他補助金	87,772	26,034	10,069	8,086	「大阪府がん診療拠点病院機能強化事業補助金」、「大阪府精神医療推進事業補助金」等
委託料	332,152	352,375	350,318	363,455	
先天性代謝異常等検査業務委託	90,595	88,343	83,747	86,190	
救急医療情報システム管制業務委託	80,416	80,087	80,016	84,386	
地域医療支援センター運営事業	50,262	50,757	49,025	53,065	
周産期緊急医療体制におけるコーディネーター設置事業	29,858	38,239	38,238	39,409	
精神科救急医療体制整備事業(精神医療センター)	14,861	14,862	13,761	13,798	
子どもの心の診療ネットワーク事業	12,643	12,636	12,264	12,264	
その他委託料	53,517	67,451	73,267	74,343	「難病医療情報ネットワーク事業」、「大阪がん登録推進等業務委託」等
貸付金	31,566,331	5,030,541	2,250,000	2,346,451	
その他(交付金・分担金・負担金・出資金等)	8,189,250	21,779,037	8,527,352	8,353,564	
運営費負担金	8,166,548	8,699,205	8,454,777	8,342,862	
大阪はびきの医療センター整備事業費	3,903	4,763	49,043	0	
旧大阪府立成人病センター跡地処分事業費	0	25,408	3,675	0	
大阪府立成人病センター整備事業費	10,435	178	11,340	0	
災害拠点病院支援施設設備管理費負担金	8,364	10,060	8,517	10,702	
出資金	0	13,039,423	0	0	
合計	40,285,834	27,287,348	11,264,010	11,207,163	
府損失補償・債務保証契約に係る債務残高(期末)	0	0	0	0	
府借入金残高(期末)	55,164,084	55,915,668	53,657,189		

(大阪府提供資料)

平成 30 年度における大阪府の病院機構への支出総額 11,264,010 千円のうち、一般の医療機関と同様に病院機構が補助対象事業者として交付申請のうえ、支給を受けている補助金総額は 136,340 千円であるが、そのほか、大阪府が設立団体として地方独立行政法人法 85 条第 1 項に基づき病院機構の事業経費を負担する運営費負担金等の各種負担金があり負担金総額は 8,527,352 千円に上り、大阪府の財政的関与の約 75%を占める。今回の監査においては、病院機構への各種補助金は個別補助事業の中で対象補助金について検討するほか、地方独立行政法人法に基づく運営費負担金についても、その財政出動の規模の大きさに鑑み、別途監査を実施した。

(2) 運営費負担金について

地方独立行政法人法第 85 条第 1 項は、公営企業型地方独立行政法人の事業の経費のうち、次に掲げるものは、設立団体が負担することを定めている。

- ① その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費
- ② 当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

他方で、公営企業型地方独立行政法人の場合は独立採算が原則であり（同条第 2 項）、運営費負担金を除いては、原則として事業経営に伴う収入をもって事業経費に充てなければならないことが明確にされている。

大阪府は、地方独立行政法人大阪府立病院機構運営費負担金交付要綱（平成 25 年 4 月 11 日施行）を定め、上記法律に基づき運営費負担金を予算の範囲内で支出することを明記し、その算定基準は別表のとおりとする。

所管課によれば、大阪府の運営費負担金の対象となる経費は、地方公営企業会計における操出基準の考え方に準じており、具体的には、平成 30 年 4 月 2 日総務副大臣発「平成 30 年度の地方公営企業繰出金について（通知）」（総財公第 71 号）に示される基準である（以下「国操出基準」という。）。国操出基準においては、地方公営企業にかかる経費につき、一般会計から地方公営企業会計への繰出す経費及び操出基準を定めており、病院事業については、以下の経費を操出対象として示している。

①病院の建設改良に要する経費	⑩救急医療の確保に要する経費
②へき地医療の確保に要する経費	⑪高度医療に要する経費
③不採算地区病院の運営に要する経費	⑫公立病院附属看護師養成所の運営に要する経費
④結核医療に要する経費	⑬院内保育所の運営に要する経費
⑤精神医療に要する経費	⑭公立病院附属診療所の運営に要する経費
⑥感染症医療に要する経費	⑮保健衛生行政事務に要する経費
⑦リハビリテーション医療に要する経費	⑯経営基盤強化対策に要する経費
⑧周産期医療に要する経費	
⑨小児医療に要する経費	

大阪府の運営費負担金の算出にあたっては、上記①から⑯の全てを対象とするものではなく、平成30年度の負担金操出の対象としている経費は、救急医療（上記⑩）、保健衛生行政（上記⑮）、結核医療（上記④）、精神医療（上記⑤）、リハビリテーション医療（上記⑦）、小児医療（上記⑨）、感染症医療（上記⑥）、周産期医療（上記⑧）、高度医療（上記⑪）、建設改良（上記①）の10項目であり、その詳細は以下の表のとおりである。そして、大阪府は、保健衛生行政や建設改良に係る経費以外の、各種医療に係る経費を「一般医療費」と区別して「政策医療費」として整理している。

＜平成30年度病院機構に対する運営費負担金決算額＞

地方独立行政法人大阪府立病院機構に対する運営費負担金繰出し基準

項目	政策医療区分等	政策医療番号	30年度決算額	急性期C	はびきのC	精神C	国際がんC	母子C
救急医療	① 救急医療 ② ドクターズカーの運営に関する経費	5	①	290,871	89,526	0	7,304	194,041
			②	0	0	0	0	0
			計	290,871	89,526	0	7,304	194,041
保健衛生行政	① 集団検診部門の運営経費 ③ 研究所・調査部の運営経費		①	50,498	0	0	50,498	0
			③	871,350	0	0	569,136	302,214
			計	921,848	0	0	619,634	302,214
結核医療	① 結核医療	10	①	182,341	0	182,341	0	0
			計	182,341	0	182,341	0	0
精神医療	① 精神医療	6	①	1,606,795	35,953	0	1,570,842	0
			計	1,606,795	35,953	0	1,570,842	0
リハビリテーション医療	① リハビリテーション医療(障りハ)	7	①	444,134	444,134	0	0	0
			計	444,134	444,134	0	0	0
小児医療	① 小児医療	8	①	370,740	50,000	0	0	320,740
			計	370,740	50,000	0	0	320,740
感染症医療	① 感染症医療	12	①	1,453	1,453	0	0	0
			計	1,453	1,453	0	0	0
周産期医療	① 周産期医療	9	①	232,115	100,000	51,267	0	80,848
			計	232,115	100,000	51,267	0	80,848
高度医療	① 特定疾患 ③ 特掲診療料を算定できる医療のうち特定のもの ④ 重篤な併存疾患を有する疾患 ⑥ 呼吸器・アレルギー医療	1	①	486,882	0	135,346	0	15,233
			③	117,784	0	67,400	0	49,297
			④	959,366	0	441,165	0	324,324
			⑥	40,736	0	40,736	0	0
			計	1,604,768	0	684,647	0	388,854
			②	2,536,286	803,018	203,169	191,495	1,049,197
建設改良	① 移行前地方債及び長期貸付金の元金償還金 ② 移行前地方債及び長期借入金金の利息償還金の1/2 (平成14年度までに着手した事業にかかる利息にあっては2/3)		①	162,883	76,745	11,018	30,426	16,023
			計	2,701,169	879,763	214,187	221,921	1,077,868
営業収益(利息を除く)			5,655,065	721,066	918,255	1,570,842	1,015,792	1,429,110
営業外収益(利息)			162,883	76,745	11,018	30,426	28,671	16,023
資本収入			2,538,286	803,018	203,169	191,495	1,049,197	291,407
削減額			0	0	0	0	0	0
合計			8,356,234	1,600,829	1,132,442	1,792,763	2,093,660	1,736,540
障りハ退職金			64,011	64,011	0	0	0	0
府プロバ一退職金			34,532	16,421	18,111	0	0	0
合計			8,454,777	1,681,261	1,150,553	1,792,763	2,093,660	1,736,540

標準外繰出し

(大阪府提供資料)

各項目のうち、保健衛生行政経費は、膝がん検診、研究所・調査部、研究所、調査部職員退職金につき毎年度の必要費を把握し、建設改良に係る経費は建設改良のための企業債や長期貸付金の元利償還金を把握する。

そして、「政策医療費」に要する経費は、病院機構のセクションごとに政策医療費に関し、患者別に定量的な分析を行い、運営費負担金を算定することを原則としている（原価計算方式。平成 27 年度当初予算においては平成 25 年度実績をもとに算定し、平成 28 年度以降 5 か年は平成 26 年度実績をもとに算定することとしている。）。

以上の計算を積み上げてセクションごと（大阪急性期・総合医療センター、大阪はびきの医療センター、大阪精神医療センター、大阪国際がんセンター、大阪母子医療センター）の単年度運営費負担金を算出のうえ、中期計画期間中の運営費負担金として適用するという考え方を採用している。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 18】 運営費負担金算定基準の改訂

大阪府は大阪府立病院機構に対し支出する運営費負担金につき、交付要綱の別表として定める算定基準を現在の考え方を反映したものと改訂すべきである。

(理由)

大阪府が負担する経費項目については、必ずしも国操出基準と同一ではなく、大阪府が独自に負担項目を抽出し、算出しているものである。また、各項目の負担すべき各経費の算出方法について、特に、政策医療費の経費把握の方法は複雑であり、その考え方を明確にしておく必要性が極めて高い。

地方独立行政法人大阪府立病院機構運営費負担金交付要綱第 2 条は負担金額の算出は別表のとおりとする。平成 25 年度当初において交付要綱を整備した際に策定した算定基準が別紙として整理されているが、その後の改訂はなされておらず、現在の運営費負担金の算定基準と整合しない状態となっている。

平成 25 年度当初における算定基準は以下のとおりである。

<平成 25 年度当初 運営費負担金算定基準>

行政的経費（地独法第 85 条第 1 項第 1 号）

その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

項目	総務省基準	総務省基準に基づく大阪府操出項目
救急医療の確保に要する経費	救急病院の医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に要する経費に相当する額	【急性期 C・精神 C】 救急医療部門で医療法等を超えて配置する医師・看護職員の給与相当 【母子 C】 ドクターズカーの運営に要する経費 【母子 C】 空床確保に要する経費
保健衛生行政事務に要する経費	集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	【急性期 C・呼吸器 C・成人病 C】 医師の卒後教育経費（研修医報酬） 【成人病 C】 集団検診部門の運営経費から検診収入を除いた額 【5 病院】

		医療相談に要する経費 【成人病C・母子C】 研究所・調査部の運営経費から受託収入等を除いた額 【精神C】 第1種自閉症児施設（松心園）の運営経費
基礎年金拠出金に係る公的負担	企業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額	【5病院】 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担額
共済追加費用の負担に要する経費	共済追加費用の負担に要する経費の一部	【5病院】 職員の共済追加費用に掛かる公的負担額
退職給与金等	研究所・調査部職員の退職給与金等	【成人病C・母子Cほか】 研究所・調査部職員の退職給与金等

不採算経費（地独法第85条第1項第2号）

当該公営企業型地方独立行政法人の性質上能率的な経営を行ってもなおその事業の経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

項目	総務省基準	総務省基準に基づく大阪府操出項目
結核病院の運営に要する経費	運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	【呼吸器C】 一般病院（急性期・総合医療C）との損益差額
精神病院の運営に要する経費	運営に要する経費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	【急性期C・精神C】 ○精神病床の運営経費 ○資金収支差額（精神Cのみ）
高度医療に要する経費	高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	【5病院】 医療法を超えて配置する医師の給与費から収入額を除いた額 【5病院】 医療法を超えて配置する看護職員の給与費から収入額を除いた額 【急性期C・呼吸器C・成人病C・母子C】 高度医療機器の整備に要する経費 【急性期C・呼吸器C・成人病C・母子C】 病理解剖に要する経費
医師等の研究研修に要する経費	医師・看護職員の研究研修に要する経費の1/2	【5病院】 研究研修費の1/2
リハビリテーション医療に要する経費	リハビリテーション医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額	【急性期C・呼吸器C・成人病C・母子C】 所要経費から収入額を除いた額
建設改良に要する経費	企業債元利償還金の1/2（ただし、平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金にあつては2/3）	【5病院】 ○企業債元利償還金 ○企業債利息償還金

（大阪府提供資料に基づき作成）

以上のうち、平成30年度においては、行政的経費として分類するものとしては「保健衛生行政事務に要する経費」（厳密にはそのうち、集団検診部門及び研究所・調査部の経費のみを

維持し、他の項目は廃止ないし他の類型又は補助金として整理)と「退職給付金等」の2項目のみとし、当初行政的経費として分類されていた「救急医療の確保に関する経費」は不採算経費(地独法第85条第1項第2号)に分類することとしている。そして、「基礎年金拠出金に係る公的負担」「共済追加費用の負担に要する経費」は運営費負担金の形式で執行するのではなく、大阪府が直接執行する形式に変更となり、項目としては廃止している。

そして、大阪府の説明よれば、行政的経費(地独法第85条第1項第1号)に分類するものは、各種項目につき病院機構が得る収入と経費との差(収支差)を負担金対象経費とし、不採算経費(同第2号)については患者別の原価計算方式により算出された経費を対象経費とする形としているとのことであるが、必ずしもその違いは平成25年度算定基準においても明示はされていない。

運営費負担金の対象とする項目や分類、分類に応じた経費の計算方式の違いについて、現在の基準を反映した算出基準を整備すべきである。

20 地域医療介護総合確保基金

(1) 基金の概要(根拠法令等)

地域医療介護総合確保基金は平成26年12月26日、大阪府基金条例により設置されたものであり、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため資金を積み立てるものである。また、積立金の財源の3分の2が国庫で構成されており、厚生労働省が別に定める地域医療介護総合確保基金管理運営要領(平成26年9月12日医政発0912第5号等、直近改正平成31年4月26日医政0426発第10号)に基づく制度設計がなされている。

平成26年度以降の本基金の積立及び取崩状況は以下のとおりである。

<平成26年度～平成30年度の基金積立及び取崩の状況> (単位:円)

年度	積立	取崩し		残高
		うち国庫		
26	4,950,319,454	3,299,999,000	2,699,836,652	2,250,482,802
27	5,622,673,386	3,746,069,000	3,827,887,836	4,045,268,352
28	5,134,133,174	3,421,332,000	3,989,954,314	5,189,447,212
29	5,898,037,613	3,924,453,000	3,726,542,670	7,360,942,155
30	5,706,749,505	3,801,771,000	3,890,255,728	9,177,435,932
合計	27,311,913,132		18,134,477,200	9,177,435,932

(大阪府提供資料に基づき作成)

(2) 基金に基づく事業

基金事業の執行については、国の定める上記要領に基づくことが求められているが、大阪府が実際に本基金において実施している事業は、健康医療部所管事業に限定しても、その数は全47事業(地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業22事

業，居宅等における医療の提供に関する事業10事業，医療従事者の確保に関する事業15事業），事業費総額が3,887,061,443円にも上る（平成30年度）。事業内容は，補助事業のみならず委託事業と多岐に渡り，その財政規模も大きなものである。

補助金については上記のとおり，事業規模が大きい補助事業を中心にサンプル調査を実施し，加えて，委託事業については事業規模に鑑み，以下の契約を監査した。

	業務名称	委託先	委託金額（税込，単価 契約は税抜） (単位：円)
1	大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システムのデータ収集に関する対応等改修委託業務	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西	37,907,000
2	医科歯科連携推進事業委託	一般社団法人大阪府歯科医師会	44,594,000
3	精神科救急医療体制における合併症支援システム整備事業（一般科医等活動分）（単価契約）	一般社団法人大阪精神科病院協会	40,000
4	精神科救急医療体制整備事業		271,568,807
5	医療勤務環境改善支援事業委託	大阪府私立病院協会	15,624,000
6	地域医療支援センター運営事業に関する業務委託	地方独立行政法人大阪府立病院機構	52,100,000
7	多施設合同研修（新人看護職員研修）実施業務委託	公益財団法人大阪府看護協会	1,127,000
8	専任教員養成講習会事業委託		8,239,000
9	保健師助産師看護師実習指導者講習会事業委託		5,808,000
10	ナースセンター事業委託	公益財団法人大阪府看護協会	36,267,000
11	看護師等修学資金に係る貸付金管理及び債権管理・回収等業務委託（単価契約）	ニッテレ債権回収株式会社	項目ごとに区分した単価表あり

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果19】見積書の一式表記について

大阪府は，大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システムのデータ収集に関する対応等改修委託業務契約について，委託先が提出する見積書にはその内訳を記載させるべきである。

（理由）

本契約（上記No.1）は，医療機関及び消防機関から収集するデータの精度向上を図るため

に大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システムへの対応を行うことを目的としており、その具体的な業務内容は、業務仕様書に明記されており、①搬送支援システム、②情報収集システム（消防）、③情報収集システム（医療）、④MC支援システム、⑤集計分析システム、⑥リリースに係る対応に分類され、それぞれに具体的なタスクが列挙され、その内容は多岐にわたる。

そして、既に大阪府健康医療行政の分野において、大阪府救急・災害医療情報システム及び大阪府救急搬送支援・情報収集・集計分析システムの運用・保守を含む多くの委託業務を受託し誠実かつ的確な運営を行っている等として、株式会社エヌ・ティ・ティ・データ関西以外に適当な個人又は団体はなく、同社から見積を徴したところ予算の範囲内であり、価格も適正であると認められるとして、大阪府財務規則運用第62条関係第2項第1号の規定により比較見積を省略し、随意契約により平成30年9月3日付で委託契約書を締結している。

他方、契約書一式書類の編綴されている見積書（平成30年8月26日）は、業務委託費用一式35,099,074円と記載しているのみであり、この見積書からは作業の具体的な内容や単価、数量（人工）は把握できない。この点、契約金額については、大阪府が予算要求の際に、委託予定先から参考見積書を入手して、IT推進課が確認・積算した金額のとおりであって金額の妥当性は検証済みとのことであった。確かに、参考見積書は「高齢者の分析強化のための項目追加と分析仕様変更に係る改修」「応需情報の取得を中心とした搬送支援の強化に係る改修」「消防庁報告事項変更に係る改修」の3種類で構成され、それぞれに具体的な業務について明細が添付されている。しかし、3つの見積書ともに、それぞれ一式表記の合計額が記載されているのみであって、その単価や数量（人工）等の詳細は把握できない。

参考見積書添付の業務内容明細を参考に、必要作業項目に応じて大阪府が独自に積算し、その予算の範囲内で契約を締結していることから、価格の妥当性について大阪府の一定のコントロールは及んでいるとはいえ、改めて委託先から徴求する見積書は、予算確定後、具体的に契約金額の直接の根拠となる資料であって、その内訳を記載せずに一式表記を許容する理由は乏しいと言わざるを得ない。委託先との緊張関係を維持するため、また今後、必要となるシステム改修等業務の際の積算の参考としても、その内訳を詳細に示した見積書の提出を求めるべきである。

【意見 55】 履行確認内容の記録化

大阪府は、医科歯科連携推進事業委託の履行確認において、効率的効果的な履行確認を実施するために、随時、実施した検査内容を、検査調書上も一覧性のある形で記録化しておくことが望まれる。

（理由）

医科歯科連携推進事業は、大阪府、大阪府歯科医師会・地区歯科医師会、府内がん診療拠点病院が連携して、口腔管理に関わる人材の育成や医科歯科連携の促進を図ることにより、地域ごとのネットワークづくりを進めることを目的とするものであり、事業内容として、①医科歯科連携推進支援事業（大阪府歯科医師会内に医科歯科連携推進室を設置し、医科歯科連携に携わる地域の歯科医師等の人材の育成、地域間の調整、がん対応可能歯科医療機関の調査・情報提供等を行う）、②地域における医科歯科連携推進事業（各地域（11医療圏）に

において、歯科医師・歯科衛生士を推進員として各病院に派遣し、医師や看護師等に対する研修会、拠点病院における口腔ケア相談対応を行うとともに、医療圏内での推進員間連絡調整会議等を実施する)を柱とし、それぞれに各種研修や会議の実施、関係機関との連絡調整、資料作成等を行うものである。大阪府は、本事業を大阪府内で唯一適切かつ効果的に実施できる者として、一般社団法人大阪府歯科医師会と随意契約により委託するものである。

一般社団法人大阪府歯科医師会は詳細な事業計画書や委託料内訳を作成しており、その履行確認については、所管課は、令和元年5月16日付検査調書を作成し、履行の確認を平成31年3月31日、精算報告書に基づく確認を令和元年5月14日に実施したことが明記され、「契約書及び仕様書の記載された業務について、随時、受託者に運営状況等を確認しながら事業を進め、完了を確認した。また、精算報告書やその根拠資料等により確認を行った。」としている。しかし、検査調書上の「随時、受託者に運営状況等を確認しながら」という表現では、いつ誰がどのような内容の確認を実施したのかが検査調書上明確ではない。他方、所管課によれば、実際、事業の推進のために、各種研修等へ所管課職員が立ち会ったり、随時、電話での確認等も実施し、別途、記録化しているとのことである。

本業務の委託は多岐にわたるものであり、少なくとも検査担当職員や引継職員等が、事業実施期間を通じて効率的効果的に履行確認できるよう、上記検査調書記載内容の具体的な内容を一覧性のある形で記載しておくことが望まれる(例えば、運営状況等のヒアリング確認日や内容、現地調査日や内容、調査資料の名称、サンプリング調査を実施した場合のサンプリング資料の特定など)。

【監査の結果 20】 印紙の貼付漏れ

大阪府は、精神科救急医療体制における合併症支援システム整備事業(一般科医等活動分)(単価契約)及び精神科救急医療体制整備事業に関する業務の各委託契約書につき、印紙貼付漏れの無いようその複数職員による二重チェックを実施するなど、今後、事務の脱漏が生じないよう対策を講じるべきである。

(理由)

精神科救急医療体制における合併症支援システム整備事業(一般科医等活動分)(単価契約)(上記No.3)及び精神科救急医療体制整備事業(上記No.4)の各委託契約書に、本来貼付すべき印紙が貼付されていなかった。

【監査の結果 21】 履行確認その他検査内容の記録

大阪府は、医療勤務環境改善支援事業委託について、検査実施内容につき、口頭確認した事項や閲覧した資料の特定等につき、具体的に記録化すべきである。

(理由)

医療勤務環境改善支援事業委託は、①医療機関の勤務環境に係る実態調査、②医療勤務環境改善に関する情報の収集および提供、③医療勤務環境改善に関する広報活動、④医療機関等からの相談対応、⑤その他大阪府医療勤務環境改善支援センターの運営に必要な業務を業務内容とするものである。大阪府は、事業遂行のための諸条件を満たし(随意契約理由書においては7項目を示している)、かつ、関連する事業においても積極的に取り組んでいる一

般社団法人大阪府私立病院協会以外に適当な個人又は団体はなく、また提出された見積書が予算の範囲内であることから、見積額を前提に同法人との間で随意契約により契約を締結している。

他方、委託先から提出されている見積書及び精算書における支出額とは金額に差異があるところ、その差異が大きなものも散見される。例えば、経費区分単位でも、委託費は見積額と支出額との差額が100万円以上となっている。所管課によれば、見積額と支出額との差異が大きい場合には、検査実施時に口頭確認等を行うとのことであるが、委託費の大きな差異についてはその理由を聴取した旨の記録は残っておらず、その差異の理由は判明しなかった。

平成31年4月10日付検査調書（完了）には、「契約書に記載された業務内容について検査した結果、委託目的及び内容が適正に執行され、本契約に適合していることを確認した。」とあるのみで、その詳細は分からなかった。同一の検査調書に確認事項を全て書き込む必要まではないと考えられるものの、口頭確認した内容や確認した資料についても、検査内容を事後に確認したり、職員間の引継ぎ等を行うためにも、記録化しておくべきである。

【監査の結果 22】人件費の適切な把握

大阪府は、地域医療支援センター運営事業に関する業務委託の人件費の計算方法の詳細について、委託先に対し、書面での報告を求めるべきである。

（理由）

地域医療支援センター運営事業は、大阪府内における医師の地域別・診療科別の偏在の改善に向けて、地域医療に従事する医師のキャリア形成を支援しながら、バランスの取れた医師は医師配置を進めていくことを目的とする。具体的には、①医師不足状況等の把握・調査、②医師不足病院等の支援、③医師のキャリア形成の支援（キャリアプランプログラムの実施、支援プログラムの実施、その他医師のキャリア形成支援に資する事業の実施）、④情報発信と相談への対応、の各事項に関する企画・立案・運營業務を委託するものである。

業務委託料は契約書にその内訳が添付され、人件費と事業費と大別され、人件費の内訳として、給料、職員手当等、賃金、法定福利費、報酬が各計上されている。そのうち給料については、委託先である地方独立行政法人大阪府立病院機構から決算見込みについてその詳細の報告を受けており（平成31年3月26日府病急第57439号）、その明細によれば、人件費については専任医師1名、専従職員4名の各給料等の金額が計上され、それぞれ「給与支給実績による」と付記されている。

他方、業務の実態について、所管課によれば、本事業は、大阪府立病院機構内にセンターを設置しており、専任医師として従事する医師は、大阪府立病院機構内の臨床医としての勤務と兼務しているとのことであった。委託料として計上する専任医師に対する人件費は、当該医師の勤務時間のうち本事業にかかる従事割合を確認し、その部分について積算しているとのことであるが、その積算方法は書類上明細上明らかではない。

大阪府は本事業における専任医師に係る人件費について、書面にてその計算方法の詳細について報告を求めるべきである。

【意見 56】 履行確認及び検査方法の記録について

ナースセンター運営委託業務について、委託料の見積額と実績額とに顕著な違いについて口頭で確認した内容は、検査調書その他の方法によって記録化すべきである。

(理由)

ナースセンター運營業務は、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成4年6月26日法律第86号）に基づく「都道府県ナースセンター業務」であり、①就業協力員、相談員等の配置、②ナースセンター業務の実施（無料職業紹介事業、中小規模病院・在宅関連施設との連携と求人施設の拡充、ナースセンター・ハローワーク連携事業等多岐にわたる）を内容とするものである。

委託先からは予算内訳書及び精算書が提出され、その予算段階の積算と、事業実績額との差異が当然に生じているが、その中には大きな差異が生じているものもある。例えば、当初見積書上の給与手当（2744万円）が委託料精算書では2948万円となっており、200万円以上の増額となっている。

この点、検査調書上は明らかではないが、所管課によれば、検査時に委託先に聴取し、口頭で、雇用形態の変更や時間外手当の増加が理由であることを確認しているとのことであり、その増額の理由を確認したとのことである。

そうであれば、大阪府は、検査した内容の正確に保存し、また他の職員とも情報共有を容易にして、効率的効果的な検査を実施するためにも、確認内容は記録化しておくべきである。

第5 商工労働部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見

1 西成労働福祉センター補助金

(1) 概要

補助金等の名称	西成労働福祉センター補助金					
所管部署	商工労働部 雇用推進室 労政課					
補助金制度等の目的・概要	西成労働福祉センターの運営費					
補助開始年度	昭和37年頃					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人西成労働福祉センター (1件)					
根拠規定等	なし					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	
	当初予算	482, 993	482, 899	476, 873	468, 519	488, 244
	交付実績	490, 573	460, 137	483, 007	497, 485	553, 806
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、あいりん地域における労働福祉増進等を目的とし、公益財団法人西成労働福祉センターに対し交付され、同財団の事業経費及びあいりん労働福祉センターの維持管理費に充当されている。

同財団の実施している公益目的事業は次のとおり多岐に渡る。

I 厚生労働大臣の許可を得て行う無料の職業紹介事業

- ① 職業紹介
- ② 求職相談
- ③ 求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進
- ④ 就労機会の確保のための求人開拓事業
- ⑤ 高年齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

II 就労に関する相談及び支援事業

- ① 賃金等労働条件に関する相談
- ② 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業
- ③ 医療相談、生活身上相談、労働者援護

III 技能講習に関する事業

- ① 建設技能のスキルアップ講習
- ② 職種転換・常用就職をめざした講習
- ③ 適切な講習受講・就労に誘導するための取り組み
- ④ 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

IV 広報啓発及び福利厚生事業

- ① 労働安全啓発及び広報事業
- ② センターだよりの発行
- ③ 労働者べんりちょうの発行
- ④ 労働安全啓発相談
- ⑤ 労働力再生のための福利厚生事業

V 日雇労働者就労支援施設の管理・運営

- ① 施設管理業務
- ② 環境美化業務
- ③ 福利施設業者への指導
- ④ 事故時の緊急対応
- ⑤ 労働者救護等
- ⑥ あいりん労働福祉センターの閉館

大阪府財政再建プログラム（平成20年）において、同財団については、あいりん地域において大阪府が担うべき日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たしていること、地域特性について専門知識と独自の人的ネットワークを有しており、行政の枠組みを超えた初動期対応や地域実情に適応した対応が可能となっていること、近年の日雇労働者の就労機会の減少やホームレス化などの状況の変化に応じた業務遂行について今後も同法人を通じて大阪府の施策展開を行うこと、今後の定年退職者の状況も踏まえ効率的な組織運営を図ること、を前提として、同財団の存続（効率的な事業実施）が認められ、本補助金についても交付が継続されることになった。

(3) 監査の結果及び意見

【意見57】 財政的関与のあり方の検討

大阪府は、西成労働福祉センター補助金に関し、補助金交付という府の財政的関与の手法が現時点においても最も適切な手法であるのか検証し、検証の結果を積極的に府民に対し情報発信すべきである。

（理由）

ア 本補助金は、公益財団法人西成労働福祉センターに対し、昭和37年頃から現在にいたるまで60年近くに渡り長期的に交付されている。

本補助金が交付されるようになった経緯は次のとおりである。すなわち、昭和36年のいわゆる西成暴動事件を契機に、大阪府、大阪市及び府警本部の三者で「愛隣地区対策連絡協議会」が設置され、府警本部においては治安対策、大阪市においては民生対策、大阪府においては労働対策を担い、それぞれの役割分担のもと各種施策等を講じることとなった。労働行政を担う大阪府においては、「青空労働市場」の解消を図るべく、大阪府の出先機関として「大阪府労働部西成分室」を当初開設した。

しかし、所管課によれば、当時この地域の住民意識としては、行政機関との接触や依存を忌避する傾向が非常に強かったことから、西成分室の機能等を引き継がせる形で「財団法人西成労働福祉センター」を設立し、大阪府に代わって地域における労働行政の推進にあたら

せることとなった。そのため、本来大阪府が実施すべきであった労働対策を同財団が大阪府に代わって行っているとの認識により、同財団の運営経費については、大阪府が補助金を交付して負担するようになったというものである。

イ 同財団が設立され、大阪府の行政目的との関係で補助金が交付されるに至ったという経緯は十分に理解できるし、交付された補助金により運営されていた同財団が労働行政の推進に大きな役割を果たしてきたことも疑いない。また、同財団に関しては、府として「大阪府行政経営の取り組み」（平成30年2月）を公表し、同財団に関する点検を実施している他、「指定出資法人の決算概要等」、「指定出資法人の経営評価」等を毎年度公表し、同財団の主要事業の概要、財務状況、経営目標の達成状況を把握し、府として審査・評価を行った上でこれを公表している。

しかしながら、同財団に対する府の財政的関与の手法として補助金交付という手法が最も妥当であるのかについては、大阪府において明示的に検討されてきたとはいえない。

本補助金は、同一交付先に60年近くにわたり長期間交付されているという点で、大阪府が交付する補助金の中でも例外的な位置にあると言える。同財団の設立において大阪府が主要な役割を担っており、その後も大阪府が財政的に大きな役割を果たしてきたことは事実であり、そうであればなおさら、補助金ではなく府が主体的に責任を持つ形式での関与（自営等）も考えられるのであり、補助金交付というスキームが採用された理由となっていた地域の住民意識について、現時点でもかかる理由が妥当するのか不断に検証する必要があると思われる。

また、検証の結果、同財団に対する補助金交付というスキームを続けるというのであれば、その検証結果について、上記「指定出資法人の決算概要等」、「指定出資法人の経営評価」とは別の形で、府民に対し積極的に情報発信すべきである。

ウ よって、大阪府は、西成労働福祉センター補助金に関し、補助金交付という府の財政的関与の手法が現時点においても最も適切な手法であるのか検証し、検証の結果を積極的に府民に対し情報発信すべきである。

【意見 58】 交付要綱の作成

大阪府は、西成労働福祉センター補助金に関し、交付金額の適正性、交付手続きの安定性、透明性を確保するため、交付要綱を作成すべきである。

（理由）

ア 本補助金については、交付要綱が作成されておらず、大阪府の補助金交付規則と「伺い定め」によって交付されるという運用がこれまで継続している。補助金額の算定においては、毎年度「（同センターの提出する）交付申請書記載のとおり」とされ（平成30年度においては大阪府指令労政第1024号）、同財団の算定する事業費から自主事業によって得られる収入を控除した全額が補助金として交付されている。

イ 「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」（昭和45年10月1日付作成、平成28年3月30日最終改正）一4（1）には、「原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること」との記載がある。本補助金が交付されるに至った経緯に

鑑みると、本補助金の対象は特定少数であり、当該通知に従い所管課が交付要綱を作成していなかったものと言える。

しかし、交付要綱には、補助金交付の理由・趣旨、補助対象の事業を明確にし、もって決定された補助金額の合理性を担保し、交付手続きの安定性、公平性、透明性を確保する役割があるところ、これは交付対象が特定少数である場合にも変わらない。また、本補助金は、同財団に事業費を補助するものであるが、同財団のいかなる事業内容が公益目的であると認定され補助金交付対象となっているのか、補助金交付要綱がないために府民に分かりにくい構造となっている。そのため、例えば同財団の事業内容に変更があった場合に、補助金交付を継続してよいかどうかの判断根拠も存在しない。また、交付要綱によって補助金の交付目的が定められていないため、補助金の効果測定をどのようにするのかも、外部に分かりにくい構造となっている。大阪府としては、府民に対して個々の補助金の合理性、安定性、公平性、公明性を積極的に説明し情報提供するためにも、本補助金について交付要綱を作成する必要がある。

ウ よって、大阪府は、西成労働福祉センター補助金に関し、交付要綱を作成し、もって交付金額の適正性、交付手続きの安定性、透明性を確保するべきである。

【監査の結果 23】退職給付引当金の積立

大阪府は、西成労働福祉センター補助金に関し、補助事業者に対して、退職給付引当金を適切に積み立てるよう指導すべきである。

(理由)

ア 平成30年度の終了間際である平成31年3月26日に、補助事業者である公益財団法人西成労働福祉センターに対する補助金交付額が6743万円増額されたが、増額分の大部分は退職金5名分の退職金(8700万円)に対するものであった。同財団の退職給付引当金は、平成30年度末において166,984,000円が計上されていたものの、当該5名の退職金については、当該退職給付引当金の算定には加えられていなかった。そのため当該退職給付引当金を使用することはできず、臨時に補助金額が増額されるに至ったものである。

イ 所管課によれば、退職給付引当金については、平成32年度末に必要な引当金を、1/10ずつ平成23年度から10年間で積み立てるという財政課査定を受けているところであり、年度末において当初予定していた平成30年度末の引当金残金は確保する必要があるとのことであった。しかし、当該5名の退職理由については、4名が定年退職で、1名が依願退職となっており、少なくとも4名の退職についてはかねてより予定されていた。

内閣府公益認定等委員会作成にかかる「「公益法人会計基準」の運用指針」(平成30年6月改正)中の、運用指針12「財務諸表の科目」「(1)貸借対照表に係る科目及び取扱要領」には、「退職給付引当金 退職給付に係る見積もり債務額から年金資産額等を控除したもの」と明記されており(同指針9頁)、引当金として退職金の見込額を計上すべきことが明確にされている。そして、運用指針の附則第2項(同34頁)には、「公益法人会計基準の適用と認定・認可の関係について」として、「一般社団・財団法人を設立して公益認定を申請する場合」には「公益法人会計基準及び本運用指針によるものとする」と記載があり、公益財団法人である同財団も、当該運用指針を遵守する必要がある。

なお、運用指針の附則第3項（同34頁）には、退職給付会計を新たに導入する際に生じる過年度分の引当てについては、12年以内の一定の年数にわたり定額で処理できる旨の記載があるが、この規定はあくまでも退職給付会計を初めて適用する際にその時点の期末要支給額を12年以内の一定年数で処理できるという意味であり、その後の退職金見込額の増加による追加引当てや、退職金の支払による引当金の取崩しは当然に必要な会計処理である。したがって、本事例のように将来の一時点の退職金見込額を10年間で分割して引当金を計上し、その間退職給付引当金を取り崩さないといった処理は、会計基準に沿った処理としては認められない。

また、本補助金は運営費補助であり、大阪府は、府からの補助金交付額を平準化し、事務を効率化するためにも、補助対象先に対し、退職給付引当金を積み立てるように事前に指導を行うべきであった。

ウ よって、大阪府は、西成労働福祉センター補助金に関し、補助事業者に対して、退職給付引当金を適切に積み立てるよう指導すべきである。

2 あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金					
所管部署	商工労働部 雇用推進室 労政課					
補助金制度等の目的・概要	高齢労働者の雇用の安定を「あいりん労働福祉センター」の環境美化を図る					
補助開始年度	平成6年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人西成労働福祉センター (1件)					
根拠規定等	なし					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	
	当初予算	69,725	70,471	69,637	69,503	69,503
	交付実績	69,040	69,288	69,450	69,503	69,503
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、高齢労働者の雇用の安定と、あいりん労働福祉センターの環境美化を図ることを目的とし、あいりん労働福祉センターを管理する公益財団法人西成労働福祉センターに対し、平成6年度から継続的に交付されている補助金である。同財団では、交付された補助金から6万円の印紙代を控除した金額を委託料とし、高齢労働者特別清掃事業を第三者に委託している。委託先は平成6年度から平成30年度に至るまで同一（大阪環境整備株式会社）である。平成6年度から平成25年度までは随意契約による事業実施が行われていたが、平成26年度から平成27年度にかけて「公募型プロポーザル方式」による事業者選定が実施さ

れた。しかるに2回連続して提案事業者が1者であったため、平成28年度からは現行事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約による事業実施が行われている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見59】 交付要綱の作成

大阪府は、あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し、交付金額の適正性、交付手続きの安定性、透明性を確保するため、交付要綱を作成すべきである。

(理由)

ア 本補助金については、交付要綱が作成されておらず、大阪府の補助金交付規則と「伺い定め」によって交付されるという運用をこれまで継続している。

イ 「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」（昭和45年10月1日付作成、平成28年3月30日最終改正）一4（1）には、「原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること」との記載がある。本補助金が交付されるに至った経緯に鑑みると、本補助金の対象は特定少数といえ、当該通知に従い所管課が交付要綱を作成していなかったものと言える。しかし、交付要綱には、補助金交付の理由・趣旨、補助対象の事業を明確にし、もって決定された補助金額の合理性を担保し、交付手続きの安定性、公平性、透明性を確保する役割があるところ、これは交付対象が特定少数である場合にも変わらない。本補助金は、その名称や経緯等から交付の趣旨目的は明らかとも言えるが、当該趣旨目的を交付要綱という形式で明らかにしてこそ、補助金支出の合理性、安定性、公平性、公明性を確保し、府民にも説明できるものと言える。また、効果測定を実効的に行うという側面からも、交付の目的を交付要綱で明示した上で、補助金交付規則で定められたものよりも具体的に、実績報告等の手続きについて確定しておくべきである。

ウ よって、大阪府は、あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し、交付金額の適正性、交付手続きの安定性、透明性を確保するため、交付要綱を作成すべきである。

【意見60】 実績報告書の添付書類の記載

大阪府は、あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し、補助事業者が提出する補助金事業実績報告書添付の事業補助金決算の内訳においては、補助事業を行うにあたって実際に必要となった金額を記載させるべきである。

(理由)

ア 本補助金に関する特別清掃事業補助金交付申請書（平成30年3月27日付）添付の「補助事業の遂行に関する計画」に記載された人件費・事務費の詳細、及び特別清掃事業補助金事業実績報告書（平成31年4月26日付）中、「あいりん地域高齢日雇労働者清掃事業補助金決算の内訳」に記載された人件費・事務費の詳細は、それぞれ次の表のとおりである。

<あいりん地域高齢日雇い特別清掃事業の予算と決算>

	計画時	決算時
人件費	60,730,209	60,814,307
○作業員人件費	46,472,837	46,364,950
○監督員人件費	9,852,084	10,044,429
○事務員人件費	4,405,288	4,404,928
事務費	3,568,791	3,484,693
○清掃用具費	3,488,791	3,455,533
○保守費	80,000	29,160
消費税	5,143,920	5,143,920
計	69,442,920	69,442,920
事務費	60,000	60,000
合計	69,502,920	69,502,920

(大阪府提供資料)

イ 表からわかるとおり、計画時と決算時とでは、人件費と事務費については、それぞれ明細の内容が異なっているため、それぞれの合計は異なっているが、人件費と事務費の合計額は計画時と決算時とで変わらず、委託金額の総額は変化がない。

この点につき所管課に確認したところ、人件費については、計画時には7,220人の作業員雇用を予定していたところ、決算時では作業員7,206人の雇用となり、作業員人件費は46,364,950円の減決算となったが、その影響で監督員人件費が増額となり、人件費増額では増額決算となった。

しかるに、委託契約であるため、人件費と事務費の合計額を増額させることはできず、決算時の事務費を減額して合計額を計画時と同一にさせているとのことである。平成30年度においては、委託先の作成した資材購入内訳書（平成31年3月31日付）において、実際の事務費（清掃用具費と保守費の合計）が3,663,993円であったところ、人件費増額の影響を受け、購入資材の数量を減少させた上（減少分は委託先の自己負担となる）、事務費を上記3,484,693円に調整した別個の資材購入内訳書が作成され、同財団に提出されている。そして、所管課においては、変更前の実際の資材購入内訳書も変更後の資材購入内訳書も内容を確認している。

ウ 以上からすると、本件では補助事業者が、補助事業のうち実際に補助金で賄われた部分について特別清掃事業補助金事業実績報告書（平成31年4月26日付）中、「あいりん地域高齢日雇労働者清掃事業補助金決算の内訳」に記載したものであり、特に補助事業者およびそこからの委託先において何らかの不明朗な処理がなされたものでないことが分かる。しかるに、上記のとおり計画時の数字と決算時の数字のみを並べた場合、人件費の増額に連動して事務費が減額されている理由が不分明であり、外部から見て誤解を生じかねせない記載であると言える。また、かかる記載がなされていると、実際に補助事業に関していくらの経費がかかっており、委託先がどの程度自己負担しているのかも明らかになってこない。

したがって、特別清掃事業補助金事業実績報告書中の「あいりん地域高齢日雇労働者清掃事業補助金決算の内訳」において、あえて調整して減額した数字のみを記載させるのではなく、実際にかかった数字を記載させた上で、その一部について補助していることを明記するように記載すべきである。

【意見 61】 購入物品の把握

大阪府は、あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し、補助金の額の適正性を担保するために、補助事業者と委託契約を締結している委託先において委託金額を原資として購入した物品の管理状況について、把握しておくべきである。

(理由)

ア 本補助金にかかる委託契約中の清掃用具費の過去3年間の状況は次のとおりである。

- ・平成30年度：3,455,533円
- ・平成29年度：3,784,501円
- ・平成28年度：3,548,915円

毎年、少なくない金額が支出されているが、本補助金を原資として購入された清掃用具は、委託先業者の財産となり、大阪府としては、当該購入された物品の現物確認は行っていないし、同財団法人が委託先から聴取した上でリスト化して大阪府に提出する等の措置も行われていない。

イ 清掃用の物品については、使用状況、保管状況によれば、翌年以降の使用も可能であり、そのため毎年度清掃用具費の額が異なっているものと思われる。委託先業者から同財団法人に提出されている資材購入内訳書の内容からすると、購入された清掃用の物品は、全てがゴミ袋や洗剤等の消耗品であることが分かるが、毎年度、購入したものが全て費消されているかは不明である。とすれば、毎年の物品購入支出額の適正性、ひいては補助金額の適正性を担保するためにも、大阪府として、少なくとも清掃用の物品の状況について、補助事業者からリストを提出させた上で、適宜に現物を確認する等の措置をとることが必要であると思われる。形式的には毎年委託業者が変わり得ることからも、物品（消耗品）の管理状況を同財団法人に把握させておくことが必要である。

ウ よって、大阪府は、あいりん地域高齢労働者特別清掃事業補助金に関し、補助金の額の適正性を担保するために、委託先において購入された物品の管理状況について、把握しておくべきである。

3 大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金				
所管部署	商工労働部 雇用推進室 労政課				
補助金制度等の目的・概要	ホームレスの人の就業による自立促進				
補助開始年度	平成17年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会 (1件)				
根拠規定等	大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	4,500	4,500	4,500	4,500	4,500
交付実績	4,015	4,119	4,374	4,361	4,433
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

大阪ホームレス就業支援センター運営協議会は、大阪府、大阪市、西成労働福祉センター、大阪自彊会、みおつくし福祉会、みなと寮、連合大阪により平成17年4月に設置された。平成23年3月には新たに大阪労働者福祉協議会、NPO 釜ヶ崎支援機構が加わり、ホームレスの人や高齢日雇労働者への就業機会を提供するなど、協働して就業支援に関する事業を実施している。

大阪ホームレス就業支援センター運営協議会は、「大阪ホームレス就業支援センター（あいあいサポートセンター）」を設置・運営し、国（厚生労働省）の事業である「ホームレス就業支援事業」を受託（平成30年度における受託金額は86,416,171円）するとともに、民間事業所等からの内職を含む軽作業、商店街及び寺社等の除草・清掃作業等の就労機会を開拓確保し、提供している。

本補助金は、同協議会の事務局長の賃金、保険料、建物維持費など、管理運営にかかる費用について、450万円を上限として補助するものである。平成30年度の補助金額の内訳は次のとおりである。

<平成30年度の補助金額の内訳>

(単位：円)

対象項目	清算補助基本金額	清算補助基本金額項目の内訳
人件費	3,553,324円	報酬(2,856,000円) 諸手当(216,550円) 法定保険料(480,764円)
その他	880,481円	旅費交通費(43,080円) 手数料(10,428円) 消耗品費(445,373円) 建物維持管理費(116,640円) 建物火災保険(52,060円) 固定資産税(212,900円)
事業合計	4,433,805円	

(大阪府提供資料)

(3) 監査の結果及び意見

【意見62】大阪ホームレス就業支援センター運営協議会に対する財政的関与のあり方

大阪府は、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金に関し、本補助金交付という財政的関与のあり方が妥当であるかを検討の上、府民に対して検討結果を情報提供すべきである。

(理由)

ア 平成17年に本補助金の交付が開始された経緯は、当初国からの委託事業を受託するにあたり、受託以前の段階で同運営協議会が事務局組織等を備えた団体であることが必要であったため、大阪府として、平成17年度当初から当該運営協議会の存在、運営に必要な金額の補助を開始した。

しかるに、当初の発足時はともかく、国からの委託事業を10年以上行い、また発足後複数の団体が加入してきている中で、依然として大阪府が運営補助を行う必要性については不断に検討される必要がある。

イ また、同運営協議会には大阪府も構成員として入っているが、大阪府が同協議会に補助金を交付することは、実質的に自己取引(自己宛の補助金交付)とも評価されうることになり、形式上も妥当ではない。自己が構成員として入っている団体への経済的関与の在り方としては、当該団体内部で協定書を作成した上で、一定の負担金として支出する方が、手続き上の安定にも資するものと思われる。

ウ よって、大阪府は、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金に

関し、補助金という形式で支出することの妥当性について検討の上、府民に対して検討結果を情報提供するべきである。

【意見 63】 ホームページの適宜の更新

大阪府は、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金に関し、補助事業者が事業状況を記載しているホームページが適宜更新されているかどうかについて適宜把握し、更新されていない場合は指導を行うべきである。

(理由)

ア 本補助事業者である同運営協議会は、ホームページによって活動実績等を府民に広報しているが、本年6月に確認した時点で、ホームページの内容の一部（事業実績の部分を含む）が平成27年の更新を最後に更新がされていない状態であった。

イ 同運営協議会の管理運営に要する経費は補助金によって行われているところ、補助金が有効に用いられているのかどうか府民が確認する際には、同運営協議会のホームページが適宜に更新されていることが不可欠である。そして、同協議会が更新を怠っていた場合は、大阪府として同協議会に適宜に指導を行う必要がある。

ウ よって、大阪府は、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会管理運営補助金に関し、事業状況を記載しているホームページが補助事業者によって適宜更新されているかどうかについて把握し、更新されていない場合は指導を行うべきである。

4 大阪起業家スタートアップ補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪起業家スタートアップ補助金					
所管部署	商工労働部 中小企業支援室 商業・サービス産業課					
補助金制度等の目的・概要	大阪府の経済・社会の新陳代謝を促し、大阪経済の持続的な成長を実現するため、ビジネスプランコンテストを通じた有望起業家の発掘、目標達成型補助金の支給、ビジネスプランから成長過程までの一貫したハンズオン支援を組み合わせ、創業者の着実な成長を支援すること。					
補助開始年度	平成25年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	民間企業等 (8件)					
根拠規定等	大阪起業家スタートアップ補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	20,537	30,699	30,222	33,678	34,016
	交付実績	7,681	10,000	12,000	7,000	8,000
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、将来の大阪経済を担う有望な起業家の成長を支援するため、大阪府が実施するビジネスプランコンテストの優秀提案者に対し補助対象経費の2分の1について、年度毎の限度額を100万円とし、3年度を限度として交付するものである。なお、令和元年度より「大阪府グローイングアップ補助金」に変更され、交付期間は1年となった。補助対象経費は次のとおりである。

<補助対象経費の経費区分と内容>

経費区分	内 容
創業等に要する経費	創立費
	開業費
	事務所賃借料・共益費・仲介手数料（保証金、敷金を除く）、事務所改装費（建替、増築を除く）
	機械装置・工具備品調達費
	実験費・研究開発費
	知的財産権等関連経費
	外注費・委託費・技術コンサルタント料
	謝金
	旅費
	補助員人件費
	調査研究費
	研修費
	広告宣伝費
	諸経費
その他	

(大阪府提供資料)

本補助金は平成25年度から交付されており、平成30年度まで、年に2回実施されるビジネスプランごとに、優秀提案者が採択されている。これまでの申請件数及び採択件数は次のとおりである。

<各年度における申請件数及び採択件数>

		申請件数	採択件数
平成25年度	第1回	19	5
平成26年度	第2回	14	3
	第3回	24	3
平成27年度	第4回	25	5
	第5回	36	5
平成28年度	第6回	25	5
	第7回	17	4
平成29年度	第8回	20	3
	第9回	27	4
平成30年度	第10回	21	5
	第11回	17	3
合計		245	45

(大阪府提供資料)

(3) 監査の結果及び意見

【意見64】効果指標に関する交付要綱等への明記

大阪府は、大阪起業家スタートアップ補助金に関し、補助事業の目的に則した効果指標を交付要綱等で明記した上で、効果指標実現の有無について、補助事業者から情報を提供させるよう検討すべきである。

(理由)

ア 本補助金に関する「大阪起業家スタートアップ補助金の手続きについて」（平成30年8月）（2頁）では、「補助金の対象となる補助事業は、創業や新事業の展開に要する事業であり、ビジネスプランの実現が、大阪府内の経済活性化に寄与することが期待されるものとします」とあり、補助事業者選定の前提となるビジネスコンテストでは、「大阪府内の経済活性化に寄与することが期待できるビジネスプランである」という視点で審査がなされている。さらに、所管課では、本補助金の効果測定として、補助終了後5年間にわたり、補助事業者の売上額、雇用を把握した上で、「ビジネスプランコンテスト受賞年度と比較して純増している企業が6割以上」との成果指標と設定しているが、この点は補助金の交付要綱では明示されていないため、補助事業者の協力を得て情報を収集するという限度にとどまっている。

イ 一般論として、民間企業に補助金を交付する場合、それは住民の負担による資金（税金）の使用となるのであり、その投下量に応じた成果があることが求められる。したがって、ある目的のために投下された資金と、それによる成果との間には比例関係がなければ

ならない（比例原則）。この点、地域経済全体の活性化を目的とした資金投下は、即座に成果測定を行うことは困難であるが、その場合は、一定の期間にわたり経過を観測して、比例原則による効果測定を行う必要がある。

本件の場合、府下の起業家に補助金を交付することは、単に当該起業家の経済的メリットをもたらすというだけではなく、府全体としての経済的成長・雇用促進等につながるものであり、現に本補助金交付の目的もそこにある。

しかるに、補助金交付要綱上、交付決定後3か年にわたる売上額の検討のみでは、当該補助事業者（起業家）に与えた経済的メリットを図ることにはなっても、「大阪経済の持続的な成長」が達成されたかどうかの判断は困難である。府全体としての経済的成長・雇用促進等を測定するためには、売上額のみならず、例えば大阪府内での雇用の達成等も効果測定の指標に加えることも検討すべきである。補助金のもともとの趣旨が、二次的、三次的な波及効果を含め、大きな目標のもとに実施されている補助金であるのに、効果の検証としては、交付額が直接にもたらせた一次的な局面での効果（売上額）のみを評価の対象としているのは不十分と言わざるを得ない。

この点、所管課では、上述のとおり、補助終了後5年間にわたり、売上額及び雇用の把握にも努めているとのことであるが、そうであれば、その点を交付要綱等において明記し、効果指標の実現の有無についてより実効的に情報収集するように努める必要がある。

ウ よって、大阪府は、大阪起業家スタートアップ補助金に関し、補助事業の目的に則した効果指標を交付要綱等で明記した上で、効果指標実現の有無について、補助事業者から情報を提供させるよう検討すべきである。

【意見 65】 補助対象経費に関する変更申請

大阪府は、大阪起業家スタートアップ補助金に関し、補助対象経費の額が一定割合を超えて変更した場合は、その都度補助事業者から変更申請書を提出させる等の仕組みを検討すべきである。

（理由）

ア 本補助金に関する平成30年度の補助事業実績報告書中の「補助対象経費の支出報告書」において、「（1）補助対象経費」の内容と「（2）（1）のうち支払済みの経費」との差額が大きいものが次のように複数存在している

< A社の平成31年4月30日付実績報告書（一部抜粋） >

内容	補助対象経費	支払済みの経費
事務所賃貸料	1,500,000円	375,000円
旅費交通費	173,400円	469,396円
広告宣言費	110,000円	1,165,000円
補助員人件費	600,000円	0円

（大阪府提供資料に基づき作成）

< B社の平成31年4月30日付実績報告書（一部抜粋） >

内容	補助対象経費	支払済みの経費
創立費	250,000円	0円

開業費	250,000円	0円
機械装置・工具備品調達費	500,000円	768,952円
知的財産権等関連費	1,000,000円	0円
外注費・委託費・技術コンサルタント業	2,000,000円	0円
補助人件費	720,000円	0円

(大阪府提供資料に基づき作成)

所管課としては、差額が発生した理由について把握し、対象経費の執行経費が補助対象経費の要件である200万円を超えて適切に執行されているか確認している。しかし、制度上、執行経費額に変動が生じた場合、補助事業者からの申請を行わせるという仕組みにはなっていない。

イ 補助金交付決定後の補助対象経費の変動は、補助金の年度ごとの上限額は100万円である一方で、補助率が経費総額の2分の1以内とされている関係で、例えば当初200万円以上の補助対象経費が予定されていたのが、実際には100万円を下回った場合、交付できる補助金の額にも影響する。

したがって、対象経費の変更については、所管課として適宜把握することが必要である。本件変動については、所管課の担当者が聞き取りにより適時に把握していたのであるが、変更が発生した場合、速やかに補助事業者から、変更の理由も記載した変更申請書を提出させるように交付要綱で義務付けることが、手続きの安定上必要と思われる。

ウ よって、大阪府は、大阪起業家スタートアップ補助金に関し、補助対象経費の額が一定割合を超えて変更した場合は、その都度補助事業者から変更申請書を提出させる等の仕組みを検討すべきである。

5 ものづくりイノベーション支援助成金

(1) 概要

補助金等の名称	ものづくりイノベーション支援助成金				
所管部署	商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課				
補助金制度等の目的・概要	ものづくり企業のイノベーション（技術革新）を創出するため、産学官の支援機関・ものづくり企業を結集した「大阪ものづくりイノベーションネットワーク」を組織し、新たな技術開発をプロジェクトの創出から事業化まで支援すること。				
補助開始年度	平成22年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	民間企業等（11件）				
根拠規定等	ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度

	当初予算	15,000	15,000	14,500	13,347	18,161
	交付実績	12,192	11,227	12,981	9,498	16,893
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、環境・新素材などの成長有望分野における中小企業者の技術開発の取り組みを支援プロジェクトとして認定し、助成金（補助金）を交付するものである。

助成金の額は次のとおりである。

- ① AI, IoT 及びロボットなど第4次産業革命に関連し、かつ技術や実用化について高い評価を得た事業については、助成対象経費の2分の1以内、200万円を上限とする。
- ② 成長有望分野を支えるものづくり基盤技術開発については、助成対象経費の2分の1以内、150万円を上限とする。

補助対象経費は次のとおり指定されている。

<補助対象経費の細目と内容>

経費区分	細目	助成対象経費の内容	備考
技術開発費	開発事業費	原材料費、消耗品費、機械装置又は工具器具の購入・製造・改良・据付け・借用・保守又は修繕に要する経費、外注加工費	
	開発委託費	共同研究費、技術開発事業の一部を委託する経費	技術開発費の2分の1以内
技術調査費	調査事業費	技術調査費、特許調査費、市場調査費、技術波及調査費、試験分析費、試作品提供費、展示会出展経費（業務の一部又は全部を委託する経費も含む）	
事務費	活動費	企業、共同研究機関、外部有識者等への謝金・旅費	
	事務費	資料購入費、印刷製本費、運搬費、翻訳料、会議費	
	その他	上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費	

（大阪府提供資料）

なお、本補助金は、「大阪ものづくりイノベーションネットワーク規約第4条に規定する企業会員」のみを対象とするものであり（交付要綱第2条1項2号）、合理的な理由なく補助金の交付につき特定の者を優遇しあるいは拒否するなどの差別的扱いをすることは許されないとする平等・公平の原則との検討が必要と思われたが、「大阪ものづくりイノベーション

ネットワーク」の企業会員になるについては特に費用の拠出や特殊の要件該当性も要求されないで、特に平等・公正の原則との関係で問題になるものではないと判断した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 66】 効果測定からのフィードバック

大阪府は、ものづくりイノベーション支援助成金に関し、補助金交付後5年後においても企業化が未達成であった場合、その理由について把握し、補助金選定の審査会に情報提供することにより、今後のより実効的な審査につなげるべきである。

(理由)

ア 本補助金は、大阪府内ものづくり中小企業が行う新たな技術開発の取組を支援する目的で設置されており、補助金の効果測定としては、毎年度末の助成事業実施状況報告書によって、「技術開発等の実績及び成果」「事業化の見通し、今後のロードマップ」「期待される波及効果」「知的財産の状況」について助成事業者に具体的に記載させているのみならず、助成事業に係る企業化状況（事業化、商品化等）について、当該助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後に企業化状況報告書を提出させることによって把握している。効果測定指標設定の難しい補助事業であるが、様々な指標を用いて効果を把握しようとしている姿勢が伺え、この点は非常に評価できる。

イ ただ、把握した補助金効果については、更に新たな補助対象者選定の場面にフィードバックしてこそ、補助事業全体としてのPDCAサイクルが実現するものというべきである。企業化達成理由および未達成理由について大阪府として把握した場合、それを支援プロジェクト認定審査会に情報提供し、審査会として企業化の状況を把握することにより、今後のより適切な審査につなげるべきである。

【意見 67】 実績確認時の検査記録への記載

大阪府は、ものづくりイノベーション支援助成金に関し、補助金の実績確認時の確認内容について、補助事業検査記録に記載しておくべきである。

(理由)

ア 本補助金にかかる補助事業検査調書では、平成30年度における全ての検査対象事業者に関する調書において、「検査内容」の項目で「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日の間に実施された助成事業について、実地調査により、交付要綱、交付申請書、交付決定等の内容どおり、実施されていることを確認した。また、事業実績額については、実績報告書やその根拠資料（領収書等）により、適正に執行していることを確認した」とのほぼ定型の内容が記載されている。

イ 上記記載は、平成18年9月29日付「補助事業検査調書の改正について（通知）」（財第1747号）に基づくと思われるが、かかる記載内容だと、実際にどのような検査項目においてどのような検査が行われたのか判然としない。

補助金は、府以外の団体に公金を支出するものであり、補助金交付の相手方の履行が完全に確保されなければ、補助金交付の目的を達成することができない。そして、検査調書は、その履行が達成されているかを検査し記録するものであり、補助金の効果を判断する上でも

その起点となるものである。

したがって、補助金の使用の内容について、府がどのように把握したのかが分かる程度に具体的に記載されなければならない。実際の検査内容については、記載した担当者のみが把握していれば良いのではなく、例えば、引継ぎがあった際に同一の検査水準が担保されるようにする必要があり、その意味でも、検査の際の記録は、検査内容が明瞭になるように具体的に記載すべきである。この点、後述の企業立地促進補助金においては、補助事業検査調書において、「その他参考事項」の中で具体的に検査項目と検査手法を列挙して記載しており（大阪府内常用雇用者の雇用期間、住所、雇用保険加入状況等）、参考になるものと思われる。

【監査の結果 24】 取得財産の把握、定期的な所在確認

大阪府は、ものづくりイノベーション支援助成金に関し、補助金により取得した財産については、補助事業者に台帳を作成させた上、定期的に所在の確認を行うべきである。

（理由）

ア 本補助金に関する交付要綱（ものづくりイノベーション支援助成金交付要綱）第15条1項では、「助成事業者は、助成事業により取得した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない」とし、大阪府としても助成事業者側での台帳作成を求めている。

しかるに、保管状況に関する大阪府としての確認は、平成26年度に、リース物品を購入して虚偽の申請をした事業者の存在が発覚したことを契機に平成22～平成26年度の採択事業者77件のうち、50万以上の機器等を保有する29件について保管状況を確認したことを最後に、それ以降行われていない。

イ 本補助金に関する交付要綱第15条第2項では「規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間を経過する以前に当該財産を処分しようとするときは、取得財産処分承認申請書（様式第10号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない」とされているが、購入された財産の所在等に関する継続的確認は、当該条項の遵守がなされているかの確認において不可欠である。

ウ よって、大阪府は、ものづくりイノベーション支援助成金に関し、補助金により取得した財産については、補助事業者に台帳を作成させた上、定期的に所在の確認を行うべきである。

6 大阪府企業立地促進補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府企業立地促進補助金
所管部署	商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課
補助金制度等の目的・概要	大阪産業の高度化及び活性化を図るため、府内の対象地域における企業の立地・投資に必要な経費の一部を補助する。

補助開始年度	平成9年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	民間企業等 (21件)				
根拠規定等	企業立地促進補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	1,794,300	1,697,804	1,307,133	1,312,077	1,187,576
交付実績	1,632,303	1,510,506	1,066,711	1,110,833	1,031,531
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

ア 本補助金は、府内投資促進補助金と外資系企業等進出促進補助金の2つに分けられる。

イ 府内投資促進補助金

府内投資促進補助金は、ものづくり中小企業等の投資や新規立地の促進等を図るため、工場又は研究開発施設新築や増改築を行う中小企業に対し、必要となる経費の一部を補助するものである。

補助の対象とする施設は、①産業集積促進地域における工場等、もしくは②研究開発施設の投資促進を奨励する市町村における先端産業の研究開発施設であり、立地（投資）に必要な経費の一部が補助される。また、雇用者の数が規定の数を超えた場合は、立地後の操業に係る法人事業税に対する補助を受けることができる。補助率は、投資に対する補助の場合、補助対象経費の5%（大阪府内に本社、工場又は研究開発施設等を持つ企業は10%）、法人事業税に対する補助は補助対象経費の50%であり、それぞれ3000万円、2000万円を上限とされている。

補助対象経費は次のとおりである。

【投資に対する補助】

家 屋：補助事業の実施期間内に家屋（建物）の建築等に関する契約・発注・支払いが行われたもの

償却資産：補助事業の実施期間内に償却資産の取得の契約（発注）・納品・支払いが行われたもの

【法人事業税に対する補助】

投資に対する補助の対象となった施設の操業開始日を含む事業年度（補助事業者の会計期間）の翌年度及び翌々年度の事業活動に賦課される法人事業税のうち、投資に対する補助の対象となった施設に係る相当額

ウ 外資系企業等進出促進補助金

外資系企業等進出促進補助金は、対日投資を促進し、大阪産業の高度化及び活性化を図るため、府内に本社を設置する外資系企業等に対し、投資額の一部を補助するものである。

補助対象者は、本社を大阪府内に設ける外資系企業等であり、事業所床面積250㎡以上かつ当該事業所を主たる勤務地とする常用雇用者及び常用雇用者に準ずる者を合計25人以

上確保することが補助要件とされている。

補助対象経費は、家屋（建物）及び償却資産の取得経費又は家屋（建物）賃料から、補助対象外経費を差し引いた経費のうち、次の条件を満たす経費である。

家屋：補助事業の実施期間内に家屋（建物）の取得に係る契約（発注）・支払いが行われたもの

償却資産：補助事業の実施期間内に償却資産の取得に係る契約（発注）・納品・支払いが行われたもの

家屋賃料：操業を開始した日の翌月（当該日が月の初日の場合はその日の属する月）から24ヶ月間に要するもの

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 25】申請書類の記載の整備

大阪府は、大阪府企業立地促進補助金に関し、補助金交付要綱における交付要件と、補助金申請手続案内文書における交付要件との間に齟齬のないように統一的に記載すべきである。

（理由）

ア 本補助金交付要綱第4条1項3号では、産業集積促進地域における工場等に関する投資補助について、「補助対象地域の市町村による企業立地を促進するための助成金又は税の軽減等の優遇制度の利用が見込まれること」と記載されているが、一方、府内投資促進補助金に関する「申請手続案内」1頁では、「立地する地域の市町村による優遇措置の適用を、府の補助金の交付を受けるための要件としています」と記載されている。市町村による優遇措置の適用を受けることが要件になるかについて、両記載に齟齬が発生している。

イ 所管課の説明では、実際には、「優遇措置の利用が見込まれる」段階で要件は充足するとのことであり、そうであれば「申請手続案内」の記載を訂正すべきである。「申請手続案内」の記載は、申請を検討している民間業者等が申請するか否かを判断する上で決定的に重要なものであり、その内容は正確である必要がある。

ウ よって、大阪府は、大阪府企業立地促進補助金に関し、補助金交付要綱における交付要件と、補助金申請手続案内文書における交付要件との間に齟齬のないように統一的に記載すべきである。

【意見 68】撤退事例に関する把握とPDCAの確保

大阪府は、大阪府企業立地促進補助金に関し、交付決定が取り消された事案について、取り消された理由も含めて補助事業者選定の審査会に情報提供し、今後の有効な審査につなげるべきである。

（理由）

ア 本補助金については、平成26年度以降、交付決定がなされながら、その後交付決定が取り消された例が3件存在する。いずれも、大阪府内における雇用要件達成の見込みがなく、事業者から事業廃止の申請があったものである。

いずれも補助金未交付であり、また当該案件の各交付決定年度における新規交付決定枠を

上回る申請が無かったことから、大阪府として実害はなかったが、今後においては、当該事業者が一旦選定された時点で、他の事業者が補助金を受けられなかったという弊害が発生する恐れがある。

イ そこで、かかる撤退事例につき、原因を把握した上で、補助金の審査会（企業立地促進補助金審査会）に情報提供し、PDCAサイクルの中に活かすことで、今後の有効な審査につなげるべきと思われる。

7 大阪府中小企業取引振興事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府中小企業取引振興事業費補助金					
所管部署	商工労働部 中小企業支援室 ものづくり支援課					
補助金制度等の目的・概要	中小企業の取引振興を図るため、販路開拓支援、下請取引適正化に関する事業を実施する公益財団法人大阪産業振興機構への補助を行う。					
補助開始年度	平成21年度（大阪中小企業支援センター事業から改名）					
平成30年度の交付先 （交付先の件数）	（公財）大阪産業振興機構（現大阪産業局）（1件）					
根拠規定等	大阪府中小企業支援取引振興事業費補助金交付要綱					
補助金等の推移 （単位：千円）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	89,180	86,449	84,347	89,991	91,409
	交付実績	85,533	85,458	84,347	89,991	87,705
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、中小企業の経営資源の確保を支援し、中小企業の振興に寄与することを目的とし、公益財団法人大阪産業局が実施する中小企業支援事業（下請取引振興事業）に要する経費の全部又は一部を補助するものである。

大阪産業局は、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第4条第1項により知事が定める中小企業支援事業の実施に関する計画に基づく中小企業支援事業（下請取引振興事業）を行っている。なお、大阪産業局は、平成31年4月、公益財団法人大阪産業振興機構と公益財団法人大阪市都市型産業振興センターが合併して設立されたものであるが、合併以前には、本補助金は公益財団法人大阪産業振興機構に交付されていた。

当該事業に関し、補助にかかる経費は、次の表のとおりであり、このうち知事が必要かつ適当と認めるものについて交付される。また、平成30年度における事業内容ごとの補助金交付額は次の表の右欄のとおりである。

<平成 30 年度における事業内容ごとの補助金交付額一覧> (補助金額の単位は円)

事業区分	内 容		補助金額
人件費	以下の事業を実施するための職員等の人件費		41,658,000
事業費	下請取引適正化	啓發文書やパンフレットの送付、講習会の開催等、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の普及啓発に要する経費	2,755,000
	法律相談	弁護士による下請取引に関する苦情・紛争の法律相談	739,000
	取引あっせん	親事業者に対する下請事業者への発注の促進と発注開拓、下請事業者に対する取引のあっせんに要する経費	10,044,000
	個別商談会	親事業者と下請事業者が一堂に会し、個別に取引交渉や情報交換を行う商談会の開催に要する経費	1,357,000
	経営基盤・技術向上等講習会	下請中小企業の高度な技術力の習得や新分野への進出等を支援するための講習会の開催に要する経費	990,000
	大企業との展示商談会	府内中小企業の販路拡大を支援するため、府内中小企業が大企業に対し実施する展示商談会の開催に要する経費	21,911,000
	事業化交流マッチング	異業種の中小企業が交流できるマッチングイベントの開催に要する経費	110,000
	府内中小企業の広報冊子の作成	府内中小企業の優れた製品や設備等の情報を掲載した広報冊子の作成及び配布等に要する経費	525,000
	支援機関等連携会議	他府県の中小企業支援センター及び公益財団法人全国中小企業振興機関協会等の中小企業支援と情報交換を行い、事業の連携方法や効率的かつ効果的な支援に向けた検討等を行う連携会議に要する経費	112,000
	能力開発研修	独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業支援担当の研修及び大学・民間等が行う技術に関する講習会や研修等の受講に要する経費	
	システム保守管理等	情報機器の整備及び保守・管理に要する経費並びに上記事業を実施していく上で必要な通信運搬費、印刷製本費、消耗品費等	7,849,000
合 計			88,050,000

(大阪府提供資料をもとに作成)

(3) 監査の結果及び意見

【意見 69】 合理的な成果目標の設定

大阪府は、大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し、補助事業者における事業計画に記載する成果目標について、一律に前年と同様の数字を記載するのではなく、その都度合理的な数字を設定するよう、大阪府として引き続き指導するべきである。

(理由)

ア 補助事業者の提出した事業計画書（平成30年度）によると、取引あっせん事業についての事業評価指標の平成29年度計画に対する平成29年度実績（平成30年2月末時点）が、成約件数について80件に対し46件、成約金額について85,000千円に対し40,040千円となっており、いずれも大幅に下回っている。

また、平成30年度大阪府中小企業取引振興事業費補助金に係る補助事業実績書では、平成30年度計画に対する実績が、成約件数について80件に対し53件、成約金額について85,000千円に対し52,526千円となっており、前年と同様大幅に下回っている。

平成31年度の計画件数も同様の成約件数及び成約金額が記載されている。

イ 補助事業者の設定する各事業の計画件数（目標値）は、補助金の効果を図る成果指標の基準となり、目標値をどの程度達成しているかについては、補助金の継続を判断する上での重要な指標となる。

また、府民に対し補助金の費用対効果を示す基準にもなり、合理的な数値を設定することが必要である。

本件では、過去2年間にわたり計画値の6割程度の実績しか達成していないことになり、補助金交付の効果があるのか疑義があると見られても仕方のないところである。もし大阪府として、これら目標値設定が合理的と考えるのであれば、補助金交付の必要性について慎重に検討する必要があるし、目標設定値が不合理であると考えるのであれば、適切な数値設定をするように大阪産業局に対して指導することを検討する必要がある。紹介あっせん件数、発注申出数については計画件数と実績件数に乖離は見られないことから、本件事業について補助事業者は一定の役割を果たしていると言え、そうであれば適切な数値設定の方が求められるものと思われる。

なお、この点については、所管課として補助事業者に対してこれまで何度も指導してきたとのことであり、大阪府として問題点を把握していることは伺えたところである。

ウ よって、大阪府は、大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し、補助事業者における事業計画に記載された成果目標を一律に前年と同様の数字を設定するのではなく、その都度合理的な数字を設定するよう、大阪府として今後も引き続き指導するべきである。

【意見 70】 概算払の必要性及びタイミングの検討

大阪府は、大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し、補助事業者の財政状況を踏まえた上で概算払の必要性、概算払のタイミングを検討した上で、概算払理由書に具体的に記載すべきである。

(理由)

ア 本補助金は、金額確定前の概算払がなされている。概算払理由書には、「公益財団法人大阪産業振興機構の中小企業取引振興事業に係る財源の大部分が、補助金収入によるものであり、事業を円滑に遂行し、所期の目的を達成するには、早期に補助金を交付する必要があるため」と記載されている。

イ 大阪府の金銭的負担を軽減させるという観点からは、概算払はあくまで例外的であり、概算払をする以外に補助目的を達成する方法がないという限定的な場合にのみ、具体的

な理由を持った上で行われるべきである。この点、所管課からは、公益財団法人の会計は公益1、公益2、収益事業で区分され、本補助事業は公益1に区分されるところ、大阪産業局において区分間の区分経理が義務付けられているため、大阪産業局全体として現金資産を有していても公益1に融通できない旨の説明を得ている。しかし、区分間にまたがる経理は実際にも大阪産業局で行われており、あえて大阪府の側から、大阪産業局内部の中小企業取引振興事業に限定して、その内部の資金状況を考慮し、概算払を認める必要は自明ではないと思われる。

また、3月末の決算期を超えた上での支払が大阪産業局の会計上不適切というのであれば、現在のように一会計年度を機械的に4等分してそれぞれ概算払を行うのではなく、期末に概算払を行うことも検討すべきであると思われる。

本補助金は金額も小さくないことから、大阪府としては、概算払の必要性があるのであれば、概算払のタイミングも含めてより慎重に検討し、その内容を概算払理由書に具体的に明記する必要がある。

ウ よって、大阪府は、大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し、補助事業者の財政状況を踏まえた上で概算払の必要性、概算払のタイミングを検討した上で、概算払理由書に具体的に記載すべきである。

【意見 71】仕入税額控除に関する報告の徴収

大阪府は、大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し、仕入税額控除を受けた場合のみ補助事業者から大阪府に報告させるのではなく、仕入税額控除を受けたかどうかについて報告させるべきである。

(理由)

ア 本補助金に関する交付要綱（大阪府中小企業取引振興事業費補助金交付要綱）第6条第2項では、「大阪産業局は、前項の補助金の交付の申請をするにあたっては、本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。」とし、同第14条1項は「大阪産業局は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第7による速やかに知事に報告しなければならない」としている。

しかるに、大阪府では、過去3年において、同第14条1項に関する報告を受けたことはない。

イ 本交付要綱は、補助金交付の時点では、消費税を含めた税込み金額を補助対象経費としながら、仕入税額控除を受けた場合には補助対象経費のうち控除された消費税の金額を報告させた上で、控除された消費税等に相当する補助金を返還されるという運用になっている。しかし、かかる方法では、補助事業者が仕入税額控除を受けたにもかかわらず大阪府への報告をしなかった場合には、大阪府ではその事実を知りえないため、結果的に過大に補助

金を支給してしまうことになる。かかる事態を避けるためには、仕入税額控除を受けたか否かにかかわらず、その事実について大阪府に報告させるべきであり、その旨要綱等を改訂する必要がある。

ウ 大阪府は、大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し、仕入税額控除を受けた場合にのみ補助事業者から大阪府に報告させるのではなく、仕入税額控除を受けたかどうかについて報告させるべきである。

【意見 72】大阪産業局に対する財政的関与のあり方

大阪府は、大阪府中小企業取引振興事業費補助金に関し、補助金交付という手法が妥当であるのかについて、大阪産業局と大阪府との関係のあり方も含めて検討すべきである。

(理由)

ア 大阪府は、大阪産業局については、府の指定出資法人として、財政状況や業務の状況を把握し、経営に関する評価も行っているところ、特に補助金交付の必要性に関して、大阪府として、本補助金の補助申請時に大阪産業振興機構（現大阪産業局）から財政状態・経営成績の資料提出は求めているとのことである。しかるに、大阪産業振興機構の平成31年3月31日時点の貸借対照表では、現金預金として15億円、投資有価証券として21億円、資産合計171億円等が計上されている。

イ 本補助金に関する事業は、国の三位一体改革で都道府県に財源を含め移譲された事業であり、中小企業支援法、中小企業新事業活動促進法、下請中小企業振興法を根拠として実施されている。かかる経緯からして、本事業に公益性があることは監査人としても理解するところであるが、公的資金によって特定の団体に助成を行う場合、資金等の助成は一般納税者の負担において行われる以上、相手方私人が自らその需要を調達できない場合又は自ら調達することを不適当とする場合にのみなされるべきという補充性の原則を充足する必要もある。

一般論としては、財政基盤が安定していて資金的に余裕のある団体への財政的関与のあり方については、補助金というスキームが妥当な手段であるのか不断に検討される必要がある。

大阪産業局について言えば、上記のとおり平成30年度末での資産合計は171億円あり、正味財産合計は81億円となっている。キャッシュフローについても、特に不安視するような材料は見当たらない。

かかる財政状態の中で、大阪府は本補助金も含めて、平成30年度において1億9819万円の補助金を交付しているが、補助金交付というスキームが妥当であるのか、本補助金に関するものに限らず、大阪産業局と大阪府との関係のあり方も含めて、大阪府として全体的に検討すべきと思われる。

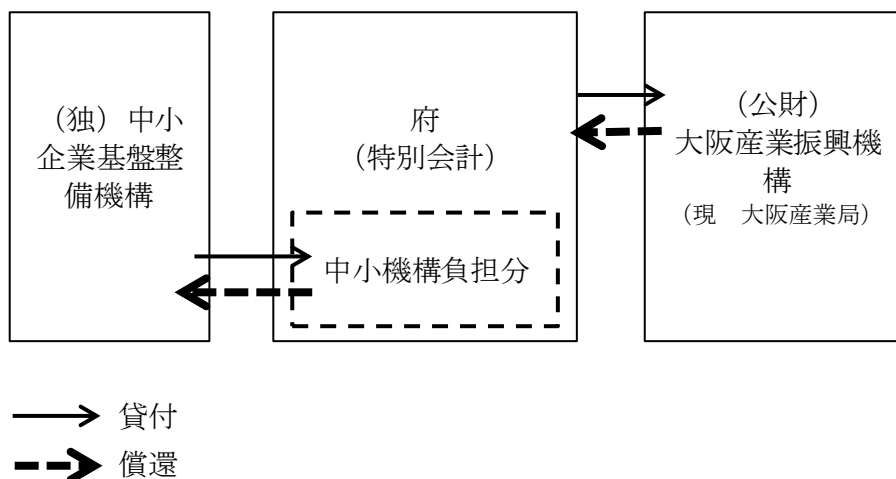
8 大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金					
所管部署	商工労働部 中小企業支援室 金融課					
補助金制度等の目的・概要	(公財)大阪産業振興機構が実施する小規模企業者等設備貸与事業に係る将来の債権償却を円滑に行うための事業・対象経費は貸倒れに備えた資金とする。					
補助開始年度	平成15年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人大阪産業振興機構 (現：大阪産業局) (1件)					
根拠規定等	大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	68,125	38,885	34,272	25,361	22,233
	交付実績	43,878	27,129	24,422	24,166	14,466
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法第15条第1項第3号イに基づき、独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）から貸付を受けており、それに大阪府の特別会計を加えて公益財団法人大阪産業局に貸付を行い、同財団は当該貸付金をもって、小規模企業者等に対する設備貸与事業を行っている。これを図示すると次のとおりとなる。



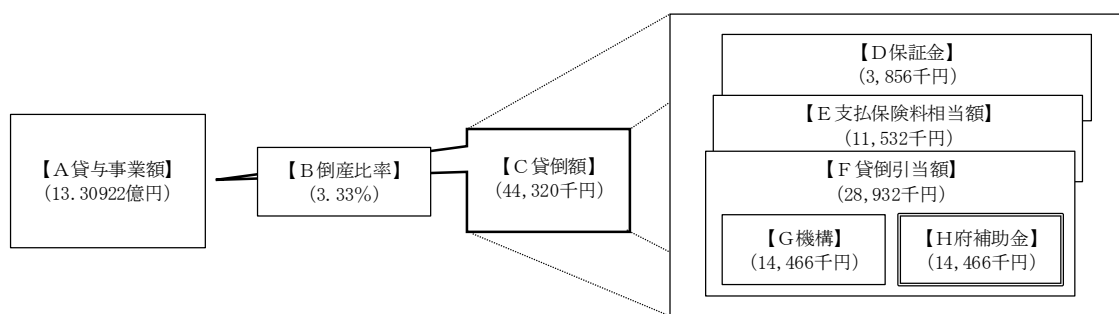
(大阪府提供資料)

本補助金は、公益財団法人大阪産業局（旧公益財団法人大阪産業振興機構）が実施する小規模企業者等設備貸与事業において、貸与を実行した債権に損失が発生した場合に備え、産

業局の貸与会計に貸倒引当積立金として繰り入れることにより、円滑な債権償却を図る目的で、同財団に対し交付されるものである。

補助金の対象事業は、産業局が平成 27 年度以降に実施する貸与事業に係る将来の債権償却を円滑に行うための事業とされ、対象経費は、産業局が貸与事業の円滑な実施を図るための貸倒れに備えた資金とされている。実際の補助金額は、補助金を受けた年度の貸与債権に対しての貸倒れに備えた資金（損害額の 2 分の 1 相当）とされ、補助金の残額については大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金交付要綱に基づき、当該年度の大阪府小規模企業者等設備貸与事業損失補償契約書に記載されている基準日の翌年度中に大阪府に返還される。

<補助金額の算出方法>



(大阪府提供資料)

大阪府は、独立行政法人中小企業基盤整備機構の規定に基づき、同機構宛に「損失補てん等に関する念書」（平成 30 年 3 月 26 日付）を提出している。そこでは、「貴機構に対し借入申請書を提出するに当たり、万が一、当申請に係る借入金により実施する小規模企業者等設備貸与事業において貸倒損失等の事故が発生した場合においては、当大阪府が下記の損失補てん等措置をとることとし、貴機構への本借入金の償還は、当該金銭消費貸借契約書に定めるとおり行うことを誓約いたします」と記載されており、「損失補てん等措置の内容」として、「都道府県と貸与機関との間の損失補てん契約の締結」及び「都道府県から貸与機関への補助金等の交付」の項目にチェックがなされている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 73】倒産比率の算定方法

大阪府は、大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金に関し、補助金額を算定する際に用いる倒産比率の算定において、より直近の経済情勢が反映されるような算定手法を用いるべきである。

(理由)

ア 本補助金の対象事業は、大阪産業局が平成27年度以降に実施する貸与事業に係る将来の債権償却を円滑に行うための事業であり、対象経費は、産業局が貸与事業の円滑な実施を図るための貸倒れに備えた資金とされているところ（本補助金交付要綱）、具体的な補助金額算定においては、当年度の貸与事業実績額と過去10年間の倒産比率（当該年度の貸倒額

÷当該年度の事業実績額（貸付額）により補助金額を算定されることになる。例えば、平成29年度の倒産比率を算定するために、次表のような平成11年度から平成20年度までの倒産比率が用いられている。

<平成29年度の倒産比率算出方法>

事業年度	事業実績額	貸倒額	倒産比率
平成11年度	1,903,500	35,285	1.85%
平成12年度	2,086,040	98,434	4.72%
平成13年度	1,267,040	133,629	10.55%
平成14年度	1,376,540	79,664	5.79%
平成15年度	1,205,884	78,219	6.49%
平成16年度	3,600,000	100,352	2.79%
平成17年度	3,600,000	86,919	2.41%
平成18年度	3,600,000	94,643	2.63%
平成19年度	3,261,382	67,169	2.06%
平成20年度	1,588,393	7,144	0.45%
平均	23,488,779	781,458	3.33%

（大阪府提供資料）

イ これは、倒産比率の算定においては、「既に貸与事業が終了している直近の年度から過去10年間の貸倒実績の倒産比率の平均」（「補助金額の算定」書面）によって算出されるものとされていることによる。

しかるに、倒産比率は経済情勢の推移により大きく変動するものであり、現時点におけるもっとも適切な倒産比率を算出するには、直近の数値の平均が用いられるべきである。現在用いられている手法では、平成29年度の倒産比率を算定するために平成13年度の10.55%という突出した数値の影響を受け、倒産率が高めに出るようになっており、その分、大阪府の補助金交付額が増大する要因となっている。これは適切な状態とはいえない。年度ごとの倒産比率は、当該年度の貸付に関する貸倒額を貸付額で除することによって算出されるものであり、貸倒額は10年の償還期間の経過をまって決定されるものであるから、10年より前の数字までしか用いることができないというのは一定の理解はできる。しかし、償還期間が全て経過していない年度の貸付についても、償還期間途中までの返済が予定どおり行われているかどうかを見ることにより、直近の経済状況を反映した倒産比率の算出は可能であると思われる。

ウ よって、大阪府は、大阪府小規模企業者等設備貸与事業円滑化補助金に関し、補助金額を算定する際に用いる倒産比率の算定において、より直近の経済情勢が反映される算定手法が用いられるべきである。

9 公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金				
所管部署	商工労働部 成長産業振興室 国際ビジネス・企業誘致課				
補助金制度等の目的・概要	府内中小企業に対する国際ビジネス支援業務に携わる人員の人件費を府の補助金で計上				
補助開始年度	昭和45年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人大阪産業振興機構（現：大阪産業局）（1件）				
根拠規定等	なし				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	31,342	32,425	30,561	30,808	33,997
交付実績	30,714	29,939	30,202	30,808	33,276
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

公益財団法人大阪産業振興機構（現大阪産業局）が行う業務のうち、国際ビジネス支援課業務は、大阪府が推進する府内中小企業に対する国際ビジネス支援業務であるとの認識のもと、当該業務に携わるプロパー人員の人件費に関し、大阪府が大阪産業局に補助金を交付する形式で負担している。大阪府が負担している人件費は、国際ビジネス支援課の国際ビジネス担当総括1名、課長補佐1名、主事2名の合計4名分である（平成24年度以前は、これに加えて嘱託1名分についても大阪府が補助金を交付する形式で負担していた）。

大阪産業局の国際ビジネス支援課業務（国際ビジネス支援事業）の内容は、次のとおりである。

- ① 国際ビジネスサポートセンターの運営
 - ア 相談業務
 - イ 国際ビジネスセミナー及び出張相談会の開催
 - ウ ウェブサービス「OSAKA EXPORTERS GUIDE(大阪企業輸出製品案内)」の運営
- ② 国際ビジネスサポートセンターの機能と連携する各種支援事業
 - ア 最重点地域に対する取組みの強化（東南アジア地域、中国）
 - イ 国内商談会（海外企業×府内中小企業）の開催・参画
 - ウ その他セミナーの実施
- ③ 海外拠点の運営（上海事務所の運営）

(3) 監査の結果及び意見

【意見 74】 交付要綱の作成

大阪府は、公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し、交付金額の適正性、交付手続きの安定性、透明性を確保するため、交付要綱を作成するべきである。

(理由)

ア 本補助金については、交付要綱が作成されておらず、大阪府の補助金交付規則と「伺い定め」によって交付されるという運用をこれまで継続している。

イ 「大阪府補助金交付規則の施行について（通知）」（昭和45年10月1日付作成、平成28年3月30日最終改正）一4（1）には、「原則として要綱を制定するものであること。ただし、特定少数の補助事業者を対象とするもの又は臨時的なものについては、伺い定めによることができるものであること」との記載がある。本補助金が交付されるに至った経緯に鑑みると、本補助金の対象が特定少数といえ、当該通知に従い所管課が交付要綱を作成していなかったことは責められるべきものではない。

しかし、交付要綱には、補助金交付の理由・趣旨、補助対象の事業を明確にし、もって決定された補助金額の合理性を担保し、交付手続きの安定性、公平性、透明性を確保する役割があるところ、これは交付対象が特定少数である場合にも変わらない。また、本補助金は、大阪産業局の一部の事業に事業費を補助するものであるが、当該事業のいかなる内容に着目されて公益目的であると認定され補助金交付対象となっているのか補助金交付要綱がないために府民に分かりにくい構造となっている。そのため、例えば事業内容に変更があった場合に、補助金交付を継続してよいかどうかの判断根拠も存在しない。また、交付要綱によって補助金の交付目的が定められていないため、補助金の効果測定をどのようにするのかも、外部には分かりにくい構造になっている。

大阪府としては、府民に対して個々の補助金の合理性、安定性、公平性、透明性を積極的に説明し情報提供するためにも、全ての補助金において交付要綱を作成する必要がある。

ウ よって、大阪府は、公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し、交付要綱を作成し、もって交付金額の適正性、交付手続きの安定性、透明性を確保するべきである。

【意見 75】 概算払の必要性及びタイミングの検討

大阪府は、公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し、補助事業者の財政状況を踏まえた上で概算払の必要性、概算払のタイミングを検討した上で、概算払理由書に具体的に記載すべきである。

(理由)

ア 本補助金は、金額確定前の概算払がなされている。概算払理由書には、「本補助金については、同法人のプロパー職員人件費に関するものであり、本補助金のみで賄われているため、地方自治法施行令第162条第3号の規定に基づき、概算払とする」との記載がある。

イ 大阪府の金銭的負担を軽減させるという観点からは、概算払はあくまで例外的であり、概算払をする以外に補助目的を達成する方法がないという限定的な場合にのみ、具体的な理由を持った上で行われるべきである。

しかるに、本件については、大阪産業局自体には年度初めにおいても170億円相当の資産

(うち、現金預金が15億円、投資有価証券が21億円)が存在しており、大阪産業局内部で資金の融通をすることにより事業の円滑な遂行は十分に可能である。「プロパー職員」であるのであれば、なおさら大阪産業局内部で人件費を調達するべきであり、あえて府の側から、大阪産業局内部の国際ビジネス支援事業に限定して、その内部の資金状況を考慮し、概算払を認める必要は自明ではないと思われる。

また、3月末の決算期を超えた上での支払いが大阪産業局の会計上不適切というのであれば、現在のように一会計年度を機械的に4等分してそれぞれ概算払を行うのではなく、期末に概算払を行うことも検討すべきであると思われる。

本補助金は金額も小さくないことから、大阪府としては、概算払の必要性について、概算払のタイミングも含めてより慎重に検討し、その内容を概算払理由書に明記する必要がある。

ウ よって、大阪府は、公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し、補助事業者の財政状況を踏まえた上で概算払の必要性、概算払のタイミングを検討した上で、概算払理由書に具体的に記載すべきである。

【意見 76】 補助金交付開始当時の交付理由に関する検討

大阪府は、公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し、補助金交付開始当時の交付理由が今も妥当なのか、金額の点も含めて検証し、検証の結果を積極的に府民に対し情報発信すべきである。

(理由)

ア 本補助金は、昭和45年から、大阪産業局(及びその前身の団体)に対し、長期かつ継続的に交付されている。国際ビジネス支援事業は、大阪府が重視する府の中小企業に対する国際ビジネス支援であるため、同業務に携わる人員の人件費を大阪府の補助金で計上してきたという経緯がある。

イ その時々時代のニーズに応じた補助金等であるべきという視点から見ると、開始時に想定されていた事業としての必要性が現時点でもあるのかについては、その時々において検証されねばならないし、また、特定の団体に対する補助については、補助の公平性という視点からみて問題がないか検証される必要がある。

かかる視点から見た場合、本補助金においては今なお、大阪府の中小企業に対する国際ビジネス支援という目的は十分に公共性を有する重要なものといえるが、その規模及び補助金額については不断に検証されねばならないし、委託や交付金への変更も含めて検討をされる必要がある。また、検証の結果、補助金というスキームを続けるのであれば、その必要性について積極的に府民に情報を開示すべきである。

【意見 77】 大阪産業局に対する財政的関与のあり方

大阪府は、公益財団法人大阪産業振興機構人件費補助金に関し、補助金交付という手法が妥当であるのかについて、大阪産業局と大阪府との関係のあり方も含めて検討すべきである。

(理由)

ア 本補助金は、大阪産業局（旧公益財団法人大阪産業振興機構）の国際ビジネス支援事業に関し、当該事業に携わる同財団国際ビジネス支援課の person 費を補助するものである。国際ビジネス支援事業は、①国際ビジネスサポートセンターの運営（相談業務、国際ビジネスセミナー及び出張相談会の開催、ウェブサービス「OSAKA EXPORTERS GUIDE（大阪異業輸出製品案内）」の運営）、②国際ビジネスサポートセンターの機能と連携する各種支援事業（海外展示会への出展及び商談会の開催、周辺地域関連セミナーの開催、中国ビジネスサポート、国内商談会の開催・参画）、③海外拠点の運営（上海事務所の運営）からなる。

イ しかるに、かかる国際ビジネス支援事業は、大阪府下の企業の海外進出を促進するという公共的な役割を有しており、大阪府が本来的に行うべき業務ともいうことができる。そうであれば、補助金交付という手法ではなく、大阪府が委託もしくは直営で行うことで、その業務に対し直接的にコントロールを及ぼすことも検討すべきである。また、委託もしくは直営に切り替えることにより大阪府の金銭的負担と費用対効果について府として検討する契機にもなる。

また、当該事業については、プロパー職員の person 費を直接100%補助しているのであり、財政的には、府が直営で行っているのと同じであると思われるところ、あえて補助金というスキームで業務を外に切り出すメリット・デメリットについても検討するべきと思われる。現在の補助金スキームが不適切であるというわけではないが、委託と補助との切り分け、補助と直営の切り分けは必ずしも明確でないと思われるので、委託・直営も含めた制度選択について、常に検討する必要がある。また、上述のとおり、本件では同一交付先に長期間補助金が交付されるというやや特殊な形態となっているため、根拠となる条例等を制定した上で、交付金という形式で財政的関与を行うことも検討すべきと思われる。

ウ よって、大阪府は、公益財団法人大阪産業振興機構 person 費補助金に関し、補助金交付の方法ではなく広く大阪府としての財政的関与のあり方を検討すべきである。

第6 環境農林水産部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見

1 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所運営費交付金

(1) 概要

補助金等の名称	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所運営費交付金					
所管部署	環境農林水産部 環境農林水産総務課					
補助金制度等の目的・概要	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所に対し、地方独立行政法人法第42条に基づく運営費交付金を交付する。					
補助開始年度	平成24年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 (1件)					
根拠規定等	地方独立行政法人法第42条 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所運営費交付金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	1,826,506	1,928,469	1,862,399	1,777,561	1,800,518
	交付実績	1,869,270	1,984,635	1,851,009	1,760,549	1,841,629
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、平成24年4月1日、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を設立した。同法人は、環境、農林水産業及び食品産業に関する調査、試験研究及び技術開発等の業務を行っている。同法人の業務場所は、環境農林水産総合研究所及び農業大学校のある羽曳野市、水産技術センターのある泉南郡岬町、生物多様性センターのある寝屋川市に存在する。

本交付金は、地方独立行政法人法第42条に基づく運営費交付金であり、通常の運営費に充てる「標準運営費交付金」と、退職手当等、施設設備改修費及び特殊要因経費等に充てる「特定運営費交付金」の2種類が存在する。

(3) 監査の結果及び意見

【意見78】 目的積立金の承認手続の記録化

大阪府は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が目的積立金として整理する金額を承認する際、その検討過程が明らかとなるように、関係資料の提出を受け、ヒアリング等で確認した内容を記録化しておくべきである。

(理由)

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度か

ら繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない（地方独立行政法人法第40条第1項）。ただし、地方独立行政法人は、毎事業年度、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画において「剰余金の使途」として定めた使途に充てることができる（同条第3項）。積立金のうち、上記設立団体の長の承認を受けたものを「目的積立金」という。

総務省が示す地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解第1章第72においては、目的積立金は、当該事業年度における利益のうち地方独立行政法人の経営努力により生じたとされる額であるとされる。具体的には、①運営費交付金及び国又は地方公共団体からの補助金等に基づく収益以外の収益から生じた利益であって、当該利益が当該地方独立行政法人の経営努力によるものであること、②費用が減少したことによって生じた利益であって、当該利益が地方独立行政法人の経営努力によるものであること（中期計画又は年度計画の記載内容に照らして本来行うべき業務を行わなかったために費用が減少したと認められる場合を除く。）、③その他地方独立行政法人において経営努力によることを立証した利益であることが要件とされている。

目的積立金は、地方独立行政法人が作成し、設立団体の長の認可を受けた中期計画による使途の制限を受けるものの、地方独立行政法人が一定の裁量の下に比較的自由に使用することができる性質の財産であることから、地方独立行政法人にとって経営努力をすることのインセンティブとして機能している。

平成30年度の地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の決算においては、利益剰余金が3100万円とされ、大阪府知事はこのうち3000万円を目的積立金として整理することを承認した。その内訳は、「外部資金の獲得努力と併せて経費の節減に努めたもの」が2400万円、「業務運営体制の見直しを図り、人件費の節減に努めたもの」が600万円とのことであった。大阪府が経営努力認定の際に資料とした「平成30年度における剰余金の概要」と題する文書及び「平成30年度剰余金」と題する表においては、「外部資金で獲得した間接経費」と「電力調達方式の見直し（による）電気料金の節約」とが一括して2244万円と記載されており、それぞれがいくらであるのかを確認することができない。

この点に関し、大阪府は、検査の際、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所を訪問し、その内訳について裏付けとなる資料を参照して確認しているとのことであった。

しかしながら、目的積立金として承認するか否かは、地方独立行政法人の運営に関する極めて重要な事項であることから、実際に資料の提出を受け、ヒアリング等で確認した内容を記録化しておくべきである。

よって、大阪府は、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所が目的積立金として整理する金額を承認する際、その検討過程が明らかとなるように、関係資料の提出を受け、ヒアリング等で確認した内容を記録化しておくべきである。

2 農業近代化資金利子補給金・漁業近代化資金利子補給金

(1) 概要

補助金等の名称	農業近代化資金利子補給金 漁業近代化資金利子補給金				
所管部署	環境農林水産部 検査指導課				
補助金制度等の目的・概要	農業者又は漁業者が融資を受けるに際し、貸付を行う金融機関等に対し、利子補給金を交付することにより、大阪府下の農業及び漁業の経営の近代化、農業者及び漁業者の所得拡大並びに農業及び漁業の経営の安定を図る。				
補助開始年度	農業は昭和42年度、漁業は昭和45年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	農業協同組合及び漁業協同組合等 (14件)				
根拠規定等	大阪府農業近代化資金融通措置要綱 大阪府漁業近代化資金融通措置要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	1,432	1,478	1,829	2,566	3,329
交付実績	1,222	1,289	1,590	1,756	1,927
財源	大阪府の一般財源				
備考	農業近代化資金利子補給金と漁業近代化資金利子補給金とは別個の補助金であるが、仕組みが同一であるため、本項目において一括して記載することとした。				

(2) 補助金等の内容の説明

農業者・漁業者が、農業協同組合・漁業協同組合その他の金融機関から、施設等の近代化のための施設・設備を導入するために金融機関から融資を受ける際、大阪府が貸付をする金融機関に対し、利子補給金を交付することにより、農業及び漁業の近代化、農業者及び漁業者の所得拡大並びに農業及び漁業の経営の安定を図ることが、本補助金の目的である。

本補助金については、大阪府農業近代化資金融通措置要綱及び大阪府漁業近代化資金融通措置要綱が定められており、利子補給率は、農林水産大臣が定める率によるものとされている。これは、農業近代化資金融通法又は漁業近代化資金融通法に基づき農林水産大臣が定める利率によるという趣旨である。同利率が定めれば、本補助金の額も一義的に定まるため、補助金額算定の過程で誤謬が生じる可能性は低い。

(3) 監査の結果及び意見

本補助金に関し、特段、指摘すべき事項等は見当たらなかった。

3 大阪府環境保全活動補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府環境保全活動補助金					
所管部署	環境農林水産部 エネルギー政策課					
補助金制度等の目的・概要	府民，事業者で組織する民間団体の豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため，先進的で他の模範となる環境保全活動等に対し，補助金を交付する。					
補助開始年度	平成11年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	認定特定非営利活動法人地球環境市民会議ほか (8件)					
根拠規定等	大阪府環境基本条例 大阪府環境保全活動補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度	
	当初予算	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
	交付実績	1,323	1,345	2,380	1,949	2,003
財源	環境保全基金					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、「低炭素・省エネルギー社会の構築」，「資源循環型社会の構築」，「全てのいのちが共生する社会の構築」又は「健康で安心して暮らせる社会の構築」に資すると認められ，「魅力と活力ある快適な地域づくりの推進」につながり，成果が広く府民に還元される活動として，①実践活動，②教育啓発活動，③調査研究活動，に対し，謝金，旅費，消耗品等の購入費，印刷費，役務費，使用料及び賃借料といった補助対象事業の実施に直接必要な経費を対象経費とするものである。

(3) 監査の結果及び意見

本補助金事業は，環境保全基金を財源とするものであり，補助対象事業者を公募し，大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会での審議を経て，採択された事業者に対し補助金を交付するものであり，その採択過程には特段指摘する事項は検出されなかった。

補助金交付事務においては，補助対象事業者に対し，補助対象事業の経費支出について，「相見積もりを取得するなど経費節減に努め，適正な支出を心がけること。また，事業実績報告書の事業効果については，定量的・客観的な記載内容となるように注意いただきたい。」との共通のコメントを付し，補助対象事業者から相見積書を提出させる等，補助対象事業費の適正性を担保する仕組みを作っている。

また，検査時においては，所管課は「平成30年度領収書等チェックリスト」を作成しており，合計51項目にも及ぶチェック項目を列挙している。その内容についても，例えば，「謝

金の宛名の人物は、交付団体の構成員ではないか？」「計画した事業の実績が書かれているか？」「イベント当日のことだけでなく、打ち合わせを行った経過も記載すること。（添付している領収書がどのような事業に使っているか検証するために必要）」「事業実施に伴う収入に、チラシなどに記載されている参加費が計上されているか」等、補助対象事業の実態に即した具体的なチェックの視点が示されている。

以上の交付事務における取扱いは、他の補助金交付事務においても大いに参考とすべきであると考えられる。

4 大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金				
所管部署	環境農林水産部 エネルギー政策課				
補助金制度等の目的・概要	公益的施設における太陽光発電の設備の設置と、地域で活動する公益的団体の活動を支援するため、一部寄附を募って太陽光発電設備を公益的施設に設置し、その施設と連携して地域環境活動を含む地域活動を行う事業に対し、補助金を交付する。				
補助開始年度	平成28年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人公害地域再生センターほか (2件)				
根拠規定等	大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助金 交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	-	-	2,000	2,000	2,000
交付実績	-	-	2,000	2,000	1,844
財源	環境保全基金				

(2) 補助金等の内容の説明

補助対象事業は、公益的団体が公益的施設に太陽光発電設備を設置し、団体と施設が協力して環境教育を行う事業であり、その事業費には府民等からの一部寄附金を募るよう求めている。補助対象となる経費は、工事費（本工事のほか、補助事業の実施に必要な不可欠な配管・配電、防水工事等の工事に必要な経費）、備品購入費（補助事業に必要な機械装置等の購入、据付等に必要な経費（土地の取得及び賃借料を除く））、事務費（補助事業及び地域環境活動の実施について、地域住民等に啓発するために必要な諸経費等）である。

補助対象事業者の選定にあたっては、企画提案を公募し、大阪府環境審議会環境・みどり促進部会で審査されており、本事業そのものは平成30年度で終了した事業である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 79】 補助対象経費の適正性確保のための相見積り

大阪府は、今後、大阪府地域環境活動を広げる府民共同発電事業補助事業と類似の事業を実施する際には、太陽電池モジュール等の備品購入費や工事費の支出額の適正性を確認するために、補助対象事業者に対し相見積書の提出を求めるなどして、補助対象経費の適正性を確保すべきである。

(理由)

本補助金の補助対象事業者の2者ともに、公益的施設に設置する太陽光発電設備を設置するものであり、補助対象経費として、その太陽光発電設備の備品購入費及び工事費、事務費を計上しており、備品購入費はいずれも100万円を超えるものである。なお、太陽光発電設備の購入及び設置工事は、2者ともに同一事業者に対し請け負わせている。その同一事業者からそれぞれに提出されている領収書等記載の内訳をみれば、数量は異なるものの、同一の品番の太陽電池モジュールやパワーコンディショナーを納入しているように読めるにも関わらず、その単価は異なっており、少なくとも同一事業者においても、単価設定において一定の幅があることが読み取れる。

太陽光発電設備工事はその設備購入費と併せれば、高額に上るものであり、また事業者によっても価格の幅があるはずである。

本補助金は、全額補助ではないとはいえ、補助対象経費の一定割合に対し支出するものである以上、補助対象経費の適正性を担保することは必要である。

本事業は、平成30年度で終了したが、今後、類似事業を実施する場合には、補助対象事業者に対し、相見積書の提出を求めるなど、金額の適正を確保する仕組みを取り入れるべきである。

5 大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金
所管部署	環境農林水産部 エネルギー政策課
補助金制度等の目的・概要	屋外空間における夏の昼間の暑熱環境を改善するため、暑熱環境改善設備等の整備や周知啓発を行い、先進的で他の模範となる屋外空間において涼しく感じる場所（クールスポット）づくりを行う事業者に対し、補助金を交付する。
補助開始年度	平成28年度
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	学校法人大阪経済大学（1件）
根拠規定等	大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助金交付要綱

補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	-	-	8,000	8,000	8,000
交付実績	-	-	7,505	963	3,618
財源	環境保全基金				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、ミスト発生器（清浄な水を霧状に噴霧することにより、気化熱を利用して装置周辺の気温や体感温度を低減する装置）、打ち水ルーバー（ルーバーフェンスの上部から水を流すことにより、気化熱を利用して表面温度を下げるとともに、装置周辺の気温や体感温度を低減する装置）、散水設備、日除け等の暑熱環境改善設備等の設置に伴う、工事費、備品購入費、広報費、使用料及び賃借料、専門的知識にかかる経費の一部を補助するものである。

補助対象事業者の選定にあたっては、企画提案を公募し、暑熱環境改善効果等の評価基準に基づき、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会で審査されている。また、本事業は平成31年度（令和元年度）において終了する予定である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 80】 補助対象経費の適正性確保のための相見積り

大阪府は、今後、大阪府クールスポットモデル拠点推進事業補助事業と類似の事業を実施する際には、工事費や備品工事費の支出額の適正性を確認するために、補助対象事業者に対し相見積書の提出を求めるなどして、補助対象経費の適正性を確保すべきである。

(理由)

本補助金の交付額算定は、①総事業費から他の補助金、寄附金その他収入を控除した額と、②交付要綱に定める補助対象経費の総支出額、とを比較し、少ない方の額に2分の1を乗じて得た金額を交付額とする（本補助金交付要綱第6条）。なお、本補助金交付額の上限は400万円である。

そして、平成30年度の補助対象事業者1者については、上記①及び②ともに7,237,360円と同一であり、同金額を採用のうえ、その2分の1の1,000円未満の端数を切り捨てた3,618,000円を交付額として決定した。なお、補助対象経費の内訳は、ミスト発生器設置及び壁面緑化（約309万円）、地上部緑化（約163万円）、ベンチ設置（約241万円）、看板製作（約10万円）からなり、高額に及ぶ項目が多く占める。もっとも、これらについて相見積書は添付されておらず、その金額の適正を確認することはできない。

本事業は平成31年度（令和元年度）で終了予定とのことであるが、今後、類似事業を実施する場合には、大阪府は、各補助対象経費の適正性を確認するために、補助対象事業者に対し相見積書の提出を求めるなどして、補助対象経費の適正性を確保すべきである。

6 大阪府林業関係補助金（木とふれあう木育推進事業）

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府林業関係補助金（木とふれあう木育推進事業）				
所管部署	環境農林水産部 みどり推進室				
補助金制度等の目的・概要	大阪府内に所在する幼稚園，認可保育所，認定こども園等の子育て施設を対象に，木製の机，椅子及び木育教材等の導入に対し，補助金を交付することにより，子どもの生育環境の充実及び「木育」の促進を図る。				
補助開始年度	平成29年度				
平成30年度の交付先 （交付先の件数）	幼稚園，認可保育所，認定こども園，地域型保育事業を行う事業所及び企業主導型保育事業を行う事業所 (20件)				
根拠規定等	大阪府林業関係補助金交付要綱 大阪府林業関係補助金交付要領 木とふれあう木育推進事業実施要領				
補助金等の推移 （単位：千円）	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	-	-	-	8,000	8,000
交付実績	-	-	-	7,558	6,493
財源	みどりの基金				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は，大阪府内の幼稚園，認可保育所，認定こども園，地域型保育事業を行う事業所及び企業主導型保育事業を行う事業所等が木製の机，椅子及び木育教材等を導入する際，1施設あたり上限を50万円として，対象経費の2分の1を補助するものである。木材を利用した備品を導入することにより，子どもの生育環境の充実を図るとともに，子どものうちから木材に接することで，その良さを体感し，森林の大切さや木材に対する理解を深める「木育」を促進することを目的としている。

本補助金については，「木とふれあう木育推進事業実施要領」において，補助事業の概要が定められている。同要領においては，「大阪府林業関係補助金交付要綱」が適用される旨が規定されている。

本補助金は，大阪府みどりの基金から一般会計への繰出金を財源としている。同基金は，大阪府の拠出金及び民間企業，各種団体，個人等広く一般府民からの寄附金により積み立てられている。同基金内においては，目的ごとに区分がなされており，「木育基金」として分類されているものが本補助金に使用される。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 81】補助金のあり方の再検討

大阪府は、みどりの基金の基本方針及び大阪府林業関係補助金の目的等を考慮に入れ、大阪府内で生産された木材の利用がより促進されるような補助のあり方を検討すべきである。

(理由)

本補助事業は、「木とふれあう木育推進事業実施要領」に基づいて実施されているが、同時に「大阪府林業関係補助金交付要綱」も適用される。同交付要綱においては、「林業を振興し、郷土の保全と森林の保続培養を図る」ことが目的として定められている。他方、本補助金の財源となる大阪府みどりの基金の運営要領においては、基金の基本方針として、「緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるため、府民と大阪府が一体となって基金を積み立て、基金及びその収益金で緑化の推進及び良好な自然環境の推進を図るものとする」と定められている。

ところで、監査人が平成30年度の本補助金に関する記録を閲覧したところ、全ての補助事業において、大阪府以外の都道府県で生産された木材を使用した机、椅子及び木育教材等が導入されており、大阪府内で生産された木材が使用された例は存在しないことが確認された。

本補助金と同様に大阪府林業関係補助金交付要綱が適用される「子育て施設木のぬくもり推進事業」においては、「おおさか材」を使用することが条件とされているのに対し、本補助金については、使用する木材の産地に限定はなされていない。その理由について確認したところ、所管課からは、府内で生産される木材は絶対量が少ない上、机、椅子及び木育教材等に適したものが少ないとの説明がなされた。

他の都道府県で生産された木材を使用した備品を導入することによっても、「木とふれあう木育推進事業実施要領」に定められた「子どもの生育環境の充実及びを図るとともに、子どものうちから木材に接することで、その良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深める『木育』を促進する」という目的は充足する。

しかし、「大阪府林業関係補助金交付要綱」の定める「林業を振興し、郷土の保全と森林の保続培養を図る」効果については、他の都道府県においては生じるものの、大阪府においては直接的には生じない。また、大阪府みどりの基金の基本方針である「緑化の推進及び良好な自然環境の推進を図る」という面においても、他の都道府県においてこうした目的を促進する効果はあるものの、大阪府ではやはり直接的な効果を期待し辛い面がある。本件補助事業においては、上記要領において、補助事業者が「大阪府の森林や木材の利用などについて積極的なPRを行う観点から、木育活動を行うこと」を要件としていることから、一定程度、大阪府で生産された木材のPRをする効果を期待できるものの、それが発生するまでには長い年月を要することが予想される。

本補助金により、子育て施設において、木材を使用した備品が活用され、同時に「木育」が促進されることによるプラスの効果を否定する意図は全くない。しかし、本件補助事業が、大阪府みどりの基金を財源として、大阪府林業関係補助金交付要綱に基づいて実施される以上、他の都道府県の木材ばかりが使用され、大阪府内で生産された木材の利用を促進する効果が直ちに促進されるわけでない現状は好ましいとはいえない。

仮に、大阪府内で生産された木材のみに限定することが現時点では現実的でないという事情が存在するのであれば、せめて大阪府内で生産された木材を使用した場合には補助率等の面で有利に扱うといった運用をすることも検討してみる余地はあるのではないかとと思われる。

よって、大阪府は、大阪府みどりの基金の基本方針及び大阪府林業関係補助金の目的等を考慮に入れ、大阪府内で生産された木材の利用がより促進されるような補助のあり方を検討すべきである。

【監査の結果 26】 実施要領と運用との不整合

大阪府は、木とふれあう木育推進事業実施要領第4の「都道府県の認証制度等により産地証明がなされている木材を用いて作られた木製品」との部分で、現実の運用に適合した形となるよう改訂すべきである。

(理由)

木とふれあう木育推進事業実施要領第4においては、本補助金の対象となる木製品は、「都道府県の認証制度等により産地証明がなされている木材を用いて作られた」ものに限定されている。

しかし、本補助金に関する資料を閲覧したところ、実際に用いられている木材の産地こそ確認できるものの、都道府県の認証制度等により産地証明がなされているものであるか否かを確認することはできなかった。

この点、所管課によれば、事業開始当初、公による制度が産地証明として最も確実であると考え、例示的に上記要件を定めたが、事業開始から3年が経過し、都道府県の認証制度は柱などの構造材に適用されるものがほとんどであり、玩具等には適用されないことが多いという実態が判明したとのことであった。このため、上記実施要領の定めは現実に適合していないものであることが確認された。

よって、大阪府は、本件実施要領の上記定めが現実の運用に適合した形となるよう改訂すべきである。

7 大阪府自然環境保全活動推進事業費

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府自然環境保全活動推進事業費補助金
所管部署	環境農林水産部 みどり推進室
補助金制度等の目的・概要	大阪府内の自然環境を保全するため公益財団法人大阪みどりのトラスト協会の自然環境保全活動に対し、補助金を交付する。
補助開始年度	平成元年度
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人大阪みどりのトラスト協会 (1件)

根拠規定等	大阪府自然環境保全活動推進事業実施要領				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	10,199	9,689	9,204	9,204	9,204
交付実績	10,199	9,689	9,204	9,204	9,877
財源	一般財源				

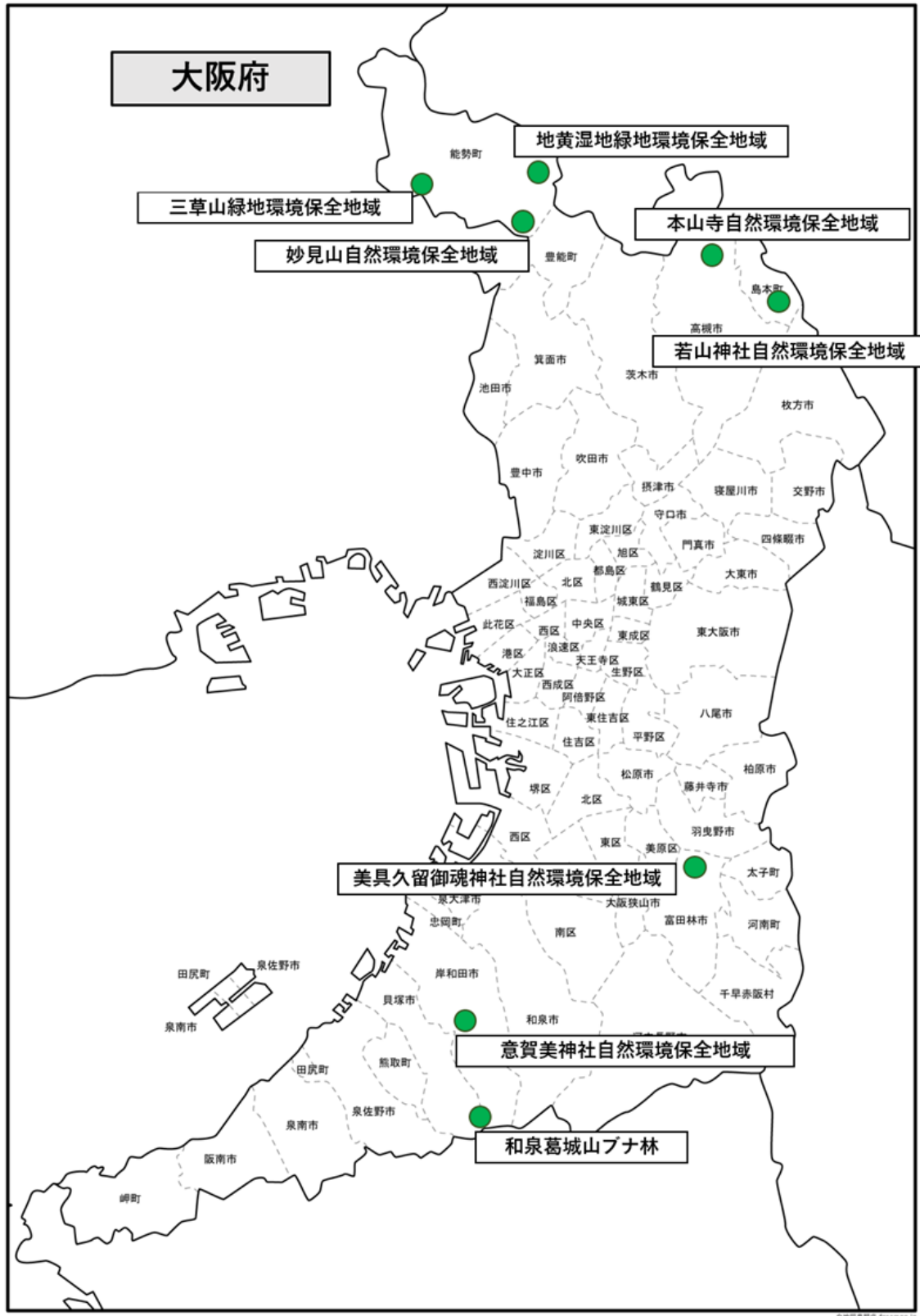
(2) 補助金等の内容の説明

大阪府環境基本条例の理念に則り制定された大阪府自然環境保全条例の第2条第1項において、大阪府は自然環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有すると定められている。他方、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「トラスト協会」という。）は、平成元年に設立され（公益財団法人へ移行したのは平成24年4月）、設立時に、大阪府は1億円の出捐金を拠出している。同協会は、大阪府域において、府民の参画や協働による自然環境の保全運動及び緑化運動を推進し、みどり豊かで快適な環境づくりに寄与することを目的とし、自然環境の保全の推進に関する事業、緑化の推進に関する事業、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成7年法律第88号）第6条に掲げる事業、自然環境の保全及び緑化に関するボランティア団体等の指導及び育成、調査及び研究、普及啓発等を行う。

本補助金は、自然環境保全事業のうち、本来、府が実施すべき府有地の保全・管理、大阪府自然環境保全条例に基づき府が指定した「自然環境保全地域」及び「緑地環境保全地域」の保全・管理に限る業務を補助対象とするものであるが、これらの業務を、府の責務と同等に実施している、自然環境の保全推進等の公益目的を有するトラスト協会を支援するために創設されたものである。

具体的には、府有地である和泉葛城山ブナ林（国天然記念物）の周辺保護樹林帯における、ブナ林保全整備事業（和泉葛城山ブナ林保護増殖検討委員会で計画されたブナ増殖地の生育環境改善事業の実施等）、そして、トラスト協会が保全活動対象とする「自然環境保全地域」（5箇所）及び「緑地環境保全地域」（2箇所）において、各保全計画に基づき実施される自然環境保全活動を支援するために必要な事業経費の2分の1以内を補助するものである。

<自然環境保全地域等位置図>



(以上，大阪府提供資料)

(3) 監査の結果及び意見

【意見 82】趣旨目的を踏まえた PDCA サイクルの構築

大阪府は、大阪府自然環境保全活動推進事業費補助金の趣旨目的を踏まえた指標の設定など、効果検証のためのPDCAサイクルを機能させる仕組みを検討すべきである。

(理由)

本補助金の創設趣旨は概要説明のとおりであり、トラスト協会の保全活動については、民有地である自然環境保全地域や緑地環境保全地域のみならず、府有地である和泉葛城山ブナ林周辺保護樹林帯をも対象に含む点が特徴的であるが、こうしたトラスト協会の活動目的や内容は、大阪府自然環境保全条例に定める府の責務と共通しており、本補助事業は、大阪府とトラスト協会との協働事業といった性質を有している。

他方、本補助金は、平成元年以降、30年以上継続するものであり、協働事業の性質を有するとはいえ、外部団体への補助金支出である以上、その効果検証は欠かせない。加えて、一般に、長期に及ぶ補助金は、補助対象事業者が自らの努力により補助事業を促進するインセンティブを低減させてしまう危険をはらむものであり、効果検証の仕組みを構築しておく必要性は高い。

本補助金の目的に関連する事項としては、本補助金交付申請時においては、トラスト協会は平成30年度事業計画を策定しているが、そのなかには「協会設立30周年を迎える本年度からは、協会設立の本旨に返って、言わばハード（もの）からソフト（こと）への転換を行う時期と捉えます。」「これまでの運動の成果を踏まえ、活動状況を発信し、オープンにして行くことで賛同者を募り、様々な参加行動を促す。また、みどりのトラスト運動を担うボランティアの活性化へとつなげていく重要な時期に差し掛かっています。」とトラスト運動への賛同者を増やす方向性が示されている。また、大阪府における本補助金予算要求資料においても、本補助事業を含む自然環境保全活動推進事業の目的につき「府域に残された貴重な自然環境や生物の多様性を保全するため、生物多様性に関する府民理解の促進を図るとともに、自然環境の保全活動への府民の参画を求め、府民運動として事業を促進する。」としている。そうすると、本補助金の趣旨は、貴重な自然環境資源を適切に保全することにとどまらず、自然環境保全活動へ参加するボランティアその他賛同者を増やし、自然環境保全活動の活性化へとつなげることに着目していることがうかがえる。

トラスト協会が提出した平成30年度の事業実績報告書によれば、補助事業の効果として、「府内に残された貴重な自然環境や希少な野生動植物の保全に資する事業を適切に遂行することができた。また、『緑の府民運動』の推進母体としての当協会の適正な運営をはかることにより、トラスト運動への参加、誘導を促進することができた。」とされている。補助対象事業者の活動に補助金が充てられ、活動を遂行したという点は確認できる一方、上記、自然環境保全活動の活性化に関わる「トラスト運動への参加、誘導を促進」の具体的な把握は容易ではない。

各保全地域の自然環境の保全そのものは、トラスト協会を事務局として、保全地域ごとに大阪府所管課を含む関連団体を構成員とする検討のための会議体が構成され、各地域の保全計画に基づく事業について、一定事業評価する仕組みはあるが、大阪府やトラスト協会として、今後、自然環境保全活動の活性化に向けた府民参画に関する計画や事業評価する仕組み

については、必ずしも構築できているとは言えない。

大阪府は、今後、本補助金の趣旨として、現在のトラスト協会の活動状況も踏まえ、自然環境保全活動の活性化として府民参画の視点に着目するのであれば、例えば、大阪府として、ボランティアの参加人数等の定量的な数値を地域ごとに把握し、加えて、定量的な目標を設定し、効果検証することによって、本補助事業のPDCAサイクルを機能させる仕組みを構築することを検討されたい。

8 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金					
所管部署	環境農林水産部 農政室 推進課					
補助事業等の目的・概要	特定野菜等の生産出荷の安定、大阪府内市場における価格の安定及び野菜生産農家の経営の安定を目的として、一般社団法人大阪府野菜生産出荷安定資金協会に対し、補助金を交付する。					
補助開始年度	昭和41年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	一般社団法人大阪府野菜生産出荷安定資金協会 (1件)					
根拠規定等	野菜生産出荷安定法 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業実施要領 (農林水産事務次官依命通知) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業の推進について (農林水産省生産局長通知)					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	2,666	2,947	2,292	2,692	3,379
	交付実績	3,588	5,167	4,121	1,759	2,266
財源	一般財源＋特定財源 (環境農林水産手数料)					

(2) 補助金等の内容の説明

補助事業者である一般社団法人大阪府野菜生産出荷安定資金協会は、野菜生産出荷安定法に基づき独立行政法人農畜産業振興機構の登録を受けた登録出荷団体である。補助事業者は、上記機構から交付を受けた生産者補給交付金、大阪府から交付を受けた本補助金及び全国農業協同組合連合会大阪府本部の負担金により、交付準備金を積み立て、これを原資として、特定野菜等の旬別平均販売価額が保証基準額を下回った場合、生産者に対し、保証基準額と旬別平均販売価額の差額の10分の8に当たる金額を価格差補給金として支払う事業を実施している。

本補助金は、大阪府が補助事業者に対し、上記交付準備金の原資とする目的で交付するものである。なお、交付準備金については、原則として独立行政法人農畜産業振興機構、大阪府及び全国農業協同組合連合会大阪府本部が3分の1ずつを負担することとされている（アスパラガス、かぼちゃ、スイートコーン及びブロッコリーについては、上記機構の負担割合が2分の1、大阪府が4分の1、全国農業協同組合連合会大阪府本部が4分の1を負担する）。

なお、平成30年度の本補助金は、平成29年度に支払われた価格差補給金相当額について、交付準備金を再造成するために交付されたものである。

本件補助事業は、上記のとおり、野菜生産出荷安定法に基づく事業として実施されており、交付要綱等は策定されていないが、補助金の額を一義的に算定することが可能であるため、誤謬は生じにくいと考えられる。

(3) 監査の結果及び意見

本補助金に関し、特段、指摘すべき事項等は見当たらなかった。

9 こまわり産地野菜価格安定事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	こまわり産地野菜価格安定事業補助金					
所管部署	環境農林水産部 農政室 推進課					
補助金制度等の目的・概要	生産農家の経営の安定、府内産生鮮野菜の産地の育成及びその流通の安定化を図る。					
補助開始年度	平成7年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	一般社団法人大阪府野菜生産出荷安定資金協会 (1件)					
根拠規定等	大阪府こまわり産地野菜価格安定事業補助金交付要綱 大阪府こまわり産地野菜価格安定事業実施要領					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	480	279	710	542	415
	交付実績	801	1,040	81	764	152
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

補助事業者である一般社団法人大阪府野菜生産出荷安定資金協会は、大阪府下の小規模産地から出荷された特定の野菜の市場価格が著しく低下したとき、生産者に対し、価格差補給金を交付することにより、府内市場への野菜の安定的供給、生産農家の経営の安定、府内産生鮮野菜の産地の育成、その流通の安定等を図っている。

上記価格差補給金は、大阪府、市町村及び全国農業協同組合連合会大阪府本部が3分の1ずつを負担することにより造成される交付準備金を原資としている。なお、平成30年度の本補

助金は、平成29年度に支払われた価格差補給金相当額について、交付準備金を再造成するために交付されたものである。

本件補助事業は、野菜生産出荷安定法に基づく事業として実施されている特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金とは異なり、大阪府が独自に補助を行っているものであるが、基本的なスキームは同一である。本補助金の対象となる野菜は、特定や齊藤供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金の対象とはされていない生産規模がより小規模なもの（大阪しろな、ずいきなど）である。

本件補助事業も、特定野菜等供給産地育成価格差補給事業資金造成費補助金と同様に、補助金の額を一義的に算定することが可能であるため、誤謬は生じにくいものと思われる。

(3) 監査の結果及び意見

本補助金に関し、特段、指摘すべき事項等は見当たらなかった。

10 大阪府地域農政推進対策事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府地域農政推進対策事業費補助金					
所管部署	環境農林水産部 農政室 推進課					
補助金制度等の目的・概要	大阪府担い手育成総合支援協議会の実施する地域農政推進対策事業に対し、補助金を交付することにより、農地の有効利用・流動化の促進と担い手農家の育成などの方策を総合的に推進する。					
補助開始年度	平成5年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪府担い手育成総合支援協議会 (1件)					
根拠規定等	大阪府地域農政推進対策事業費補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	1,498	1,498	1,423	1,246	1,204
	交付実績	1,498	1,498	1,423	1,246	1,204
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金の補助事業者は、「担い手育成総合支援協議会設置要領」（平成17年4月1日付け16経営第8837号、平成23年3月15日付け22経営第6808号、農林水産省経営局長通知）に基づき設置された大阪府担い手育成総合支援協議会である。同協議会は、大阪府、大阪府農業協同組合中央会、一般財団法人大阪府みどり公社及び一般社団法人大阪府農業会議（以下「大阪府農業会議」という）を構成員とするいわゆる権利能力なき社団である。

本補助金は、補助事業者が行う地域農政推進対策事業に支出する費用全額を交付するもの

である。ただし、府の予算の範囲で交付することとされており、少なくとも平成26年度以降、府の予算額が本補助金の交付額となっている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 83】 交付要綱の文言の明確化

大阪府は、大阪府地域農政推進対策事業費補助金の交付要綱において、補助事業の内容をより明確に記載すべきである。

(理由)

本補助金の交付要綱第2条は、「補助金の交付の対象となる経費及び補助率は、別表のとおりとする」と定めており、同別表において、経費は「大阪府担い手育成総合支援協議会が地域農政推進対策事業を行うのに要する次の経費 賃金、報償費（ただし、幹事会及び総会に出席した委員への謝礼は除く）、旅費、需用費（ただし、弁当およびお茶代等は除く）、役務費、委託料、使用料及び賃借料（パソコン、コピー機等のリース料を含む）」と定められている。しかし、この記載だけでは「地域農政推進対策事業」の内容としてどのような事業が含まれるかが確認できない。

この点、所管課によれば、同事業の定義については、大阪府担い手育成総合支援協議会事業実施要領（平成18年4月7日付け農推第1078号大阪府環境農林水産部農政室長通知）において補助事業者が実施することとされている事業のことであった。その内容は、次のとおりである。

- ① 認定農業者及び集落営農組織等の担い手の育成・確保に向けた5年後の目標と各年度ごとの活動方針を明確にするためのアクションプログラムの作成
- ② 担い手総合支援の取組の企画立案及び当該取組の実施を円滑に行うため、企画立案等に長けた者を専任マネージャーとして設置すること。
- ③ 経営改善・能力向上支援活動
- ④ 農業経営主体の法人化推進のための活動
- ⑤ 集落営農の組織化・法人化のための活動
- ⑥ 担い手交流のための活動
- ⑦ 担い手情報発信のための活動

所管課によれば、交付要綱に添付された交付申請書の様式から、どのような事業を実施することを想定しているかを読み取ることが可能であり、また、「大阪府担い手育成総合支援協議会事業実施要領」（平成18年4月7日付け農推第1078号大阪府環境農林水産部農政室長通知）においても、補助事業者が実施する事業の内容を具体的に定めているとのことであった。また、事業メニューについては、見直す必要がたびたび生じることから、ある程度、柔軟な対応が可能な形式が望ましいとのことであった。

しかしながら、交付要綱は、補助金を交付する際の基本的事項を定めたものであるから、交付要綱の本文あるいは別表等において、補助事業の内容を少なくとも概括的には記載しておくべきである。具体的には、交付要綱の別表において、上記①～⑦の内容を引用して記載するといった形とすることが考えられる。

よって、大阪府は、本補助金の交付要綱において、補助事業の内容をより明確に記載すべ

きである。

【意見 84】 契約書等における委託業務の範囲及び内容の明確化

大阪府は、大阪府地域農政推進対策事業費補助金に関し、補助事業者が業務を委託する際の契約書等において、委託業務の範囲及び内容を明確化するよう求めるべきである。

(理由)

平成30年度の本補助金の交付額は120万4000円であるが、その内金119万1000円は、一般社団法人大阪府農業会議への業務委託料として使用されている。すなわち、補助事業のほぼ全てが大阪府農業会議に委託されている。

その理由について大阪府に確認したところ、補助事業者は専従者のいない会議体であって実働部隊を持たないため、補助事業を外部に委託せざるを得ないとのことであった。補助事業者は、平成17年に設置され、当初は数千万円単位の事業を実施していたが、国の政策転換により、補助事業者が実施するソフト支援事業が大幅に絞り込まれたこともあり、現在は小規模な事業内容となっているとのことである。

このように、補助事業のほぼ全てを大阪府農業会議に委託するという状況が続いているにもかかわらず、補助事業者への補助を継続する理由について確認したところ、所管課によれば、国の設置要領に基づき設置され、大阪府の農政に精通した者が一堂に会して意見交換することができるという意味において、補助事業者を交付先とすることに重要な意味があるとのことであった。

平成30年5月2日付の委託契約書は本文が2頁で構成される簡潔なものであり、「業務委託仕様書」に基づき大阪府担い手育成総合支援協議会業務を委託する旨が定められている他、委託業務の具体的内容に関する記載はない。同契約書には、補助事業者と一般社団法人大阪府農業会議の双方を同一人物が代表する形で記名押印がなされていた。他方、上記仕様書においては、委託業務の内容に関し、「①農業経営の法人化相談・説明、法人設立支援に関する業務、②大阪農業の実情に応じた多様な担い手の育成・確保に関する業務、③担い手の経営管理能力向上・経営改善のための支援活動に関する業務、④担い手の交流促進に関する業務、⑤関連情報の収集・提供に関する業務」と定められているが、具体的にどのような業務を実施するかに関する記載はなかった。

これでは、具体的に実施すべき業務内容を特定することができず、また、委託料の妥当性を確認することが困難ではないかと思われた。この点、所管課によれば、委託料の妥当性については、補助事業者の総会等において精査するほか、大阪府も予算編成、交付決定及び検査等の各段階において十分に確認しているとのことであった。たしかに、予算編成時の資料においては、具体的に実施すべき事業内容がある程度詳細に記載されていた。

しかしながら、補助事業者と受託者との契約書及び仕様書において具体的な業務内容に関する記載が不足していること自体、委託業務の範囲に不明確さを生じさせる原因となり得るから、好ましいとは言い難い。

よって、大阪府は、大阪府地域農政推進対策事業費補助金に関し、補助事業者が業務を委託する際の契約書等において、委託業務の範囲及び内容を明確化するよう求めるべきである。

1 1 大阪型農地貸付協力金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪型農地貸付協力金				
所管部署	環境農林水産部 農政室 推進課				
補助金制度等の目的・概要	農業振興地域外の農地貸借を促進し，地域農業の振興と農空間の保全・活用を図り，都市農業の発展に資するようにするため，農業振興地域を有しない基礎自治体の農地を準農家待機者に貸し付けた者に対し，補助金を交付する。				
補助開始年度	平成28年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	なし				
根拠規定等	大阪型農地貸付協力金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	—	—	540	205	1,392
交付実績	—	—	0	12	0
財源	特定財源（環境農林水産費国庫補助金）				

(2) 補助金等の内容の説明

農地中間管理機構は，農業振興地域の整備に関する法律等に基づき，農用地の利用の効率化及び高度化を促進するため，都道府県の農業振興地域を事業実施地域として，農用地等について農地中間管理権を取得し，農用地等の管理，貸付け，改良，造成又は復旧，農業用施設の整備その他当該農用地等の利用条件の改善を図るための事業を行っている。大阪府では，平成26年に一般財団法人大阪府みどり公社が農地中間管理機構として指定され，上記事業を実施している。

本補助金は，農業振興地域を有しない市町村においては，農地が小さくても高収益型農業が展開されている例があることに着目し，国に対して農業振興地域以外にも対象区域を広げるよう制度改正を働き掛ける目的により，農業振興地域を有しない都市部の基礎自治体において，農地を準農家待機者に貸し付けた者に対し，交付されるものである。

本補助金は，制度開始当初から利用が低調であった。その理由について大阪府に確認したところ，農用地等は存在しても面積が広過ぎるとか，農業用水が引かれていないといった理由により，マッチングがうまくいかないことが多く，農地の貸付けにまで至る例が少ないとのことであった。

なお，令和元年度には，農業振興地域の整備に関する法律について，都道府県知事が農業振興地域として指定できる範囲を拡大する改正法が施行されたことから，制度改正を働き掛けるという本補助金の目的が一定程度達成され，農地中間管理機構の事業とは別に本件補助事業を実施する必要性が失われた。このため，令和元年度には本補助金に関する予算は計上

されていない。

(3) 監査の結果及び意見

本補助金に関し、特段、指摘すべき事項等は見当たらなかった。

1 2 大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金					
所管部署	北部農と緑の総合事務所 ※ 他の出先機関においても本補助金の交付がなされているが、北部農と緑の総合事務所の担当分のみを監査の対象とした。					
補助金制度等の目的・概要	市町村が棚田保全活動を行う団体に経費を補助する場合において、当該市町村に補助金を交付することにより、棚田の持つ多面的・公益的機能を発揮させることを目的とする。					
補助開始年度	平成12年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	豊能町 (1件)					
根拠規定等	大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	600	500	500	600	600
	交付実績	600	500	500	600	513
財源	みどりの基金 (棚田・ふるさと保全基金)					
備考	本補助金の予算は大阪府全体のものとして定められるが、「補助金等の推移」欄には、北部農と緑の総合事務所が所管するものみの金額を記載した。					

(2) 補助金等の内容の説明

本件補助は、市町村が棚田保全活動を行う団体に経費を補助する場合において、大阪府が当該市町村に補助金を交付することにより、棚田の持つ多面的・公益的機能を発揮させることを目的とする。

補助事業者である市町村が補助する団体は、本補助金の間接補助事業者に該当し、「支援対象コミュニティ」として大阪府知事の登録を受けることが条件とされている。間接補助事業者は、農業者、地域住民及びボランティア等を構成員とした住民組織であり、いわゆる権利能力なき社団に該当する。間接補助事業者は、本補助金を原資とする市町村からの補助を受け、耕作、草刈り、防獣等の棚田を保全するための活動を行う。

本補助金は、みどりの基金のうち棚田・ふるさと保全基金を財源としている。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 27】 補助事業の進捗状況の把握及び適切な対処

大阪府は、大阪府棚田・ふるさと保全事業補助金に関し、補助事業（間接補助事業を含む）が完了したか否かについて疑義がある場合には、検査において、現地を訪問し、補助事業者（間接補助事業者を含む）に対するヒアリングを行い、関係資料の提出を受けるなど相当詳細な調査を実施し、その結果を詳細に記録化しておくべきである。

（理由）

補助事業者（豊能町）は、大阪府知事に対し、平成30年4月12日付の「棚田の保全支援事業支援対象コミュニティ登録申請書」を提出した。同申請は、高山南地区の「1・4運動の会」を支援対象コミュニティとして登録するよう求める内容である。上記のとおり、本補助金の間接補助事業者となる要件として、上記登録を受けることが必要とされている。大阪府は、同申請を認め、「1・4運動の会」を支援対象コミュニティとして登録した。

同申請書添付の作業計画表によれば、「1・4運動の会」は、平成30年4月から平成31年3月まで、概ね満遍なく作業を実施する旨が記載されている。また、当該作業の費用として10万円を要する旨が記載されている。

しかしながら、補助事業者（豊能町）が提出した平成31年1月8日付の補助事業遂行状況報告書によれば、「1・4運動の会」は平成30年12月31日時点において、計画事業費10万円のうち1万3780円しか使用していなかった事実が認められる。また、平成31年3月22日付で提出された補助事業実績報告書によれば、「1・4運動の会」が支出した費用は1万3246円とされており、上記遂行状況報告書記載の金額から微減している。

なお、「1・4運動の会」は、平成31年1月15日、同年3月末をもって解散する旨を決議した。その理由として、同会の臨時総会の議事録には、構成員が同会の運営に無関心であること等が記載されていた。

このような状況から、平成30年12月までに間接補助事業はほとんど進展しておらず、その後も全く進展がなかったのではないかと疑われた。

この点に関し、所管課によれば、補助事業者（豊能町）から、年度当初は予定どおり間接補助事業が実施されていたものの、平成30年7月の豪雨や同年9月の台風などの自然災害に見舞われ、農作物が生育不良となったり、土砂災害が発生したりしたため、復旧活動に負われ、事業計画の一部を縮小せざるを得なかったとの報告を受けたとのことである。また、補助事業者は、間接補助事業者に対し、平成31年3月末までは継続して棚田の保全活動を実施し、予定していた活動で遅れているものについても完了させるよう指導したとのことであった。同報告を受け、大阪府は、間接補助事業の遅延と縮小はやむを得ないと判断した。また、検査の際には、事業費は前年度より減少したものの、遊休化した農地の草刈りを実施した面積は増加したことを確認したとのことであった。事業費が減少した理由については、間接補助事業自体は予定より遅れながらも完了したものの、資料の整理が十分にできていないため、全額を請求することができなかったと考えられるとのことであった。なお、以上の所管課が確認した内容については、特に記録化されていなかった。

上記のとおり、所管課によれば、予定していた10万円の事業費のうちわずか1万3780円しか使用されていないものの、間接補助事業自体は完了したことを確認したとのことである。しかしながら、この点の確認に関する資料は保存されておらず、補助事業者からのヒアリング内容についても記録化されていないことから、監査人らにおいて、その過程を検証することはできなかった。このような事態は、大阪府にとっても好ましいとはいえない。

したがって、大阪府は、補助事業（間接補助事業を含む）が完了したか否かについて疑義がある場合には、検査において、現地を訪問し、補助事業者（間接補助事業者を含む）に対するヒアリングを行い、関係資料の提出を受けるなど相当詳細な調査を実施し、その経過を詳細に記録化しておくべきである。

1 3 大阪府みどりの基金事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府みどりの基金事業補助金					
所管部署	中部農と緑の総合事務所 ※ 他の出先機関においても本補助金の交付がなされているが、中部農と緑の総合事務所の担当分のみを監査の対象とした。					
補助金制度等の目的・概要	市街地のみどりを増やし、潤いとやすらぎのある大阪の実現を図るため、多くの人の目に触れる場所での良好な緑陰等の整備、モデルとなる施設緑化及び地域の緑化活動に関する事業で知事が適当と認める者に対し、補助金を交付する					
補助開始年度	平成5年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	池田すみれこども園緑化委員会 (1件)					
根拠規定等	大阪府みどりの基金事業補助金交付要綱 みどりづくり推進事業実施要領					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	3,181	811	0	0	983
	交付実績	3,181	811	0	0	983
財源	みどりの基金					
備考	本補助金の予算は大阪府全体のものとして定められるが、「補助金等の推移」欄には、中部農と緑の総合事務所が所管するものみの金額を記載した。					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、上記のとおり、みどりの基金を財源として緑陰等の整備を試みるものである

が、その具体的な補助対象経費は、みどりづくり推進事業実施要領に定めるとされ（大阪府みどりの基金事業補助金交付要綱別表1）、交付要領はないものの、本補助金実施案内によれば、市街地のみどりを増やし、潤いとやすらぎのある大阪の実現を図るため、地域の緑化組織（地域住民、PTA、民間企業、NPO等で構成される当該地域の緑化活動を実施する組織）が協働で行う、樹木の植栽、幼稚園等の園庭の芝生化や花壇づくり等の地域の緑化活動に対して、その活動経費の一部を助成するものと示されている。

補助対象経費としては、整備費かかる経費と活動経費に大別され、整備に係る経費は植物材料費をはじめ合計9つの項目が示されるとともに、活動経費は講師謝礼をはじめ合計4つの対象経費が列挙されている。

（3）監査の結果及び意見

【監査の結果 28】処分対象財産の判断基準の遵守

大阪府は、大阪府みどりの基金事業補助金に関し、処分対象財産となるか否かに関する具体的な判断基準を遵守すべきである。

（理由）

大阪府補助金交付規則第19条は、「補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と定め、不動産（同上第1号）ほか、処分制限の対象となる財産を列挙している。そのうち、同条第4号は「機械及び重要な器具で、知事が定めるもの」を挙げ、同条第5号は「前各号に掲げるもののほか、知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めて定めるもの」と定める。これを受け、大阪府みどりの基金事業補助金交付要綱第12条第1項は、「規則第19条第4号及び第5号の規定により、知事が定める財産は、取得財産等のうち一個又は一組の取得価格が10万円以上の財産及び効用の増加価格が10万円以上の財産とする。」とし、さらに具体化している。

平成30年度の本補助金の交付対象は1者であり、事業費として植物材料費、土地改良費、高木植栽施工費諸経費等を対象経費とするものであり、補助事業収支精算書によれば、ケヤキやソメイヨシノをはじめ様々な植樹を行っているが、各植物材料費の単価は10万円を超えるものは見当たらない。そして、同補助対象者に対する補助金交付額確定通知書においては、交付額983,340円に確定するとともに、「なお、大阪府みどりの基金みどりづくり推進事業補助金交付要領第12条第1項に定める処分制限のかかる財産については該当なしとします。」と明記している。

この点、本監査の過程において、大阪府は、交付要領第12条第1項の「一個又は一組」の解釈を誤ったものとして、上記処分対象財産についての見解を撤回するにいたった。緑陰等の整備という本補助金の目的からすれば、本補助金は植樹する個別植物の効用に着目するものではなく、一つのみどりのある空間としての整備を促進するものといえることから、処分制限財産についての見解を撤回した大阪府の考え方は正当なものと考えるが、他方で、処分制限財産の解釈につき誤って教示した点については今後の事務過誤を防止する必要がある。大阪府の説明によれば、処分制限財産の考え方については内部で共有すべき内部基準におい

て具体化しているとのことであるが、その基準につき十分に職員間で周知徹底すべきである。

1 4 子育て施設木のぬくもり推進事業

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府林業関係補助金（子育て施設木のぬくもり推進事業）					
所管部署	中部農と緑の総合事務所 ※ 他の出先機関においても本補助金の交付がなされているが、中部農と緑の総合事務所の担当分のみを監査の対象とした。					
補助金制度等の目的・概要	子育て施設を対象に、床や壁など、内装等の木質化を支援することにより、子どもの生育環境の充実を図るとともに、子どもが木材の良さを体感し、森林の大切さや木材に対する理解を深めることを目的として、補助金を交付する。					
補助開始年度	平成28年度					
平成30年度の交付先（交付先の件数）	幼稚園・保育園等を経営する法人等（18件）					
根拠規定等	大阪府林業関係補助金交付要綱 子育て施設木のぬくもり推進事業実施要領					
補助金等の推移（単位：千円）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	-	-	40,000	40,000	40,000
	交付実績	-	-	22,472	25,422	25,171
財源	大阪府森林環境税					
備考	本補助金の予算は大阪府全体のものとして定められるが、「補助金等の推移」欄には、中部農と緑の総合事務所が所管するもののみの金額を記載した。					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、対象施設内の子どもが日常的に利用する場所の内装等及び木製建具を「おおさか材」を使用し、木質化するために要する工事請負費及び設計費を補助対象経費とし、補助上限額は1施設あたり250万円とし、補助対象経費の2分の1以内とするものである。

(3) 監査の結果及び意見

本補助事業の交付事務については、大阪府は、木材の使用料や木質化率の厳密な確認を行っており、検出事項はなかった。

なお、本補助事業は平成28年度から平成31年度までの4年間導入された森林環境税を財源とするものであり、平成31年度（令和元年度）において終了する事業である。森林環境税は、近年、局地的な集中豪雨等が発生する一方、間伐をはじめとする森林管理作業が停滞し、森林の荒廃が進み、森林の果たしてきた災害防止機能をはじめとする様々な公益的機能が著しく低下している情勢を踏まえ、新たな森林保全対策として、「大阪府森林の有する公益的機能を維持増進するための環境に係る個人の府民税の税率の特定に関する条例」（平成27年11月2日条例第87号）によって時限的に導入された府税である。

本補助事業は、木質化によって子どもらに木材を身近に感じ、また、森林の果たしてきた災害防止機能についての啓発を図ることのほか、将来の木材需要の醸成等、様々な効果が期待されるものであり、効果検証は容易ではない。

各補助対象事業者の事業実績報告書には、例えば「ウッドデッキに整備し、子どもたちが遊んだり、くつろいだりと木材に触れ、木のぬくもりを肌で感じることで安心感を持ち、心の安定につながる効果があった。」「子育て施設の床の木質化により、子どもの生育環境の充実を図った」「子育て施設の床や壁の木質化を行う過程で、保育室の木質化施工中の工事現場を見たり、木の香りや手に触れることができ、木に関心を持ち始めた」（原文ママ）

「保護者に対しても、園舎内の掲示板に大阪府の木のぬくもり事業の紹介と木質化について掲示したところ、木質化された部屋に入ってみたり触れたり保育教諭と木質化について話したりするなど、木や森林への関心が高まった。」など、多種多様な成果が報告されている。

森林環境税に基づく事業は、大阪府森林環境整備事業評価審議会の事業評価を受けるものとされ、独自のPDCAサイクルを構築しており、本補助事業については、実施園数や使用木材料、木育リーダの登録人数・活動実績を定量的な目標値として定めており大変興味深い。

15 持続的な森づくり推進事業（基盤づくり）

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府林業関係補助金（持続的な森づくり推進事業（基盤づくり））
所管部署	南河内農と緑の総合事務所 ※ 他の出先機関においても本補助金の交付がなされているが、南河内農と緑の総合事務所の担当分のみを監査の対象とした。
補助金制度等の目的・概要	所有形態が小規模・分散化した森林を集約化して一体的な森林管理が見込まれる人工林の区域において、持続的な森林管理のために必要な基盤整備等に対し、補助金を交付することにより、水源かん養や災害の防止など森林の持つ公益的機能を持続的に維持・増進し、健全な森林を次世代につないでいくことを目的とする。
補助開始年度	平成28年度

平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪府森林組合，株式会社南河内林業（2件）				
根拠規定等	大阪府林業関係補助金交付要綱 大阪府林業関係補助金交付要領 持続的な森づくり推進事業実施要領				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	-	-	152,222	100,051	182,415
交付実績	-	-	107,823	97,897	168,340
財源	大阪府森林環境税				
備考	補助金等の推移欄に記載した金額は，南河内農と緑の 総合事務所が所管する補助金に限定した金額である。				

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は，森林保全に必要な財源を確保することを目的として，個人府民税の超過課税として，平成28年度から31年度までの4年間，府内に住所又は家屋敷等を有する個人に対し，個人府民税均等割額に加算して年額300円の森林環境税を賦課している。

本補助金は森林環境税を財源とするものであり，次に掲げる項目の全てを満たす森林の区域を対象とし，基幹となる作業道の耐久性向上や施業の効率化のために行う整備を行う事業者に対し，その経費を交付するものである。

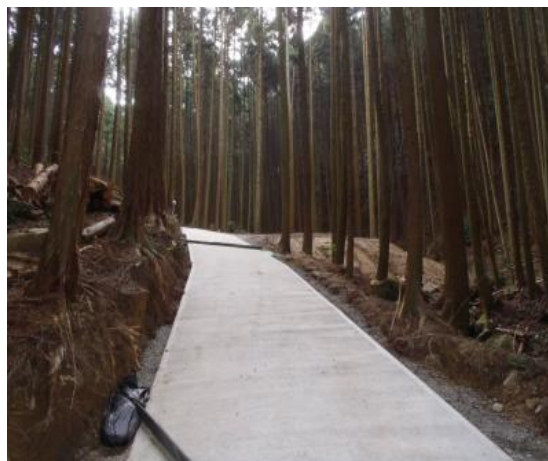
- ① 集約化により一体的な森林管理が可能な，区域面積が概ね100ha以上の森林であること。
- ② 森林法第11条に基づく森林経営計画が作成され，計画的な間伐や木材搬出が見込まれること。
- ③ 森林所有者や林業事業者が，本事業により整備した基盤施設等を活用し，森林経営を長期にわたって継続的に実施する見込みがあること。

本補助金は，大阪府森林環境税の趣旨に沿うものである。森林所有者又は補助事業者が作業道等を自費で整備するとなると，十分なものが整備されないおそれもあることから，本補助金には十分な意義が認められる。

〈事業実施前〉



〈事業実施後〉



(大阪府ホームページより引用)

(3) 監査の結果及び意見

【意見 85】 補助事業の効果を最大化するための働き掛け

大阪府は、林業関係補助金（持続的な森づくり推進事業（基盤づくり））の対象とされた区域の森林の状況を定期的に確認し、補助事業者に対し、本補助金の効果が最大化されるよう適切な働き掛けをすべきである。

（理由）

本補助金については、大阪府の積算システムを使用して単価が定められており、作業内容によって自動的に交付額が算定される仕組みが採用されているため、金額について裁量が働く余地はない。

補助事業者から提出された実績報告書には、大阪府の担当者が工事内訳書に記載された上記単価を含む一つ一つの記載内容をチェックした形跡がうかがわれる。

検査の際には、検査員が全件について現場に臨場して状況を確認しており、検査調書には現地の状況を撮影した写真が多数添付されているほか、補助事業者に対し、比較的細やかな指示（追加工事、書類の補正、将来の管理についての注意事項など）をした事実が記載されている。

以上のとおり、本補助金においては、検査員が現地の状況を十分に確認できるだけの専門的知識・技量を備えていることが前提となるものの、不正や誤謬が生じにくい運用がなされており、大阪府の他の補助金の運用においても参考になるものと思われる。

他方、本件補助事業は、あくまでも将来的な森林管理のための前提条件を整備する段階のものであり、いわば出発点に過ぎない。補助事業者は、大阪府及び森林所有者との間で、20年に渡る森林施業と基盤施設の利用等に関する協定を締結し、長期に渡って森林管理を行うこととされており、森林経営計画に則して森林施業を計画的に行い、森林を適正に管理することが義務付けられている。この森林施業及び森林の管理がどのようになされるかによって、本件補助事業の効果が左右されることとなる。

したがって、大阪府は、本件補助事業の対象とされた区域の森林の状況を定期的に確認し、補助事業者に対し、本補助金の効果が最大化されるよう適切な働き掛けをすべきである。

16 環境保全基金

(1) 基金の概要

環境保全基金は、環境の保全に関する知識の普及その他環境保全活動の推進に要する経費に充てる資金を積み立てることを目的として、平成2年に設置された基金である。

平成26年度以降の積立額及び取崩額の状況は以下のとおりである。

＜平成26年度以降の基金積立及び取崩の状況＞

単位：円

年度	積立		取崩し	残高
		うち寄附金		
26	4,391,093	3,674,310	2,608,722	1,863,910,665
27	2,541,991	2,201,082	2,328,386	1,864,124,270
28	2,699,947	2,543,227	20,116,601	1,846,707,616
29	3,453,227	3,220,079	16,394,908	1,833,765,935
30	3,609,223	3,170,095	18,231,763	1,819,143,395
合計	16,695,481		59,680,380	1,819,143,395

(2) 基金事業の概要

ア 基金活用事業は、大別すると、①環境教育の推進（環境教育の実践、支援、指導者の養成等）、②環境情報の普及（府の環境及び環境保全活動に関する情報の普及等）、③地域環境の保全に係る普及、啓発活動等（知識の普及、啓発、教育、調査研究等）、④地球環境保全活動の支援（自主的な環境保全活動への助成、奨励事業等）のメニューがあり、既に監査対象とした上述の各種補助金事業のほか、以下の委託事業がある。

	委託事業名	委託先	委託金額（税込）
1	温暖化「適応」推進事業	一般社団法人あだーじょ	4,309千円
2	環境交流パートナーシップ事業	特定非営利活動法人ノウハウ会	1,242千円
3	家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業	一般財団法人大阪府みどり公社	4,500千円

イ 温暖化「適応」推進事業

本事業は、現にあるいは今後現れる気候変動の影響に対して「適応」していく取組みの一つが重要となっているところ、「適応」との新しい概念の普及啓発を図る担い手となる人材が少ない現状に鑑み、府域での啓発の担い手として期待される環境NPO等をはじめ、府民・事業者の「適応」に関する理解を深め、府域での「適応」を浸透・実践につなげることを目的として、非営利市民活動組織（環境NPO）・大阪府地球温暖化防止活動推進員（推進員）・市町村職員を対象にした「適応」の普及に向けた学習会の開催、府民を対象にした環境NPO等と協働した地域での「適応」、ヒートアイランド対策の啓発、及び事業者を対象にした「適応」セミナーの開催を行うものである。

本委託事業者選定においては、公募型プロポーザル方式により事業者選定を行っており、学識経験者等で構成される選定委員会の審査を経て委託業者を選定している。

ウ 環境交流パートナーシップ事業

本事業は、環境活動に取り組む非営利市民活動組織（環境NPO）や大阪府地球温暖化防止活動推進員（推進員）をはじめボランティア（環境ボランティア）等による相互交流の機会を創出する取組をより一層充実させ多様な主体が協働する取組を促進することで、積極的に環境活動の取組を支援し、府民が主体的となった持続的な環境活動に繋げることを目的とする。また、平成28年にパリ協定が発効され、大阪府においても大阪府地球温暖化対策実行計画の目標達成に向け、懸念される家庭部門の温暖化ガス排出量を抑制するため、地域、学校現場、市町村等エコイベントなど大阪府や市町村等行政が行う温暖化防止事業のパートナーとなり得る環境NPOや環境ボランティアを育成し、活用する体制整備を行うものである。

委託業務の内容は、①環境NPO等登録制度運用・活用業務、②登録者等の交流会（活動発表会及び意見交換会）開催業務、③大阪エコ・パートナーシップ交流会の開催業務（交流セミナー開催業務、人材育成講座開催業務、環境教育研究会開催業務）、④環境NPO等情報発信業務、からなる。

なお、本事業は、平成31年度（令和元年度）において終了予定であり、終了後は、大阪府環境基本条例（平成6年大阪府条例第5号）の理念に基づき、地方公共団体、民間団体等で構成される豊かな環境づくり大阪府民会議の事業として、本事業を集約するとのことであった。

エ 家庭の省エネ・エコライフスタイル推進強化事業

地球温暖化が進展する中、温室効果ガスの削減に向けた省エネ対策の推進は、国や府の重要課題となっており、特に家庭部門においては産業・運輸部門に比べて省エネ対策の取組みが進んでおらず、更なる取組みが求められるところ、本事業は、省エネ意識を高め、家庭での省エネを推進することにより世帯あたりのエネルギー消費量を減少させていくために、地域で啓発活動を担う「地球温暖化防止活動推進員」制度を活用して、大阪の地域性や府民の生活習慣の特性等を理解したうえで、府民に分かり易く省エネアドバイスを行う人材（省エネアドバイザー）を養成し、商業施設等の民間とも連携し、個別対応型省エネ相談会を開催して各家庭の省エネ診断等を府内各地で展開し、広く府民に対し省エネ行動の取組みの裾野を広げていく事業である。

委託事業の具体的な内容は、①「省エネアドバイザー」養成講座の開講（養成講座で使用するテキストの作成を含む）、②「省エネアドバイザー」の活動の場の創出（省エネ相談会の実施等）であり、企画提案公募により事業者選定を行っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 86】 人件費積算の見直し

大阪府は、環境交流パートナーシップ事業委託に関し、環境交流パートナーシップ事業の予定価格の積算につき、特に人件費の積算が適切であるかを検証すべきである。

(理由)

本事業の委託に際しては一般競争入札により事業者選定が行われ、4者が応札し、その落札額は1,242,000円(税込)であったが、予定価格2,497,500円(税込)の50%を下回る落札率となっている(なお、平成29年度も約51%の落札率であり同水準であり、かつ同一事業者が落札している)。他の応札業者の入札金額を比較しても、4者のうち最下位(最高額での入札)の事業者でも予定価格に対する入札金額の割合は約65%にとどまる。

大阪府の予定価格の積算資料によれば、その積算額の約6割を占めるのが人件費であり、府非常勤職員ベース(1名)・4時間×週5日との前提で積算するものであった。大阪府は、勤務時間数は、本事業を実施するにあたって必要となる時間を想定して積算したとのことであったが、その積算の前提となる考え方(事業ごとに要する想定時間数など)は共有されておらず、単に前年の積算を用いて積算するという実態となっている。

近年の落札率の低さをみると、大阪府の積算する予定価格が適正なものであるか、あるいは落札額が不相当に低額となっていないかが懸念されるところ、検査調書記載のとおり、本事業が適切に実施されていたとするのであれば、大阪府の積算する予定価格が実態に即していない可能性があり、その点、積算額の過半を占める人件費の積算が実態に即しているか検証する必要があると考える。

17 みどりの基金

(1) 基金の概要

みどりの基金は、緑化の推進及び良好な自然環境の保全に要する経費に充てるため資金を積み立てることを目的として、昭和58年に創設された基金である。

平成26年度以降の積立額及び取崩の状況は以下のとおりであり、さらに、①都市緑化、②生物多様性保全、③棚田・ふるさと保全、④共生の森づくり、⑤桜の会・平成のとおり抜け、⑥しばふ応援、⑦中之島にぎわい森づくり、⑧森林活動、⑨木育、⑩うめきた、の各事業区分のもと、分別管理されている。また、本基金の財源は、大阪府の拠出金のほか、民間企業、各種団体、個人等広く一般府民からの寄附金である(大阪府みどりの基金運営要領4項)。

<平成26年度以降の基金積立及び取崩の状況>

単位：円

年度	積立		取崩し	残高
		うち寄附金		
26	37,531,996	37,165,824	205,214,750	785,314,717
27	27,276,757	26,084,054	109,416,954	703,174,520
28	51,862,239	49,048,043	69,234,443	685,802,316
29	25,097,590	25,011,188	52,645,152	658,254,754

30	18,322,090	18,164,752	37,465,957	639,110,887
合計	160,090,672	155,473,861	473,977,256	639,110,887

(2) 基金事業の概要

ア みどりの基金活用事業は、上記①から⑩にわたる多様な事業を推進しており、その所管部局は、環境農林水産部を中心としつつも、例えば、上記⑤桜の会・平成のとおり抜け事業については、環境農林水産部に加え、教育庁及び都市整備部が所管し、また、⑦中之島にぎわい森づくり事業は府民文化部、⑩うめきた事業は住宅まちづくり部がそれぞれ所管部局となっている。

本監査においては、基金活用補助金のうち交付額の規模等から抽出して上述の補助金につき監査を実施したほか、以下のとおり、環境農林水産部単独所管事業であり、かつ基金活用額が100万円を超える委託業務について監査を実施した。

	委託事業名	委託先	委託金額（税込）
1	緑化樹配付業務	株式会社プランテリア	2,543,400円
2	①堺第7-3区共生の森づくり活動業務 ②堺第7-3区共生の森づくり活動運営業務（その2）	公益社団法人大阪自然環境保全協会	①594,000円 ②3,402,000円

イ 緑化樹配付業務

本業務は、みどりの基金活用事業の都市緑化事業のうち、みどりの創出事業として、住民が協同して行う地域緑化等に樹木を配付することを目的として、高木苗木を大阪府の示す施設に配付を行うものである（配付対象：高木苗木1,716本、配付個所数概ね28カ所）。その業務は、高木苗木の配付のみならず、その確保、集積及び検査をも内容に含むものである。

ウ ①堺第7-3区共生の森づくり活動業務、②堺第7-3区共生の森づくり活動運営業務（その2）

堺第7-3区は昭和49年から平成16年度まで30年間にわたり、府内の産業廃棄物を受け入れ、埋め立てをしてきた大阪湾臨海部の産業廃棄物処理場であり、大阪府がこのうち約100ヘクタールの区域を「共生の森」として位置づけ、府民協働で整備を実施している。①堺第7-3区共生の森づくり活動業務は、これまでの府民協働により実施した植樹活動地の下刈作業など適切な維持管理を行うものである。

また、②堺第7-3区共生の森づくり活動運営業務（その2）は、「共生の森」において、効果的かつ魅力的な参加型プログラムの運営を実施して、自然環境の再生・創出をする活動を通じ、森づくり活動を担う人材の育成を行うことを目的とするものである。

いずれの契約も、一般競争入札に付されたが、①契約は応札者が現れず入札不調となり、過去の応札業者の相見積もりを経て、地方自治法施行令第167条の2第1号（都道府県発注の100万円以下の契約）により随意契約を締結しており、その業者選定や価格決定の過程に検出事項はない。また、②契約は一般競争入札により、①契約の受託業者が唯一の応札業者として落札しており、その過程に特段、指摘等する事項はない。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 87】 予定価格の検証

大阪府は、緑化樹配付業務委託について、設計書における積算方法の相当性の検証を含め、過度な価格競争による入札業者の固定化や品質の低下を生じさせないための工夫を検討すべきである。

(理由)

本業務は一般競争入札に付され、3社が応札しそのうち最低価格で落札した事業者との間で委託契約を締結している。予定価格10,548,000円(税抜き)に対し落札額2,355,000円となっており、その落札率22.3%は相当に低いものである(なお、3者ともに300万円を下回る応札額である)。他方で、本業務については仕様書に沿った各業務の検査は完了しており、検査調書によれば、業務遂行において特段問題は指摘されていない。

予定価格の積算においては、大阪府は設計書を作成しているものの、上記落札率の低さからすれば、設計書における単価や積み上げ方法が実態に即していない可能性がある。

この点、本委託契約については、令和元年7月23日開催の大阪府入札監視等委員会第1部会令和元年度第1回定例会議の部会長総括として「本件は地域緑化活動に府が高木の苗木を配付するものであり、配付場所と時期が決まっているのであれば、委託業務というよりも売買契約に類するものと感じられるとの意見があった。また、過去から同案件の落札率が著しく低くなっており、予定価格と入札金額が大きく乖離しているため、予定価格の設定に当たって府の基準をそのまま準用するのではなく、より市場価格を反映した積算方法について検討されたい。」として同様の指摘がなされている。他方、大阪府は、令和元年度の同種契約の予定価格算出にあたり、委託料の64%を占める材料費(樹木単価)につき市場価格調査のための参考見積書を複数取得のうえ設計書に反映させる工夫を行ったものの、結果、令和元年度の落札率は22.83%と低入札の結果に変化はなかった。

<平成24年度以降の落札金額及び落札率等の推移>

年度	落札金額 (円, 税抜)	入札予定価格 (円, 税抜)	落札率 (%)	入札業者数
令和元年度	2,240,000	9,810,000	22.83	3者
平成30年度	2,355,000	10,548,000	22.33	3者
平成29年度	3,270,000	12,413,000	26.34	5者
平成28年度	3,550,000	14,694,000	24.16	6者
平成27年度	4,150,000	16,731,000	24.80	11者
平成26年度	5,280,000	14,719,000	35.87	11者
平成25年度	5,844,000	16,790,000	34.81	13者
平成24年度	8,800,000	17,748,000	49.58	24者

(大阪府提供資料を加工)

このように大阪府は、既に市場価格調査を行い、より実態に近い積算に努めているものの、低入札の状況は改善には至っておらず、今後、過度な価格競争による入札業者の固定化や品質の低下が危惧される場所である。

大阪府は、今後、本業務の委託事業の予定価格の積算につき、市場価格の調査を継続する

ことに加え、他府県の取組み状況を調査し参考とするなど予定価格の検証に引き続き努めるほか、最低制限価格の導入等過度な価格競争に歯止めをかけるための工夫を検討すべきである。

【意見 88】 効果指標の設定等について

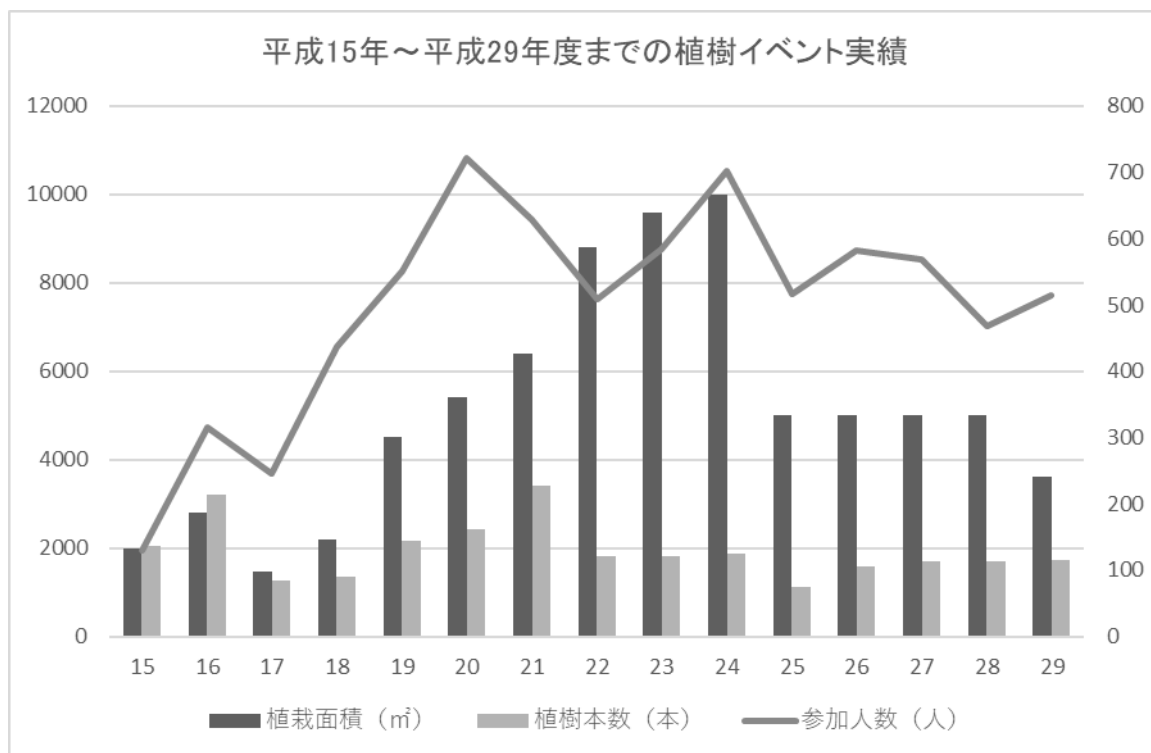
大阪府は、共生の森づくり活動運営業務委託について、森づくり活動を担う人材の育成について、その効果検証を定量的に行うことができるよう指標を設定し、寄附者により分かり易い事業評価情報を提供すべきである。

(理由)

共生の森づくり事業は、平成16年から現在まで、財団法人、特定非営利活動法人及びボランティアグループ等の任意団体の活動を通じて、府民協働により実施してきたものであり、大阪府は共生の森づくり活動運営業務（その2）について、森づくり活動の内容は、①「府民参加の森づくり活動（共生の森での府民ボランティアによる森づくり活動）」の企画・調整、運営（合計5回）、②「府民参加イベント」の企画・調整、運営（合計3回）の2種類の活動を効果的に組み合わせて実施するとしている。仕様書上、①は参加者各回30人程度、②のうち自然観察イベント2回50人以上、植樹イベント1回350人以上として、それぞれの目標値を設定している。

例えば、植樹イベントについては、これまでの実績は以下のとおりであり、参加者数は平成20年度（721人）及び平成24年度（702人）をピークとして、その参加者数は500人前後で推移している。

<平成15年～平成29年度までの植樹イベント実績>



(大阪府提供資料に基づき作成)

本委託事業は、上記のとおり、森づくり活動を担う人材の育成を行うことを目的とするものであって、その育成について「人」に着目した目標値が必ずしも明確ではないことから、これまでの推移が大阪府としての当初計画の目的を達成したといえるのか等がわかりづらい状況となっている。

当初、「共生の森」計画によれば、事業評価は、NPO、大学、民間、行政等の参画による運営委員会の事業評価を受ける形が想定されていたが、現在、運営委員会は「堺第7-3区共生の森づくり全体会議」の名称で存置されているものの、基金への寄附者に対する事業評価情報が十分とは言い難いため、本委託事業における成果指標を定量的に設定するなどして、本委託業務の効果検証を実施する仕組みを構築すべきである。

第7 住宅まちづくり部の個別補助金等に係る監査の結果及び意見

1 大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金					
所管部署	住宅まちづくり部 都市居住課					
補助金制度等の目的・概要	中堅所得者等の居住の用に供する居住環境が良好な賃貸住宅の供給を促進する措置を講ずることにより、優良な賃貸住宅の供給の拡大を図る。					
補助開始年度	平成5年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪府住宅供給公社ほか (119件)					
根拠規定等	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律の施行令、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則、買取特定公共賃貸住宅等制度要綱 (国) 大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領 大阪府新婚・子育て世帯向け家賃減額補助事業費補助金交付要領					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	663,344	602,863	437,952	322,899	212,801
	交付実績	445,976	341,475	266,488	205,835	141,998
財源	国庫及び一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

ア 概要

中堅所得者ファミリー世帯への良質な賃貸住宅の供給のため、大阪府住宅供給公社や民間管理法人等が一括借上や管理受託により管理を行う特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律により認定を受けた供給計画に基づき建設及び管理される賃貸住宅）において、建設費等の補助や、入居者に対する家賃の減額にかかる補助を行っている。補助金を受給する主体は、特定優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けた事業者（認定事業者）である。

大阪府では、平成17年度以降、特定優良賃貸住宅の新規供給（建設補助）は行っておらず、以後は家賃の減額の補助のみ行っている。

イ 家賃減額補助にかかる補助金制度について

<補助制度の概要>

特定優良賃貸住宅については、入居者の所得に応じて一定期間、家賃の一部を補助する家

賃補助の期間は、対象となる住宅の管理開始日より10年から20年間である（入居者の契約締結日からではない。）。

過去3年間の交付実績は以下のとおりである。各年度の補助金は、管理期間20年の経過、補助金額の傾斜引下げ（毎年3.5%）、入退去等により減少傾向にある。

<図表 過去3年間の交付実績>

（単位：円）

	対象団地数 及び管理戸数	補助対象 事業費	交付 決定額	補助金 支払額
平成28年度	184団地 3,913戸	266,487,800	266,487,800	266,487,800
平成29年度	129団地 2,862戸	205,834,600	205,834,600	205,834,600
平成30年度	85団地 2,006戸	141,997,200	141,997,200	141,997,200

（大阪府提供資料）

また、大阪府特定優良賃貸住宅の民間管理法人が管理する団地の入居者負担額認定に係る事務は、大阪府住宅供給公社に委託して行っている。

（3）監査の結果及び意見

【意見 89】入居者について暴力団排除の実効性を図る仕組みの導入

大阪府は、大阪府特定優良賃貸住宅の入居者が大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合又は暴力団の利益によると認められる場合もしくはそのおそれがあると認められるときは、認定事業者に対し、家賃減額分相当額の補助をすることができないよう、実効性のある仕組みを設けるべきである。

（理由）

大阪府補助金交付規則第2条第2号は、補助事業を行う者（補助事業者）の要件として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する者を除く、としている。

これを受けて、大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領は、認定事業者が大阪府暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合又は暴力団の利益によると認められる場合若しくはそのおそれがあると認められるときは、補助金を受給することができないとする。

本補助金の補助対象となるのは、特定優良賃貸住宅の供給計画の認定を受けた事業者（認定事業者）であり、同事業者が暴力団員等に該当する場合に当該事業者が補助金の交付を受けられないとされていることは相当である。

ところで、本補助事業は、認定事業者を通じて、実質的には入居者の家賃負担を減らし、家賃の一部を補助する制度ということができるところ、これは、間接補助金（大阪府以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、本補助金の交付の目的にしたがって交付するもの）と類似の効果を

有するといえる。

この点、大阪府補助金交付規則第2条第5号は、間接補助事業者の要件として、補助事業者の場合と同様、対象者が暴力団又は暴力団員若しくは暴力団密接関係者に該当する者は除外されている。しかるに、仮に暴力団員等に該当する入居者が本補助事業による利益を享受することとなれば、大阪府暴力団排除条例や補助金交付規則の趣旨からして望ましいものではない。

しかし、補助金交付要領上、入居者が暴力団員等に該当する場合に認定事業者が当該入居者にかかる家賃減額分相当額の補助金を受けることができるか否かは、明確でない。

要領第13条は、「一般賃貸人と入居者が締結する賃貸借契約書は、別に定める賃貸借契約書を標準としなければならない」としており、大阪府では、国土交通省が定めた「賃貸住宅標準契約書（改訂版）」(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000019.html)を標準とすることを求めている。同契約書のひな形では、平成24年以降は反社会的勢力の排除に関する条項が設けられている。

しかし、上記のとおり要領上、かかる賃貸借契約書の様式をそのまま用いることが義務づけられているのではなく、大阪府において各契約書の内容を調査する仕組みはとられていない。また、入居者に対し暴力団員ではないことに関する誓約書を提出させることも義務づけられておらず、さらには補助事業者が入居者について暴力団員であることを確認していなかった場合や入居者が違反した場合の補助事業者への効果も規定されていない。

また、入居者が暴力団員等であるにもかかわらず認定事業者が本補助金を受給していたことが後日判明した場合であっても、認定事業者から本補助金を返還させる仕組みは設けられていない。

大阪府暴力団排除条例並びに補助金交付規則及び本補助金交付要領の趣旨からは、入居者が暴力団員等に当たる場合には本補助金を支給しないものとすべきである。また、その実効性を確保するための取組として、例えば、補助事業者が入居者と締結する賃貸借契約書において、入居者が暴力団員等にあたらないことを表明保証させる、あるいはその旨を明らかにした誓約書を締結させることを義務づける、認定事業者がこれに違反したときは当該入居者にかかる補助金相当額を返還させるといった方策を補助金交付要綱あるいは要領において講じ、さらに違反があった場合に該当の補助金相当額の返還を命じる旨の規定を設けることも考えられる。

【意見 90】 概算払を行うか否かの実質的な検討

大阪府は、大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助事業において、家賃減額分の補助金交付決定をした場合、年度当初に、全補助事業者に対し、一律に、賃貸住宅経営の資金繰りの課題を理由とする概算払による経費支出を予め決定するとの事務手続は改めるべきである。

(理由)

補助金は、本来、補助事業が終了し、その成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、適合していると認めた後に、交付すべき補助金の額が確定することから（補助金交付規則第13条）、補助事業の履行確保の観点からも額の確定

後に交付するのが原則である。

しかし、補助事業によっては、その成果が出る以前に補助事業者が事業の遂行等の目的により補助金の交付を受けるべき場合もあり、地方自治法施行令第162条第3号の規定において、補助金は概算払をすることができる経費とされている。

この点に関し、大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領第22条第2項及び第4項は、補助金の交付について、以下の規定を置く。

- 2 認定事業者は、第14条第1項に基づく家賃減額補助金の交付決定を当該年度当初に受けた場合は、四半期相当分として、交付決定額に1/4を乗じて得た額を、当該四半期期間中における知事の指定する日までに請求できるものとする。なお、第1四半期、第2四半期、第3四半期相当分の支払日については、正当な請求書を受領後30日以内とする。ただし、第4四半期相当分については、前条に定める額の確定後、既受領額との差額を、知事の指定する日までに請求するものとし、支払日については5月31日（ただし、当該日が日曜日及び土曜日の場合は、その前営業日とする。）までの知事が定めた日とする。
- 4 知事は、第2項但し書き以外及び第3項に基づく請求があった場合は、概算でこれを支出できるものとする。

すなわち、本補助金については、認定事業者の請求がある場合には、事業の実施中であっても、四半期毎に交付決定額の4分の1を概算払することが認められている。

かかる要領の定めを踏まえて、大阪府では、全ての大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業の家賃減額補助金について、「補助金交付が遅れると、認定事業者（一般賃貸人）の賃貸住宅経営の資金繰りが苦しくなるため、その負担を早期に解消する必要性」を理由として概算払を行うことを決定している。

しかし、大阪府特定優良賃貸住宅供給促進事業費補助金については、平成30年度において、例えば、一つの補助事業者に対する補助金額が1,800円、3,000円といった数千円から数万円に留まる場合も複数見られた（1万円未満…4件（当初。最終決定額を基準とした場合は5件）、1万円超5万円未満…8件）。

一般論として、特定優良賃貸住宅の認定事業者は、補助金交付を受けるまで、契約家賃と入居者負担額の差額について自ら負担する状態となることから、補助金交付が遅れると当該認定事業者の経営の資金繰りが苦しくなりうる。

とはいえ、上記にて引用したような低額の補助金が支給される場合には、補助金の支給時期が交付決定から遅れることとなったとしても、直ちに認定事業者の経営の資金繰りが苦しくなるとは想定しがたい。そして、実際、このようなケースでは、補助事業者からは概算払に基づく補助金の請求はなされていなかった。そして、このような案件を含めた全ての案件について概算払による経費支出を認める事務手続を行うことは、事務の簡素化の観点からしても有益とはいえないと考えられる。

あくまでも、概算払は通常払（債務確定後の支払）に対する例外的取扱いである点に十分留意して、その適否を個別具体的に判断すべきである。

2 大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金					
所管部署	住宅まちづくり部 都市居住課					
補助金制度等の目的・概要	高齢者の居住の安定を図るため、高齢者に配慮した良質な賃貸住宅ストックの形成を促進する。					
補助開始年度	平成13年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪府住宅供給公社ほか (58件)					
根拠規定等	地域優良賃貸住宅制度要綱, 地域優良賃貸住宅整備事業対象要綱 (国) 大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領					
補助金等の推移 (単位: 千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	730,547	733,484	734,595	736,036	723,206
	交付実績	727,843	723,671	711,289	696,543	699,880
財源	国庫及び一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

高齢者の安全で安定した住居の確保を図るため、大阪府住宅供給公社や民間管理法人等が管理受託等により管理を行う高齢者向けの賃貸住宅の一部について、大阪府と国が一定期間補助することにより、家賃負担を軽減する。補助対象となるのは、高齢者向け優良住宅の供給計画の認定を受けた事業者（認定事業者）である。

大阪府では、平成24年度以降、新規の高齢者向け優良賃貸住宅整備にかかる補助（建設補助）は行っておらず、家賃の減額の補助のみ行っている。

過去3年間の交付実績は以下のとおりである。各年度の補助金は、10年から20年間の管理期間の経過、入退去等により減少傾向にある。

<過去3年間の交付実績>

(単位: 円)

	対象団地数 及び管理戸数	補助対象 事業費	交付決定額	補助金 支払額
平成28年度	60 団地 2,863 戸	711,288,100	711,288,100	711,288,100
平成29年度	59 団地 2,794 戸	696,542,900	696,542,900	696,542,900
平成30年度	58 団地 2,745 戸	699,879,800	699,879,800	699,879,800

また、大阪府高齢者向け優良賃貸住宅の民間管理法人が管理する団地の入居者負担額認定に係る事務は大阪府住宅供給公社に委託して行っている。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 91】 補助金交付要領における暴力団排除条項の定め

大阪府は、大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領において、認定事業者が暴力団員等である場合には、当該事業者は補助金の交付を受けることができないことを明確に規定すべきである。

(理由)

大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助金交付要領においては、「認定事業者が大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）（以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合又は暴力団の利益になると認められる場合若しくはそのおそれがあると認められる場合は、前条の補助対象としないことができる。」とされており、文言上は、補助金を交付するか否かは大阪府の裁量によるとも読み取れる規定となっている。

これに対し、同類型の補助事業である特定優良賃貸住宅促進事業費補助事業に関し定められた同補助金交付要領は、「認定事業者が大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58 号）（以下「暴排条例」という。）第 2 条第 2 号及び第 4 号に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者である場合又は暴力団の利益になると認められる場合若しくはそのおそれがあると認められる場合は、前条の補助対象としない。」として、認定事業者が補助金を交付しないことが厳格に求められている。

しかし、大阪府補助金交付規則第 2 条第 2 号は、補助事業者の要件として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例(平成 22 年大阪府条例第 58 号)第 2 条第 4 号に規定する暴力団密接関係者に該当するものを除くとしており、事業者が暴力団員等である場合には補助金を交付することが認められない。

したがって、大阪府高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費補助事業においても、事業者が暴力団員等である場合、補助対象としないことを明確に規定すべきである。

3 府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金
所管部署	住宅まちづくり部 建築防災課
補助金制度等の目的・概要	大規模災害発生時に広域緊急交通路重点路線が建物倒壊により閉塞しないよう、沿道建築物の所有者に対し耐震化の普及啓発及び支援を行い、これらの建物の耐震化を促進する。
補助開始年度	平成25年度
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	民間事業者 (19件)

根拠規定等	大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度※
当初予算	633,136	974,986	914,915	294,000	878,696
交付実績	246,464	478,883	432,602	114,412	202,243
財源	一般財源				
備考	※ 平成31年度への繰越し分は交付決定ベースである。				

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）」に基づき、平成25年11月25日に広域緊急交通路のうち優先して耐震化に取り組む路線（以下「耐震診断義務付け対象路線」という。）を指定し、同路線に敷地が接する、旧耐震基準で建築された一定以上の高さの建築物（以下「要安全確認計画記載建築物」という。）の所有者は、平成28年12月31日までに耐震診断結果を所管行政庁へ報告することを義務付けた。

そして、平成30年3月28日付で、耐震診断義務付け対象路線毎に耐震診断結果及び未報告者に耐震診断を実施しその結果を報告するよう命令した旨を公表した。

また、対象建築物の所有者に対しては、ダイレクトメールや個別訪問により耐震診断等の実施を働きかけ、耐震診断義務付け対象建築物の耐震診断に対する補助及び耐震診断の結果耐震性不足が明らかになった建築物については、耐震改修等に対する補助を行うことにより本補助事業の目的達成を図ることとしている。

具体的な補助の内容は以下のとおりである。

補助対象経費	補助対象経費の限度額	補助金の額
耐震診断に要する費用	1) 面積 1,000 m ² 以内の部分は 2,060 円/m ² 以内 2) 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,540 円/m ² 以内 3) 面積 2,000 m ² を超える部分は 1,030 円/m ² 以内 ただし、図面の復元を要する場合や耐震評価機関の評価書の取得に対して、1,540,000 円を限度として加算することができる。	補助対象経費から耐震対策緊急促進事業による補助金額を控除した額
補強設計に要する費用	1) 面積 1,000 m ² 以内の部分は 3,600 円/m ² 以内 2) 面積 1,000 m ² を超えて 2,000 m ² 以内の部分は 1,540 円/m ² 以内 3) 面積 2,000 m ² を超える部分は 1,030 円/m ² 以内	<ul style="list-style-type: none"> 面積 5,000 m²以下の建築物の場合は補助対象経費に 3 分の 1 を乗じて得た額。 面積 5,000 m²を超える建築物の場合は補助対象経費に 6 分の 1 を乗じて得た額。

耐震改修又は除却に要する費用	50,300円/㎡以内。 ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、50,300円を82,300円に読み替える。なおマンションの場合は、50,300円を49,300円に、住宅（マンション及び木造住宅を除く。）の場合は、50,300円を33,500円に読み替える。	<ul style="list-style-type: none"> ・面積5,000㎡以下の建築物の場合は補助対象経費に3分の1を乗じて得た額。 ・面積5,000㎡を超える建築物の場合は補助対象経費に6分の1を乗じて得た額。
----------------	---	---

【平成30年度実績】

	耐震診断	補強設計	耐震改修
交付決定件数	8件	6件	10件
補助金額	30,992,660円	6,184,000円	165,066,000円

(3) 監査の結果及び意見

【意見92】要綱における暴力団排除条項の導入

大阪府は、大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱に暴力団排除条項を設けるべきである。

(理由)

大阪府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱には、暴力団排除条項は定められていない。

もともと、本補助金についても、当然ながら大阪府補助金交付規則が適用され、補助事業を行う者（補助事業者）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当する場合、当該補助事業者に補助金を交付することは認められない。

ところで、大阪府が定めた補助金交付要綱や交付要領においては、大阪府補助金交付規則が適用されることは当然ながら、改めて暴力団排除に関する定めが規定されることが多い。これは、本補助金の受給要件を要綱あるいは要領で全て明記することにより補助金受給の要件が一見して明らかにする意義があると考えられる。

また、補助金交付要綱や交付要領においては、大阪府補助金交付規則の暴力団排除条項の内容に加えて、「暴力団の利益になると認められる場合若しくはそのおそれがあると認められる場合」も補助金を受給することができないとする例が多い。

本補助金は、広域緊急交通路のうち優先して耐震化に取り組む耐震診断義務付け路線を指定し、その沿道にあり倒壊時に道路を閉塞する恐れのある建築物の耐震診断等を行うことによって、地震発生時の建築物倒壊による道路の閉塞を防ぎ広域的な緊急輸送道路の機能を確保することを目的とするものである。かかる目的からすれば、本補助金の受給資格は建物所有者の属性によって左右されるべきでないとの考えもあり得るところである。

しかし、建物所有者が暴力団員等に当たる場合には、大阪府補助金交付規則が適用される結果、補助金の交付対象とならず、大阪府が上で述べた建物の耐震診断等を補助することはできない。また、所有者が暴力団員等に当たらない場合であっても、本補助金の対象となる建物が暴力団の活動に用いられている等の場合には、当該建物の耐震補強を促すことは適当

でない。

以上から、本補助金についても、その要綱において暴力団排除条項を明記し、また、補助金受給の要件として、「暴力団の利益になると認められる場合若しくはそのおそれがあると認められる場合」も補助金を受給することができないことを明記すべきである。

【意見 93】 補助金の効果測定及び補助事業の効果達成のための取組

大阪府は、府広域緊急交通路沿道建築物耐震化促進事業補助金の補助対象事業のうち、耐震診断については、単に当該年度に耐震診断を行ったかだけではなく、その後の耐震設計や耐震補強等の取り組みが適切になされているか調査等した結果をもって補助事業の評価及び効果測定を行うべきである。

(理由)

本補助金は、災害時の応急活動（救助・救急、医療、消火、緊急物資の供給）を迅速かつ的確に実施するための道路である大阪府の地域防災計画に定める広域緊急交通路について、大規模地震発生時に沿道建築物が倒壊して、道路を閉塞することがないようにするための補助金である。

したがって、まず対象建物について耐震診断を行うことが重要であるが、耐震診断の結果、安全性の評価が基準に適合しないことが明らかになった建築物については、その後補強設計、耐震改修又は除却を行うことにより、上記の目的を達成させることが重要である。しかし、本補助金の要綱上、耐震診断の結果、安全性の評価が基準に適合しないものとなった場合においても、その後補強設計、耐震改修、除却は義務づけられていない。補助金を活用して耐震診断がなされても、その後建物の安全性確保に向けた取組がなされないのであれば補助金交付の効果は十分でないと言わざるを得ない。

本補助事業が開始した平成25年度以降に耐震診断が行われた結果、耐震性が不足していることが判明した建築物は223棟である。このうち、令和元年7月31日現在までに、補強設計が行われたもの（耐震改修等がなされたものを除く）は4棟、耐震改修が行われたもの（工事中を含む）は11棟、除却されたもの（工事中を含む）は16棟（以上合計31棟）であり、残る192棟については、約3割の所有者が改修等を検討しているとするものの、いまだ耐震改修等は行われていない。その理由は、所有者において、耐震改修の必要性を感じない、工事費や営業補償などの費用確保が困難である、テナントの理解を得ることが難しい等である。

大阪府は、平成30年3月28日付で、耐震診断義務付け対象路線毎に耐震診断結果及び未報告者に耐震診断を実施しその結果を報告するよう命令した旨を公表するとともに、対象建築物の所有者に対して、ダイレクトメールや個別訪問により耐震診断等の実施を働きかけてきた。また、平成31年度には、耐震改修等がなされていない対象建築物の所有者に対し、耐震改修の必要性や方法についての意識を高めるべく、専門家に作成させた改修プランをもって指導助言をする取り組みも行っている。

本補助金については、補助事業の評価及び効果測定がなされていないが、将来、補助事業の在り方を検討するにあたっては、まず当該補助事業の評価及び効果測定が適切になされていることが必要である。耐震診断の結果、当該建築物の安全性の評価が基準に適合しないことが明らかになった場合、大阪府では、その後の速やかな補強設計、耐震改修又は除却とい

った取り組みに結びついているかとの観点から調査を行い、また指導助言をしているところ、これらの結果を踏まえて補助事業の評価及び効果測定を行うべきである。

なお、建築物の耐震改修の促進に関する法律にもとづき、大阪府は耐震性が不足している建築物の所有者に対し指導助言を行うべき立場にあり、実際に耐震改修等の対策を講じることを促す様々な取り組みを継続しているところ、かかる取り組みをさらに推進し、速やかに補強設計、耐震改修又は除却がなされることを期待する。

第8 教育庁の個別補助金等に係る監査の結果及び意見

都道府県の教育に関する業務（大学・私立学校に関することを除く。）は、知事から独立した行政委員会である教育委員会が行うこととなっているところ、大阪府においては、平成28年4月、私立学校に関する事務が知事から教育長に委任され、新たに私学課が設置され、従来の教育委員会事務局とあわせて「教育庁」として教育行政を一元的に推進している。

1 大阪府産業教育フェア負担金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府産業教育フェア負担金 (平成29年度以前は、大阪府産業教育フェア補助金)					
所管部署	教育庁 教育振興室 高等学校課					
補助金制度等の目的・概要	産業教育の振興に資するため、産業教育フェアを開催する。					
補助開始年度	平成5年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪府産業教育フェア実行委員会 (1件)					
根拠規定等	大阪府産業教育フェア負担金の交付方針 (平成29年度以前は、大阪府産業教育フェア補助金の交付方針)					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	745	745	708	673	673
	交付実績	745	745	708	673	673
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

職業学科および系列等を設置する大阪府内の高等学校、特別支援学校の生徒等に職業教育の成果等を総合的に発表する場を提供することにより、中学校の生徒・保護者・教職員をはじめ、産業界や府民の職業教育に対する理解を深め、新しい時代に即した職業教育の活性化を図るため、大阪府は、大阪産業教育フェアを開催する同実行委員会に対し負担金（平成29年度以前は補助金）を交付している。

大阪産業教育フェア実行委員会は、大阪府内の高等学校、特別支援学校及び府市町村が構成員となって組織され、府立実業高等学校長会会長が実行委員会の会長を務め、会長所属校に事務局を置いている。大阪府からは、大阪府教育庁教育振興室高等学校課課長及び大阪府教育庁教育振興室高等学校課首席指導主事が就任し、うち後者が事務局長に就任するほか、職員3名を事務局員に、職員1名を参与に就任させている。

平成30年度については、平成30年7月29日にインテックス大阪において、第26回大阪府産業教育フェアが開催され、教員・生徒及び一般を含め5,040人余りの来場があった。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 94】大阪府の果たすべき役割・根拠の明確化

大阪府は、大阪府産業教育フェア負担金に関し、大阪府産業振興フェア実行委員会やその構成員との間で協定書を締結するなどして、大阪府が果たすべき役割、その内容及び根拠を明確化すべきである。

(理由)

ア 大阪府は、本負担金又は本補助金を交付する根拠は、「大阪府産業教育フェア負担金の交付方針」（平成29年度以前は、大阪府産業教育フェア補助金の交付方針）であるとしている。

しかし、同交付方針は、予算確定後、大阪府教育庁高等学校課で作成しているものであり、大阪府における負担金又は補助金の交付方針を定めるものであり、当該交付方針により大阪府の支出が義務づけられるものではない。

イ また、同規則によれば、実行委員会の会員は、職業課及び系列等を設置する学校であり、大阪府は会員ではなく、役員会の承認を得ておかれた賛助会員に位置付けられる。

他方、同規則においては、役員は会長が委嘱することとし、事務局長は同規則に掲げられた役員（大阪府の職員では、大阪府教育庁教育振興室高等学校課首席指導主事の職にある者が挙げられている。）の中から会長が委嘱することができることとされたうえで、実行委員会の事務局は会長所属校に置くことが定められているが、事務局員に就任する者が誰であるか、大阪府から何名の職員を選任するかについての定めはない。

ウ にもかかわらず、大阪府は、大阪産業教育フェア実行委員会に対し、長年にわたって、毎年、負担金又は補助金を交付し、また大阪府の職員合計6名を事務局長及び事務局員として同委員会の業務に従事させている。

負担金や補助金の交付はもちろん、職員の従事についても大阪府にとっては負担となるものであり、大阪府がこれら負担をする場合、その義務の内容を明確にするためにも、実行委員会やその構成員との間で協定書を締結するなどして、大阪府が果たすべき役割、その内容及び根拠を明確化すべきである。

【意見 95】実績報告書、検査調書の作成

大阪府は、大阪府産業教育フェアにかかる負担金について、その性質を負担金として整理した後も、大阪産業教育フェア実行委員会から実績報告書を徴求し、検査調書を作成すべきである。

(理由)

ア 大阪府は、大阪産業教育フェア実行委員会に対し、同委員会が実施する大阪産業教育フェアについて交付する資金について、平成29年度までは補助金として整理していたが、平成30年度からは負担金として整理した。所管課によれば、大阪府が実行委員会の構成員（参与）であり、実行委員会規則により委員会の経費が定められており、同委員会が取り決めた費用を支出するものであることから、補助金ではなく、負担金にすべきとの疑義が生じ、関係課と調整したためであるとのことである。

なお、この見直しにあわせ、大阪産業教育フェア実行委員会規則における経費の定めは、

平成29年度以前は「実行委員会の経費は、学校分担金及び賛同団体からの補助金、賛助金、広告収入、その他収入をもってあてる。」としていたものを、平成30年度は「実行委員会の経費は、負担金（学校分担金含む）及び賛同団体からの賛助金、広告収入、その他収入をもってあてる。」に変更されている。

イ 大阪府が定めた「会計事務の手引」によれば、負担金については、交付先から実績報告書を徴求することは義務づけられておらず、また大阪府において検査調書を作成することも義務づけられていない。

このため、大阪府は、平成29年度までは、同分担金を補助金として整理していたため、実行委員会に対し補助事業実績報告書の提出を求めるとともに、補助事業検査調書を作成していたが、平成30年度においてはこれらはなされていない。

しかし、大阪府が実行委員会といった外部の団体に対し負担金を交付している場合において、その支出が同団体の運営費等に充てられている場合には、同負担金が有効に支出されたか検証し、また負担金交付の継続の可否について将来検証するためにもこれを記録化することが重要である。

大阪産業教育フェアについては、平成29年度においては補助事業実績報告書が提出され、そこで補助事業である大阪産業フェアの開催について、参加学校数や参加人数、補助事業の経費使用方法等が報告されている。また、平成29年度においては、補助事業検査調書も作成され、検査内容や検査評価が記載されている。

大阪府が大阪産業フェア実行委員会に交付した分担金は、大阪府における位置付けが補助金から負担金に変更されたとしても、同額の金銭の交付であり、引き続き実行委員会に対し従前と同様の実績報告書の提出を求め、また検査調書を作成することに困難はない。

したがって、大阪府産業教育フェアにかかる分担金について、負担金として整理した後も、大阪産業教育フェア実行委員会から実績報告書を徴求し、検査調書を作成すべきである。

【意見 96】 議事録の有無の把握

大阪府は、大阪産業教育フェア実行委員会の会議が開催されたときは、議事録を作成するよう指導するとともに、大阪府としてもその議事録の写しを受領するなどして会議の内容を記録化すべきである。

（理由）

大阪産業教育フェア実行委員会は会議を開催しているが、大阪府においては議事録を保管しておらず、実行委員会が議事録を作成しているかについても正確な認識を有していなかった。

後日の検証のためには、実行委員会の会議の内容を「見える化」することが必要であり、大阪府は、大阪産業教育フェア実行委員会に対し、会議の議事録を作成するよう指導するとともに、大阪府としてもその議事録の写しを受領するなどして会議の内容を記録化すべきである。

【監査の結果 29】 交付方針の記載の誤り

大阪府は、大阪産業教育フェア負担金の交付方針を作成するときは、「補助対象項目」として特定の経費を記載するのではなく、負担金の性格に合わせて対象項目を記載すべきである。

(理由)

大阪府は、大阪産業教育フェア実行委員会に対し、補助金又は負担金を交付するに当たり、交付方針を作成し、そのなかで印刷製本費等の特定の経費に充てることを定めて資金を交付することを決定している。

ところが、平成30年度において、補助金から負担金に位置づけを見直したにもかかわらず、平成30年度に作成した負担金の交付方針においても、前年度と同様に「補助対象項目」として特定の経費を指定していた。

補助金から負担金に位置づけを見直した以上、特定の経費を指定する場合には、「補助対象項目」ではなく、例えば「交付対象項目」等、負担金の性格に合わせた方法により対象項目を記載すべきである。

2 国民体育大会近畿ブロック大会分担金

(1) 概要

補助金等の名称	国民体育大会近畿ブロック大会分担金					
所管部署	教育庁 教育振興室 保健体育課					
補助金制度等の目的・概要	国民体育大会近畿ブロックの円滑な運営のため、大会運営に要する経費の一部を担う。					
補助開始年度	不明					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	国民体育大会近畿ブロック大会和歌山県実行委員会 (1件)					
根拠規定等	国民体育大会近畿ブロック大会総則					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	2,000	23,100	2,000	2,000	2,000
	交付実績	2,000	23,100	2,000	2,000	2,000
財源	一般財源					
備考	平成27年度は大阪府が開催県であったため、他の年度と分担金の額が異なっている。					

(2) 補助金等の内容の説明

国民体育大会近畿ブロック大会は、近畿地区住民のスポーツに関する関心を深め、スポーツ活動の促進を図るとともに、体力向上と競技力の水準を高め、健康的で文化的な生活に寄与することを目的に昭和55年度から毎年開催されており、昭和57年度からは近畿2府4県で持ち回りで開催されている。また同大会は国民体育大会の予選会を兼ねる大会であり、大阪府

代表選手団も参加している。

国民体育大会近畿ブロック大会開催基準要項（昭和55年4月28日近畿2府4県体育協会長会議制定，その後改正）において，本大会の主催は，公益財団法人日本体育協会（現・公益財団法人日本スポーツ協会），近畿2府4県の体育協会及び2府4県教育委員会を原則とし，開催市町村を共催とすることができるとされている。また，同要項によれば，大会の経費は，各府県負担金・公益財団法人日本体育協会補助金・公益財団法人日本体育協会・各競技団体負担金及び大会参加料その他をもって充てるものとされている。

なお，近畿2府4県体育協会長会議には，大阪府からは，財団法人大阪体育協会（現・公益財団法人大阪府スポーツ協会。以下，本項において「大阪体育協会」という。）の会長のほか，教育長が同協会副会長として，保健体育課長が同専務理事として出席したことにより，大阪府としてその内容を承認している。

（3）監査の結果及び意見

【意見 97】 分担金支出の根拠の明確化

大阪府は，国民体育大会近畿ブロック分担金について，大阪府が同大会実行委員会に支出する根拠を整理し，明確化すべきである。

（理由）

大阪府は，本分担金を支出する根拠について，国民体育大会近畿ブロック大会総則を挙げる。

しかし，国民体育大会近畿ブロック大会総則は，関係府県分担金200万円の納入方法を規定するが，そもそも同大会の根拠となる，大阪体育協会を通じて制定された国民体育大会近畿ブロック大会開催基準要項には，各府県の分担金がいくらであるか定めた規定はない。

開催府県以外の各府県の分担金の額については，大阪体育協会専務理事である大阪府の保健体育課長も出席して開催された，昭和62年10月の近畿2府4県体育協会長会議で承認されたものであり，大阪府は，大阪体育協会がその承認を行うことについて同意していた。しかし，あくまでも大阪府と大阪体育協会は別個の団体であり，大阪体育協会が出席した近畿2府4県体育協会長会議での決定が大阪府の分担金支出根拠となるかは必ずしも明確でない。

さらに，分担金の会計上の性質は，負担金であるのか，交付金であるのか等，必ずしも明らかではない。

また，国民体育大会近畿ブロック大会総則は，本分担金の交付先である開催府県の実行委員会が作成するものであるが，国民体育大会近畿ブロック大会和歌山県実行委員会は，公益社団法人和歌山県体育協会関係者・和歌山県教育委員会関係者・会場地市町村教育委員会（スポーツ所管）関係者・和歌山県実施競技団体関係者ほかにより構成される組織であり，大阪府はその直接の構成員ではない。

しかるに，大阪府が国民体育大会近畿ブロック大会分担金として毎年一定の額を支出することは，もちろん予算策定の過程において審議されているとはいえ，大阪府の府民への説明責任の観点からも望ましいとはいえない。

したがって，大阪府は，国民体育大会近畿ブロック大会実行委員会に対する国民体育大会近畿ブロック分担金の支出について，大阪府スポーツ協会その他他府県体育協会や他府県と

の間で、各府県の分担金に関する協定書や要領等を定めるなどして、その根拠を整理し、明確化すべきである。

3 近畿高等学校種目別体育大会運営補助金

(1) 概要

補助金等の名称	近畿高等学校種目別体育大会運営補助金				
所管部署	教育庁 教育振興室 保健体育課				
補助金制度等の目的・概要	高校生の体育・スポーツの普及振興のため、大会運営に要する経費を一部補助する。				
補助開始年度	不明				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	大阪高等学校体育連盟 (1件)				
根拠規定等	なし				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	534	518	492	467	467
交付実績	534	518	492	467	467
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

近畿地区の高等学校を対象に行われる種目別体育大会は、都道府県の補助金、近畿高等学校体育連盟分担金、参加料、広告宣伝費等により実施されている。平成30年度において、大阪府は7種目（フェンシング・バレーボール・体操・ボクシング・サッカー・ホッケー・駅伝）の各体育大会の実施に充てるため467,600円（1種目あたり66,800円）を補助金として交付した。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 98】 補助金支出の根拠の明確化

大阪府は、近畿高等学校種目別体育大会運営補助金に関し、補助金交付要綱を制定し、あるいは、大阪高等学校体育連盟又は近畿高等学校体育連盟との間で負担金を支出する協定書を締結するなどして、大阪府の支出の根拠を明確化すべきである。

(理由)

近畿高等学校種目別体育大会運営補助金については、要綱や要領は制定されていない。また、交付先である大阪高等学校体育連盟あるいはその加盟する近畿高等学校体育連盟との間で補助金の交付に関し協定書等は制定されていない。

大阪府としては、大阪府が当該事業等から特別の利益（高校生に広くスポーツの機会を与え、心身共に健康な生徒を育成する）を受けることに対して、予算の範囲内で一定の金額を負担するとの考えに基づき本補助金を交付しているとのことであるが、大阪府が補助金を交

付する根拠、その額の算出方法は必ずしも明確でない。

本補助金は、開始年度が正確に判明しないほど従前から毎年補助金の交付がなされてきたものであり、特定の団体に対する補助であるとしても、補助金交付等の手続を「見える化」する観点から、大阪府が補助金を交付する根拠・要件や額等は要綱等により明確化すべきである。

この点、大阪府は、現在、本補助金について令和2年度から分担金として位置づけることを検討しているとのことであるが、分担金の会計上の性質は必ずしも明らかではないし、仮にこれが負担金に分類されるものであるとしても、上記の根拠・要件や額等を明確化すべきとの要請は変わらないというべきである。

したがって、大阪府が分担金を支出する場合、その根拠として、交付先である大阪高等学校体育連盟あるいはその加盟する近畿高等学校体育連盟との間で、各体育大会の開催にかかる経費の一部について大阪府が分担することを定めた協定書を締結する等し、大阪府が負担金を支出する根拠・要件や額等を明確化すべきである。

4 公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金

(1) 概要

補助金等の名称	公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金				
所管部署	教育庁 教育振興室 保健体育課				
補助金制度等の目的・概要	府内の体育スポーツの普及振興とスポーツ技術の向上のため、協会加盟の競技団体に対し、競技力向上に資するための経費を一部補助する。				
補助開始年度	平成22年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人大阪体育協会（現・公益財団法人大阪府スポーツ協会）（1件）				
根拠規定等	公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	25,106	26,618	25,403	24,247	24,246
交付実績	25,106	26,618	25,403	24,247	24,246
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、公益財団法人大阪体育協会（現・公益財団法人大阪府スポーツ協会。以下、本項において「大阪体育協会」という。）に対し、同法人が実施する競技力向上にかかる経費のうち、国民体育大会選手強化費及び一般競技強化費、国民体育大会選手強化等競技力向上事業に要する必要経費を、定額で毎年度別に定める額以内で補助金を交付している。

大阪体育協会が提出した実績報告書によれば、平成30年度の決算における収支の概要は以下のとおりである。

＜「平成30年度大阪府教育委員会補助金収支統括表＞

(収入の部)

(単位:円)

競技力向上事業補助金	9,216,000
国体選手強化事業費	10,000,000
(内訳) 国体選手強化事業	8,518,000
一般選手強化事業	1,482,000
国民体育大会大阪府代表派遣にかかる事務費等	4,762,000
国民体育大会近畿ブロック大会大阪府代表派遣にかかる事務費等	268,000
合計	24,246,000

(支出の部)

		うち大阪府補助金対応分
普及関係事業費	18,936,993	2,947,663
競技力向上事業費	10,998,953	10,322,358
国民大会関係事業費	15,272,959	4,762,000
国体近畿ブロック大会関係事業費	1,300,427	268,000
スポーツ少年団関係事業費	16,684,158	6,318,110
合計	63,193,490	24,618,131

(大阪府提供資料)

(3) 監査の結果及び意見

【意見 99】補助事業の効果測定および評価

大阪府は、公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金の補助効果を補助金の目的に照らして、具体的に検証すべきである。

(理由)

公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助事業の補助効果について、大阪府は、実績報告書内で補助事業の実績や効果の記載を求めている。

大阪体育協会が提出した実績報告書によれば、交付を受けた補助金の使途は記載されているものの、各スポーツにかかる強化に関する効果としては、抽象的に「スポーツの振興と競技力向上に当たる各種スポーツ指導者の資質と、指導力の向上を図りスポーツ指導者の促進と指導体制の確立を図ることによって、指導力が発揮され、国民体育大会などの成績が向上。」とされるのみで、本補助金の「府内の体育スポーツの普及振興とスポーツ技術の向上」という目的との関係において、具体的な事業毎に、どのような効果を達成することができたかに関する記載はない。

確かに、体育スポーツの普及振興とスポーツ技術の向上という補助事業の目的からすれ

ば、具体的な数値目標を定め、その達成度を測ることは容易ではない。しかし、本補助金は事業補助であるものの、交付先が本補助金を具体的にどのように活用するかについては、交付先の裁量による部分が大きく、補助金支出内容を実質的に検証するためには、その内容を評価する取り組みが必要である。

そこで、大阪府は、本補助金の補助効果について、交付先から実績報告書の提出を求めるだけでなく、大阪府として、交付先が行った具体的な事業毎に、効果検証を行うべきである。

【監査の結果 30】 実績報告書の正確な記載の徹底

大阪府は、公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金に関し、事業実績報告とその添付書類の記載事項について、その記載が正確に行われるよう、補助事業者に対し指導を徹底すべきである。

(理由)

大阪体育協会から提出された平成30年度大阪府教育委員会補助金収支統括表における国民体育大会に関する旅費の決算額は合計3,098,701円と記載されているが、内訳の合計は2,824,944円（大阪府の補助金による部分が230万円、大阪体育協会負担部分が524,944円）と記載されている。

しかし、実際には大阪体育協会の負担部分の額は798,701円であり、内訳欄の記載に誤りがあった。

このように、交付先である大阪体育協会が提出した実績報告書の添付書類には誤りが見られるところ、実績報告書が正確に記載されることは、補助金交付の適正性を検証するための前提であり、大阪府は、事業実績報告とその添付書類の記載事項について、その記載が正確に行われるよう、補助事業者に対し指導を徹底すべきである。

【意見 100】 国民体育大会への派遣に関する旅費の補助の見直し

大阪府は、公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金のうち、国民体育大会への派遣に関する旅費について、本補助金において交付すべきものであるか補助事業の趣旨目的及び要件に照らして検証し、その支給に関する公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金のあり方を見直すべきである。

(理由)

本補助金は、「大阪府内の体育スポーツの普及振興とスポーツ技術の向上を図る」ことを目的として、大阪体育協会に対し、その実施する競技力向上にかかる経費のうち「国民体育大会選手強化費及び一般競技強化費」及び「国民体育大会選手強化等競技力向上事業に要する必要経費」について交付されるものである。

大阪府は、平成30年度において、本補助金において、国民体育大会にかかる旅費として大阪体育協会に対し2,300,000円を交付している。

これら旅費は、大阪体育協会の役員を、現地激励・期間中の運営連絡調整・開会式出席等のために国民体育大会に派遣した際の旅費・宿泊費として充てられている（選手の旅費等については競技団体に対する大阪府国民体育大会派遣事業交付金により支払われている。）。

しかし、これら旅費の補助が、大阪府内の体育スポーツの普及振興とスポーツ技術の向上を図ることとなるのか、また、大阪体育協会の実施する競技力向上にかかる経費にあたるかといえるか、またいえるとしてもその理由は一義的には明らかでない。

この点、公益財団法人日本スポーツ協会が定めた国民体育大会開催基準要項は、参加選手団本部役員の人数を一定制限したうえでその参加を認め、また、各都道府県体協等は、大会視察のため視察員を派遣することができるように定めている。

とはいえ、同要項は、大阪体育協会役員を派遣を義務付けるものではないし、またその派遣にかかる費用負担を都道府県に義務付けるものではない。

公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金に関し、国民体育大会への派遣に関する旅費については、本補助金において交付すべきものであるか、補助事業の趣旨目的及び要件に照らして改めて検証し、その支給に関する公益財団法人大阪体育協会競技力向上事業補助金のあり方を見直すべきである。

5 大阪府国民体育大会派遣事業交付金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府国民体育大会派遣事業交付金					
所管部署	教育庁 教育振興室 保健体育課					
補助金制度等の目的・概要	国体本大会の派遣費用（参加経費）の一部を交付する。					
補助開始年度	平成22年度					
平成30年度の交付先 （交付先の件数）	大阪府テニス協会ほか（40件）					
根拠規定等	大阪府国民体育大会派遣事業交付金交付要綱					
補助金等の推移 （単位：千円）	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	48,237	30,364	58,594	42,489	45,829
	交付実績	44,507	28,947	55,765	39,990	43,447
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、国民体育大会等へ選手を派遣する競技団体等に対し、国民体育大会及び国民体育大会近畿ブロック大会への大阪府代表選手団派遣事業にかかる経費のうち、国民体育大会選手等派遣費（交通費及び宿泊費）、国民体育大会近畿ブロック大会選手等派遣費（交通費及び宿泊費）に充てるため、大阪府国民体育大会派遣事業交付金を交付している。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 101】 事業実績報告書の記載

大阪府は、大阪府国民体育大会派遣事業交付金に関し、事業実績報告の記載事項につい

て、誤解を与えない記載とするよう、交付先の競技団体に対し指導すべきである。

(理由)

大阪府国民体育大会派遣事業交付金交付要綱は、交付先に対し、交付金実績報告書の提出を求めている。

事業実績報告書の記載について確認したところ、釧路市や札幌市で行われたスケートやスキー競技にかかる旅行経路について「【電車】大阪～釧路」あるいは「【電車】大阪～札幌」の記載が見受けられた。

確かに、本交付金はJR大阪駅を起点として算出された交通費を交付するものであり、経路に「電車」を使用するものであるが、釧路市や札幌市といった遠隔地への旅行経路のほとんどは、飛行機を使用したものであったところ、実績報告書の記載は誤解を与えるものである。

したがって、大阪府は、交付先の競技団体に対し、実績報告書を提出するに当たっては、経路等の記載事項について、例えば、具体的に利用した交通経路を詳細に記載し、あるいは、あえて「【電車】」との記載のみをする必要性がないことから出発地点と到着地点の記載のみとするなど、実際と異なる経路を利用したとの誤解を与えないよう、指導すべきである。

6 大阪府育英会運営費等補助金

(1) 概要

補助金等の名称	大阪府育英会運営費等補助金				
所管部署	教育庁 私学課				
補助金制度等の目的・概要	公益財団法人大阪府育英会運営が行う奨学金の貸付その他必要と認める事業の運営に必要な経費を補助する。				
補助開始年度	昭和27年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	公益財団法人大阪府育英会 (1件)				
根拠規定等	公益財団法人大阪府育英会運営補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	1,107,312	1,055,692	945,188	858,090	683,450
交付実績	1,035,011	952,887	835,777	641,613	586,695
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

大阪府は、教育基本法第4条第3項に規定された地方公共団体の責務である教育の機会均等を図る奨学の措置として、経済的理由によって修学が困難なものに対し奨学金の貸付等を行う公益財団法人大阪府育英会（以下、本項において「大阪府育英会」という。）に対し、必

要な経費を補助している。

補助金交付の対象となる経費及び補助率並びに平成30年度の実績は次のとおりである。また各補助金の要綱上の補助率は10分の10であるが、平成30年度における補助事業全体に占める府補助金の割合は、結果として81.8%であった。

内容	対象経費	平成30年度の最終予算額 (千円)	平成30年度の決算額 (千円)
運営費補助金	人件費, その他経費	423,225	376,747
奨学事業利子補給補助金	借入金支払利息(金融機関借入に係る事務手数料および利子負担金)	135,210	135,209
償還費補助金	減免損(前会計年度において借用人の返還債務を免除した額)	74,738	74,737
大学等就学支援利子補給補助金	大学等就学支援利子補給金(育英会が公益財団法人大阪府育英会大学等就学支援利子補給補助金給付事業実施要綱に基づき支出した額)	15	0

上記のうち、大学等就学支援利子補給補助金は、平成24年度大学入学資金貸付制度の廃止に伴い、平成25年度大学等入学予定者に対し、無利子貸付制度による借入を希望しながら、家庭の経済的事情等から利用できず、やむを得ず有利子貸付制度により借入をした場合において、当該借入金の返還時に借受者が負担した利子相当額を大阪府育英会が補助する制度である。本補助金の受給対象者は平成24年度(平成25年度入学生)を対象とするものであり、受給資格者の借入金返還が終了すれば本補助事業も終了するが、本補助事業の期間は平成25年度から平成53年度までとされている。

しかし、同補助金については、利子補給を受ける対象者にとって、近時の低金利の金融情勢の下ではメリットが小さいことが要因と思われるが、そもそも大阪府育英会に対する申請がなされておらず、補助実績は0円である。

(3) 監査の結果及び意見

【意見102】大阪府育英会に対する財政的関与のあり方

大阪府は、大阪府育英会運営費等補助金に関し、奨学金の貸付事業について補助金交付という府の財政的関与の手法が最も適切な手法であるか検証し、また、補助金交付の方法が最も適切であるとされた場合、その具体的な方法について他の自治体の方法と比較するなどして、さらに効率的かつ効果的に行う方法を検討すべきである。

(理由)

ア 大阪府では、教育の機会均等を図るため、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な高校生等に対し、昭和27年4月に設立された財団法人大阪府育英会(現・公益財団法人大阪府育英会)を通じて、奨学金の貸付を行っている。

奨学金貸付は、無利子であり、大阪府育英会は独自の収益事業を行っていないため、事業

に必要な経費や奨学金の減免損は大阪府が補助金として交付している。

また、大阪府育英会の奨学生への貸付事業は、借入金（平成 30 年度末現在 48,389,800 千円）を原資とするものであるが、国からの交付金を原資とした大阪府からの借入のほか、金融機関からの借入（平成 30 年度末現在 10,628,103 千円）があり、これについては大阪府が損失補償を実施している。

イ 本補助金事業の内容である、奨学生に対する奨学金の貸付は、教育基本法第 4 条第 3 項に基づき地方公共団体が本来実施すべき公益性のある事業であり、大阪府においても直営で実施することも考えられる事業である。

前記のとおり、大阪府においては、昭和 27 年度以来、財団法人大阪府育英会を設立し、以来同法人を通じて事業を行っているが、上記のとおり大阪府育英会の奨学金事業の運営にかかる経費は、実質的には全て大阪府の負担で実施されている。

大阪府育英会については、財政再建プログラム（案）（平成 20 年 6 月）が策定された以後、出資法人の見直しが行われる中で見直しを実施され、大阪府行財政構造改革プラン（案）（平成 22 年 10 月）では、「多額の公費を投じており、修学を保障するセーフティネットとして、持続可能で、より効果的・効率的な修学支援制度となるよう見直しが必要」と整理された。その後、平成 26 年度行財政改革の取り組みについて（平成 26 年 2 月）では、奨学金貸付業務における民間金融機関による運営の可否が検討されたが、事業規模、申込期間中の受付体制の確保、採算制等の課題から事業化には至らず、また債権管理回収業務の全面民間委託の検討についても、サービサーへの委託は高校奨学金貸付債権に限定（法的措置については委託困難）されたため、現行手法が費用対効果の観点等から最も効果的・効率的であるとして、存続とされた。

ウ ただし、監査人において確認した公表資料による限り、本事業を大阪府育英会に対する補助金の交付により行うか、大阪府が直営で行うか明示的に検討され、その結果補助金交付というスキームが最も適切であることが合理的に検証された公表資料は見当たらなかった。

また、所管課によれば、高校生等に対する奨学金事業を実施する方法について、本事業を大阪府ではなく、大阪府育英会が実施することは、直営で行うことによることと比較して、機動的な事業の実施ができる等のメリットがあり、他方で育英会で事業を実施する場合には明らかなデメリットはないことから、事業実施の方法を見直す必要性はないとのことであった。

しかし、監査人において大阪府ホームページにおいて公表されている資料を検討した限りでは、大阪府指定出資法人評価等審議会においては大阪府育英会の経営についての審議はなされているものの、そもそも、奨学金事業を実施する方法として大阪府育英会に対する補助事業の方法によることが効果的かつ効率的であるかについて毎年ゼロベースで審議されたとの証跡は見当たらなかった。

さらに、所管課の調査によれば、奨学生への貸付事業について、平成 30 年度においては 30 の府県が直営で実施しているとのことであるが、直営で実施する 30 の府県以外の都道府県が具体的にどのような方法で奨学生に対する貸付事業を実施しているかは調査していないとのことであった。

所管課の説明を前提とすれば直営による事業の実施には何らのメリットもないこととなるが、現に他の複数の地方公共団体が直営の方法により実施していることに鑑みれば、大阪府育英会に対する補助金を交付する方法による事業の実施が、委託を含め直営で実施する方法等と比較して最善の方法であるかについては、必ずしも明らかではないし、直営で実施する以外の方法による場合であっても他により効果的で効率的な方法がないか検討することは、結論として現在の方法によることが適切であると判断されることとなったとしても、他府県の例を調査し、各種の事業実施の方法を検討することは、PDCAの観点からして十分に意義があると考えられる。

エ 加えて、大阪府の「会計事務の手引」によれば、「補助金」とは「一般的には、特定の事業、研究等を育成、助長するために、府が公益上必要があると認めた場合に支出するもの」と定義されており、また、「補助金は、元来、地方公共団体の意思によって交付するかどうかを自由に決め得る恩恵的な給付金」として位置づけられている。

しかし、大阪府育英会に対する経費の交付は、その補助金の性質や大阪府育英会の設立及び運営の経緯からして、大阪府による恩恵的な給付とはいえない。

高校生等の奨学生に対する貸付事業は、本来、大阪府が主体となって行うべき事業であり、大阪府育英会にその事業の実施を委ねるのが相当であるとしても、これは行政の代替としての性質を有していることからすれば、委託事業による方法や大阪府育英会と協定書を締結する等してその便益の対価として負担金を交付することも考えられ、大阪府における補助金制度の位置づけからしてそもそも補助金等として指定出資法人により実施することが適切か検討の余地がある。

オ したがって、現在大阪府育英会が行っている事業については、府の施策として実施し、かつ、その費用のうち一部の雑収入を除いた額を補助している状況に鑑み、大阪府は、大阪府育英会運営費等補助金に関し、奨学金の貸付事業をどのような方法で行うのが適切か、公益財団法人大阪府育英会に対する補助金を交付する方法によるのが最善であるか、またそうであるとしても、その方法について他の自治体の方法と比較するなどして、さらに効率的かつ効果的に行う方法を検討すべきである。

7 私立専修学校高等課程経常費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	私立専修学校高等課程経常費補助金
所管部署	教育庁 私学課
補助金制度等の目的・概要	教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るための補助
補助開始年度	昭和61年度
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	私立学校運営法人 (17件) 申請17件、法人数15法人 (複数校運営している法人があるため違いが生じている)
根拠規定等	大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金交付要綱

補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	1,185,984	1,245,570	1,320,161	1,306,441	1,223,863
交付実績	909,670	1,267,544	1,248,958	1,008,249	1,175,465
財源	一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

専修学校とは、職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図ることを目的とする学校を指し、専修学校には、高等課程、専門課程、一般課程の3つの課程を置くことができる。

このうち、専修学校の高等課程は、中学校卒業者を対象としている。本補助金は、高等学校の生徒と同年代の生徒が通学する専修学校の高等課程に対して、高等学校に対する補助と同様に、運営費補助金を補助するものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 103】 交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準による要綱記載の要件の明確化

大阪府は、大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金の、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準において、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件に関して、どのような経常的補助を受けていれば本補助金の交付対象学校法人等から除外されるかについての例示を示すべきである。

(理由)

本補助金交付要綱第2条(3)によれば、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」が、本補助金の交付対象法人の要件とされている。同要綱第4条に基づく、平成30年度大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準(以下本項において「交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準」という。)によれば、同要綱第2条(3)の「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という基準に該当するか否かは、「補助金の目的、対象、用途などに応じて個別判断とする。」とされており、これについて柔軟な取扱いができる記載となっているが、どの程度柔軟に取り扱うかについての指針等はない。

この点について、所管課は、国による私学助成メニューは多岐にわたり、社会情勢やニーズに応じて制度が変遷するものであるため、個別に判断せざるを得ない事情があると説明する。

しかし、財務事務の透明性の観点からは、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準のみによって、交付対象学校法人等に該当するか否かの判断をすべきであり、個別判断の余地は、可能な限り少なくすべきである。

したがって、たとえ国等の経常的補助制度が多岐にわたり、個別判断の必要性があるとしても、大阪府は、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準において、どのような経常的補助を受けていれば、本補助金の交付対象学校法人等から除外されるかについての例示を

記載するなどして、個別判断の余地を可能な限り少なくすべきである。

【意見 104】ガバナンス向上取組係数における公表資料のチェック

大阪府は、各補助対象法人に対して、大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金の、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準「⑩ガバナンス向上取組係数」における各公表資料の書式の指導等を行うとともに、「⑩ガバナンス向上取組係数」の要件を満たしているか判断するにあたり、単に公表資料が公表されているか否かだけではなく、公表資料に、公表基準によって記載が求められる項目が記載されているか否かを実質的に審査するよう改めるべきである。

(理由)

本補助金の交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準によれば、「⑩ガバナンス向上取組係数」の数値が、補助金額算定の一要素とされている。すなわち、「⑩ガバナンス向上取組係数」において公表が求められている全ての資料（財産目録等備付書類（計算書類、財産目録等）、学校評価及びいじめ対策）が公表されていない場合は、公表されていない資料の種類に応じて、「⑩ガバナンス向上取組係数」の点数が減点され、これに応じて補助金額も減額されることになっている。また、学校評価やいじめ対策については、さらに公表基準が設けられている。例えば、いじめ対策に関しては、①いじめの定義、②いじめ防止等に関する措置、③重大事態への対処、の3項目が含まれた「学校いじめ防止基本方針」が公表されていることが必要とされている。もっとも、所管課からは、各交付対象法人に対して、各公表資料の書式の指導等を行っていない。

この点、所管課は、所管課が、公表資料において、公表基準によって記載が求められる項目（例えば、いじめ対策については、上記①～③）が記載されているか否かの確認を行っており、「⑩ガバナンス向上取組係数」において公表が求められている資料についての公表がされていれば、「⑩ガバナンス向上取組係数」の減点は行わないという運用をしている、と説明する。

しかし、監査人が任意の学校の「学校いじめ対策基本方針」を閲覧したところ、上記「③重大事態への対処」について、「犯罪行為と思われる現象や重大な事態については関係機関に報告することも含め、適切に対処する。」という一文だけの記載しかなく、何をもって重大事態と判断するか及び具体的な対処方法が不明確であった学校や、そもそも、上記「③重大事態への対処」方針についての記載が無かった学校があったが、大阪府は、これらの学校についても、「⑩ガバナンス向上取組係数」の減点をしていなかった。

この点について、所管課は、「学校いじめ防止基本方針」の内容は、各学校法人の運営方針や学校の教育活動内容に直結するため、自主性を重んじる私立学校の特性に鑑みると、大阪府がその内容について指示・命令する権限は無いということを理由に、大阪府が「学校いじめ防止基本方針」の内容に踏み込んだ判断はできない、と説明する。

しかし、大阪府において、大阪府が学校運営の内容について指示・命令すべきものではないとしても、配分基準に「⑩ガバナンス向上取組係数」を設け、公表資料や公表基準を設定している以上、大阪府は、公表基準によって記載が求められる項目が記載されているか否かを判断する必要がある。

本意見は、例えば、上記「③重大事態への対処」について具体的な対処方針が記載されている場合にその具体的な対処方針の内容の当否に踏み込んだ判断することを求めるものではない。ただし、大阪府は、公表基準によって記載が求められる項目が記載されているか否かについて、項目の記載が無かったり、項目の記載が抽象的に過ぎる場合には、その記載内容に基づき、「学校いじめ防止基本方針」の公表がされていない、という判断をすべきである。項目の記載が無かったり、項目の記載が抽象的に過ぎる場合であっても、公表基準の要件を充たしているとする大阪府の現行の扱いは不十分と言わざるを得ない。

したがって、大阪府は、各補助対象法人に対して、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準「⑩ガバナンス向上取組係数」における各公表資料の具体的な書式を示す等により指導等を行い、公表基準によって記載が求められる項目が記載されるように努めるとともに、「⑩ガバナンス向上取組係数」の要件を充たしているか判断するにあたり、資料が公表されているか否かだけでなく、各公表資料に、公表基準によって記載が求められる項目が記載されているか否かを実質的に審査すべきである。

8 私立外国人学校振興補助金

(1) 概要

補助金等の名称	私立外国人学校振興補助金					
所管部署	教育庁 私学課					
補助金制度等の目的・概要	教育条件の維持向上と保護者負担の軽減を図るための補助					
補助開始年度	平成4年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	私立学校運営法人 (4件)					
根拠規定等	大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	54,181	57,365	57,288	59,598	59,521
	交付実績	54,857	56,287	58,674	58,905	60,137
財源	一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校及び専修学校以外のもので、学校教育に類する教育を行うものを各種学校という。具体的には、和洋裁、簿記、珠算、自動車整備、調理・栄養、看護師、保健師、理容、美容、タイプ、英会話、工業などをはじめとする各種の教育施設のうち、授業時数・教員数や施設・設備などの一定の基準（各種学校規程等）を満たし、所轄庁である都道府県知事の認可を受けて設置されたものをいう。

各種学校の多くが、高等学校卒業後の生徒を対象としているが、本補助金は、学齢期にあ

る生徒が通学する私立外国人学校に対して、幼稚園、小学校、中学校、及び高等学校に対する補助と同様に、運営費補助金を交付するものである。

(3) 監査の結果及び意見

【意見 105】要綱や交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準における要綱記載の要件の明確化

大阪府は、私立外国人学校振興補助金における「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件が、対象経費に対して日本国内の公費が重複して充当されることを排除する目的で設けられているのであれば、本補助金交付要綱や、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準において、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件に、「国外からの経常費助成を受けている場合は除く」、という趣旨の文言を付記すべきである。

(理由)

大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱第2条(3)によれば、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」が、補助金交付の要件とされている。

本補助金の交付対象法人の中には、日本国外からの経常費助成を受けていると思われる外国人学校が存在していた。

この点、所管課は、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」が補助金交付の要件とされている趣旨は、対象経費に対して日本国内の公費が重複して充当されることを排除する目的であると思料されるため、国内法令の及ばない国外からの助成等は対象外と解すべきであり、当該法人が国外から経常費助成を受けていることを以って補助対象法人から除外することにはならない、と説明する。

しかし、本補助金の交付要綱上、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件が、対象経費に対して日本国内の公費が重複して充当されることを排除することを目的とするか否かは読み取れない。また、同要綱第4条に基づく平成30年度大阪府私立外国人学校振興補助金交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準（以下本項において「交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準」という。）においても、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」の要件について、国外からの経常費助成を受けている場合は除く、という付記もされていない。そのため、補助金交付要綱や、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準では、国外からの経常費助成を受けている学校が、本補助金の交付対象法人となるか否かは判然としない。

本補助金における「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件が、対象経費に対して日本国内の公費が重複して充当されることを排除する目的で設けられているのであれば、財務事務の透明性の観点から、大阪府は、本補助金交付要綱や、交付対象学校法人等に関する基準及び配分基準において、「国又は他の経常的補助制度の交付対象となっていないこと」という要件に、「国外からの経常費助成を受けている場合は除く」、というような文言を付記すべきである。

9 私立高等学校等経常費補助金

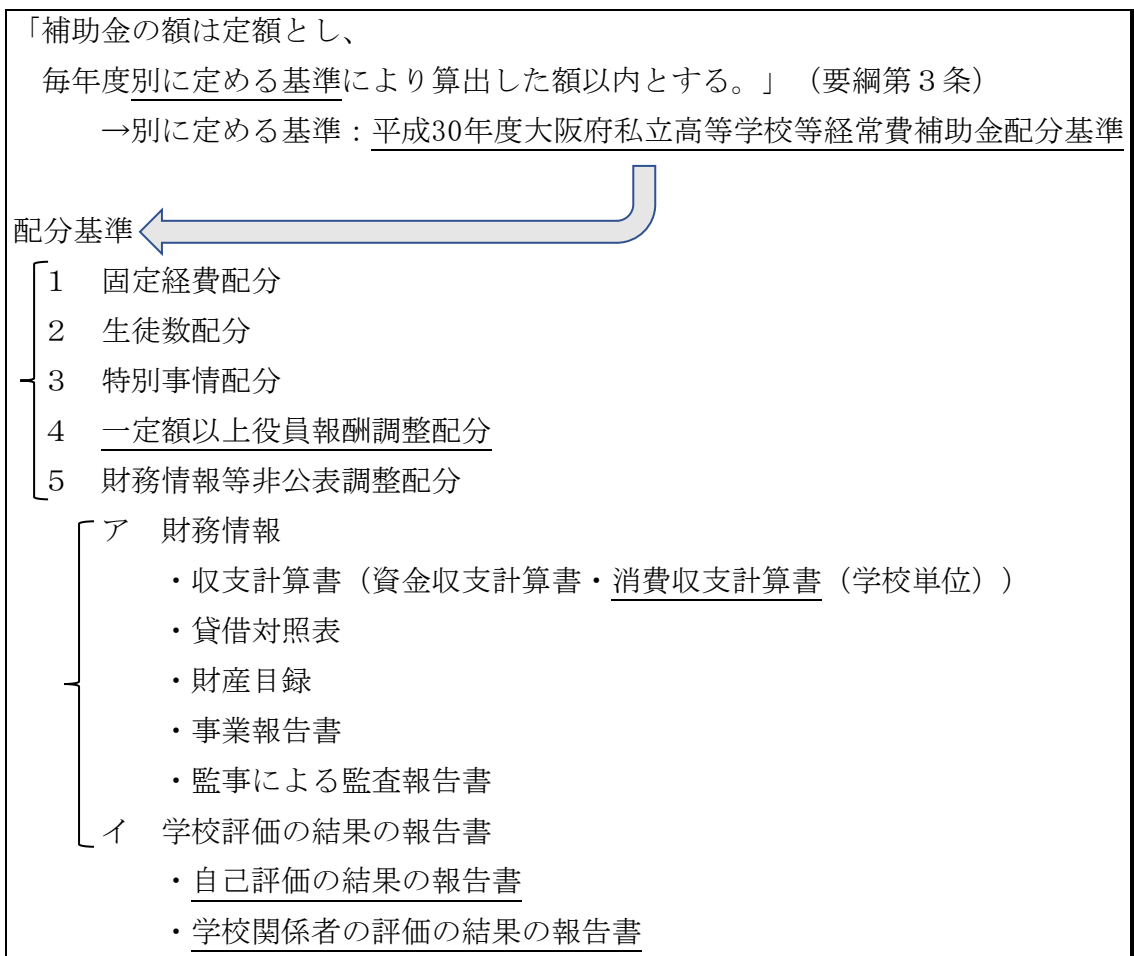
(1) 概要

補助金等の名称	私立高等学校等経常費補助金					
所管部署	教育庁 私学課					
補助金制度等の目的・概要	高等学校の教育条件の維持向上及び高等学校に在学する児童生徒に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、高等学校の経営の健全性を高め、もって高等学校の健全な発達に資するため					
補助開始年度	昭和23年度					
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	私立学校運営法人 (84件) 全日制78法人, 狭域通信制4法人, 広域通信制4法人 うち2法人は全日制及び通信制を併設					
根拠規定等	大阪府私立高等学校等経常費補助金交付要綱					
補助金等の推移 (単位: 千円)	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
	当初予算	36,272,479	36,363,892	36,057,570	36,343,084	36,189,964
	交付実績	35,740,795	36,374,165	36,151,427	36,399,932	36,180,184
財源	国及び一般財源					

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金の交付要綱の記載からだけでは本補助金の金額は決まらず、大阪府は、毎年度、大阪府私立高等学校経常費補助金配分基準（以下、本項において「配分基準」という。）を策定し、この配分基準に基づき、補助金額が決定されている。

本補助金交付要綱第3条により、本補助金の補助金額は、次の表のプロセスにより決定される。



(3) 監査の結果及び意見

【意見 106】配分基準における生徒1人当たりの授業料負担額、高等学校全体の収支及び財務状況の考慮

大阪府は、大阪府私立高等学校経常費補助金補助金の配分基準による補助金額の算出において、生徒1人当たりの授業料負担額等の生徒納付金収入額、高等学校全体の収支及び財務状況を配分基準に入れることを検討すべきである。

(理由)

ア 本補助金交付要綱第10条第1項によれば、補助金の交付を受けた学校法人は、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する高等学校等に在学する児童又は生徒に係る就学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該高等学校等の教育水準の向上に努めなければならない、とされている。すなわち、本補助金は、高等学校に在学する生徒に係る就学上の経済的負担の適正化を図ることが目的の一つとなっている。

イ 本補助の交付対象経費は、高等学校等における教育に必要な経常的経費のうち、①人件費（役員報酬は除く）、②教育研究経費、③管理経費、④借入金等利息、とされている。参考に、任意に抽出した高等学校の実績報告書に添付された補助対象事業費及び経費の配分方法等の記載を掲載する。

<実績報告書（抜粋）>

（単位：千円）

補助対象事業費	内訳		左の負担区分		
	人件費 ①	経費等 ②～④	府補助金額	法人負担額等	
				経常的生徒納付金収入額	その他法人収入額
1,924,725	1,456,656	468,069	544,133	1,066,466	314,126

本補助金の金額が、上記①～④（上記表の「人件費」及び「経費等」）の合計額よりも大きければ本補助金は精算されるが、実際には、本補助金の金額が、上記①～④の合計額よりも大きいことは無い。府補助金額及び経常的生徒納付金収入額によっても補助対象事業費を賄えない場合には、差額を、その他法人収入額によって補填しているが、仮に、本補助金を含めた学校法人全体の利益が、上記「その他法人収入額」を補って余りある場合であっても、本補助金は精算されない。

ウ 高等学校においては、将来的な施設の維持・更新等のため、補助金を含めた収支が黒字であることも一定程度は許容され得ると考える。しかし、極端な例となるが、例えば、毎年の学校経営が順調であり、補助金を必要とせずとも十分に学校経営が可能な私立高等学校については、事実上精算を要しない本補助金を他の高等学校と同一の水準で交付し続ける必要性は低いと考える。また、高等学校に在学する生徒が高額な授業料負担をしつつ、同高等学校が、本補助金を受給して黒字を増やすような事態が万一生じるとすれば、本補助金の目的は達成できないことになってしまう。

現在、配分基準には、「一定額以上役員報酬調整配分」という基準があるが、この基準は、役員のうち、役員報酬等（専任教員等又は専任職員として支給された年間給与費を含む。）が1600万円を超える者がいる場合に配分額を減額するという基準であり、生徒一人当たりの授業料等の負担額や、高等学校全体の収支及び財務状況といった観点から補助金額を必ずしも調整しようとするものではない。

なお、経常費補助金という点で本補助金と共通する大阪府私立幼稚園費補助金配分基準においては、前年度の事業活動収支計算書等による補正係数を考慮して配分額を決定する仕組みとなっているため、経常費補助金の場合に、高等学校全体の収支及び財務状況を考慮することも可能であると考えられる。

したがって、大阪府は、本補助金額の算出において、生徒1人当たりが負担する授業料等の生徒納付金収入額並びに高等学校全体の収支及び財務状況を配分基準に入れることを検討すべきである。

【監査の結果 31】 財務情報等非公表調整配分における公表書類の未改訂

大阪府は、大阪府私立高等学校経常費補助金配分基準の配分基準「5 財務情報等非公表調整配分」の財務情報として公表を求める書類について、「消費収支計算書」から「事業活動収支計算書」へと記載を変更すべきである。

（理由）

平成27年4月に学校法人会計基準が改正され、学校法人において作成しなければならない

計算書類のうち、改正前は「消費収支計算書」とされていた書類が、改正後は「事業活動収支計算書」という書類に変更された。

しかし、平成30年度大阪府私立高等学校等経常費補助金配分基準「5 財務情報等非公表調整配分」において、ホームページで公表が求められる財務情報として、「消費収支計算書」と記載されていた。

すなわち、学校法人会計基準の改正により、平成27年度（知事所管法人は平成28年度）からは、「消費収支計算書」が「事業活動収支計算書」に変更になっているにもかかわらず、旧名称のままとなっていた。

大阪府は、基準改正を適時に把握し、配分基準の記載を改訂すべきである。

【監査の結果 32】 実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の変更

大阪府は、大阪府私立高等学校経常費補助金の補助事業者自身に補助事業の効果測定をさせるよう、実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の記載を変更すべきである。

（理由）

本補助金要綱第9条に基づき、補助事業者は、補助事業年度の終了後に、大阪府に対する実績報告書の提出義務を負っている。そして、大阪府は、補助事業者に対して、実績報告書の書式をダウンロードできるURLを記載した通知文書を送付し、補助事業者がこの書式に記入して、実績報告書を提出するよう依頼している。

この実績報告書の書式の「補助事業の効果」欄には、予め、「補助金を人件費、経費、借入金等利息に充当し、補助金交付目的の達成を図った」との記載が印字されていた。

補助事業の効果測定は、まずは、補助事業者において行うべきものであり、そのため、補助事業者が作成する実績報告書に「補助事業の効果」欄が設けられているのである。

しかし、本件では、書式の「補助事業の効果」欄に、予め、定型文言が記載されてしまっているため、補助事業者自らが、補助事業の効果測定を行いにくい状況であった。

この点、所管課は、実績報告書の書式に予め記載された定型文言は、記載例に過ぎないと説明するが、補助事業者から提出された実績報告書の「補助事業の効果」欄に、定型文言以外の補助事業の効果を記載した補助事業者が存在しなかったことから、補助事業者は、定型文言を記載例とは認識しておらず、補助事業者自らが実質的には補助事業の効果測定を行っていなかったと評価されてもしかたないといえる。

大阪府は、補助事業者自身に補助事業の効果測定をさせるため、実績報告書の提出依頼の通知文書や書式において、実績報告書の書式の「補助事業の効果」欄の記載は例示に過ぎないことを注記し、補助事業者自らが効果測定をすることを求めるべきである。

【意見 107】 検査調書の記載方法

大阪府は、大阪府私立高等学校経常費補助金の実績報告書に基づく検査に際して、実績報告書及び資金収支決算書（見込み）のみならず、その作成する基となった根拠資料をも確認すべきである。また、全件の根拠資料を確認することが困難である場合には、根拠資料のサンプリング調査を検討すべきであり、根拠資料のサンプリング調査を実施した場合には、根拠資料のサンプリング調査を実施した件数を検査調書に記載すべきである。

(理由)

ア 本補助金においては、補助事業者である全78学校法人について、平成31年4月26日付の1枚の検査調書が作成されている。検査調書の記載は、以下のとおりである。

- ・検査年月日
(履行確認日) 平成31年3月31日
(実績報告書に基づく確認日) 平成31年4月26日
- ・証拠書類の整備状況 良好
- ・検査内容 事業実績額については、実績報告書及び資金収支決算書(見込み)により適正に執行していることを確認した。

イ 「大阪府補助金交付規則の施行について(通知)」(財第236号、財内第737号、昭和45年10月1日総務部長)によれば、実績報告書を受けた場合において、「実績報告書等の書類の審査及び原則として行う現地調査等」が必要とされている。また、「補助事業検査調書の改正について(通知)」(財第1747号、平成18年9月29日大阪府出納長、大阪府総務部長)によれば、運営費補助金の検査調書の検査内容欄の記載例として、「運営実績額については、実績報告書や収支計算書及びその根拠資料(契約書、領収書等)により適正に執行していることを確認した」と記載されている。

本補助金の検査調書によれば、実績報告書に基づく検査として、実績報告書及び資金収支決算書(見込み)による検査を実施しているとのことである。しかし、実績報告書や資金収支決算書(見込み)を作成する基となった根拠資料(賃金台帳等)は検査の際に参照していない。実績報告書や資金収支決算書(見込み)を作成する基となった根拠資料を確認しなければ、実績報告書や資金収支決算書(見込み)に記載の数値が正しいものであるか否かについての判断ができない。

したがって、大阪府は、補助金額の確定に当たって作成する検査調書の原則的なルールに基づき、実績報告書に基づく検査に際しては、実績報告書や資金収支決算書(見込み)のみならず、実績報告書や資金収支決算書(見込み)を作成する基となった根拠資料をも確認すべきである。

また、補助金交付先が84件と多数であり、全件の根拠資料を確認することが困難であるとしても、サンプリング調査をすることを検討すべきであり、サンプリング調査を実施した際には、根拠資料のサンプリング調査を実施した件数を検査調書に記載すべきである。

なお、大阪府は、毎年夏頃に、全84学校法人を3年ごとに回り、当年度及び過去2年度分を併せた会計等現地検査を実施している。この検査は、経常費補助金以外にも、授業料支援補助金や就学支援金といった経常費補助金以外の補助金や学校会計に関して、証拠書類を含めた検査をしている。もっとも、会計等現地検査の実施時期が夏頃であるため、本検査調書の作成時点(4月26日)においては、会計等現地検査に基づく証拠書類の検査は未実施となっている。

10 私立幼稚園経常費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	私立幼稚園経常費補助金				
所管部署	教育庁 私学課				
補助金制度等の目的・概要	私立幼稚園の教育条件の維持向上及び幼稚園に在園する幼児に係る就学上の経済的負担の軽減を図るとともに、幼稚園の経営の健全性を高め、もって、幼稚園の健全な発達に資するため				
補助開始年度	昭和43年度				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	私立学校運営法人 (214件)				
根拠規定等	大阪府私立幼稚園経常費補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	17,754,757	14,191,929	13,376,995	12,257,028	11,053,683
交付実績	17,773,035	14,203,363	13,250,945	12,003,066	11,124,166
財源	国及び一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金の交付要綱の記載だけでは本補助金の金額は決まらず、大阪府は、毎年度、大阪府私立幼稚園経常費補助金配分基準（以下、本項において「配分基準」という。）を策定し、この配分基準に基づき補助金額が決定されている。

本補助金交付要綱第3条により、本補助金の補助金額は、次の表のプロセスにより決定される。

「補助金の額は定額とし、
 毎年度別に定める基準により算出した額以内とする。」（要綱第3条）
 →別に定める基準：平成30年度私立幼稚園経常費補助金配分基準

配分基準 ←

- (1) 一般補助
 - ア 人件費関係
 - ・ 教員要素
 - ・ 3歳児学級要素
 - ・ 加配教員要素
 - ・ 職員要素
 - ・ 処遇改善要素
 - イ 運営費関係
 - ・ 研修要素（教員の能力開発及び資質向上分）
 - ・ 免許要素（一般免許状等の保有の促進分）
 - ・ 財務状況改善要素
 - ・ 地域子育て支援要素
 - ・ 学校安全要素
 - ・ 園要素
- (2) 特別補助
 - ア 25人学級要素
 - イ 3歳児就園促進要素
- (3) 調整措置

<ul style="list-style-type: none"> ア 定員管理調整 イ 36人以上学級調整 ウ 小規模学級調整 エ <u>園長研修調整</u> オ <u>情報公開調整</u> 	<ul style="list-style-type: none"> カ 経営余力調整 キ 通園バス管理調整 ク 一般管理調整 ケ 最低保証調整 コ 補助限度額による調整
--	--

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 33】 研修参加者の職及び氏名の報告

大阪府は、大阪府私立幼稚園経常費補助金の補助事業者である園に対して、配分基準の「研修要素」の対象となる研修に参加した者の職及び氏名を報告させるべきである。

(理由)

本補助金交付要綱第3条に基づく平成30年度私立幼稚園経常費補助金配分基準（以下「配分基準」という。）によれば、「(1) 一般補助, イ 運営費関係 ・ 研修要素（職員の能力開

発及び資質の向上分)」(以下「研修要素」という。)により、園長を除く専任教員が、4月～10月の間に、所定の研修に参加した場合、補助金配分額の計算に20万円が加算される。また、「(3)調整措置、エ 園長研修調整」(以下「園長研修調整」という。)により、園長(専任・兼任を問わない)が、4月～10月の間に、所定の研修に参加していない場合は、補助金配分額の計算から20万円を減額される。

大阪府は、補助事業者である園に対して、「大阪府私立幼稚園経常費補助金(研修要素)に関する実績調査」という書式を配布して、「研修要素」及び「園長研修調整」に関する実績調査を行っている。同書式では、「園長研修調整」に関しては、研修実施日・研修参加日数・研修事業名・主催者・参加者の職及び氏名を報告させるが、「研修要素」に関しては、「園長研修調整」とは異なり、参加者の職及び氏名の報告は不要とされている。

しかし、「研修要素」は、補助金配分額に影響を及ぼす要件であり、仮に、「研修要素」に参加した教員が専任教員ではなかった場合は、「研修要素」による補助金配分額の加算は認められない。

したがって、大阪府は、「研修要素」の報告に関しても、所定の研修に参加した教員が、どのような立場の者であったのかを明らかにするため、「園長研修調整」の場合と同様に、参加者の職及び氏名を報告させるべきである。

【意見 108】 学校関係者評価における学校関係者委員会の構成

大阪府は、大阪府私立幼稚園経常費補助金の配分基準「(3)調整要素、オ 情報公開調整」における「学校評価(学校関係者評価)」に関し、学校関係者委員会による評価がなされている場合は、「学校評価(自己評価)」の作成に関与した者の意見が学校関係者委員会において反映されないよう指導すべきである。

(理由)

配分基準「(3)調整要素、オ 情報公開調整」により、各園の「財務情報」「学校評価(自己評価)」「学校評価(学校関係者評価)」を、関係者以外にも広く一般に公開する体制を整え、かつホームページに掲載していない園は、非公表の項目に応じて、補助金配分額が減額される。

このうち、「学校評価(学校関係者評価)」については、学校関係者委員会による評価がなされている園が大半を占めており、園長や理事長が、学校関係者委員会の委員となっている事例も複数例見られた。

所管課によれば、学校関係者委員会の委員構成について、国の「学校評価ガイドライン(平成23年改訂)」において「学校関係者評価委員会を新たに組織することにかえて、学校評議員や学校運営協議会等の既存の組織を活用して評価を行うことも考えられる」との記載があるため、園長や理事長が学校関係者委員会の委員に就任しているケースについて、そのことのみをもって問題とはならないとしている。また、大阪府として別に指針等は定めていない。

しかしながら、同ガイドラインによれば、「学校関係者評価は、自己評価の結果について評価を行うことを基本とする。」とされており、自己評価に関与した人物が評価を行うことは想定されていない。

また、文部科学省のホームページの「学校評議員制度について」では、「学校評議員には、

当該学校の職員以外で、教育に関する識見と理解のある者から委嘱する。」とあり、同ホームページの「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）について」では、学校運営協議会制度における委員の例として、「保護者代表，地域住民，地域学校協働活動推進員など」と記載されており，いずれにせよ，園長や理事長が，学校評議員や学校運営協議会の構成員となることは想定されていない。

したがって，「学校評価（自己評価）」の作成に関与した幼稚園の園長等の人物が，学校関係者委員会の委員として，「学校評価（学校関係者評価）」の評価を行うことは，「学校評価」制度の趣旨に反するため避けるべきである。

大阪府は，園が，学校関係者委員会による「学校評価（学校関係者評価）」をする場合には，園に対して，「学校評価（自己評価）」の作成に関与した者の意見が，学校関係者委員会において反映されないよう指導すべきである。

【監査の結果 34】 実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の変更

大阪府は，私立幼稚園経常費補助金に関し，補助事業者自身に補助事業の効果測定をさせるよう，実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の記載を変更すべきである。

（理由）

私立幼稚園経常費補助金交付要綱第9条に基づき，補助事業者は，補助事業年度の終了後に，大阪府に対する実績報告書の提出義務を負っている。そして，大阪府は，補助事業者に対して，実績報告書の書式を埋めて，実績報告書を提出するよう求める通知文書を送付している。

この実績報告書の書式の「補助事業の効果」欄には，予め，「補助金を人件費，教育研究経費，管理経費，_____ に充当することにより，交付要綱にあげる交付目的を達成した。」との記載が印字されていた。なお，借入金等利息がある場合には，印字の「_____」部分に，「借入金等利息」と記載することとなっている。

補助事業の効果測定は，まずは，補助事業者において行うべきものであり，そのため，補助事業者が作成する実績報告書に「補助事業の効果」欄が設けられているのである。しかし，本件では，書式の「補助事業の効果」欄に，予め，定型文言が記載されてしまっているため，補助事業者自らが，補助事業の効果測定を行いにくい状況であった。

この点，所管課によれば，実績報告書の書式に予め記載された定型文言は，記載例に過ぎないとのことである。しかし，実績報告書を提出するよう求める通知文書に添付された記載例では，「補助事業の効果」欄に定型文が当初から記載されており，補助事業者において記載する項目ではないと見受けられた。また，補助事業者から提出された実績報告書の「補助事業の効果」欄に，定型文言以外の補助事業の効果を記載した補助事業者が存在しなかったことから，補助事業者は，定型文言を記載例とは認識しておらず，補助事業者が補助事業の効果測定を行っていなかったと評価されても仕方ないといえる。

大阪府は，補助事業者自身に補助事業の効果測定をさせるため，実績報告書の提出依頼の通知文書や書式において，実績報告書の書式の「補助事業の効果」欄の記載は例示に過ぎないことを注記し，補助事業者自らが効果測定をすることを求めるべきである。

1 1 私立幼稚園等特別支援教育費補助金

(1) 概要

補助金等の名称	私立幼稚園等特別支援教育費補助金				
所管部署	教育庁 私学課				
補助金制度等の目的・概要	私立幼稚園又は幼保連携型認定こども園に就園する障がいのある幼児の特別支援教育の充実を図るため				
補助開始年度	不明				
平成30年度の交付先 (交付先の件数)	私立学校運営法人 (173件)				
根拠規定等	大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金交付要綱				
補助金等の推移 (単位：千円)	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	平成29 年度	平成30 年度
当初予算	629,552	693,840	1,062,712	1,062,712	1,071,336
交付実績	646,016	772,240	893,368	873,768	861,317
財源	国及び一般財源				

(2) 補助金等の内容の説明

本補助金は、障がいのある幼児が私立幼稚園等に就園している場合に、当該幼稚園等に対して、交付される補助金である。

国による私学助成制度として、障がいのある幼児2名以上が就園する園への助成を行う都道府県に対する補助金があるが、本補助金は、障がいのある幼児が1名でも就園している園があれば、大阪府が、同園に対して、特別支援教育の充実を図るために補助金を交付するものである。

(3) 監査の結果及び意見

【監査の結果 35】 実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の変更

大阪府は、大阪府私立幼稚園等特別支援教育費補助金の補助事業者自身に補助事業の効果測定をさせるよう、実績報告書の提出依頼の通知文書や書式の記載を変更すべきである。

(理由)

本補助金交付要綱第9条に基づき、補助事業者は、補助事業年度の終了後に、大阪府に対する実績報告書の提出義務を負っている。そして、大阪府は、補助事業者に対して、実績報告書の書式を埋めて、実績報告書を提出するよう求める通知文書を送付している。

この実績報告書の書式の「補助事業の効果」欄には、予め、「教員等の人材確保及び特別支援教育活動の向上を行うことができた。」との記載が印字されていた。

補助事業の効果測定は、まずは、補助事業者において行うべきものであり、そのため、補助事業者が作成する実績報告書に「補助事業の効果」欄が設けられているのである。しかし、本件では、書式の「補助事業の効果」欄に、予め、定型文言が記載されてしまっているため、補助事業者自らが、補助事業の効果測定を行いきにくい状況であった。

この点、大阪府は、実績報告書の書式に予め記載された定型文言は、記載例に過ぎないと説明する。しかし、実績報告書を提出するよう求める通知文書に添付された記載例において、「補助事業の効果」欄は、要記入箇所と指示されていなかった。また、補助事業者から提出された実績報告書の「補助事業の効果」欄に、定型文言以外の補助事業の効果に記載した補助事業者が存在しなかったことから、補助事業者は、定型文言を記載例とは認識しておらず、補助事業者が補助事業の効果測定を行っていなかったと評価され仕方ないといえる。

大阪府は、補助事業者自身に補助事業の効果測定をさせるため、実績報告書の提出依頼の通知文書や書式において、実績報告書の書式の「補助事業の効果」欄の記載は例示に過ぎないことを注記し、補助事業者自らが効果測定をすることを求めるべきである。

第4章 最後に

1 本年度の包括外部監査においては、「補助金等及び基金に関する財務事務の執行について」を監査テーマとした。補助金等は、大阪府の歳出の3割程を占める極めて重要な財務事務である。補助金等の数は1200以上、基金は34と膨大である。実質1年に満たない監査期間中に十分に意味のある監査手続きを実施しようとするれば、具体的対象を大幅に絞らざるを得ない。しかし、それらの全容を一覧できる資料はなかった。様々な視点を考慮して、大幅に具体的対象を絞ったが、それでも対象とした補助金等や基金の数は90程になった。しかし、こうした絞り込みの過程を経る中で、大阪府におけるこれらの財務事務に関する全般的・横断的視点が得られたと思う。その視点は、具体的な補助金等の監査においても有効であったと考えている。

2 平成29年度から3年間、包括外部監査人を務めさせていただいた。その感想をいくつか述べる。

(1) まず、監査手続きを通じて多くの大阪府職員や外郭団体などの職員と接した。地方自治体は、選挙で選出される首長と地方議会議員が政策や基本的意思決定を担い、その意思決定の下で多くの地方公務員がそれぞれの職務を分担して具体的な行政事務を行っている。3年間の監査を通じて多くの部局の事務状況を見てきたが、その現場においては誠実に業務が行われていた。

しかし、人事異動もあり、一定の期間担当する部署の業務を遂行するにあたっては、どうしても前例踏襲となりがちであり、担当した事業そのものの将来展望や廃止などを含めた見直しは、担当者が容易に対応できることではない。また、担当する事務以外の事務について口をはさむことは少ないし、担当したことのない部局の事務については類似している事務であっても知識をほとんど持たないことも少なくないようである。そうした仕組みの中で、いわゆる縦割り行政の弊害も生まれる。

大阪府では厳しい財政状況の中、10年以上前から行財政改革に取り組んできている。しかし、予算や歳出の削減努力は行われているものの、歳出削減目標達成のために、補助金事業に限らず、様々な事業を俯瞰し、行政として行うべき事業の軽重を踏まえた基本的な整理検討は、十分とは言えないように思われる。こうした課題を検討するには、与えられた職務に誠実な職員だけでは十分な成果が得られないように思われる。意思決定権を持つ首長や議会の役割は極めて大きい。

(2) また、3年間の包括外部監査の業務を通じて、改めて地方自治体の役割、地方行政の在り方を考えさせられた。民主主義社会において、いわゆる夜警国家的な行政から、福祉国家的な行政へ踏み出して以来、どこまでが行政の行うべき事業なのかが常に問われ続けている。右肩上がりの経済成長の中で、歳入が増加し続けている時代においては、その対象事業は拡大し、歳出額も巨額となっていた。しかし、少子高齢化が進み、経済が低成長あるいは縮小する現実の中で、何が本当に行政の行うべき事業なのかを、地方自治体の基本的役割に立ち返って、真剣に検討しなければならないと思う。

(3) 地方自治体における公金流用などの不祥事発生をうけて、平成9年の地方自治法の改正により、外部監査制度（個別外部監査と包括外部監査）が創設された。外部からの監査と

いう点が制度の本旨であるが、包括外部監査は、外部であることに加え、監査対象事件（監査テーマ）について、原則として自由に選定できるところに特色がある。それは自治体内部やその関係者の問題意識にとらわれない視点からの監査を期待していると考えられる。3年間の監査業務を通じて、監査テーマとした財務事務の具体的課題を検討するとともに、常にその事業の制度趣旨に立ち返って、各担当部局を全体として把握し、横断的・全般的観点から監査を行うことに留意した。

しかし、「外部」ということは、当該地方公共団体固有の内部の実情や運用の実態を知らないということであり、その把握は容易でない。また、経済性・有効性・効率性・PDCAサイクルの視点から現状の変更を求める監査の結果や意見については、担当部局から運用の実態を十分に把握していないのではないかと、現状で問題は生じていないといった否定的反応が示されることも少なくなかった。こうした行政内部からの財務事務に関する考え方を知ることで、監査人としては、逆に外部の視点、府民の目線からの監査を行うことの意義を再確認する場面もあった。こうした経験から、包括外部監査制度は、地方自治体にとって大変有意義な制度であると思う。今後とも制度運営上の工夫を重ね、一層有意義なものとなることを願っている。

なお、単年度の外部監査という制度の性質上、監査対象とした財務事務の所管部署からの説明や資料の提供が正しく誠実になされていなければ監査の実を上げることは困難である。また、包括外部監査は地方自治法に定められた制度であり、地方自治体の職員等は監査の適正かつ円滑な遂行に協力する義務を負っている。ごく一部ではあるが、こうした包括外部監査制度の意義が十分には認識されていないのではないと思われる事案があった。今後の包括外部監査が効果的に実施されるためにも、包括外部監査制度の意義が周知され、関係する部局・団体が誠実に真摯に監査に対応されることを期待する。

3 包括外部監査において、監査委員事務局をはじめ多くの大阪府の職員や関係者の皆様にご助力いただいた。深く感謝申し上げますとともに、監査結果報告書に記載した監査の結果及び意見が、少しでも大阪府の行政及び財務事務の改善に役立つことを願っている。

以上